

5. 財務関係

(2) 住民監査請求及び住民訴訟に関する調査 (平成19年4月1日 から 平成21年3月31日 まで)

① 都道府県分

ア 住民監査請求の件数 (総括表)

(単位：件)

都道府県名	期間	住民監査請求の件数	うち取下げのあった件数	うち却下の件数	うち期間途過によるもの			うち棄却の件数	うち勧告を行った件数	うち合議不調により監査結果を出さなかった件数
					うち財務会の上の行ない	うちその他の理由のもの	うちその他の理由のもの			
北海道	H19.4.1～H20.3.31	1	1							
	H20.4.1～H21.3.31	4						3	1	
	計	5	1	0	0	0	0	3	1	0
青森県	H19.4.1～H20.3.31									
	H20.4.1～H21.3.31	3						3		
	計	3	0	0	0	0	0	3	0	0
岩手県	H19.4.1～H20.3.31									
	H20.4.1～H21.3.31	1						1		
	計	1	0	0	0	0	0	1	0	0
宮城県	H19.4.1～H20.3.31	1						1		
	H20.4.1～H21.3.31	3						3		
	計	4	0	0	0	0	0	4	0	0
秋田県	H19.4.1～H20.3.31									
	H20.4.1～H21.3.31	2		2		2				
	計	2	0	2	0	2	0	0	0	0
山形県	H19.4.1～H20.3.31	5		2	2			3		
	H20.4.1～H21.3.31	4						4		
	計	9	0	2	2	0	0	7	0	0
福島県	H19.4.1～H20.3.31	2		2				2		
	H20.4.1～H21.3.31									
	計	2	0	2	0	0	2	0	0	0
茨城県	H19.4.1～H20.3.31	1		1		1				
	H20.4.1～H21.3.31	3		2	1	1		1		
	計	4	0	3	1	2	0	1	0	0

都道府県名	期間	住民監査請求 の件数	うち取下げの あった件数					うち期間途 過によるもの	うち財務会 計上の行為 でないもの	うちその他 の理由のもの	うち棄却の件 数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
			うち取下げの あった件数	うち却下の件 数	うち期間途 過によるもの	うち財務会 計上の行為 でないもの	うちその他 の理由のもの						
栃木県	H19.4.1～H20.3.31	1								1			
	H20.4.1～H21.3.31	3		2				2		1			
	計	4	0	2	0	0	2	2	0	0			
群馬県	H19.4.1～H20.3.31	1		1				1					
	H20.4.1～H21.3.31												
	計	1	0	1	0	0	1	0	0	0			
埼玉県	H19.4.1～H20.3.31	1		1			1						
	H20.4.1～H21.3.31	1							1				
	計	2	0	1	0	1	0	1	0	0			
千葉県	H19.4.1～H20.3.31	8		7			3	4	1				
	H20.4.1～H21.3.31	11		11	2		2	7					
	計	19	0	18	2	5	11	1	0	0			
東京都	H19.4.1～H20.3.31	14		9	2		2	5	5				
	H20.4.1～H21.3.31	22		19	8		3	8	3				
	計	36	0	28	10	5	13	8	0	0			
神奈川県	H19.4.1～H20.3.31	10		2			1	1	7	1			
	H20.4.1～H21.3.31	2		2			1	1					
	計	12	0	4	0	2	2	7	1	0			
新潟県	H19.4.1～H20.3.31	3		2				2	1				
	H20.4.1～H21.3.31	7		2	1		1		5				
	計	10	0	4	1	1	2	6	0	0			
富山県	H19.4.1～H20.3.31												
	H20.4.1～H21.3.31	1							1				
	計	1	0	0	0	0	0	1	0	0			
石川県	H19.4.1～H20.3.31	5	2	1				1	2				
	H20.4.1～H21.3.31	2	1	1			1						
	計	7	3	2	0	1	1	2	0	0			
福井県	H19.4.1～H20.3.31	3		1				1	2				
	H20.4.1～H21.3.31	1		1	1								
	計	4	0	2	1	0	1	2	0	0			

都道府県名	期間	住民監査請求 の件数	うち取下げの あった件数					うち期間途 過によるも の	うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の	うち棄却の件 数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
			うち取下げの あった件数	うち却下の件 数	うち期間途 過によるも の	うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の						
山梨県	H19.4.1～H20.3.31	3		2				2	1				
	H20.4.1～H21.3.31	6	2	4			1	3					
	計	9	2	6	0		1	5	1	0	0		
長野県	H19.4.1～H20.3.31	1							1				
	H20.4.1～H21.3.31	5		2			1	1	3				
	計	6	0	2	0		1	1	4	0	0		
岐阜県	H19.4.1～H20.3.31	2		1	1				1				
	H20.4.1～H21.3.31	5		5	1		1	3					
	計	7	0	6	2		1	3	1	0	0		
静岡県	H19.4.1～H20.3.31												
	H20.4.1～H21.3.31	2							2				
	計	2	0	0	0		0	0	2	0	0		
愛知県	H19.4.1～H20.3.31	12		9	1			8	3				
	H20.4.1～H21.3.31	6		4			2	2	2				
	計	18	0	13	1		2	10	5	0	0		
三重県	H19.4.1～H20.3.31	9		8	2		2	4	1				
	H20.4.1～H21.3.31	5		1				1	4				
	計	14	0	9	2		2	5	5	0	0		
滋賀県	H19.4.1～H20.3.31	9		8			3	5	1				
	H20.4.1～H21.3.31	10	1	6			5	1	1		2		
	計	19	1	14	0		8	6	2	0	2		
京都府	H19.4.1～H20.3.31	4							2	2			
	H20.4.1～H21.3.31	4		1				1	3				
	計	8	0	1	0		0	1	5	2	0		
大阪府	H19.4.1～H20.3.31	7		2			2		5				
	H20.4.1～H21.3.31	11		7			3	4	4				
	計	18	0	9	0		5	4	9	0	0		
兵庫県	H19.4.1～H20.3.31	6		2			1	1	4				
	H20.4.1～H21.3.31	9		3			1	2	5	1			
	計	15	0	5	0		2	3	9	1	0		

都道府県名	期間	住民監査請求 の件数	うち取下げの あった件数					うち期間途 過によるもの	うち財務会 計上の行為 でないもの	うちその他 の理由のもの	うち棄却の件 数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
			うち取下げの あった件数	うち却下の件 数	うち期間途 過によるもの	うち財務会 計上の行為 でないもの	うちその他 の理由のもの						
奈良県	H19.4.1～H20.3.31	1								1			
	H20.4.1～H21.3.31	4		2	1			1		2			
	計	5	0	2	1	0	1	3	0	0			
和歌山県	H19.4.1～H20.3.31	2								2			
	H20.4.1～H21.3.31	5	1							3	1		
	計	7	1	0	0	0	0	5	1	0			
鳥取県	H19.4.1～H20.3.31												
	H20.4.1～H21.3.31	1									1		
	計	1	0	0	0	0	0	0	1	0			
島根県	H19.4.1～H20.3.31												
	H20.4.1～H21.3.31	1								1			
	計	1	0	0	0	0	0	1	0	0			
岡山県	H19.4.1～H20.3.31	2		2	1			1					
	H20.4.1～H21.3.31	2		1				1			1		
	計	4	0	3	1	0	2	0	1	0			
広島県	H19.4.1～H20.3.31	2		2			2						
	H20.4.1～H21.3.31												
	計	2	0	2	0	2	0	0	0	0			
山口県	H19.4.1～H20.3.31	2		2				2					
	H20.4.1～H21.3.31												
	計	2	0	2	0	0	2	0	0	0			
徳島県	H19.4.1～H20.3.31	10		7	1		3	3		3			
	H20.4.1～H21.3.31	6		4	2		2				2		
	計	16	0	11	3	5	3	3	2	0			
香川県	H19.4.1～H20.3.31	1								1			
	H20.4.1～H21.3.31	8	1	4			4			2	1		
	計	9	1	4	0	4	0	3	1	0			
愛媛県	H19.4.1～H20.3.31												
	H20.4.1～H21.3.31	5		3				3		2			
	計	5	0	3	0	0	3	2	0	0			

都道府県名	期間	住民監査請求 の件数	うち取下げの あった件数					うち期間途 過によるもの	うち財務会 計上の行為 でないもの	うちその他 の理由のもの	うち棄却の件 数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
			うち取下げの あった件数	うち却下の件 数	うち期間途 過によるもの	うち財務会 計上の行為 でないもの	うちその他 の理由のもの						
高知県	H19.4.1～H20.3.31	5		2			2			3			
	H20.4.1～H21.3.31	6	1	1				1		4			
	計	11	1	3	0	2	1	7	0	0			
福岡県	H19.4.1～H20.3.31												
	H20.4.1～H21.3.31	6		4	1	2	1	2					
	計	6	0	4	1	2	1	2	0	0			
佐賀県	H19.4.1～H20.3.31	1		1				1					
	H20.4.1～H21.3.31	1		1				1					
	計	2	0	2	0	0	2	0	0	0			
長崎県	H19.4.1～H20.3.31												
	H20.4.1～H21.3.31	3	1	1		1			1				
	計	3	1	1	0	1	0	1	0	0			
熊本県	H19.4.1～H20.3.31	1		1	1								
	H20.4.1～H21.3.31	4		4				4					
	計	5	0	5	1	0	4	0	0	0			
大分県	H19.4.1～H20.3.31	4		1				1		3			
	H20.4.1～H21.3.31	1								1			
	計	5	0	1	0	0	1	4	0	0			
宮崎県	H19.4.1～H20.3.31	3		3	1			2					
	H20.4.1～H21.3.31	1		1				1					
	計	4	0	4	1	0	3	0	0	0			
鹿児島県	H19.4.1～H20.3.31	5	2	2	1			1		1			
	H20.4.1～H21.3.31	2		1				1		1			
	計	7	2	3	1	0	2	2	0	0			
沖縄県	H19.4.1～H20.3.31	1		1				1					
	H20.4.1～H21.3.31												
	計	1	0	1	0	0	1	0	0	0			
合計	H19.4.1～H20.3.31	149	5	85	13	23	49	56	3	0			
	H20.4.1～H21.3.31	189	8	102	18	34	50	69	8	2			
	計	338	13	187	31	57	99	125	11	2			

イ 請求事項等内訳表

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
北海道	① 石狩教育局職員等 ② 管理委託契約上の義務が履行されていない。 ③ 委託代金の返還、入札参加資格の取り消し請求	(H20. 1. 18)	1		① H20. 1. 25 ② 取下げ ③	無
北海道	① 北海道空知支庁職員 ② 通勤手当支給区間の旅費支給は違法又は不当 ③ 支給した旅費の返還措置及び制度改正措置を請求	H20. 5. 2	1	直接陳述聴取(1日)	① H20. 6. 16 ② 棄却 ③ 直ちに違法又は不当であるとまでは認めることができない	無
北海道	① 北海道警察釧路方面本部職員 ② 行政財産管理を怠り、許可外使用の黙認は違法 ③ 道が損害賠償請求等の措置を請求	H20. 6. 16	2	直接陳述聴取(1日)	① H20. 8. 29 ② 一部認容、一部棄却 ③ 実際に支払われていなかった使用料及び使用許可時間外の使用料について必要な措置を講ずるよう勧告(その余は怠る事実はなかった)	無
北海道	① 知事 ② 議員の費用弁償の支給は自治法の解釈を誤ったもの ③ 支出額相当額の返還等必要な措置の要求	H20. 7. 10	1	直接陳述聴取(1日)	① H20. 8. 29 ② 棄却 ③ 費用弁償の支出は違法等であると認めることはできない	無
北海道	① 知事 ② 補助金の一部のみの返還判断は不当 ③ 補助金の全額返還を請求	H20. 8. 29	1	直接陳述聴取(1日)	① H20. 10. 3 ② 棄却 ③ 違法・不当な公金支出であると認めることはできない	無
計	5件					有 0件
青森県	① 知事 ② 職員の通勤手当と旅費支給に係る違法・不当な支出 ③ 不法利得返還請求権の行使	H20. 4. 11	3	H20. 5. 2 口頭及び書面	① H20. 5. 30 ② 棄却 ③ 違法・不当とする理由は認められず	無
青森県	① 知事 ② 議会議員の費用弁償に係る違法・不当な支出 ③ 損害補填のための措置の実施、未然防止のための条例の改正	H20. 6. 24	3	H20. 7. 10 口頭及び書面	① H20. 8. 8 ② 棄却 ③ 違法・不当とする理由は認められず	有
青森県	① 知事 ② 青森県立弘前南高等学校第一体育館大規模改修工事に係る不当な支出 ③ 損害補填のための措置の実施	H21. 2. 26	2	H21. 3. 9 口頭及び書面	① H21. 4. 17 ② 棄却 ③ 不当とする理由は認められず	無
計	3件					有 1件

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
岩手県	① 知事 ② 議会費用弁償の支給は違法・不当である。 ③ 費用弁償は実費弁償に限られ、定額方式は違法・不当である	H20.6.17	1		① H20.8.8 ② 棄却 ③ 費用弁償は実費に限らずその他の経費も含み、定額方式は実費弁償の本来の建前を損なわない限り許される	有
計	1件					有 1件
宮城県	① 知事 ② 大崎県税事務所等に勤務する仙台市在住の職員に仙台市への出張の際に支給した旅費は、通勤手当の支給を受けていることから、違法・不当な支出である ③ 関係職員に返還を求める等必要な措置をとるよう勧告すること	H20.3.18	1	1日	① H20.5.16 ② 一部棄却、一部却下 ③ 当該財務会計行為等に何らの違法・不当が存するとは認められない。	無
宮城県	① 知事 ② 平成18年度の県議会各会派の政務調査費は違法・不当な支出が多数含まれている ③ 違法・不当な支出のあった会派から返還を求めるなど、必要な措置をとるよう勧告すること	H20.5.21	1	1日	① H20.7.18 ② 一部棄却、一部却下 ③ 違法・不当に財産の管理を怠る事実が存するとは認められない。	有
宮城県	① 知事 ② 県議会議員に支給した応招旅費、前泊宿泊料及び日当は、違法又は不当な公金の支出である ③ 県が被った損害につき、支出相当額の返還を求めるなどの必要な措置をとるよう勧告すること	H20.6.19	3	1日	① H20.8.18 ② 棄却 ③ 応招旅費等は違法な支給であるとは認められない。	有
宮城県	① 知事 ② 村田町竹の内産業廃棄物最終処分場支障除去対策工事における委託費の支出は十分な成果を伴わない違法な公金の支出である ③ 委託費の全額返還を求める措置をとるよう勧告すること	H20.9.22	5	1日	① H20.11.21 ② 一部棄却、一部却下 ③ 委託費の支出は違法・不当な支出とは認められない。	無
計	4件					有 2件
秋田県	① 知事・産業経済労働部長・公営企業課長 ② 国直轄事業である成瀬ダム建設に伴い、河川法に基づく負担金を支出していること。発電に係るダム使用权設定申請を取り下げる権利を怠っていること。 ③ 負担金を支出しないこと。ダム使用权設定申請を取り下げること。既に支出した負担金相当額を賠償すること。	H21.2.13	1,646		① H21.3.13 ② 却下 ③ 負担金支出の違法性、不当性を具体的かつ客観的に示していない。	有
秋田県	① 知事・産業経済労働部長・公営企業課長 ② 国直轄事業である成瀬ダム建設に伴い、河川法に基づく負担金を支出していること。発電に係るダム使用权設定申請を取り下げる権利を怠っていること。 ③ 負担金を支出しないこと。ダム使用权設定申請を取り下げること。既に支出した負担金相当額を賠償すること。	H21.3.19	461		① H21.3.30 ② 却下 ③ 負担金支出の違法性、不当性を具体的かつ客観的に示していない。	有
計	2件					有 2件

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
山形県	① 知事 ② 違法な公金の支出（知事給与の返還請求） ③ 選挙公約に違反して不当に利得している給与の返還	H20.1.23	1	H20.2.15 証拠の提出及び意見の陳述	① H20.3.21 ② 棄却 ③ 違法性・不当性は認められず、給与の支出も適正	有
山形県	① 知事 ② 違法な公金の支出（職員給与の返還請求） ③ 公金管理の取扱実態に関する実地調査に要した給与等の返還	H20.1.23	1	H20.2.15 証拠の提出及び意見の陳述	① H20.3.21 ② 一部棄却、一部却下 ③ 違法性・不当性は認められず、給与の支出も適正	無
山形県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（旧国民宿舎西蔵王山荘を不当な価格で売却した） ③ 不当な価格で売却したことに係る損害賠償請求	H20.2.20	1		① H20.3.21 ② 却下 ③ 期間徒過のため、不受理	無
山形県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（水源地の財産処分に係る損害賠償請求） ③ 水源地を不当な価格で売却したことに係る損害賠償請求	H20.2.20	1		① H20.3.21 ② 却下 ③ 期間徒過のため、不受理	無
山形県	① 知事 ② 違法な公金の支出（議員の費用弁償の返還請求） ③ 山形県議会議員の前泊分の費用弁償の返還	H20.2.26	5	H20.3.11 証拠の提出及び意見の陳述	① H20.4.24 ② 棄却 ③ 違法性・不当性は認められず、費用弁償の支出も適正	有
山形県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（山形県総合運動公園の指定管理者の指定の中止及び委託料の返還請求） ③ (財)山形県総合運動公園公社が指定を受けるための株式会社の設立及び指定申請準備に係る職員給与相当分の委託料の返還	H20.9.19	1	H20.10.2 証拠の提出及び意見の陳述	① H20.11.17 ② 棄却 ③ 違法性・不当性は認められず、指定管理者の指定及び委託料の支出も適正	無
山形県	① 知事 ② 違法な公金の支出（議員の費用弁償の返還請求） ③ 山形県議会議員の定例会開会中に係る費用弁償の返還	H20.11.26	6	H20.12.17 証拠の提出及び意見の陳述	① H21.1.16 ② 一部棄却、一部却下 ③ 違法性・不当性は認められず、費用弁償の支出も適正	有
山形県	① 知事 ② 違法な公金の支出（議員の費用弁償の返還請求） ③ 山形県議会議員の海外行政視察に係る費用弁償の返還	H21.1.9	7	H21.1.30 証拠の提出及び意見の陳述	① H21.3.9 ② 棄却 ③ 違法性・不当性は認められず、費用弁償の支出も適正	無
山形県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（新アンテナショップの賃貸借契約に係る保証金等の返還請求） ③ 賃貸借契約に係る保証金及び賃借料の返還、設置場所の移転	H21.2.9	1	H21.3.4 証拠の提出及び意見の陳述	① H21.3.18 ② 一部棄却、一部却下 ③ 違法性・不当性は認められず、保証金及び賃借料の支出も適正	無
計	9件					有 3件

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
福島県	① 知事 ② 単価契約による道路維持補修業務委託は違法、違背、不当である。 ③ 適法な契約締結による公金支出を求める。	H19.9.28	1		① H19.11.12 ② 却下 ③ 行為の違法性・不当性を具体的かつ客観的に示しておらず、県への損害の発生の事実も示していない	無
福島県	① 知事 ② 単価契約によ道路維持補修業務委託は違法かつ不当である。 ③ 必要な措置を請求する。	H20.2.25	2		① H20.3.18 ② 却下 ③ 行為の違法性・不当性を具体的かつ客観的に示しておらず、県への損害の発生の事実も示していない	有
計	2件					有 1件
茨城県	① 知事 ② 農協の違法な役員選任に対し是正指導をせず、無資格役員への報酬支払で農協に損害発生。 ③ 農林水産部長等に農協の損失補填請求。	H19.4.12	1		① H19.5.2 ② 却下 ③ 県の財務会計上の行為でない	無
茨城県	① 知事 ② 県住宅供給公社が利用価値のない土地を購入し、破綻状態となり県にも莫大な損害発生。 ③ 土地購入を推進した元公社副理事長に対する損害賠償請求	H20.4.7	1		① H20.4.22 ② 却下 ③ 県の財務会計上の行為でない	無
茨城県	① 知事 ② 県議会議員選挙で公費負担される燃料費、ポスター代が過大請求され、損害が発生。 ③ 過大請求分の返還請求	H20.6.25	1		① H20.7.28 ② 却下 ③ 1年の請求期限経過	有
茨城県	① 知事 ② 世界湖沼会議参加で経費の水増し・架空請求があり、損害が発生。 ③ 参加者及び旅行会社への損害賠償請求	H20.6.13	5	H20.6.27 意見陳述 4人参加	① H20.8.11 ② 棄却 ③ 旅行日程や委託内容は適正であり、県に損害はない	有
計	4件					有 2件
栃木県	① 知事、支出手続担当者 ② 公金の支出 ③ 支出額全額の返還	H20.3.31	1	陳述の機会を求めなかった	① H20.5.28 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	有
栃木県	① 土木部職員2名 ② 公金の支出、契約の締結・履行 ③ 不明	(H20.4.4)	1		① H20.5.13 ② 却下(不受理) ③ 請求の要件を欠き不適法	無
栃木県	① 知事 ② 公金の支出 ③ 損害の補填、損害を未然に防止するための条例改正	H20.6.9	1	1日 委員面前	① H20.8.6 ② 棄却 ③ 支出根拠条例は法に違反せず、その余を検討するまでもなく理由がない	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
栃木県	① 知事 ② 不明確 ③ 損害の補填、改善のために必要な措置	(H20.10.1)	7		① H20.11.5 ② 却下(不受理) ③ 請求の要件を欠き不適法	無
計	4件					有 2件
群馬県	① 担当職員 ② 違法な公金支出(逮捕された元教員への退職金支給) ③ 損害補填するために必要な措置	H19.9.26	1		① H19.10.9 ② 却下 ③ 一事不再理による	無
計	1件					有 0件
埼玉県	① 教育委員会教育長 ② 日本国籍を有しない者の公立学校常勤講師への採用 ③ 教員採用試験費の執行差止め、教員採用制度の変更	H19.12.18	1		① H20.1.22 ② 却下 ③ 事実証明書未添付、教員採用制度の変更は非財務会計行為	無
埼玉県	① 知事、総務部職員 ② 違法な契約の締結(売買契約は不当に廉価、双方代理行為に当たり無効) ③ 契約の無効確認、原状回復、適正価格との差額の賠償	H21.2.17	34	H21.3.6 請求人3名及び 請求代理人1名が陳述	① H21.3.27 ② 棄却 ③ 本件契約手続は適法に行われており、請求に理由がない。	有
計	2件					有 1件
千葉県	① 知事 ② 町が国民健康保険の基礎賦課総額を過大に算出している ③ 町に対する不当利得返還請求・担当職員に対する損害賠償請求	H19.5.17	1		① H19.6.8 ② 却下 ③ 個別的具体的な財務会計上の行為の摘示がない。	無
千葉県	① 知事 ② 町が国民健康保険の基礎賦課総額を過大に算出している ③ 町に対する不当利得返還請求・担当職員に対する損害賠償請求	H19.6.15	1		① H19.7.11 ② 却下 ③ 個別的具体的な財務会計上の行為の摘示がない。	無
千葉県	① 知事 ② 国民健康保険法の県負担金が過大に支出されている ③ 必要な措置	H19.7.17	1		① H19.9.5 ② 却下 ③ 個別的具体的な財務会計上の行為の摘示がない。	無
千葉県	① 知事 ② 法定受託事務の受託料をもらっていない ③ 国に対し受託金額を同意書に記載し受託料を請求	H19.10.9	1		① H19.11.12 ② 却下 ③ 個別的具体的な財務会計上の行為の摘示がない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
千葉県	① 知事 ② 県有地の所有権移転登記に瑕疵がある ③ 瑕疵のある所有権移転登記を是正し事業を完結させる	H19.11.2	1		① H19.12.18 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない。	無
千葉県	① 知事 ② 法定受託事務の受託料をもらっていない ③ 国に対し受託金額を同意書に記載し受託料を請求	H19.11.16	1		① H19.12.18 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない。	無
千葉県	① 監査委員 ② 職責を放棄している ③ 損害賠償	H19.12.26	1		① H20.2.18 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない。	無
千葉県	① 知事 ② ①公示施設を利用して漁協が許可なく事業を行っており財産権が侵害されている、②許可申請書に漁協の同意書を要求している、③不法行為が継続する中漁協との契約は許されない ③ 怠る事実の是正及び契約の差し止め	H20.3.19	8	通知日20.4.3 実施日20.4.23 陳述の機会を与えた方法 口頭及び書面の提出	① H20.5.16 ② 一部棄却、一部却下 ③ ①公示施設は財産ではなく財務会計上の行為ではない ②財務会計上の行為ではない ③契約締結を不当とするまでの理由は認められない	無
千葉県	① 知事 ② ①補助金等交付規則に反した病院開設の許可、②ダム建設中止により県支出金が無駄となった、③過疎債を取り消さなかった ③ 損害賠償	H20.4.1	1		① H20.5.20 ② 却下 ③ 個別的具体的な財務会計上の行為の摘示がない。	無
千葉県	① 知事 ② 違法な公金の支出（国民健康保険法の県負担金が過大に支出されている） ③ 損害賠償	H20.5.26	1		① H20.6.17 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示がない。	無
千葉県	① 知事 ② 町が国民健康保険法の県負担金を不当利得している ③ 損害賠償	H20.6.23	1		① H20.7.18 ② 却下 ③ 個別的具体的な財務会計上の行為の摘示がない。	無
千葉県	① 知事 ② 町が国民健康保険法の県負担金を不当利得している ③ 損害賠償	H20.7.22	1		① H20.9.4 ② 却下 ③ 個別的具体的な財務会計上の行為の摘示がない。	無
千葉県	① 知事 ② 違法な公金の支出（勤務時間中に喫煙のため職務をしなない職員に給与を支払っている） ③ 職員に対する不当利得返還請求及び勤務時間内の喫煙の禁止	H20.7.22	1		① H20.9.4 ② 却下 ③ 個別的具体的な財務会計上の行為の摘示がない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
千葉県	① 知事 ② 町が国民健康保険の基礎賦課総額を過大に算出している ③ 損害賠償	H20.9.16	1		① H20.10.28 ② 却下 ③ 個別的具体的な財務会計上の行為の摘示がない。	無
千葉県	① 知事 ② 違法な公金の支出（喫煙室の設置が違法であり維持費の支出も違法である） ③ 喫煙室の廃止及び職員に対する勤務時間内の喫煙の禁止	H20.11.3	1		① H20.12.25 ② 却下 ③ 個別的具体的な財務会計上の行為の摘示がない。	無
千葉県	① 知事 ② ①町が国民健康保険料を過大に算出、②中山間地域等直接支払交付金を違法に支出、③活動組織が構成員の同意を得ずに交付金を受領、④市町村振興資金の貸付は許されない ③ 不当利得返還請求及び支出の差止め	H20.12.3	1		① H21.1.23 ② 却下 ③ ①個別的具体的な財務会計上の行為の摘示がない。 ②・④違法性・不当性の摘示がない。 ③財務会計上の行為ではない。	無
千葉県	① 知事 ② ①土地売買契約の相手方が不適格、②土地賃貸借契約は時代の要請に相反、③パチンコ店の出店は県民の損失 ③ 地域活性化対策及び損失の補填	H21.1.5	1		① H21.1.23 ② 却下 ③ ①・②請求期間徒過 ③財務会計上の行為ではない。	無
千葉県	① 知事 ② ①補助金を自主返還しないことは公金の管理を怠る事実である ②国民健康保険法の県負担金が過大に支出されている ③ 補助金の自主返還及び町に対する不当利得返還請求	H21.2.2	1		① H21.3.10 ② 却下 ③ ①財務会計上の行為ではない。 ②違法性・不当性の摘示、個別的具体的な財務会計上の行為の摘示がない。	無
千葉県	① 知事 ② 違法な公金の支出（収支報告書に問題があるにもかかわらず政務調査費を支出している） ③ 県議会議員に対する不当利得返還請求	H21.3.11	1		① H21.4.23 ② 却下 ③ 請求期間徒過。個別的具体的な財務会計上の行為の摘示がない。	無
計	19件					有 0件
東京都	① 東京都知事 ② 公金の支出（公用車） ③ 返還を求める	H19.7.6	1		① H19.8.22 ② 却下 ③ 違法性等の摘示なし	有
東京都	① 東京都知事 ② 公金の支出（工事費） ③ 差止等を求める	H19.8.14	3		① H19.9.20 ② 却下 ③ 違法性等の摘示なし	無
東京都	① 警視庁担当者 ② 公金の支出（郵送費） ③ 返還を求める	H19.8.14	1		① H19.9.20 ② 却下 ③ 違法性等の摘示なし	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
東京都	① 東京都知事 ② 契約の締結（市街地再開発事業契約） ③ 必要な措置を求める	H19. 9. 10	1		① H19. 10. 30 ② 却下 ③ 非財務会計行為・違法性等の摘示なし	無
東京都	① 東京都知事 ② 公金の支出（選挙費用関係） ③ 返還を求める	H19. 10. 16	1		① H19. 11. 14 ② 却下 ③ 期間徒過	無
東京都	① 東京都知事 ② 財産の管理を怠る（都営住宅関係） ③ 返還を求める	H19. 11. 2	1	陳述を行わない旨の申出により不実施	① H19. 12. 25 ② 棄却 ③ 違法性・不当性なし	有
東京都	① 東京都知事 ② 公金の支出（選挙費用関係） ③ 返還を求める	H19. 12. 10	1	陳述を行わない旨の申出により不実施	① H20. 1. 31 ② 棄却 ③ 損害なし	有
東京都	① 東京都知事 ② 公金の支出（選挙費用関係） ③ 返還を求める	H19. 12. 17	1	陳述を行わない旨の申出により不実施	① H20. 2. 13 ② 棄却 ③ 違法性・不当性なし	有
東京都	① 東京都知事 ② 公金の支出（補助金関係） ③ 必要な措置を求める	H20. 1. 23	1	H20. 2. 29 出頭し口述	① H20. 3. 19 ② 棄却 ③ 違法性・不当性なし	有
東京都	① 東京都知事等 ② 公金の支出（補助金関係） ③ 差止等を求める	H20. 1. 28	1		① H20. 2. 29 ② 却下 ③ 違法性等の摘示なし	無
東京都	① 東京都知事 ② 財産の管理を怠る（選挙費用関係） ③ 必要な措置を求める	H20. 2. 1	1	陳述を行わない旨の申出により不実施	① H20. 3. 27 ② 棄却 ③ 違法性・不当性なし	無
東京都	① 東京都知事等 ② 公金の支出（委託料関係） ③ 返還を求める	H20. 2. 18	1		① H20. 3. 19 ② 却下 ③ 非財務会計行為	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
東京都	① 東京都交通局長 ② 公金の支出（給与・手当関係） ③ 返還を求める	H20. 3. 10	1		① H20. 4. 23 ② 却下 ③ 損害なし	有
東京都	① 東京都知事 ② 契約の締結（施設無償貸付契約） ③ 貸付料の徴収を求める	H20. 3. 31	4		① H20. 5. 14 ② 却下 ③ 期間徒過	有
東京都	① 東京都知事 ② 財産の管理を怠る（選挙費用関係） ③ 返還等を求める	H20. 4. 21	1		① H20. 5. 21 ② 却下 ③ 期間徒過	無
東京都	① 東京都知事 ② 財産の管理を怠る（選挙費用関係） ③ 返還等を求める	H20. 4. 21	1		① H20. 5. 21 ② 却下 ③ 期間徒過	無
東京都	① 東京都知事 ② 財産の管理を怠る（選挙費用関係） ③ 返還等を求める	H20. 4. 21	1		① H20. 5. 21 ② 却下 ③ 期間徒過	無
東京都	① 東京都知事 ② 財産の管理を怠る（選挙費用関係） ③ 返還等を求める	H20. 4. 21	1		① H20. 5. 21 ② 却下 ③ 期間徒過	無
東京都	① 東京都知事 ② 財産の管理を怠る（選挙費用関係） ③ 返還等を求める	H20. 4. 21	1		① H20. 5. 21 ② 却下 ③ 期間徒過	無
東京都	① 東京都知事 ② 公金の支出（出資金関係） ③ 必要な措置を求める	H20. 5. 1	10		① H20. 5. 21 ② 却下 ③ 非財務会計行為・違法性等の摘示なし	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
東京都	① 東京都交通局長 ② 公金の支出（給与・手当関係） ③ 返還を求める	H20.5.2	1		① H20.5.21 ② 却下 ③ 違法性等の摘示なし	有
東京都	① 東京都交通局長 ② 公金の支出（給与・手当関係） ③ 返還等を求める	H20.5.28	1	陳述を行わない旨の申出により不実施	① H20.7.23 ② 棄却 ③ 違法性・不当性なし	無
東京都	① 東京都交通局長 ② 公金の支出（給与・手当関係） ③ 返還等を求める	H20.6.13	1		① H20.6.25 ② 却下 ③ 損害なし	無
東京都	① 東京都知事 ② 公金の支出（交付金関係） ③ 返還等を求める	H20.6.23	1		① H20.8.6 ② 却下 ③ 期間徒過・違法性等の摘示なし	有
東京都	① 東京都知事 ② 契約の締結（施設無償貸付契約） ③ 貸付料の徴収を求める	H20.6.30	4		① H20.7.23 ② 却下 ③ 期間徒過	無
東京都	① 東京都知事 ② 財産の管理を怠る（選挙費用関係） ③ 利息の請求を求める	H20.7.1	1	一事不再理により不実施	① H20.8.6 ② 棄却 ③ 同一事案請求	無
東京都	① 世田谷消防署長 ② 公金の支出（給与等支出）・財産の管理を怠る（電気代） ③ 必要な措置を求める	H20.7.2	1		① H20.8.6 ② 却下 ③ 特定性等欠く・違法性等の摘示なし	無
東京都	① 東京都知事 ② 公金の支出（旅費関係） ③ 返還等を求める	H20.12.1	1		① H21.1.7 ② 却下 ③ 違法性等の摘示なし	無
東京都	① 東京都知事 ② 公金の支出（工事費関係） ③ 返還等を求める	H20.12.15	1		① H21.1.21 ② 却下 ③ 違法性等の摘示なし	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
東京都	① 東京都知事 ② 公金の支出（宿泊費関係） ③ 必要な措置を求める	H20.12.25	1	陳述を行わない旨の申出により不実施	① H21.2.18 ② 棄却 ③ 違法性・不当性なし	無
東京都	① 東京都知事 ② 公金の支出（交付金関係） ③ 差止めを求める	H21.1.19	1		① H21.2.18 ② 却下 ③ 違法性等の摘示なし	無
東京都	① 東京都知事 ② 公金の支出（損失補償関係） ③ 損失の補填を求める	H21.2.16	1		① H21.3.18 ② 却下 ③ 非住民	無
東京都	① 東京都知事 ② 公金の支出（手数料関係） ③ 返還を求める	H21.2.27	1		① H21.4.8 ② 却下 ③ 違法性等の摘示なし	有
東京都	① 東京都知事 ② 公金の支出（給与・手当関係） ③ 差止を求める	H21.3.23	1		① H21.4.23 ② 却下 ③ 非財務会計行為	有
東京都	① 東京都知事 ② 財産の管理を怠る（損害賠償請求関係） ③ 必要な措置を求める	H21.3.30	3		① H21.5.13 ② 却下 ③ 非財務会計行為	有
計		36件				有 12件
神奈川県	① 7土木事務所長ほか ② 違法・不当な契約の締結及び公金の支出（登記事務等に係る無効な契約の締結） ③ 各所長に対する損害賠償請求	H19.5.21	1	請求人が希望しなかったため、未実施	① H19.7.5 ② 棄却 ③ 契約は有効に成立している。	有
神奈川県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（報酬の一部過払い） ③ 特定の議員に対する報酬返還請求	H19.6.11	1	請求人が希望しなかったため、未実施	① H19.7.5 ② 棄却 ③ 請求人主張の違法・不当性認められず	無
神奈川県	① 知事 ② 公金の徴収を怠る事実（道路使用許可未申請時期の分として納付を要した手数料相当額徴収の過怠） ③ 申請を怠った者に対する使用許可申請手数料相当額の請求	H19.8.2	1	請求人が希望しなかったため、未実施	① H19.9.11 ② 棄却 ③ 県に損害が発生しているとは言えない	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
神奈川県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出及び契約の締結（かながわ廃棄物処理事業団との違法な損失補償契約の締結） ③ 負担金支出の差し止め、損害の補てん	H19.9.3	91	H19.9.19に聴取	① H19.10.31 ② 棄却 ③ 請求人主張の違法・不当性認められず	有
神奈川県	① 知事及び関係職員 ② 違法・不当な財産の処分・公金の支出（旧川崎南高校建物の違法な除却） ③ 建物の除却及び除却費の執行の差し止め	H19.9.19	1	H19.10.18に聴取	① H19.10.31 ② 棄却 ③ 請求人主張の違法・不当性認められず	有
神奈川県	① 公営企業管理者 ② 違法・不当な契約の締結・公金の支出（地域振興施設として適格性を欠いているホールの建設請負契約の締結） ③ 建設請負契約の締結の差し止め	H19.12.4	13		① H19.12.25 ② 却下 ③ 違法性・不当性の具体的・個別的な摘示なし	有
神奈川県	① （特定されていない） ② 請求対象行為が個別、具体的に明記されていない。 ③ 小野林道の観光道路としての開放	H19.12.25	1		① H20.1.22 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない。	無
神奈川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（交付目的外に使用された政務調査費の返還請求の未実施） ③ 目的外支出額の返還請求	H20.1.8	14	H20.1.22に聴取	① H20.3.7 ② 認容 ③ 知事に対し、政務調査費の交付対象とした会派及び議員へ約8,600万円の返還請求を行うことを勧告。	有
神奈川県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（県教育福祉振興会への違法な委託料の支出） ③ 委託事業費の返還請求	H20.2.6	1	H20.3.13に聴取	① H20.4.3 ② 棄却 ③ 請求人主張の違法・不当性認められず	無
神奈川県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（作成費の過大請求に対する支払） ③ 過大請求をした候補者へのポスター制作費の返還請求	H20.3.7	1	H20.3.19に聴取	① H20.4.23 ② 棄却 ③ 請求人主張の違法・不当性認められず	無
神奈川県	① 知事 ② 請求の対象が特定されていない。 ③ 違法な支出額の補填等	H20.8.21	1		① H20.9.16 ② 却下 ③ 請求人が県内に住所を有していない。	無
神奈川県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（喫煙のため一時離席した時間に当たる給与の支給） ③ 勤務しない時間分の給与の返還請求	H20.12.5	1		① H20.12.25 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない。	無
計		12件				有 5件

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
新潟県	① 新潟県知事、統計課長、同課長補佐 ② 新潟県統計協会で印刷・販売している統計刊行物の取扱について ③ 統計刊行物について、適正な原稿料（販売価格の5%程度）の統計協会からの徴収を請求。庁内の電子掲示板で閲覧可能な書籍の各課への配布をやめ無駄な経費の執行を行わないよう勧告を請求。	H19.6.18	1	口頭陳述 (14分)	① H19.8.17 ② 棄却 ③ 統計協会との覚書により県の著作権料を免除しており、財産管理を不当に怠っているとは言えない。電子掲示板への掲載と統計刊行物の各課への無料配布は、双方の特徴をいかしたより効果的な統計情報の利用のためであり、違法、不当な公金支出とは言えない。	無
新潟県	① 新潟県知事 ② 県議会自民党議員団の平成18年度政務調査費に係る支出 ③ 違法・不当な政務調査費相当額について、県に返還を求めるとともに、必要な措置をとるよう知事に勧告することを請求。	H20.2.22	1		① H20.3.25 ② 却下 ③ 返還の対象とする個々の支出について、特定して認識できるよう個別的、具体的に適示していない。	無
新潟県	① 新潟県知事 ② 県議会議員の平成18年度政務調査費に係る支出 ③ 違法・不当な政務調査費相当額について、県に返還を求めるとともに、必要な措置をとるよう知事に勧告することを請求。	H20.2.22	1		① H20.3.25 ② 却下 ③ 返還の対象とする個々の支出について、特定して認識できるよう個別的、具体的に適示していない。	無
新潟県	① 新潟県知事、会計管理者 ② 違法、不当に支給された平成19年度に保健環境研究所へ赴任した新採用職員に支給された赴任旅費及び平成19年4月1日付で保健環境権所へ転入した9名の職員に支給された赴任旅費 ③ 赴任旅費の一部について、知事及び会計管理者に対して、違法、不当にな公金支出と同額を県に返還させること。	H20.4.21	1	口頭陳述 (15分)	① H20.6.19 ② 棄却 ③ 冗費節約と行政事務の簡素化の観点から新採用職員の赴任経路を定型化しているものであり合理性がある。また、旅費制度上、新在勤庁への登庁初日は赴任であることから、明らかに実費負担がない場合を除き住居移転を伴わない職員に対して赴任旅費を支出したものであり、違法、不当とは言えない。	無
新潟県	① 新潟県知事、統計課長補佐 ② 統計刊行物に係る印刷費 ③ 違法・不当な公金支出と同額を県に返還させる措置を求めるとともに、県庁各課で類似のパンフレット等を各々作成する無駄をあらため、公金支出の際に住人必要性を検討し、無駄な経費をかけないようにするよう勧告することを請求。	H20.6.4	1	口頭陳述 (25分)	① H20.8.1 ② 棄却 ③ 各々の刊行物には、目的に応じて利用者に必要な情報が一つに集約されている必要があるため、一部の内容が重複していることを理由に不要であると結論付けることはできない。	有
新潟県	① 新潟県知事 ② 障害程度の判定について、申請書に添付した県立病院の医師の診断結果と障害程度審査委員会の結果が異なっている。 ③ 医師の判断が誤っていたのであればその医師の謝罪を求める。謝罪がないのであれば診断書に基づく障害認定(2級)を請求。	H20.6.10	1		① H20.7.1 ② 却下 ③ 財務会計上の行為若しくは怠る事実には該当しない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
新潟県	① 新潟県知事 ② 県議会議員の費用弁償（応召旅費）について、実際の交通費を考慮せず支給していたことは違法・不当である。 ③ 支出相当額の返還を求めるなど損害を補填するための必要な措置及び今後の損害を未然に防止するための条例改正等の措置を講ずるよう勧告することを請求	H20. 7. 14	1	口頭陳述 (15分)	① H20. 9. 11 ② 棄却 ③ 職員給与条例第8条第1項は地方自治法第203条に違反するものではなく、請求人の主張については、理由がない。	無
新潟県	① 新潟県知事、人事委員会事務局長総務課長補佐、同課総務係長、文書私学課長、同課課長補佐 ② 人事委員会の審理等の際に、3人の委員に支払った近距離日当及び費用弁償旅費の支出 ③ 違法・不当な支出と同額の金額を県に返還させることを請求。	H20. 8. 7	1	口頭陳述 (30分)	① H20. 10. 3 ② 一部棄却、一部却下 ③ 非常勤職員には在勤庁の概念がないため、在勤庁から半径40km以内の地域への旅行に関し日当をしない取扱いを適用しないことには合理性が認められる。	有
新潟県	① 新潟県知事、三条地域振興局長 ② 個人事業税の賦課決定（取消）処分 ③ 賦課取消処分の法準拠性を明らかにすることを請求。 個人事業税の賦課決定のために収集した資料について、検査・監査が適正に行われたことが開示されることを請求。	H20. 10. 10	1		① H20. 10. 30 ② 却下 ③ 1年以上経過し、正当な理由についても主張されていない。	無
新潟県	① 新潟県知事 ② 県議会議員の平成19年4月分から平成20年3月分の政務調査費について、違法・不当な公金の支出がある ③ 知事に対し、県が被った損害につき支出相当額の返還を求める等損害を填補するための必要な措置及び今後の損害を未然に防止するための条例改正等の措置を講ずるよう勧告することを求める。	H21. 1. 26	1	口頭陳述 (15分)	① H21. 3. 26 ② 一部棄却、一部却下 ③ 政務調査費の用途基準・運用指針を定めた「新潟県政務調査費の交付に関する規定」及び「政務調査費の手引」により吟味したところ、明らかに違法又は不当なものとはまでは言えない。	有
計	10件					有 3件
富山県	① 知事、出納局課長、担当者 ② 古紙回収契約に基づく売買単価が富山市に比べ安い。 ③ 古紙相場に沿った単価に変更すること、及び発生している損害を賠償すること。	H20. 12. 16	2	1日 陳述の実施	① H21. 2. 25 ② 棄却 ③ 請求に理由なし	有
計	1件					有 1件
石川県	① 知事 ② 違法・不当な公金支出（談合関係） ③ 談合によって生じた損害の回復。	(H19. 7. 2)	1		① H19. 8. 22 ② 取下げ ③	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
石川県	① 知事 ② 違法・不当な公金支出（談合関係） ③ 談合によって生じた損害の回復。	(H19. 8. 22)	1		① H19. 8. 27 ② 取下げ ③	
石川県	① 知事 ② 違法・不当な公金支出（談合関係） ③ 談合によって生じた損害の回復。	H19. 8. 30	1	口頭（45分）	① H19. 10. 29 ② 棄却 ③ 談合が存在するとの確証が得られなかった。	無
石川県	① 知事 ② 違法・不当な公金支出（談合関係） ③ 談合によって生じた損害の回復。	H19. 8. 30	1	口頭（45分）	① H19. 10. 29 ② 棄却 ③ 談合が存在するとの確証が得られなかった。	無
石川県	① 知事 ② 県は(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構側の担当者として廃業を計画しているA社に対して営業継続を前提とした用地買収契約を機構との間に成立させ県から機構を通して補償金を支払った機構がA社に支払った補償金のうち県支出分の全額返還など	(H20. 1. 8)	3		① H20. 2. 2 ② 却下 ③ 県は建設費用の一部を負担しているが、契約の当事者ではない。	無
石川県	① 知事 ② 県等の出資を受けた第3セクターが宗教をテーマとした番組を放映したが、県の部長は、同社取締役にならながら番組の企画、放映を差し止めなかったなど。 ③ 部長手当の返還など。	(H20. 7. 30)	1		① H20. 8. 11 ② 取下げ ③	
石川県	① 知事 ② 県等の出資を受けた第3セクターが宗教をテーマとした番組を放映したが、県の部長は、同社取締役にならながら番組の企画、放映を差し止めなかったなど。 ③ 部長手当の返還など。	H20. 9. 9	1	口頭（60分）	① H20. 10. 18 ② 却下 ③ 違法不当な財務会計行為に該当しない。	有
計	7件					有 1件
福井県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（誤りのある設計業務委託報告書は県費を無駄にする） ③ 損害賠償返還請求権の行使を怠る	H19. 4. 23	1		① H19. 5. 28 ② 却下 ③ 違法・不当な行為にはあたらない（再請求）	無
福井県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（設定基準を超えて支出した選挙運動用ポスター製作費の支出） ③ 損害賠償返還請求および不当利得の返還請求	H19. 9. 12	1	H19. 10. 12	① H19. 11. 7 ② 棄却 ③ 違法・不当な行為にはあたらない	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
福井県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（架空工事請負契約による支出） ③ 損害賠償返還請求および不当利得の返還請求	H20.1.23	4	H20.2.7	① H20.3.10 ② 棄却 ③ 違法・不当な行為にはあたらない	有
福井県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（事業費と事業実績との差額は使途不明の公金支出） ③ 損害賠償請求権の行使を怠る	H20.11.12	4		① H20.12.19 ② 却下 ③ 期間途過	有
計	4件					有 2件
山梨県	① 知事 ② 不当な契約の締結（談合） ③ A共同企業体が談合で落札して得た不当な利益の返還	H19.5.10	2		① H19.6.25 ② 却下 ③ 監査の必要はない	有
山梨県	① 知事 ② 不当な公金の支出（県議会議員の費用弁償） ③ 費用弁償の返還	H20.3.12	11	期間：1日、面接（書面も可）	① H20.5.7 ② 棄却 ③ 主張は理由がない	有
山梨県	① 知事 ② 不当な公金の支出（道路特定財源の暫定税率維持のチラシ作成経費） ③ チラシ作成経費の返還	H20.3.14	3		① H20.4.24 ② 却下 ③ 監査の必要はない	無
山梨県	① 知事 ② 不当な行政文書の管理等（県発注工事に係る書類の管理が不当） ③ 適正な管理を求めるとともに、「工事打合せ簿」99枚分の損害金を請求する措置を求める。	H20.5.12	2		① H20.5.29 ② 取下げ ③	無
山梨県	① 知事 ② 不当な財産管理（県発注工事工期延期） ③ 延期による損害賠償金の請求を求める	H20.5.13	2		① H20.5.29 ② 取下げ ③	無
山梨県	① 知事 ② 不当な公金の支出（県発注工事で発生した廃棄物売却代金） ③ 廃棄物売却代金の返還	H20.10.7	2		① H20.11.28 ② 却下 ③ 監査の必要はない	有
山梨県	① 知事 ② 不当な公金の支出（指定管理者制度導入に伴う、違法な管理料支払い） ③ 違法な支払いにより生じた損害の補填	H20.12.12	1		① H21.2.6 ② 却下 ③ 監査の必要はない	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
山梨県	① 知事 ② 不当な公金の支出（国民健康保険財政調整交付金） ③ 28市町村が被った損害の補填	H20.12.12	1		① H21.2.6 ② 却下 ③ 監査の必要はない	有
山梨県	① 知事 ② 不当な公金の支出（水道管敷設工事） ③ 損害の補填	H20.12.12	1		① H21.2.6 ② 却下 ③ 監査の必要はない	有
計	9件					有 6件
長野県	① 知事 ② 河川改良工事に係る談合 ③ 賠償請求	H19.12.17	5		① H20.2.7 ② 棄却 ③ 理由なし	有
長野県	① 知事 ② 朝鮮学園へ違法な支出、税の減免、違法性 ③ 賠償請求、認可取消、違法性の検証	H20.6.16	1	H20.7.18口頭	① H20.8.7 ② 棄却 ③ 理由なし	有
長野県	① 知事 ② 会計検査院指摘金額の返還 ③ 賠償請求	H20.10.27	1	H20.11.14口頭	① H20.12.26 ② 却下 ③ 要件不備	有
長野県	① 知事 ② 出張旅費の返還 ③ 旅費返還勧告	H20.12.11	8		① H21.1.26 ② 棄却 ③ 理由なし	無
長野県	① 知事 ② 公務中の株式情報取得 ③ 懲戒処分、給与返還、退職金返還	H20.12.17	1		① H21.1.19 ② 却下 ③ 要件不備	有
長野県	① 知事 ② 退職金支払 ③ 賠償請求	H21.2.18	1	H21.2.23口頭	① H21.3.25 ② 棄却 ③ 理由なし	無
計	6件					有 4件
岐阜県	① 知事 ② 公金の支出（選挙公営費） ③ 返還請求	H19.6.18	16	1日、監査委員による陳述聴取	① H19.8.10 ② 一部棄却、一部却下 ③ 1年経過、請求人の主張に理由なし	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の 機会を与えた期 間及びその方法	監査の結果	住民訴訟 提起の 有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の 勧告の内容	
岐阜県	① 職員 ② 公金の支出（補助金関係） ③ 返還請求	H19. 7. 11	1		① H19. 9. 3 ② 却下 ③ 1年途過	無
岐阜県	① 知事 ② 公金の支出（選挙公営費） ③ 返還請求	H20. 5. 30	6		① H20. 7. 28 ② 却下 ③ 違法性の摘示なし	有
岐阜県	① 指定なし ② 法令違反（病院関係） ③ 違法行為の是正措置	H20. 6. 19	1		① H20. 7. 28 ② 却下 ③ 財務会計行為外	無
岐阜県	① 知事及び副知事 ② 公金の支出（給与・手当） ③ 返還請求	H20. 11. 14	35		① H20. 12. 1 ② 却下 ③ 違法性の摘示なし	有
岐阜県	① 職員 ② 公金の支出（用地買収） ③ 契約取消と工事差し止め	H20. 11. 25	1		① H20. 12. 25 ② 却下 ③ 1年途過	無
岐阜県	① 知事 ② 公金の支出（報償費） ③ 返還請求	H20. 12. 22	1		① H21. 1. 28 ② 却下 ③ 違法性の摘示なし	無
計	7件					有 3件
静岡県	① 知事 ② 不適切な補助金の支給 ③ 補助金の返還請求	H20. 6. 25	1		① H20. 8. 21 ② 一部棄却、一部却下 ③ 補助金に関する不正な経理はない	有
静岡県	① 知事 ② 虚偽の需要見込による不適切な予算執行及び測量ミスによる不適切な支出の発生 ③ 支出差止と損害賠償請求	H20. 12. 24	1, 576		① H21. 3. 6 ② 一部棄却、一部却下 ③ 当該行為に違法性はない	有
計	2件					有 2件
愛知県	① 知事、企業庁長 ② ダム建設事業費への費用負担（新規利水は見込めず、環境保全対策とも矛盾している。） ③ 事業主体への費用負担をしないこと等	(H19. 5. 1)	1		① H19. 5. 11 ② 却下 ③ 不適法	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
愛知県	① 知事 ② 旅費の支出（全国PTA大会に係る旅費の支出は違法不当である。） ③ 旅費の返還等	(H19.9.3)	1		① H19.9.21 ② 却下 ③ 不適法	無
愛知県	① 知事 ② 給与の支出（全商検定の際に職務を離れた高等学校校長への給与の支払は違法不当である。） ③ 給与の返還等	H19.9.26	1	H19.10.29 請求人代理人の陳述	① H19.11.15 ② 棄却 ③ 検定の実施日は勤務日ではなく、給与支給に違法性は認められない。	無
愛知県	① 知事 ② ダム建設事業費への費用負担（特定多目的ダム法が予定しない違法な支出である。） ③ 事業主体への費用負担をしないこと等	(H19.11.26)	8		① H19.12.26 ② 却下 ③ 不適法	有
愛知県	① 愛知県教育委員会委員長 ② 退職手当の支出（懲戒処分の対象になることが明らかな者に対し処分をしなかったのは違法不当である。） ③ 退職手当の返還等	H20.1.30	1	H20.2.26 請求人の陳述	① H20.3.24 ② 一部棄却、一部却下 ③ 退職手当の支出につき違法性・不当性は認められない（棄却） それ以外は1年以上経過し不適法（却下）	無
愛知県	① 知事 ② 愛知県議会議員選挙における選挙用ポスターの作成費用の公費負担（過大請求である。） ③ 過大な公費負担部分の返還等	(H20.2.4)	1		① H20.2.6 ② 却下 ③ 不適法	無
愛知県	① 知事 ② 愛知県議会議員選挙における選挙運動用自動車燃料代の公費負担（過大請求である。） ③ 過大な公費負担部分の返還等	H20.2.4	1	H20.2.26 請求人の陳述	① H20.3.24 ② 棄却 ③ 不適切な燃料代の支出なし。	無
愛知県	① 知事 ② 愛知県議会議員選挙における選挙運動用自動車燃料代の公費負担（過大請求である。） ③ 過大な公費負担部分の返還等	(H20.2.26)	1		① H20.3.24 ② 却下 ③ 不適法	無
愛知県	① 知事 ② 愛知県議会議員選挙における選挙用ポスターの作成費用の公費負担（過大請求である。） ③ 過大な公費負担部分の返還等	(H20.2.27)	1		① H20.3.24 ② 却下 ③ 不適法	無
愛知県	① 知事 ② 検定試験で使用された高校の使用料等の徴収（特定の団体の優遇は許されない。） ③ 使用料の請求等	(H20.3.6)	1		① H20.3.24 ② 却下 ③ 不適法	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
愛知県	① 知事等 ② 市立学校校舎内において喫煙した職員への給与支給（校舎内での喫煙は職務専念義務違反である。） ③ 喫煙行為のために職務を行わない時間相当の給与の返還等	(H20. 3. 18)	1		① H20. 4. 25 ② 却下 ③ 不適法	無
愛知県	① 知事 ② 愛知県議会議員選挙における選挙用ポスターの作成費用の公費負担（過大請求である。） ③ 過大な公費負担部分の返還等	(H20. 3. 31)	1		① H20. 4. 25 ② 却下 ③ 不適法	有
愛知県	① 知事 ② 県立学校における衛生管理への報酬の支給（衛生管理は職務を十分に果たしていない。） ③ 報酬の一部返納	H20. 4. 7	1	請求人が陳述を希望しなかったため不実施	① H20. 5. 14 ② 棄却 ③ 職務を十分に果たしていないとはいえない。	無
愛知県	① 知事 ② 勤務中の喫煙行為（職務専念義務違反である。） ③ 勤務時間内の喫煙の禁止等	(H20. 8. 13)	2		① H20. 9. 19 ② 却下 ③ 不適法	無
愛知県	① 知事 ② 議員からの申し出に基づく議員派遣（愛知県議会議員規則に違反する。） ③ 議員派遣に関して受領した費用弁償金の賠償	H20. 9. 4	7	H20. 9. 30 請求人及び代理人の陳述	① H20. 10. 24 ② 一部棄却、一部却下 ③ 旅費の支給は適正であり返還不要。支出から1年経過した部分は不適法。	無
愛知県	① 知事 ② 愛知県特別職報酬等審議会の開催（知事の諮問なき開催は、愛知県特別職報酬等審議会条例に違反する。） ③ 当該審議会開催時に支出した委員手当等の返還	(H21. 2. 19)	1		① H21. 3. 25 ② 却下 ③ 不適法	無
愛知県	① 知事 ② 非常勤の行政委員に対する月額報酬（地方自治法に違反する。） ③ 日額制で支給すること	(H21. 3. 3)	8		① H21. 3. 25 ② 却下 ③ 不適法	有
愛知県	① 知事、企業庁長 ② 木曾川水系連絡導水路費用負担金の支出（本件導水路は流水正常機能の維持でも新規利水でも必要性なし。） ③ 支出の差止め等	(H21. 3. 30)	542		① H21. 5. 13 ② 却下 ③ 不適法	有
計	18件					有 4件
三重県	① 知事・関係職員 ② 違法な契約の締結（河川に係る草刈業務委託に関する公金の支出は違法である。） ③ 支払うべきでない金額を確定のうえ、当該金額の返還請求を求める。また、受託者の不完全履行債務の完遂を求める。	H19. 8. 15	1	19. 9. 19、30分程度陳述の機会。陳述後、書面による追加陳述の機会。	① H19. 10. 11 ② 棄却 ③ 当該委託契約は、違法又は不当であるとは言えない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
三重県	① 知事 ② 違法な契約の締結（河川に係る除草業務委託に関する公金の支出は違法である。） ③ 請負金額と、元請業者が下請業者に支払った金額との差額の返還を求める。	H19. 8. 28	1		① H19. 10. 3 ② 却下 ③ 元請業者から下請業者への代金支払は、地方公共団体の財務会計上の行為ではない。	無
三重県	① 知事・関係職員 ② 違法な契約の締結（トンネル工事に係る工事請負委託に関する公金の支出は違法である。） ③ 各請求対象者に、請負金額の一部の返還請求を求める。	H19. 9. 4	2		① H19. 10. 5 ② 却下 ③ 一年経過後に監査請求を行ったことについて、正当な理由がない。	有
三重県	① 知事・関係職員 ② 違法な契約の締結（下水道処理施設に係る工事請負委託に関する公金の支出は違法である。） ③ 工事請負契約の解除及び違約金の請求を求める。	H19. 10. 9	1		① H19. 11. 28 ② 却下 ③ 違法又は不当な財務会計上の行為について根拠を具体的に摘示していない。	有
三重県	① 知事 ② 河川管理事務に瑕疵がある。 ③ 適切な事務の遂行及び誤った事務により生じた費用の賠償を求める。	H19. 10. 18	1		① H19. 11. 20 ② 却下 ③ 違法又は不当な財務会計上の行為について根拠を具体的に摘示していない。	有
三重県	① 知事・関係職員 ② 違法な契約の締結（河川に係る維持修繕に関する公金の支出は違法である。） ③ 工作物の撤去(原状回復)及び工事費の一部の賠償を求める。	H19. 10. 18	1		① H19. 11. 20 ② 却下 ③ 違法又は不当な財務会計上の行為について根拠を具体的に摘示していない。	無
三重県	① 知事・関係職員 ② 違法な契約の締結（下水道処理施設に係る工事請負委託に関する公金の支出は違法である。） ③ 請負契約の解除、工事の再施工及び違約金の請求を求める。	H19. 10. 19	7		① H19. 11. 28 ② 却下 ③ 違法又は不当な財務会計上の行為について根拠を具体的に摘示していない。	有
三重県	① 知事 ② 違法な契約の締結（一部事務組合のしたデジタル地図整備に係る業務委託契約に関する公金の支出は違法である。） ③ 当該一部事務組合への支出の取り消し等を求める。	H19. 11. 21	1		① H19. 12. 21 ② 却下 ③ 県の財務会計上の行為に該当しない。	無
三重県	① 知事 ② 違法な契約の締結（河川に係る維持修繕に関する公金の支出は違法である。） ③ 工作物の撤去(原状回復)及び工事費の一部の賠償を求める。	H19. 12. 19	1		① H20. 1. 24 ② 却下 ③ 一年経過後に監査請求を行ったことについて、正当な理由がない。	無
三重県	① 知事 ② 違法な契約の締結（工事実地検査に係る業務委託契約に関する公金の支出は違法である。） ③ 契約の取り消しを求める。	H20. 5. 2	2		① H20. 6. 9 ② 却下 ③ 違法又は不当な財務会計上の行為について根拠を具体的に摘示していない。	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
三重県	① 知事 ② 違法な契約の締結（業務委託契約に係る入札手続等に瑕疵があり、当該契約に関する公金の支出は違法である。） ③ 契約の取り消しを求める。	H20. 5. 19	1	H20. 6. 30、30分程度の陳述の機会。陳述後、書面による追加陳述の機会。	① H20. 7. 10 ② 棄却 ③ 業務委託契約に係る入札手続等に瑕疵はない。	無
三重県	① 知事 ② 違法な契約の締結（工事請負契約に係る入札手続等に瑕疵があり、当該契約に関する公金の支出は違法である。） ③ 平均落札率と本件工事落札率との差額分の補填を求める。	H20. 8. 20	1	H20. 9. 26、30分程度の陳述の機会。陳述後、書面による追加陳述の機会。	① H20. 10. 16 ② 棄却 ③ 各手続は、違法・不当であるとまで言い得ない。	無
三重県	① 関係職員 ② 違法な契約の締結（効果の見出し得ない工事を実施したので、当該契約に関する公金の支出は違法である。） ③ 当該経費の補填及び関係職員の職務手当ての減額を求める。	H21. 1. 5	1	H21. 2. 10、30分程度の陳述の機会。陳述後、書面による追加陳述の機会。	① H21. 3. 2 ② 棄却 ③ 違法・不当であるとは言い得ない。	無
三重県	① 県教育委員 ② 違法な契約の締結（業務委託契約に係るコンペ手続等に瑕疵があり、当該契約に関する公金の支出は違法である。） ③ 契約額と低額の見積書を提出した業者提示金額との差額を、県教育委員が連帯して補填することを求める。	H21. 3. 25	1	H21. 4. 20、30分程度の陳述の機会。陳述後、書面による追加陳述の機会。	① H21. 5. 13 ② 棄却 ③ 当該委託契約は、違法又は不当であると言えない。	無
計	14件					有 5件
滋賀県	① 知事 ② 違法な公金の支出（非常勤行政委員の報酬を月額制で支給するのは地方自治法に違反する） ③ 勤務1日につき14,700円を超える部分の差止めを求める	H19. 10. 4	1		① H19. 11. 15 ② 棄却 ③ 報酬は条例に基づき適正に支給されており違法性はない。	有
滋賀県	① 知事、警察本部長 ② 工事の執行（県警本部庁舎新築工事について） ③ 県警本部庁舎新築工事に係るこれまでの建設費、今後の予算を精査し、急がない工事の延期、工事費の削減を求める	H20. 2. 25	1		① H20. 3. 5 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的かつ客観的に示していない。	無
滋賀県	① 知事 ② 不当な公金の支出（東京事務所副所長に対する滋賀県内への出張旅費等の支出は必要のない支出） ③ 出張を命じた東京事務所長に損害賠償させるよう知事に求める	H20. 3. 10	1		① H20. 3. 21 ② 却下 ③ 財務会計上の行為のについて監査を求めるものとは認められない。	無
滋賀県	① 知事、議会 ② 不当に財産の管理を怠る事実（職員互助会に対する補助金の支出は公益上必要がない） ③ 補助金支出の根拠となっている条例の改廃を求める請求	H20. 3. 5	1		① H20. 3. 27 ② 却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実について監査を求めるものとは認められない	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
滋賀県	① 知事 ② 不当に財産の管理を怠る事実（選挙運動に係る公費負担等については、公金の目的外流用を認めている） ③ 領収書等の提出を求めて査定するなど目的外流用を許さないよう独自の適切な取決めをするよう知事に求める	H20. 3. 5	1		① H20. 3. 27 ② 却下 ③ 請求の対象が具体的に摘示されていない。	無
滋賀県	① 知事 ② 不当に財産の管理を怠る事実（IS014001に基づく審査登録機関への登録が必要でないにも関わらず公金を支出している） ③ IS014001自己宣言方式に切り替え経費の抑制を知事に求める	H20. 3. 5	1		① H20. 3. 27 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的かつ客観的に示したものと認められない。	無
滋賀県	① 知事 ② 不当に財産の管理を怠る事実（職員互助会に対する補助金の支出は公益上必要がない） ③ 補助金支出の根拠となっている条例の改廃を求める	H20. 3. 31	1		① H20. 4. 21 ② 却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実について監査を求めるものとは認められない	無
滋賀県	① 知事 ② 不当に財産の管理を怠る事実（選挙運動に係る公費負担等については、公金の目的外流用を認めている） ③ 公金支出に際して目的外流用が生じ得ない独自のチェックシステムの確立を検討するよう知事に求める	H20. 3. 31	1		① H20. 4. 21 ② 却下 ③ 請求の対象が具体的に摘示されていない。	無
滋賀県	① 知事 ② 不当に財産の管理を怠る事実（IS014001に基づく審査登録機関への登録が必要でないにも関わらず公金を支出している） ③ IS014001自己宣言方式に切り替え経費の抑制を知事に求める	H20. 3. 31	1		① H20. 4. 21 ② 却下 ③ 財務会計上の行為または怠る事実の違法性・不当性を具体的かつ客観的に示したものと認められない。	無
滋賀県	① 知事 ② 違法に財産の管理を怠る事実（職員互助会に対する補助金の支出は公益上必要がない） ③ 補助金支出の根拠となっている条例の改廃を求める	H20. 4. 28	1		① H20. 5. 16 ② 却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実について監査を求めるものとは認められない	無
滋賀県	① 知事 ② 不当に財産の管理を怠る事実（選挙運動に係る公費負担等については、公金の目的外流用を認めている） ③ 公金支出に際して目的外流用が生じ得ない独自のチェックシステムの確立を検討するよう知事に求める	H20. 4. 28	1		① H20. 5. 16 ② 却下 ③ 請求の対象が具体的に摘示されていない。	無
滋賀県	① 知事 ② 不当に財産の管理を怠る事実（IS014001に基づく審査登録機関への登録が必要でないにも関わらず公金を支出している） ③ IS014001自己宣言方式に切り替え経費の抑制を知事に求める	H20. 4. 28	1		① H20. 5. 16 ② 却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実について監査を求めるものとは認められない	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
滋賀県	① 知事 ② 不当に財産の管理を怠る事実（住民監査請求の論点をすり替えるなどして却下する監査委員の選任） ③ 監査が適切にできるように監査委員の選任基準および手続を検討するよう知事に求める	H20. 4. 28	1		① H20. 5. 16 ② 却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実について監査を求めるものとは認められない	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な公金の支出（河川整備計画が策定されないままダム建設事業を執行している） ③ ダム事業の執行に係る公金の支出差止めを知事に求める	H20. 5. 21			① H20. 7. 18 ② 合議不調 ③	有
滋賀県	① 知事 ② 違法に財産の管理を怠る事実（ISO14001に基づく登録審査機関への登録を行っても効果があがらないにもかかわらず登録継続の予算を計上している） ③ ISO14001自己宣言方式に切り替え、滋賀県の事業が法令に違反していないかどうか検証することを知事に求める請求	H20. 5. 30	1		① H20. 7. 1 ② 却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実について監査を求めるものとは認められない	無
滋賀県	① 知事 ② 違法・不当な契約の締結（議会の承認を得ず、地元住民の声を聞いていない） ③ 契約を締結しないよう知事に勧告を求める請求	H20. 6. 5	1		① H20. 6. 18 ② 却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実について監査を求めるものとは認められない	無
滋賀県	① 知事、議会、県議会議員 ② 条例改正を怠る事実（非常勤行政委員の報酬条例を月額制から日額制に改正していない） ③ 月額制の報酬を日額制に改正する等の措置を求める	H21. 2. 10	1		① H21. 4. 10 ② 合議不調 ③	有
滋賀県	① 知事、歴代知事 ② 違法な契約の締結及び不当な公金の支出（損失補償契約及び免責的債務引受契約は無効であり、遅延損害金を支出した） ③ 契約の無効確認および損害賠償を知事に求める請求	H21. 2. 19	1		① H21. 2. 23 ② 取下げ ③ 再請求のため	無
滋賀県	① 知事、歴代知事 ② 違法な契約の締結及び不当な公金の支出（損失補償契約及び免責的債務引受契約は無効であり、遅延損害金を支出した） ③ 契約の無効確認および損害賠償を知事に求める請求	H21. 2. 25	1	1日、監査委員の面前で請求内容について陳述	① H21. 4. 24 ② 棄却 ③ 契約に違法性はなく、遅延損害金の支出にも請求人の主張する理由はない。	有
計	19件					有 4件
京都府	① 知事 ② 違法不当な公金の支出（府交付金を受けた相手方の目的外支出） ③ 知事に対する府交付金を受けた相手方への返還措置を請求	H19. 9. 18	6	H19. 10. 2 2時間以内で監査委員の面前での口頭による陳述	① H19. 11. 19 ② 認容 ③ 府交付金を受けた相手方に対し返還請求を行う等の必要な措置を講じること	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
京都府	① 知事 ② 公金の賦課、徴収を怠る事実（融資決定審査の不当及び適切な回収業務を怠っている） ③ 知事及び関係職員が適切な回収業務を行うよう勧告を請求	H19.11.6	6	H19.11.30 2時間以内で監査委員の面前での口頭による陳述	① H20.1.7 ② 棄却 ③ 当該貸付及び債権管理を違法又は不当とするに足りる事由は認められない	有
京都府	① 知事 ② 違法不当な公金の支出及び財産の管理を怠る事実（府補助金を受けた相手方の目的外支出） ③ 知事に対する府補助金を受けた相手方への返還措置を請求	H19.12.11	1	H20.1.9 2時間以内で監査委員の面前での口頭による陳述	① H20.2.12 ② 認容 ③ 府補助金を受けた相手方に対し返還請求を行う等の必要な措置を講じること	有
京都府	① 知事 ② 違法不当な公金の支出（貸与金の返済を府が肩代わりしている） ③ 職員に対する返還請求及び今後の公金支出の差し止め	H20.3.5	10	H20.4.4 2時間以内で監査委員の面前での口頭による陳述	① H20.4.30 ② 棄却 ③ 補助金交付の裁量権を逸脱又は濫用した事実は認められない	有
京都府	① 知事 ② 違法不当な公金の支出及び財産の管理を怠る事実（府交付金を受けた相手方の目的外支出） ③ 知事に対する府交付金を受けた相手方への返還措置を請求	H20.5.13	1	H20.6.5 2時間以内で監査委員の面前での口頭による陳述	① H20.7.14 ② 棄却 ③ 違法又は不当に財産の管理を怠っているとすることに足りる事由は認められない	無
京都府	① 知事 ② 違法不当な公金の支出（府交付金を受けた相手方の目的外支出） ③ 知事に対する府交付金を受けた相手方への返還措置を請求	H20.10.31	1	H20.11.17 2時間以内で監査委員の面前での口頭による陳述	① H21.1.5 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金の支出とすることに足りる事由は認められない	無
京都府	① 知事 ② 違法な公金の支出(ダム開発事業負担金) ③ 知事に対するダム再開発負担金の支出の差し止め及び国に対しダム再開発の中止を求めるよう請求	H20.11.17	11		① H20.12.10 ② 却下 ③ 公金の支出について、相当の確実さをもって予測されるとまでは言えない	有
京都府	① 知事 ② 違法な公金の支出（月額報酬を定めた違法な条例に基づく支出は違法不当である） ③ 知事に対する今後の委員月額報酬の支出の差し止め及び勤務日数に応じて支給するための必要な措置を講じるよう請求	H21.3.17	1	H21.4.8 2時間以内で監査委員の面前での口頭による陳述	① H21.5.18 ② 棄却 ③ 月額報酬の支出差し止めを求めるまでの違法又は不当とすることに足りる事由は認められない	無
計	8件					有 4件
大阪府	① 知事 ② 違法な公金の支出（議員の費用弁償） ③ 不当利得返還請求	H19.6.20	2	H19.7.17意見陳述	① H19.8.17 ② 棄却 ③ 費用弁償の支給が違法であるとは認められず、法律上の根拠を欠くとはいえない。	有
大阪府	① 職員 ② 職員が大阪地方裁判所継続の事件の口頭弁論に出廷しなかったこと ③ 損害賠償請求	(H19.10.4)	1団体		① H19.10.30 ② 却下 ③ 対象としている行為が財務会計行為等に当たらない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
大阪府	① 職員 ② 違法な財産の無償貸与（府営羽曳野高鷲住宅の敷地の不法占拠。不法占拠期間の算定について請求人と府の見解に相違。） ③ 損害賠償請求	H19. 11. 29	1	H19. 12. 25意見陳述	① H20. 1. 23 ② 棄却 ③ 損害賠償請求の際の算定の根拠となった不法占拠の期間の設定の判断に誤りがあるとはいえない。	無
大阪府	① 知事 ② 違法な契約の締結及び違法な公金の支出（関西企業経営懇談会等への出席） ③ 損害賠償請求	H19. 12. 4	9	H20. 1. 11意見陳述	① H20. 1. 29 ② 一部棄却、一部却下 ③ 知事が行った行為は公務に当たり、公金の支出は違法とはいえない。	無
大阪府	① 知事 ② 違法な公金の支出（違法建築物に対して行った経営耕造対策事業費補助金（和泉市）交付） ③ 損害賠償請求	H20. 1. 31	1	H20. 2. 22意見陳述	① H20. 3. 28 ② 棄却 ③ 和泉市が是正措置を講ずることにより建築物は適正なものと思われ、補助金返還を求めるほどの違法性がない。	有
大阪府	① 対象の記載がない。 ② 貝塚市半田地区における土壌汚染 ③ 私有地の土壌汚染調査を求める	(H20. 3. 10)	1		① H20. 3. 28 ② 却下 ③ 大阪府の財務会計行為等に対する請求ではなく、損害に対する主張もない。	無
大阪府	① 知事等 ② 違法な公金の支出（府営住宅における不法投棄の処理は原因者がすべきであり、公金で行ったのは違法である。） ③ 損害賠償請求	H20. 3. 25	1	H20. 4. 22意見陳述	① H20. 5. 22 ② 棄却 ③ 不法投棄は少量でそれぞれ特定して原因者に請求するのは困難であり、工事を実施したことに違法性はない	無
大阪府	① 知事 ② 違法な契約の締結及び違法な公金の支出（大阪府立上方演芸資料館の賃貸契約が民間企業を優遇するものである） ③ 損害賠償請求	(H20. 4. 24)	1		① H20. 5. 22 ② 却下 ③ 違法性、不当性が具体的に摘示されていない。	無
大阪府	① 知事 ② 違法な公金の支出（共産党大阪府議団への政務調査費の支出は不当である） ③ 損害賠償請求	(H20. 7. 11)	1		① H20. 7. 30 ② 却下 ③ 違法性、不当性が具体的に摘示されていない。	無
大阪府	① 知事 ② 違法な公金の支出（知事の専用自動車使用） ③ 損害賠償請求	H20. 8. 26	13	H20. 9. 22意見陳述	① H20. 10. 23 ② 棄却 ③ 支出に違法不当な点はない。ただし、府民の理解が得られるよう私用基準の明確化を図るべき	無
大阪府	① 知事等 ② 違法な契約の締結（都市計画道路大和川線シールド工事請負契約） ③ 損害賠償請求	H20. 9. 8	1	H20. 10. 15意見陳述	① H20. 10. 31 ② 一部棄却、一部却下 ③ 本契約はWTO協定、地方自治法等に基づき適正な手続きで入札を行った上で締結している。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
大阪府	① 知事 ② 違法な公金の支出（平成17～19年度の私学助成（PL学園高等学校）が憲法に違反している） ③ 損害賠償請求	(H20. 11. 10)	1		① H20. 12. 1 ② 却下 ③ 違法性、不当性が摘示されていない。	無
大阪府	① 知事等 ② 違法な公金の支出（グリーン車利用は贅沢である） ③ 損害賠償請求	(H20. 11. 10)	1		① H20. 12. 17 ② 却下 ③ 違法性、不当性が具体的に摘示されていない。	無
大阪府	① 職員 ② 職務専念義務違反に当たる職員の行為（議会タクシー乗車券に関する事務） ③ 損害賠償請求	H20. 11. 27	1	H20. 12. 2意見陳述	① H21. 1. 21 ② 棄却 ③ 議会事務局職員の事務は大阪府議会事務局規程に規定する事務に該当し職務専念義務違反とは認められない	無
大阪府	① 知事 ② 違法な歳入行為（市町村別学力検査結果の情報開示に際し請求人からの徴収したコピー代） ③ 損害賠償請求（請求人に対する賠償）	(H20. 11. 28)	1		① H20. 12. 17 ② 却下 ③ 請求人が支払ったコピー代は府の歳入であり、監査請求の対象となる財務会計行為等に該当しない。	無
大阪府	① 教育委員会 ② 違法な公金の支出（大阪市及び堺市の非常勤特別嘱託員の報酬等） ③ 行為の差し止め及び損害賠償請求	H20. 11. 28	24	H21. 1. 21意見陳述	① H20. 11. 28 ② 棄却 ③ 非常勤職員報酬条例に基づき特嘱要綱に定める報酬を支払ったことは違法不当とはいえない。	無
大阪府	① 知事 ② 公募による大阪府産業技術総合研究所の食堂業者の選定 ③ 公募の再募集又は請求人を食堂業者に決定	(H21. 2. 19)	1		① H21. 3. 27 ② 却下 ③ 財務会計行為等に該当せず、違法性、不当性についても具体的に摘示されていない。	有
大阪府	① 知事 ② 違法な契約の締結（WTCの買収） ③ 契約締結の差し止め	(H21. 3. 19)	13		① H21. 5. 15 ② 却下（一部の請求人は取下げ） ③ 対象となる財務会計行為等が存在しない。	無
計	18件					有 3件
兵庫県	① 知事 ② 違法、不当な公金の支出（県議会議員に支給した費用弁償） ③ 損害の補てん	H19. 5. 10	5	30分間口頭による陳述と新たな証拠の提出	① H19. 7. 17 ② 一部棄却、一部却下 ③ 1年経過しているものは却下。その他は県議会の裁量の範囲内で支給の条件を満たしており違法ではない。	有
兵庫県	① 知事 ② 違法、不当な公金の支出（阪神・淡路大震災10周年記念事業助成金の支出） ③ 損害の補てん	H19. 7. 20	1		① H19. 8. 7 ② 却下 ③ 県の機関又は職員による財務会計上の行為に該当しない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
兵庫県	① 知事 ② 違法、不当な公金の支出（県議会の政務調査費の支出） ③ 損害の補てん	H19. 9. 27	5	30分間口頭による陳述と新たな証拠の提出 ただし、出席されず	① H19. 11. 26 ② 棄却 ③ 使途基準ではタクシー代等は実費支出を原則としており、一律に金額の上限を設定したものと解されないため、当該支出は違法・不当ではない。	無
兵庫県	① 知事 ② 違法、不当な公金の支出・契約の締結（A株式会社に発注した公共工事に係る支出及び契約の締結） ③ 損害の補てん、契約の差止め	H19. 10. 23	1		① H19. 11. 8 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の特定及び理由の摘示がされていない。	無
兵庫県	① 知事 ② 違法、不当な公金の支出（学校厚生会及び職員互助会への共済費の支出） ③ 損害の補てん、支出の差止め	H19. 12. 6 H19. 12. 13 H19. 12. 18 H20. 1. 4	23	30分間口頭による陳述と新たな証拠の提出 ただし、請求人が辞退	① H20. 2. 4 ② 一部棄却、一部却下 ③ 1年経過しているものは却下。その他、職員の福利厚生を目的とした費用負担は地方公務員法が予定しており、給付は給与条例主義に抵触しないので、違法・不当とはいえない。	有
兵庫県	① 知事、教育委員会 ② 違法、不当な公金の支出（県職員に支出した旅費） ③ 損害の補てん	H20. 1. 8	2	30分間口頭による陳述と新たな証拠の提出	① H20. 3. 7 ② 棄却 ③ 在勤地を起点とした額を支給する制度は、実費弁償という旅費の基本的性格に著しく反しているとはいえず、違法・不当とまでは解されないが、より実費に近い旅費の支給が実施されるよう、所要の措置を求める旨の意見。	無
兵庫県	① 知事、教育長、病院事業管理者 ② 違法、不当な公金の支出（公益法人等への派遣職員に対する人件費の支出） ③ 損害の補てん、支出の差止め	H20. 6. 25	18	30分間口頭による陳述と新たな証拠の提出 ただし、請求人が辞退	① H20. 8. 22 ② 一部棄却、一部却下 ③ 派遣法は補助金等による派遣職員の給与負担を禁止しておらず、法人への補助金は公益上の必要性から適法に交付され、違法ではない。それ以外は違法・不当である理由等を個別的、具体的に摘示しておらず却下。	有
兵庫県	① 教育委員会 ② 違法、不当な公金の支出（県費負担教職員に支給した給与（承認研修に関するもの）） ③ 損害の補てん	H20. 7. 18	2	30分間口頭による陳述と新たな証拠の提出	① H20. 9. 16 ② 認容 ③ 校長の承認どおりに研修を実施していない2日間の給与について、当該教諭に対して補てんを求めるよう勧告（適正なサービスの確保が図れるよう学校長を指導されたい旨の意見を付した。）	無
兵庫県	① 知事 ② 違法、不当な公金の支出（県営住宅駐車場の管理委託費の支出） ③ 損害の補てん	H20. 10. 1	1		① H20. 10. 27 ② 却下 ③ 県の機関又は職員による財務会計上の行為等に該当しない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
兵庫県	① 知事 ② 違法、不当な公金の支出（バイオマス施設に係る補助金の返還） ③ 損害の補てん	H20.11.7	7	30分間 口頭による陳述と新たな証拠の提出	① H21.1.6 ② 一部棄却、一部却下 ③ 1年経過したものは却下。施設が未稼働の原因は設備自体に不備等があったとは認められず、補助金支出は不当ではない。	無
兵庫県	① 教育委員会 ② 違法、不当な公金の支出（県費負担教職員に支給した給与（承認研修に関するもの）） ③ 損害の補てん	H20.12.9	2	30分間 口頭による陳述と新たな証拠の提出	① H21.2.6 ② 棄却 ③ 校長は教員の研修を事前に承認し、教員は承認どおりに研修を実施しているので、不当なところはない。	無
兵庫県	① 知事 ② 違法、不当な公金の支出、契約の締結（A株式会社に発注した公共工事に係る支出及び契約の締結等） ③ 損害の補てん、契約の差止め	H21.1.7	1		① H21.1.19 ② 却下 ③ 財務会計上の行為が個別的、具体的に特定されていない。	無
兵庫県	① 知事 ② 違法、不当に財産の管理を怠る事実（姫路市（旧家島町）への不当利得返還請求権の不行使） ③ 怠る事実の改め	H21.1.13	1		① H21.2.10 ② 却下 ③ 不当利得返還請求権の存在が特定されていない。	無
兵庫県	① 知事 ② 違法、不当な公金の支出（タクシー使用料の支出） ③ 損害の補てん、支出の差止め	H21.1.30	77	30分間 口頭による陳述と新たな証拠の提出	① H21.3.31 ② 一部棄却、一部却下 ③ 職員2名の深夜帰宅のためのタクシー利用は公務遂行上必要で料金も社会通念上相当と認められ、支出は違法・不当ではない。上記職員以外に係る支出は、違法・不当である理由及び事実等が個別具体的に特定されていない。	無
兵庫県	① 知事、警察本部長、教育長 ② 違法、不当な公金の支出（行政委員（非常勤）の月額報酬の返還） ③ 損害の補てん、支出の差止め	H21.3.27 H21.3.31 H21.4.8	16	30分間 口頭による陳述と新たな証拠の提出 ただし、出席されず	① H21.5.26 ② 一部棄却、一部却下 ③ 1年経過しているものは却下。委員の職務内容や職責等は勤務日数による報酬の対価として捉えがたく特別の事情があるとして月額支給と定めていること等から、違法・不当とはいえない	有
計	15件					有 4件
奈良県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（交付した政務調査費が違法に使われたのに、返還請求権の行使を怠っている） ③ 交付先に対する返還請求権の行使	H19.8.28	191	1日 口頭	① H19.10.26 ② 棄却 ③ 政務調査費の使途に違法性はない	有
奈良県	① 指定無し ② 公立大学法人が所有し管理する建物について、改善を講ずるべきであったのにそれを怠り、結果として県に損害を与えた ③ 対象とする建物の点検及び改善等の措置をとることを求める	H20.7.16	1	無し	① H20.8.1 ② 却下 ③ 県とは別法人である公立大学法人の損害を対象とするもの	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
奈良県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実(交付した補助金が違法・不当に使われたのに、返還請求権の行使を怠っている) ③ 交付先に対する返還請求権の行使	H20. 8. 26	1	無し	① H20. 9. 8 ② 却下 ③ 補助金の交付のあった日から1年以上経過	無
奈良県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実(測量・調査等請負契約に係る24件の入札について談合があり、県に損害が発生しているにもかかわらず、落札業者及び予定価格を漏らした担当職員に対する損害賠償請求権の行使を怠っている) ③ 相手方及び担当職員に対する損害賠償請求権の行使	H20. 8. 29	30	1日 口頭	① H20. 10. 27 ② 棄却 ③ 2件については支払が完了していないため損害賠償請求権が発生しておらず、22件については県が既に損害賠償請求を行っている。	有
奈良県	① 知事 ② 違法な公金の支出(県営競輪場地元協力費の支出が違法・不当である) ③ 交付先に対する返還請求権の行使及び支給額等の見直し	H20. 9. 2	1	1日 口頭	① H20. 10. 27 ② 棄却 ③ 支出に違法性はなく、支給額の算定についても裁量権の逸脱・濫用はない	無
計	5件					有 2件
和歌山県	① 知事 ② 公金の支出(県議会議員は政務調査費を違法・不当に充当・使途している) ③ 各議員に対する損害賠償請求あるいは返還請求	H19. 5. 18	5	1日・資料提出 及び補足説明	① H19. 7. 17 ② 一部棄却、一部却下 ③ 誤りについては訂正され、返還すべき額が収納済みである	有
和歌山県	① 知事 ② 公金の支出(県議会議員は政務調査費を違法・不当に充当・使途している) ③ 各議員に対する損害賠償請求あるいは返還請求	H19. 6. 28	1	1日・資料提出 及び補足説明	① H19. 8. 27 ② 一部棄却、一部却下 ③ 不適切な支出は認められない	有
和歌山県	① 知事 ② 公金の支出(県議会選挙用ポスター作成費用が違法・不当な水増し請求により支払われている) ③ 印刷業者及び候補者に対する返還請求	H20. 4. 21	4	1日・資料提出 及び補足説明	① H20. 5. 29 ② 取下げ ③ 請求額が返還された	無
和歌山県	① 知事 ② 公金の支出(県議会選挙用ポスター作成費用が違法・不当な水増し請求により支払われている) ③ 印刷業者及び候補者に対する返還請求	H20. 5. 13	4	1日・資料提出 及び補足説明	① H20. 7. 14 ② 棄却 ③ 違法・不当な公金請求の事実は認められない	無
和歌山県	① 知事 ② 公金の支出(県議会選挙用ポスター作成費用が違法・不当な水増し請求により支払われている) ③ 印刷業者及び候補者に対する返還請求	H20. 5. 22	4	1日・資料提出 及び補足説明	① H20. 7. 30 ② 棄却 ③ 誤請求による過払額が返還され、違法・不当な請求の事実は認められない	無
和歌山県	① 知事 ② 公金の支出(県議会選挙用ポスター作成費用が違法・不当な水増し請求により支払われている) ③ 印刷業者及び候補者に対する返還請求	H20. 5. 29	4	1日・資料提出 及び補足説明	① H20. 7. 30 ② 棄却 ③ 違法・不当な公金請求の事実は認められない	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
和歌山県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（違法・不当な選挙カー等公費支出に対し不当利得返還請求権を行使していない） ③ 県議会議員及びレンタカー会社に対する返還請求	H20.10.2	4	1日・資料提出及び補足説明	① H20.12.1 ② 一部認容、一部棄却 ③ 契約内容に事実と相違する点があり、県が損害を被っていると認められる	無
計	7件					有 2件
鳥取県	① 全県議会議員 ② 市民オンブズ鳥取が公文書開示請求で入手した無作為に選んだ3名の県議員の平成19年度政務調査費収支報告書等について、使途として不適正又は適正な使途として疑問なものがある ③ 全県議会議員について、再度政務調査費の使途の調査（政務調査費交付条例施行規則に定める使途基準に合致するか等）、収支報告書の写しと証拠書類の写しとの突合等を行い、不適正な使途による政務調査費を県に対し返還させること。上記3名以外の議員についても、不当な支出については是正させること。	H20.10.7	3	請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人からの証拠の提出及び陳述の希望はなかった。	① H20.11.17 ② 認容 ③ ①使途等が不適正な政務調査費の存在が認められた議員について、是正させ必要に応じて返還をさせること、②政務調査費の対象外経費の例示を追加記載するなど、ガイドラインの一層の改善充実に努めるとともに、全ての議員に対してガイドラインの記載内容を周知徹底すること、を知事及び議長に対し勧告。	無
計	1件					有 0件
島根県	① 知事 ② 知事は平成19年12月28日に松江市に馬潟工業団地周辺水路ダイオキシン類対策事業に係る費用16,928,967円を支出した。 ③ 知事に対し、松江市に違法かつ不当に支払った費用の全額を島根県に返還させることを求める。	H20.12.22	10	陳述（2時間）実施	① H21.2.18 ② 棄却 ③ 支出の手続は適正になされており、「違法又は不当な公金の支出」には当たらない。	有
計	1件					有 1件
岡山県	① 知事 ② A議員の違法な政務調査費支出（全額） ③ A議員に対する返還請求	H19.8.20	1 (法人)		① H19.8.31 ② 却下 ③ 対象行為の特定を欠く	有
岡山県	① 知事 ② B議員の違法な政務調査費支出（事務所費、人件費） ③ B議員に対する返還請求	H19.10.16	1		① H19.11.5 ② 却下 ③ 請求期間徒過、対象行為の特定を欠くこと	有
岡山県	① 知事 ② 県税延滞金の違法な免除 ③ 知事、納税者らに対する損害賠償ないし返還の請求	H20.8.29	1 (法人)	陳述会開催1回	① H20.10.27 ② 認容 ③ 還付を受けた納税者に対して返還を求めるなどの措置を講ずること	無
岡山県	① 知事 ② 監査委員が違法に住民監査請求を却下したことにより発生した弁護士報酬の支出 ③ 監査委員に対する損害賠償請求	H20.10.8	1 (法人)		① H20.11.4 ② 却下 ③ 県に損害が発生しているとは認められない	有
計	4件					有 3件

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
広島県	① 知事 ② 広島県全職員が自分たちの権利ばかり主張して義務を果たしていないのは、違法・不当である。 ③ 県財政の放漫体制の是正	H19. 4. 13	1		① H19. 5. 8 ② 却下 ③ 非財務行為	無
広島県	① 知事 ② 浄化槽設置者に対して法定検査受験率のアップを図る施策は、違法・不当な経費支出である。 ③ 浄化槽法定受験率アップのための施策を再検討すること	H19. 5. 30	1	20日間 文書による補正	① H19. 7. 23 ② 却下 ③ 対象行為不特定、非財務行為	無
計	2件					有 0件
山口県	① 知事 ② 県職員の特別有給休暇(忌引)の不正取得 ③ 不当に支出された給与の返還及び職員の処分	H19. 10. 11	1		① H19. 10. 30 ② 却下 ③ 個別的、具体的に疎明されていない	無
山口県	① 知事 ② 高等学校の耐震工事に係る違法又は不当な支出 ③ 工事の停止及び責任者に対する知事の損害賠償請求権の行使	H20. 1. 25	1		① H20. 2. 29 ② 却下 ③ 違法性又は不当性について、疎明されていない	無
計	2件					有 0件
徳島県	① 知事、職員 ② 違法、不当な公金の支出(旅費の支出) ③ 損害金の返還	H19. 4. 27	2	19. 5. 31(陳述)	① H19. 6. 21 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない。	有
徳島県	① 知事 ② 違法な公金の支出(補助金の支出) ③ 損害金の返還	H19. 5. 30	6		① H19. 7. 10 ② 却下 ③ 要件不備(特定性・具体性を欠く)	無
徳島県	① 知事 ② 違法、不当な公金の支出(補助金の支出) ③ 損害金の返還	H19. 5. 31	1		① H19. 7. 10 ② 却下 ③ 要件不備(期間徒過)	無
徳島県	① 知事 ② 公金の賦課若しくは徴収を怠る事実 ③ 罰金の徴収	H19. 7. 31	1		① H19. 8. 17 ② 却下 ③ 要件不備(財務会計行為に当たらない)	無
徳島県	① 知事 ② 公金の賦課若しくは徴収を怠る事実 ③ 罰金の徴収	H19. 8. 1	1		① H19. 8. 17 ② 却下 ③ 要件不備(財務会計行為に当たらない)	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
徳島県	① 知事 ② 違法な公金の支出(政務調査費の支出) ③ 損害金の返還	H19.9.13	26	19.10.12(陳述)	① H19.11.9 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない。	有
徳島県	① 職員 ② 立木伐採における怠る事実, 違法, 不当な事実 ③ 山林の適切な管理等	H19.11.2	1		① H19.11.28 ② 却下 ③ 要件不備(特定性・具体性を欠く)	無
徳島県	① 知事 ② 違法, 不当な公金の支出(退職手当の支出) ③ 損害金の返還	H20.3.12	1		① H20.4.10 ② 却下 ③ 要件不備(特定性・具体性を欠く)	無
徳島県	① 知事 ② 補助金を出している担当職員及び実施主体の指導監督 ③ 監査, 指導, 検査及び監督	H20.3.19	1		① H20.4.10 ② 却下 ③ 要件不備(財務会計行為に当たらない)	無
徳島県	① 知事 ② 違法な公金の支出(補助金の支出) ③ 損害金の返還	H20.3.31	7	20.4.23(陳述)	① H20.5.23 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない。	無
徳島県	① 知事 ② 違法, 不当な公金の支出(旅費の支出) ③ 損害金の返還	H20.4.2	1		① H20.4.10 ② 却下 ③ 要件不備(期間徒過)	無
徳島県	① 知事 ② 違法, 不当な公金の支出(退職手当の支出) ③ 損害金の返還	H20.6.4	1		① H20.7.28 ② 認容 ③ 不当利得返還請求を行うこと。	無
徳島県	① 知事, 職員 ② 違法な公金の支出(退職手当の支出) ③ 損害金の返還	H20.6.12	26	20.7.8(陳述)	① H20.7.28 ② 認容 ③ 不当利得返還請求を行うこと。	無
徳島県	① 知事 ② 違法な公金の支出(物品購入経費の支出) ③ 損害金の返還	H20.6.16	1		① H20.7.1 ② 却下 ③ 要件不備(期間徒過)	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
徳島県	① 知事 ② 違法な公金の支出(地方自治法違反の条例に基づいた報酬の支出) ③ 報酬の差止め, 損害金の返還	H20. 11. 14	16		① H20. 12. 9 ② 却下 ③ 要件不備(財務会計行為に当たらない)	有
徳島県	① 知事 ② 違法な公金の支出(地方自治法違反の条例に基づいた報酬の支出) ③ 条例の改正	H21. 3. 24	8		① H21. 4. 9 ② 却下 ③ 要件不備(財務会計行為に当たらない)	有
計	16件					有 4件
香川県	① 知事 ② 違法又は不当な公金支出(ある講師の時間単価が他の2名の講師より多い額であり、法的根拠がなく必要のない公金を支給し県に損害を与えた。) ③ 損害補填を求めるほか、その他の「必要な措置」の勧告	H20. 2. 4	1	請求人から証拠の提出及び陳述を行わない旨の回答文書の送付	① H20. 3. 26 ② 棄却 ③ 当該支出は違法又は不当な公金の支出に該当するものとは認められない。	無
香川県	① 知事 ② 違法又は不当な公金支出(教職員への旅行命令は必要なく、旅費は必要のない公金の支出で、県に損害を与えた。) ③ 損害補填を求めるほか、その他の「必要な措置」の勧告	H20. 9. 24	1	請求人から証拠の提出及び陳述を行わない旨の回答文書の送付	① H20. 10. 28 ② 棄却 ③ 当該支出は違法又は不当な公金の支出に該当するものとは認められない。	無
香川県	① 知事 ② 違法又は不当な財産の管理を怠る事実又は公金の賦課徴収を怠る事実(H14~18年度までの業務委託の不履行が判明したにもかかわらず不履行分の返還請求を怠っている) ③ 上記事実について調査を行い、不履行分の返還請求を行うとともに、再発防止策を講じるなどの必要な措置の勧告	(H20. 9. 26)	1		① H20. 10. 6 ② 取下げ ③	無
香川県	① 知事 ② 違法又は不当な財産の管理を怠る事実(平成14~18年度までの業務委託の不履行が判明したにもかかわらず、不履行分の返還請求を怠っている。) ③ 事実について調査を行い不履行分の返還請求を行うとともに、再発防止策を講じるなどの必要な措置の勧告	H20. 10. 9	1	証拠の提出及び陳述の機会 (H20. 10. 27)	① H20. 12. 3 ② 一部認容 ③ 公金の賦課徴収を怠る事実について、委託契約不履行事実について、調査のうえ返還請求権の額を確定し、委託者に対して請求すべきことを勧告	無
香川県	① 知事 ② 違法又は不当な財産の管理を怠る事実(平成14~18年度までの業務委託について、作業を行っていないのに委託金を支払っていたことが判明したにもかかわらず、不履行分の返還請求権の行使を怠っている。) ③ 公金支出の差止請求、当該公金支出について責任を有する者に対し損害の補填を求めるほか、その他の必要な措置の勧告	H20. 11. 4	1	請求人から証拠の提出及び陳述を行わない旨の回答文書の送付	① H20. 12. 3 ② 棄却 ③ 請求時点においては、県が委託者に対して「債権」を有しているものと判断することはできず、請求人が摘示した事実は、「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」に該当しない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
香川県	① 知事 ② 違法な公金支出（収用委員会委員に対する月額報酬の公金支出は違法である。） ③ 公金支出の差止請求、当該公金支出について責任を有する者に対し損害の補填を求めるほか、その他の必要な措置の勧告	H21. 2. 17	1	請求人から証拠の提出及び陳述を行わない旨の回答文書の送付	① H21. 3. 26 ② 却下 ③ 報酬支出の根拠である条例そのもの及び条例の規定の違法性の有無については、監査の対象になるものではない。	無
香川県	① 知事 ② 違法な公金支出（労働委員会及び選挙管理委員会の各委員に対する月額報酬の公金支出は違法である。） ③ 公金支出の差止請求、当該公金支出について責任を有する者に対し損害の補填を求めるほか、その他の必要な措置の勧告	H21. 2. 17	1	請求人から証拠の提出及び陳述を行わない旨の回答文書の送付	① H21. 3. 26 ② 却下 ③ 報酬支出の根拠である条例そのもの及び条例の規定の違法性の有無については、監査の対象になるものではない。	無
香川県	① 知事 ② 違法な公金支出（収用委員会、労働委員会及び選挙管理委員会の各委員に対する月額報酬の公金支出は違法である。） ③ 公金支出の差止請求、当該公金支出について責任を有する者に対し損害の補填を求めるほか、その他の必要な措置の勧告	H21. 2. 18	1	請求人から証拠の提出及び陳述を行わない旨の回答文書の送付	① H21. 3. 26 ② 却下 ③ 報酬支出の根拠である条例そのもの及び条例の規定の違法性の有無については、監査の対象になるものではない。	無
香川県	① 知事 ② 違法な公金支出（収用委員会、労働委員会及び選挙管理委員会の各委員に対する月額報酬の公金支出は違法である。） ③ 公金支出の差止請求、当該公金支出について責任を有する者に対し損害の補填を求めるほか、その他の必要な措置の勧告	H21. 2. 20	1	請求人から証拠の提出及び陳述を行わない旨の回答文書の送付	① H21. 3. 26 ② 却下 ③ 報酬支出の根拠である条例そのもの及び条例の規定の違法性の有無については、監査の対象になるものではない。	無
計	9件					有 0件
愛媛県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（愛媛県警が特定の政党にスパイを送り込む目的で関係者を盗撮するために借り受けているマンションの敷金・契約手数料・家賃等の支出は違法である。） ③ H8. 9. 25から請求日までの借受マンションに係る家賃等の返還	H20. 5. 9	1	なし	① H20. 5. 30 ② 却下 ③ マンションの家賃等について県費を支出していることを証する書面が一切なく、違法又は不当な支出があったことをうかがわせる資料もなく補正の余地も無い。	有
愛媛県	① 知事、教育長、県教委総務課長、学校長など ② 違法・不当な公金の支出（文科省の高校歴史教科書の検定及び検定意見は違憲・違法であり、県教委は採択から外すべき同教科書を教員用教科書等として購入し公金を不当に支出した。） ③ 関係職員に購入額相当を補填させるとともに、今後の購入措置を差止める勧告を求める。	H20. 8. 21	36	なし	① H20. 9. 24 ② 却下 ③ 文科省の検定及び検定意見並びに県教委らの行為の違法性等について具体的かつ客観的に示されていない。	有
愛媛県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（県立中央病院整備運営事業のPFI事業者選定については、選定部会における各委員の採点記録を保管していないなど、公正な委員会であったとは考えられない。） ③ 契約及び予算の執行を中止するよう勧告を求める。	H20. 10. 2	1	なし	① H20. 11. 13 ② 却下 ③ 請求人の主観的見解や単なる憶測を述べたものにすぎず、落札者の決定が違法又は不当な行為に当たることを具体的かつ客観的に示していない。	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
愛媛県	① 知事、松山地方局長 ② 違法・不当な公金の支出（松山地方局長が社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に支出した県道来住余戸線の土地買収に係る登記業務委託料の一部は不当な支出である。） ③ 不当な登記業務委託料について県に返還するよう勧告を求める	H20.11.4	1	1日（面談）	① H20.12.19 ② 棄却 ③ 業務はすべて目的達成ないしそれと同一視できる程度に遂行されていることが確認されたので、委託料を支出したことは相当と認めることができる。	無
愛媛県	① 知事、県警本部長ら ② ①県警の国賠訴訟の賠償金及び訴訟費用は県民の損害である。 ②裏金づくりの実態を告発した公益通報者に対するみせしめ配転は、公益通報者保護の趣旨にもとる。 ③裏金一掃のため県警の組織改革と再発防止のための体制を確立する必要がある。 ③ ①賠償金100万円及び訴訟費用を、知事・県警本部長らとその職分に応じて県に返還すること。 ②公益通報者を保護する認識を徹底させること。 ③捜査報償費等の違法な執行の停止及び県警の組織改革や公安委員会の体質改善に必要な措置を講じること。	H20.12.24	2	1日（面談）	① H21.2.19 ② 一部棄却、一部却下 ③ （棄却）判決において違法とされた「配置換え」及び「勤勉手当の減額」に関して、それぞれ権限を執行した職員に故意又は重大な過失が認められないため、求償する必要はない。 （却下）公益通報者保護の徹底等について、地方自治法に定める請求の要件を具備していない。	無
計	5件					有 3件
高知県	① 担当職員 ② 移植委託業務は地方自治法第2条第14項に違反している。 ③ 契約変更、支出の差止め、損害賠償、工事の施工の差止め	H19.9.4	5	19.9.13 口頭陳述	① H19.10.25 ② 棄却 ③ 委託契約が妥当性を欠き、違法・不当とは言えない。	有
高知県	① 担当課長 ② 委託業務を中止せず放置するのは、地方自治法第2条第14項に違反する。 ③ 委託費の支出差止め又は停止	H19.9.19	5	19.10.10 口頭陳述	① H19.11.13 ② 棄却 ③ 業務を中止しなかったことが裁量権の濫用・逸脱とまでは言えない。	有
高知県	① 担当部長、学長 ② 予算議案成立の過程で瑕疵があり、当委託料は正当な支出とは認められない。 ③ 委託料の支払の停止	H19.10.9	1	19.10.31 口頭陳述	① H19.12.6 ② 棄却 ③ 委託契約を締結したことが違法・不当とまでは言えない。	無
高知県	① 担当課長 ② ソフトの財産価値を故意に無くして、開設費用を負担した県に損害を生じさせた。 ③ 担当課長にソフトの開設費用の返還を求める。	H19.11.5	7		① H19.11.14 ② 却下 ③ 財務会計行為に該当しない。	無
高知県	① 監査委員及び監査委員事務局職員 ② 県の財務監査業務そのものが不当に行われている。 ③ 監査を怠ったことによって、県が被った損害を補する。	H19.12.6	1		① H19.12.13 ② 却下 ③ 財務会計行為に該当しない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
高知県	① 知事 ② 3人の候補者に係るポスター作成公営費は違法である。 ③ 県当局が印刷会社及び1候補者に対し損害賠償請求をする。	H20.6.2	1	20.6.18 口頭陳述	① H20.7.31 ② 棄却 ③ 現行の制度において、Bが不正を行ったと判断することはできない。	無
高知県	① 職員3名 ② 解雇予告をせずに労働者を解雇したので、30日分の不要な賃金を支払い県に損害を与えた。 ③ 不当・不要の支出をした職員3名に対し損害賠償を求める。	H20.12.12	2		① H20.12.19 ② 却下 ③ 当該支出金は、財団法人の支出であり、県の公金の支出ではない。	有
高知県	① 職員3名 ② 財団法人が支出した退職金、解雇予告手当金は、違法・不当な不要な支出にあたる。 ③ 解雇予告手当金等を県への返還を求める。	H21.1.16	2		① H21.1.26 ② 取下げ ③ 二度目の却下になるので、受理できるように出し直し。	無
高知県	① 担当課長 ② 県が特定団体の構成員に支出した旅費は不法・不当である。 ③ 公金支出の違法性を確認し、県に返還を求める。	H21.1.19	2	21.1.26 口頭陳述	① H21.3.3 ② 棄却 ③ 旅費の支出が違法・不当となるものではない。	無
高知県	① 知事 ② 県が財団法人に支払った委託費の中から、解雇予告手当金を支払ったため違法である。 ③ 県が財団法人に対して、損害賠償請求せよ。	H21.1.26	2	21.2.10 口頭陳述	① H21.3.24 ② 棄却 ③ 県の委託料を不正に流用し解雇予告手当金を支出した事実は認められない。	有
高知県	① 知事 ② 非常勤の行政委員に対する月額報酬の支給は、自治法に反する違法な公金の支出である。 ③ 各委員への月額報酬の支出の差止め、常勤委員の報酬額の10%以上カット、監査期間中における報酬の支給の停止	H21.2.2	2	21.2.24 口頭陳述	① H21.3.31 ② 棄却 ③ 月額報酬を規定した報酬条例が重大かつ明白な法令違反とまでは言えない。	有
計	11件					有 5件
福岡県	① 知事 ② 不当な行為を行った福岡県住宅供給公社への指導・監督を怠った行為 ③ 賃貸借契約における損害等に対する是正、賠償請求及び謝罪等	H20.4.15	1		① H20.4.24 ② 却下 ③ 県の財務会計上の行為に該当せず	無
福岡県	① 知事又は関係職員 ② 違法・不当な公金の支出（県議会の政務調査費の目的外支出） ③ 違法不当な支出額の確定及び相当額の損害賠償	H20.7.11	1		① H20.7.30 ② 却下 ③ 目的外支出の事実を証する書面無し	無
福岡県	① 知事 ② 商工部長等の債権回収の放棄 ③ 商工部長等の懲戒処分及び債権の回収	H20.8.18	1	陳述会 陳述の時間30分	① H20.10.14 ② 棄却 ③ 債権回収を違法・不当に怠る事実は認められず	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
福岡県	① 知事 ② 不当な公金の支出（本来不必要な旅費及び給与の支出） ③ 職員の出張旅費及び給与の返還、関係職員の告発	H20. 8. 25	1		① H20. 9. 22 ② 却下 ③ 県の財務会計上の行為に該当せず	無
福岡県	① 知事 ② 業者の債務不履行等による損害の放置（損害賠償請求を怠っている） ③ 業者に対し損害賠償請求等の必要な措置を行うこと	H21. 1. 19	1	陳述会 陳述の時間30分	① H21. 3. 23 ② 一部棄却、一部判断できず ③ 損害賠償請求は既になされている。妥当な額であるかは判断できない。	有
福岡県	① 知事及び教育長 ② 違法・不当な公金の支出（違法な研修に伴う給与の支出） ③ 北九州市教職員の給与の返還	H21. 3. 30	1		① H21. 4. 13 ② 却下 ③ 請求期間徒過及び県の財務会計上の行為に該当せず	無
計	6件					有 2件
佐賀県	① 暮らし環境本部長、原子力安全対策室長 ② 違法、不当な公金の支出 ③ 公金の支出差し止め	H19. 12. 25	95 (うち1人は不適法)		① H20. 1. 30 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的かつ客観的に示したものは認められない	無
佐賀県	① 知事及び関係職員 ② 違法、不当な公金の支出 ③ 公金の支出返還及び差し止め	H20. 6. 16	1		① H20. 8. 6 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的かつ客観的に示したものは認められない	無
計	2件					有 0件
長崎県	① 知事 ② 違法な公金の支出及び債権管理の懈怠 ③ 支出した公金の返還請求	H20. 5. 19	1	20. 6. 12、書面	① H20. 7. 17 ② 一部棄却、一部却下 ③ 公金の支出から1年を経過・債権管理が違法または不当性とはいえない	無
長崎県	① 知事 ② 補助金に関する不正の有無の調査の懈怠 ③ 補助金に関する不正の有無の調査の措置請求	H21. 1. 13	1		① H21. 2. 6 ② 却下 ③ 監査の対象事項に該当しない	無
長崎県	① 知事 ② 違法な公金の支出 ③ 支出した公金の返還請求	H21. 2. 13	1		① H21. 2. 27 ② 取下げ ③ 本件請求事項を含む別件の住民監査請求を行うため	無
計	3件					有 0件

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
熊本県	① 地域振興局土木部及び保健福祉部 ② 違法な公金の支出及び横領（権利を有しない者からの購入） ③ 本件支出に関係した職員の処分及び公金の返還	H19. 4. 23	1		① H19. 5. 31 ② 却下 ③ 請求期間を経過	無
熊本県	① 人事委員会委員・職員及び人事課職員 ② 初任給決定に係る前歴換算の不当 ③ 国並みの前歴換算年数とすること等	H20. 10. 27	1		① H20. 11. 11 ② 却下 ③ 関係規則に違反することを証するものがない。	無
熊本県	① 人事委員会給与担当職員 ② 初任給決定に係る前歴換算の不当 ③ 人事委員会事務局に各県の状況調査を命じること等	H20. 11. 14	1		① H20. 11. 27 ② 却下 ③ 関係規則に違反することを証するものがない。	無
熊本県	① 土木部長 ② 違法な公金の支出（ダム建設に係る支出） ③ ダム建設の白紙撤回、公金の返還	H20. 12. 8	1		① H21. 1. 7 ② 却下 ③ 財務会計行為の違法性・不当性を具体的かつ客観的に示したものがない。	有
熊本県	① 熊本県知事 ② 違法・不当な公金の支出（ダム建設に係る支出） ③ 公金の返還、ダム本体工事に着工しないこと	H21. 1. 28	32		① H21. 3. 12 ② 却下 ③ 財務会計行為の違法性・不当性を具体的かつ客観的に示したものがない。	無
計	5件					有 1件
大分県	① 知事 ② 違法又は不当に財産の管理を怠る事実 ③ 怠る事実の是正と再発防止のための措置を講ずること	H19. 4. 11	2	1日 証拠の提出及び 意見陳述	① H19. 6. 8 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	有
大分県	① 知事 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 知事に対する損害賠償の請求	H19. 10. 23	2		① H19. 11. 12 ② 却下 ③ 住民監査請求権の濫用に当たる	有
大分県	① 知事及び職員 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 知事等に対する損害賠償の請求	H19. 10. 24	1	1日 証拠の提出及び 意見陳述	① H19. 12. 21 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	有
大分県	① 知事 ② 違法又は不当な公金の支出等 ③ 公金の支出等の差止の請求	H20. 2. 4	12	1日 証拠の提出及び 意見陳述	① H20. 3. 28 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
大分県	① 知事 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 知事に対する損害賠償の請求	H20. 10. 28	2		① H20. 12. 26 ② 一部棄却、一部却下 ③ 住民監査請求権の濫用に当たる(却下)請求には理由がない(棄却)	有
計	5件					有 5件
宮崎県	① 知事 ② 平成17年度及び18年度の県議会各会派への政務調査費の違法な支出 ③ 各会派に対する損害賠償請求及び不当利得返還請求の行使と再発防止のための措置	H19. 9. 19	2		① H19. 10. 10 ② 却下 ③ 違法と主張する支出行為が個別的、具体的に示されておらず、不適法な請求のため	無
宮崎県	① 知事 ② 平成18年度の県議会各会派への政務調査費の違法・不当な支出 ③ 各会派に対する不当利得返還請求・損害賠償請求等必要な措置	H19. 12. 12	2		① H19. 12. 26 ② 却下 ③ 違法・不当と主張する支出行為が個別的、具体的に示されておらず、不適法な請求	有
宮崎県	① 知事等 ② 県立学校における家畜の横流し等 ③ 関係職員に対する損害賠償等の必要な措置	H20. 1. 6	2		① H20. 2. 29 ② 却下 ③ 1年を経過しているなど不適法な請求	無
宮崎県	① 知事 ② 平成19年度の県議会各会派への政務調査費の違法・不当な支出 ③ 各会派に対する損害賠償請求及び不当利得返還請求の行使と再発防止のための措置	H21. 2. 26	1		① H21. 3. 23 ② 却下 ③ 違法・不当と主張する支出行為が個別的、具体的に示されておらず、不適法な請求	無
計	4件					有 1件
鹿児島県	① 知事 ② 違法不当な公金の支出(元警察署長に対する退職手当の支給は条例に違反しており無効。退職手当支給の一時差止めの要否判断を行っていないのは、裁量権の消極的濫用。) ③ 退職手当相当額について、県警本部長、元署長が連帯して県に支払うよう命ぜよとの勧告を求める	H19. 7. 3	1	H19. 8. 10 陳述あり	① H19. 8. 31 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	有
鹿児島県	① 職員 ② 違法不当な公金の支出がなされることの差止め(辞職願を受理された元警部補は、特別公務員暴行陵逆罪で告訴されており、退職手当の支払いを差し止めるべき) ③ 退職手当の支出を命令してはならないとの勧告を求める	H19. 9. 3	2	—	① H19. 9. 24 ② 取下げ ③ 県警本部長が、元警部補に退職金を支給しないことを決定。	無
鹿児島県	① 知事 ② 違法不当に財産の管理を怠る事実(判決確定に基づく県の損害賠償金支出に係る求償権の不行使) ③ 加害公務員に対して求償するよう勧告することを求める	H19. 9. 14	3	H19. 10. 16 陳述あり	① H19. 11. 7 ② 取下げ ③ 県が元職員に求償し、元職員が請求額を支払った。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
鹿児島県	① 知事 ② 違法不当に財産の管理を怠る事実（県が購入した土地についての所有権移転登記または損害賠償請求権の不行使） ③ 所有権移転及び移転登記等又は損害賠償を売主に求めること	H19.9.26	1		① H19.10.19 ② 却下 ③ 当該土地を県が購入したという事実が摘示されていない。	有
鹿児島県	① 知事 ② 違法不当に財産の管理を怠る事実（不当な鑑定評価に基づき、平均的な相場を遙かに超えた金額で土地を購入したことにより、県が負った損害に係る損害賠償請求権の不行使） ③ 当時の知事及び鑑定3社に対し、委託料支出相当額の返還及び実勢価格との差額の損害賠償を求めること	H19.9.26	1		① H19.10.19 ② 却下 ③ 請求期間1年経過に正当な理由がない	有
鹿児島県	① 職員 ② 違法不当な公金の支出（開催されていない県民体育大会地区予選会に係る補助金交付） ③ 補助金の返還と関係職員の研修、職場配転等異動を請求する	H20.5.22	1		① H20.6.17 ② 却下 ③ 本件補助金を支出したのは、県の機関ではない。	無
鹿児島県	① 知事 ② 違法不当に財産の管理を怠る事実（判決確定に基づく県の損害賠償金支出に係る求償権の不行使） ③ 加害公務員に対して求償するよう勧告することを求める	H21.3.19	4	H21.4.28 陳述あり	① H21.5.14 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	無
計	7件					有 3件
沖縄県	① 知事及び関係職員 ② 違法な公金支出、契約の締結（計画や法令等に違反した工事である） ③ 契約の締結、公金の支出の禁止及び支出額の返還	H19.5.30	295		① H19.7.25 ② 却下 ③ 当該工事の違法性・不当性を具体的に示しているとは認められない	有
計	1件					有 1件

ウ 法第242条の2による住民訴訟が提起された場合

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が監査を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	同項第5号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
北海道	道立高校移転に係る契約締結等に伴う知事等に対する公金支出差止等請求事件	H16.11.4	○					○		○		○				H19.7.12札幌地裁一部却下、一部棄却	
北海道	道立高校移転に係る契約締結等に伴う知事等に対する公金支出差止等請求控訴事件	H19.7.26	○					○		○						H21.7.16札幌高裁控訴棄却（係争中）	
計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	2件	0件	1件	0件	0件	0件		
青森県	知事に対する議員費用弁償に係る返還請求	H20.9.4	○							○						青森地裁係争中	
計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件		
岩手県	知事が県議会議員に対し、費用弁償のうち交通実費以外を返還するよう請求することを求める	H20.9.8	○							○						盛岡地裁係属中	
計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件		
宮城県	知事が県議会会派に対し平成18年度政務調査費の一部を返還請求するよう求める事件	H20.8.12	○							○						H21.3.24仙台地裁和解	
宮城県	知事が全議員に対し平成20年2月定例会に係る費用弁償の一部を返還請求するよう求める事件	H20.9.10	○							○						仙台地裁係属中	
計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件		
山形県	平成20年（行ウ）第2号不当利得返還請求事件	H20.4.14	○						○		○					山形地裁	
山形県	平成20年（行ウ）第5号山形県議会議員費用弁償住民訴訟事件	H20.5.23	○						○							山形地裁係属中	
山形県	平成21年（行ウ）第1号山形県議会議員費用弁償住民訴訟事件	H21.2.10	○						○							山形地裁係属中	
計	3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	0件	1件	0件	0件	0件	0件		

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
福島県	単価契約による道路維持補修業務委託は違法であり、委託業者に支出された額を、知事が請求することを求める。	H20. 4. 16	○							○						福島地裁にて係争中
計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	
茨城県	教育長らに対する違法契約締結に伴う損害15,759,252円の請求	H6. 12. 16	○							○	○					H19. 7. 10最高裁上告棄却
茨城県	知事に対する違法な県議会議員選挙公営費の支出39,898,354円の返還請求、当該支出を行った職員に対する賠償命令及び知事が当該支出に係る返還請求を怠っていることの違法確認	H20. 8. 27	○				○			○						水戸地裁係属中
茨城県	知事に対する違法な委託料及び旅費支出による支出先に対する5,219,985円の返還請求	H20. 9. 5	○							○						水戸地裁係属中
計	3件		3件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	3件	0件	1件	0件	0件	0件	
栃木県	栃木県議会自由民主党議員会に対する政務調査費の不当利得に係る返還の請求	H17. 9. 26	○							○	○					H19. 1. 10宇都宮地裁請求棄却 H19. 7. 11東京高裁請求棄却
栃木県	知事に対する職務外行為への公金支出に伴う損害に係る賠償の請求 交通政策課長に対する職務外行為への公金支出に伴う損害に係る賠償の命令	H20. 6. 9	○							○						宇都宮地裁係属中
栃木県	栃木県議会議員に対する費用弁償の不当利得に係る返還の請求	H20. 9. 2	○							○						宇都宮地裁係属中
計	3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	0件	1件	0件	0件	0件	
群馬県	知事等に対する違法な公金支出に伴う損害金の支払い又は不当利得返還の請求	H14. 8. 30	○							○		○		○		H19. 12. 13最高裁
群馬県	知事に対する違法な公金支出差し止め請求	H16. 9. 28	○				○		○		○	○				H19. 9. 12東京高裁
計	2件		2件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	1件	1件	1件	1件	0件	1件	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	同項第5号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
埼玉県	知事に対する県有財産の管理を怠る事実の違法確認等請求	H21. 4. 24	○						○	○							さいたま地裁係属中
計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	0件	0件	0件	0件		
千葉県	①知事が一般職員に支給した調整手当が、財産の管理を怠った違法な事実であることの確認 ②①の違法な調整手当を不当利得として一般職員に返還請求するよう知事に請求	H17. 12. 26	○						○	○		○					19. 11. 30上告棄却
千葉県	違法な政務調査費の支出に伴う損害賠償金（1億440万円）を知事に請求	H19. 3. 16	○							○		○					20. 7. 11上告棄却
計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	2件	0件	2件	0件	0件	0件		
東京都	清掃工場建設工事談合に係る損害賠償等請求事件	H12.7.14	○						○	○							H19. 3. 20 東京地裁 H21. 4. 3 東京高裁 和解成立
東京都	ガラパゴス及びワシントンDCへの知事海外出張に係る違法公金返還請求事件	H16.5.19	○							○	○	○					H18. 6. 16 東京地裁 H19. 2. 14 東京高裁 H21. 4. 28 最高裁 確定
東京都	知事交際費違法支出金返還請求事件	H16.5.19	○							○	○	○	○				H19. 1. 30 東京地裁 H19. 9. 26 東京高裁 H21. 5. 20 最高裁 確定
東京都	八ッ場ダムに係る負担金支出差止等請求事件	H16.11.22	○					○		○	○						H21. 5. 11 東京地裁 一部棄却、一部却下 東京高裁係属中
東京都	江戸川学園に係る損害賠償請求事件	H16.12.17	○							○		○					H19. 5. 16 東京地裁 確定
東京都	式根島泊地整備工事費用に係る損害賠償請求事件	H17.4.21	○					○			○	○					H19. 10. 24 東京地裁 H20. 5. 21 東京高裁 確定
東京都	議長就任祝賀会出席に使用した公用車経費返還請求事件	H18.2.28	○							○		○					H19. 9. 14 東京地裁 確定

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項					訴訟の結果			第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	同項第5号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴		
東京都	都議の「新春の集い」出席のための公用車使用に係る損害賠償請求事件	H18.5.24	○							○		○				H19.1.24 東京地裁 H19.6.27 東京高裁 確定
東京都	都議の当選同期会出席のための公用車使用に係る損害賠償請求事件	H18.6.20	○									○				H19.9.14 東京地裁 確定
東京都	会派への公用車の優先配車等に係る損害賠償請求事件	H18.6.20	○									○	○			H19.5.9 東京地裁 H19.10.4 東京高裁 確定
東京都	知事専用公用車の私的使用に係る損害賠償請求事件	H19.5.1	○									○	○			H20.2.8 東京地裁 H20.5.28 東京高裁 確定
東京都	建物管理委託契約の受託者による再委託に係る損害賠償請求事件	H19.5.23	○									○	○			H20.3.26 東京地裁 確定
東京都	知事専用公用車の私的使用に係る損害賠償請求事件	H19.9.18	○									○	○			H20.2.26 東京地裁 確定
東京都	都営住宅敷地の不適正使用に係る損害賠償請求事件	H20.1.17	○											○		H21.2.20 東京地裁 H21.7.22 東京高裁 確定
東京都	選挙運動用自動車のガソリン返還における利息に係る損害賠償請求事件	H20.2.8	○									○	○			H20.6.19 東京地裁 確定
東京都	重度心身障害者手当の不正受給を理由として支給差止め等を求める事件	H20.4.17	○							○	○					H20.7.14 東京地裁 訴え取下げ
東京都	選挙運動用ポスター代過大請求に係る損害賠償請求事件	H20.4.18	○													東京地裁係属中
東京都	職務専念義務違反職員の給与に係る損害賠償請求事件	H20.5.23	○													H20.10.21 東京地裁 訴え取下げ
東京都	職務専念義務違反職員の給与に係る損害賠償請求事件	H20.5.27	○													H20.9.4 東京地裁 訴え取下げ

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の職員又は必要措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	同項第5号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
神奈川県	知事に対する、産業廃棄物の処理を主たる事業とする財団法人への負担金及び損失補償の支出の差止等請求	H19. 11. 28	○				○										横浜地裁係属中
神奈川県	①県公営企業管理者に対する、文化施設の建設に係る請負契約締結の差止請求②知事に対する、同施設に係る公金支出差止請求	H20. 1. 25	○				○										H21. 1. 25取下げ
神奈川県	知事に対する、県議会の4会派に対し平成15～18年度の政務調査費の目的外支出の返還を求めるとの請求	H20. 4. 4	○							○							横浜地裁係属中
計	8件		8件	0件	0件	0件	3件	0件	0件	5件	0件	3件	0件	0件	0件		
新潟県	知事に対して違法な公金(職員旅費)支出に対する賠償命令を求めるとの	H17. 3. 30	○							○			○				H19. 10. 25東京高裁一部認容、確定
新潟県	知事に対して違法な公金(職員旅費)支出に対する返還請求を求めるとの	H17. 12. 22	○							○		○					H20. 7. 10東京高裁請求棄却、確定
新潟県	知事に対して違法な公金(職員旅費)支出に対する返還請求を求めるとの	H18. 5. 15	○							○		○					H21. 3. 11東京高裁請求棄却、確定
新潟県	知事に対して違法な公金(職員旅費)支出に対する返還及び賠償命令を求めるとの	H19. 5. 25	○							○							H21. 3. 13新潟地裁一部認容 東京高裁係属中
新潟県	知事及び当該職員に対して違法な公金(需用費)支出に対する返還を求めるとの	H20. 8. 29	○							○							新潟地裁係属中
新潟県	知事に対して違法な公金(職員旅費)支出に対する返還請求を求めるとの	H20. 10. 31	○							○							新潟地裁係属中
新潟県	知事に対して違法な公金(政務調査費)支出に対する返還請求を求めるとの	H21. 4. 24	○							○							新潟地裁係属中
計	7件		7件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	7件	0件	2件	1件	0件	0件		

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の関係機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	同項第5号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
富山県	富山県訪問団派遣事業において、旅費条例に定める宿泊費（1泊17,400円）を超えた額で、当該派遣事業業務委託料を確定させたことにより生じた県へ損害100万円＋遅延損害金の支払を知事に請求することを求める事件	H19. 3. 27	○							○				○		H21. 3. 16名古屋高裁金沢支部 県の控訴を棄却 判決確定	
富山県	H20. 4. 1に締結した古紙回収契約の売却代金の単価は、契約締結当時の時価に比べて著しく低く、また、契約締結後の古紙市場価格の著しい変動があったにもかかわらず、契約条項に基づいた代金額を増額させる措置を取る義務を怠っていたため、時価相当額と契約単価の差額に古紙回収量を乗じた損害が生じており、知事が本件契約権限を持つ職員に対しその損害額を県に支払うよう請求することを求める事件	H21. 3. 27	○							○						H21. 5. 26 原告らから訴えの取下書の提出 H21. 5. 27 富山地方裁判所受付	
計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	1件	0件	0件		
石川県	県等の出資を受けた第3セクターが宗教をテーマとした番組を放映したが、県の部長は、同社取締役役に就任しながら番組の企画、放映を差し止めなかった等	H20. 11. 16		○						○						金沢地裁係属中	
計	1件		0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件		
福井県	架空工事による公金の支出により発生した損害の損害賠償履行請求事件	H20. 4. 9	○							○						福井地裁係争中	
福井県	事業費と事業実績との差額は使途不明の公金支出により発生した損害の損害賠償履行請求事件	H21. 1. 16	○							○						福井地裁係争中	
計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件		
山梨県	知事に対する不当な契約締結に伴う損害金（4,046万1,050円）の請求	H19. 7. 23	○							○						H19. 10. 22取下げ	
山梨県	知事に対する県議会議員に支払われた費用弁償（515万5千円）の請求	H20. 6. 6	○							○						H21. 3. 17取下げ	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	同項第5号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
山梨県	知事に対する工事請負契約に伴う損害金(3万4千円)の請求	H20.12.18	○							○						甲府地裁係属中	
山梨県	知事に対して指定管理者制度導入に伴う損害金の請求。他2件。	H21.2.12	○					○		○						甲府地裁係属中	
計	4件		4件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	4件	0件	0件	0件	0件	0件		
長野県	松本市が、神社社殿と共通の公民館(町会管理)の増改築等に補助金等を支出したこと及び公民館の時間外使用時等の松本市の対応に対する県の是正指導及び松本市に対して損害賠償を請求することを請求する事件	H16.12.20	○							○		○				H19.2.23長野地裁請求却下 H19.8.9東京高裁棄却及び却下 H19.12.23最高裁上告棄却	
長野県	知事に対するスペシャルオリンピックス支出金(長期研修派遣に係る分)返還請求の請求事件	H17.10.19			○					○		○				H20.2.29長野地裁請求棄却 H20.9.11東京高裁控訴棄却 H21.3.12最高裁上告棄却	
長野県	知事に対するスペシャルオリンピックス支出金(短期研修派遣に係る分)返還請求の請求事件	H18.5.10	○							○		○				H20.2.29長野地裁請求棄却 (控訴審からは上記事件と一本化)	
長野県	知事に対し、県議会の会派や議員に対して政務調査費の返還請求を行うよう請求する事件	H17.11.24	○							○						H19.10.12長野地裁原告一部勝訴 H19.10.26原告控訴 H20.11.21和解	
長野県	知事に対する保安林管理に係る是正のために必要な措置を講ずべき財産管理を怠る事実の違法確認請求	H18.3.21	○							○		○				H19.8.3長野地裁請求却下 H20.2.13東京高裁控訴棄却	
長野県	朝鮮総連施設の固定資産税減免取り消し請求事件	H18.8.6	○							○		○				H19.3.16長野地裁請求却下 H19.8.29東京高裁棄却及び却下 H20.1.22最高裁上告棄却	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の関係員又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	同項第5号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
長野県	知事に対する「長野オリンピックの招致活動に対し招致委員会に交付した交付金の返還請求権行使」の請求事件	H18. 8. 22	○							○	○					H19. 12. 28長野地裁請求棄却 H20. 6. 25東京高裁控訴却下	
長野県	知事に対し、談合した業者に損害賠償請求するよう求める事件	H20. 2. 21	○							○			○		○	H20. 9. 12長野地裁原告一部勝訴	
長野県	知事に対し、朝鮮学園及び朝鮮総連への違法な支出の損害賠償請求を求める事件	H20. 9. 1	○							○		○				H21. 2. 6長野地裁請求棄却	
長野県	知事に対し、会計検査院実地検査で指摘された金額の返還と支給者ないし受給者に損害賠償請求する事件	H20. 10. 22	○							○						長野地裁係属中	
長野県	知事に対し、前代表監査委員に懲戒処分、給与総額の返還及び退職金の不払い決定を請求する事件	H20. 12. 25	○							○	○	○				H21. 6. 12長野地裁却下及び棄却	
計	11件		10件	0件	1件	0件	0件	0件	2件	9件	2件	7件	1件	0件	1件		
岐阜県	平成15年及び平成19年執行の岐阜県議会議員選挙候補者及び当該候補者と選挙ポスター作成業務契約を締結した印刷業者に対する違法な選挙公営費支出に伴う損害金(28,886,037円)の請求	H19. 9. 7	○						○	○						岐阜地裁係属中	
岐阜県	平成15年及び平成19年執行の岐阜県議会議員選挙候補者及び当該候補者と運送契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違法な選挙公営費支出に伴う損害金(941,567円)の請求	H20. 8. 28	○						○	○						岐阜地裁係属中	
岐阜県	知事ほか3名に対する違法な期末手当支出の差止請求及び違法な期末手当支出に伴う損害金(4,688,300円)の請求	H21. 1. 4	○					○		○						岐阜地裁係属中	
計	3件		3件	0件	0件	0件	1件	0件	2件	3件	0件	0件	0件	0件	0件		
静岡県	元県議会議員会運営費補助金返還請求	H19. 2. 14				○				○	○					H19. 11. 29静岡地裁請求却下(確定)	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	同項第5号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
静岡県	私学経常費補助金返還行使請求事件	H20. 9. 19	○								○						現在係争中
静岡県	①知事個人及び関係職員に対する平成20年度空港広報関連事業費の支出に伴う損害金（38億6,900万円）の請求 ②知事個人、関係職員及び測量会社に対する平成15年度航空測量等に要した費用の支出に伴う損害金（851万250円及び522万2,700円）の請求 ③知事個人、関係職員及び測量会社に対する平成20年度航空灯火設置工事費等の支出に伴う損害金（1億828万3,000円）の請求	H21. 4. 3	○								○						静岡地裁係属中
計	3件		2件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	3件	1件	0件	0件	0件	0件		
愛知県	知事に対する設楽ダム公金支出差止等請求事件	H20. 1. 9	○				○										名古屋地裁係属中
愛知県	愛知県議会議員選挙用ポスター公営費返還請求事件	H20. 5. 22	○								○						名古屋地裁係属中
愛知県	愛知県の行政委員に対する報酬差止請求事件	H21. 4. 22	○				○										名古屋地裁係属中
愛知県	木曾川水系連絡導水路事業公金支出差止請求事件	H21. 6. 11	○				○										名古屋地裁係属中
計	4件		4件	0件	0件	0件	3件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件		
三重県	県税事務所長が相被告会社に対し、不動産取得税の延滞金の滞納処分をしないことが違法であることの確認及び、相被告会社に対し延滞金の支払いを求める事件	H13. 10. 30	○							○	○						H17. 3. 24津地裁一部棄却一部却下 H18. 1. 19名古屋高裁一部認容 県上告及び上告受理申立て H20. 2. 4和解

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の関係又は必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	同項第5号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
滋賀県	造林公社の債務を免責的に引受けたことの無効確認及び支払われた元利金の不当利得の返還を知事に請求する事件	H21. 5. 20	○					○		○						大津地裁係属中	
計	4件		2件	0件	2件	0件	2件	1件	1件	1件	0件	0件	0件	0件	0件		
京都府	警察本部長他に対する違法な旅費の支出に伴う損害請求事件	H17. 2. 16	○							○		○				H19. 12. 12大阪高裁請求棄却	
京都府	地域改善対策奨励金の貸与を受けた者のうち返還を要する者に対して償還資金を支給する高等学校等奨学金償還対策事業について、無審査で全員に支給しているのは違法な公金支出にあたるとして、知事に対し当時の決裁権者3人にH10～15年度に支出した額について、賠償を命じるよう求めるもの。	H17. 3. 4	○							○	○	○				H19. 9. 27京都地裁却下(10～14年度分)棄却(15年度分) H20. 8. 29大阪高裁控訴棄却 H21. 2. 6最高裁上告不受理決定	
京都府	地域改善対策奨励金の貸与を受けた者のうち、返還を要する者に対して償還資金を支給する高等学校等奨学金償還対策事業について無審査で全員に支給しているのは違法な公金支出にあたるとして、知事に対し当時の決裁権者1人にH16年度に支出した額について、賠償を命じるよう求めるもの。	H18. 6. 5	○							○		○				H19. 11. 29京都地裁請求棄却 H20. 8. 29大阪高裁控訴棄却 H21. 2. 6最高裁上告不受理決定	
京都府	・前知事に対する、違法な貸付及び財産の管理を怠ったことに伴う損害金(2億8,481万3,000円)の請求 ・現知事及び元商工部長に対する、財産の管理を怠ったことに伴う損害金(2億8,481万3,000円)の少なくとも30%以上の請求	H20. 2. 7	○							○						京都地裁係属中	
京都府	会派に対し交付した補助金について、支出の違法性を理由として、知事に会派への返還の請求をするよう求める	H20. 3. 11	○							○						京都地裁係属中	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
京都府	地域改善対策奨励金の貸与を受けた者のうち返還を要する者に対して償還資金を支給する高等学校等奨学金償還対策事業について、無審査で全員に支給しているのは違法な公金支出にあたるとして、知事に対し当時の決裁権者にH18・19年度に支出した額について、賠償を命じるよう求めるもの。	H20. 5. 30	○							○						京都地裁係属中
京都府	国に対し天ヶ瀬ダム再開発事業の中止を求めること及び京都府負担金を支出しないことを請求	H21. 1. 9	○				○									京都地裁係属中
計	7件		7件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	6件	1件	3件	0件	0件	0件	
大阪府	大阪府政務調査に係る不当利得返還請求	H19. 7. 17	○							○						大阪地裁係属中
大阪府	議員の費用弁償に係る不当利得の返還請求の怠る事実の違法確認	H19. 9. 12	○						○							H21. 3. 31大阪地裁 大阪高裁係属中
大阪府	違法な補助金の交付に対する不当利得返還請求	H20. 4. 23	○							○	○					H20. 11. 6大阪地裁
計	3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	2件	0件	1件	0件	0件	0件	
兵庫県	知事、教育長、教委委員長、教諭に対するA教諭の給与支払額の賠償請求事件	H15. 3. 5	○							○	○	○				H18. 3. 9神戸地裁 一部却下、一部棄却 H19. 6. 28大阪高裁 控訴棄却 H20. 6. 20最高裁上告 棄却・申立不受理
兵庫県	県議会議員に対する政務調査費支出額の返還請求事件	H18. 12. 28	○							○		○				H20. 9. 25神戸地裁 請求棄却 H21. 3. 26大阪高裁 控訴棄却（確定）
兵庫県	県議会議員に対する法定外会議出席費用支出額の返還請求事件	H19. 8. 6	○							○	○	○				H20. 5. 15神戸地裁 一部却下一部棄却 H21. 1. 23大阪高裁 控訴棄却（確定）

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の関係機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	同項第5号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
兵庫県	知事・教育長に対する職員互助会・学校厚生会への交付金及び派遣職員人件費支出額の賠償請求、職員互助会・学校厚生会に対する同支出額の返還請求、知事・教育長に対する同支出の差止請求事件	H20. 3. 3	○				○				○						神戸地裁係属中
兵庫県	知事、教育長、病院事業管理者に対する外郭団体派遣職員人件費の支出額の賠償請求、外郭団体に対する同支出額の返還請求、知事、教育長、病院事業管理者に対する同支出の差止請求事件	H20. 9. 16	○				○				○						神戸地裁係属中
計	5件		5件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	5件	2件	3件	0件	0件	0件		
奈良県	平成18年度に会派及び議員に交付した政務調査費は法律上の原因を欠く不当利得であるとして、知事に対し県に返還請求するよう求めたもの	H19. 11. 21	○								○						奈良地裁係属中
奈良県	県発注測量業務の入札で組織的談合が行われたことに関し、県が被った損害の賠償請求を求める訴訟。	H20. 11. 25	○								○						奈良地裁係属中
計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件		
和歌山県	知事に対する政務調査費違法支出金（155,536,608円）返還請求	H19. 8. 16	○								○						和歌山地裁係属中
和歌山県	知事に対する政務調査費（31,290,682円）返還請求	H19. 9. 25	○								○						和歌山地裁係属中
計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件		
島根県	被告知事に対し、当該公金の支出に関与した知事個人に対して損害賠償を請求することを求めたもの（H18. 7. 18に提起された住民訴訟に追加）	H18. 7. 18	○								○	○					H21. 7. 3松江地裁請求棄却
計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	0件	0件		
岡山県	A議員に対し、政務調査費相当額（308万5,820円）を請求することを求める。	H19. 9. 12	○								○	○					H20. 5. 27岡山地裁請求棄却（自主返還による）

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の関係又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	同項第5号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
岡山県	B議員に対し、政務調査費相当額（689万9,000円）を請求することを求める。	H19.12.4	○							○						取下げ	
岡山県	違法に住民監査請求を却下した監査委員7名に対し弁護士費用相当額（180万1,220円）の損害賠償請求を求める。	H20.12.4	○							○						岡山地裁係争中	
計	3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	0件	1件	0件	0件	0件		
徳島県	徳島県議会経済委員会県外視察旅行旅費返還損害賠償請求事件	H19.7.19	○							○						H20.7.11徳島地裁請求棄却 H20.7.22原告控訴	
徳島県	政務調査費違法支出損害賠償命令請求事件	H19.12.11	○							○						H20.7.16取下げ	
徳島県	損害賠償命令請求事件	H21.1.8	○					○		○						徳島地裁係属中	
徳島県	違法確認請求事件	H21.4.28	○						○							徳島地裁係属中	
計	4件		4件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	3件	0件	0件	0件	0件	0件		
愛媛県	知事に対する違法・不当な公金の支出（県警本部公安課による借受マンションの家賃等）返還請求	H20.6.20	○							○						松山地裁にて係属中	
愛媛県	知事らに対する違法・不当な公金の支出の返還（対象教科書を採用している学校長らに教科書購入代を返還させる）及び違法な手続で検定合格した教科書の採択取消の請求	H20.10.23	○						○	○						松山地裁にて係属中	
愛媛県	知事に対する違法・不当な公金の支出（県立中央病院PFI事業）差止め請求	H20.12.2	○						○							松山地裁にて係属中	
計	3件		3件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件		
高知県	知事に対し、公金支出の差止めを求め、債権回収を怠る事実についての違法確認を求めるとともに、当該職員に賠償命令（5億7,391万円及び4,808千円）を求める	H16.6.12	○				○		○	○			○			H20.1.17最高裁	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	同項第5号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
高知県	県警本部長に対し、相手方に賠償請求(866,270円)するよう求める	H18.5.26				○				○							H21.3.27高知地裁請求却下、請求棄却 高松高裁係属中
高知県	知事に対し、公金支出(900万円)の差止めを求めるとともに、当該職員に賠償命令(5,400万円)するよう求める	H19.1.5	○				○			○		○					H20.8.14高松高裁
高知県	知事に対し、公金支出(2億円)の差止めを求めるとともに、当該職員に賠償命令するよう求める	H19.3.27	○				○			○		○					H19.11.30高知地裁
高知県	知事に対し、公金支出(2,824,500円)の差止めを求めるとともに、当該職員に同額を賠償命令するよう求める	H19.11.1	○				○			○		○					H21.3.27高知地裁
高知県	知事に対し、公金支出(42,933千円)の差止めを求めるとともに当該職員に賠償命令(18,387千円)するよう求める	H19.12.10	○				○			○		○					H21.6.5高松高裁
高知県	知事に対し、相手方への請求(2,929,643円)を怠る事実について違法確認を求めるとともに相手方に対し県に同額を賠償するよう求める	H21.1.16	○						○	○							H21.4.2取下げ
高知県	知事に対し、相手方への請求(2,929,643円)を怠る事実について違法確認を求めるとともに、相手方に同額を賠償請求するよう求める	H21.3.30	○						○	○							高知地裁係属中
高知県	知事に対し、公金支出の差止めを求めもの	H21.4.6	○				○										高知地裁係属中
計	9件		8件	0件	0件	3件	6件	0件	3件	8件	0件	5件	0件	0件	0件	0件	
福岡県	知事が貸付債権を回収しないことが違法であることの確認	H20.11.13	○						○								福岡地裁 係属中
福岡県	知事が業者の不法行為に基づく損害賠償請求権の行使を怠っていることが違法であることの確認	H21.4.12	○						○								H21.6.12 福岡地裁 取下げ
計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
長崎県	公金支出差止等請求事件(知事に対する事業への公金の支出に係る差止請求等)	H12.10.11	○				○			○	○	○					H20.12.15長崎地裁 請求棄却 H21.1.5判決確定

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員又は執行機関は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の関係機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
大分県	小中学校等の臨時講師の違法な任用により支出した給与等の返還請求	H21. 1. 21	○						○	○	○					H21. 6. 29大分地裁一部却下、一部棄却(確定)
計	5件		5件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	4件	2件	1件	0件	0件	0件	
宮崎県	平成18年度の県議会政務調査費が違法な支出であるとして、各会派に返還を請求するよう知事に求める訴訟	H20. 1. 22	○							○	○					H20. 7. 18宮崎地裁請求却下 H20. 11. 28福岡高裁宮崎支部 棄却
計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	0件	0件	0件	
鹿児島県	知事に対する、県が支払った損害賠償金(約2億円)についての、事件関係者への求償権行使の請求	H18. 8. 3	○							○	○					H19. 11. 27鹿児島地裁 請求棄却
鹿児島県	元警察署長への退職金全額支給は違法として、県に対し、元署長と当時の県警本部長に一部を返還させるよう求めた訴え	H19. 9. 6	○							○	○					H21. 1. 16鹿児島地裁請求棄却 H21. 6. 19 控訴棄却(確定)
鹿児島県	県が購入した土地についての所有権移転登記請求、損害賠償請求事件	H19. 11. 5	○							○						鹿児島地裁で係属中
鹿児島県	不当な鑑定評価に基づき土地を購入したことによる県の損害についての損害賠償請求事件	H19. 11. 5	○							○						鹿児島地裁で係属中
計	4件		4件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	4件	0件	2件	0件	0件	0件	
沖縄県	知事は、契約の成果品に瑕疵があるにもかかわらず支出命令した職員に対して、支出命令相当額の損害賠償請求をすることを求める	H17. 2. 22	○						○		○	○				H21. 2. 24那覇地裁4号請求却下 1号請求棄却 H21. 3. 11判決確定
沖縄県	知事に対する公金の支出差止め請求及び職員への損害賠償の請求	H19. 8. 15	○						○		○					那覇地裁係属中
計	2件		2件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	2件	1件	1件	0件	0件	0件	
合計	161件		155件	1件	3件	4件	37件	7件	24件	133件	22件	53件	5件	1件	2件	

② 市町村分

ア 住民監査請求の件数（総括表）

（単位：件）

都道府県名	期 間	住民監査請求の 件数	うち取下げの あった件数	うち却下の 件数	うち期間途 過によるも の			うち棄却の 件数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
					うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の	うちその他 の理由のも の			
北海道	H19.4.1～H20.3.31	21		3		1	2	13	4	1
	H20.4.1～H21.3.31	19		6	1	2	3	11	2	
	計	40	0	9	1	3	5	24	6	1
青森県	H19.4.1～H20.3.31	3		1			1	1	1	
	H20.4.1～H21.3.31	3		1		1		1	1	
	計	6	0	2	0	1	1	2	2	0
岩手県	H19.4.1～H20.3.31	4		1				3		
	H20.4.1～H21.3.31	4		3		3		1		
	計	8	0	4	0	3	1	4	0	0
宮城県	H19.4.1～H20.3.31	13		7	4	2	1	6		
	H20.4.1～H21.3.31	12	1	3	1	1	1	8		
	計	25	1	10	5	3	2	14	0	0
秋田県	H19.4.1～H20.3.31	1		1	1					
	H20.4.1～H21.3.31	4		2		1	1	2		
	計	5	0	3	1	1	1	2	0	0
山形県	H19.4.1～H20.3.31	2		1			1		1	
	H20.4.1～H21.3.31	2						1	1	
	計	4	0	1	0	0	1	1	2	0
福島県	H19.4.1～H20.3.31	3		3	1		2			
	H20.4.1～H21.3.31	8		3		2	1	2	1	2
	計	11	0	6	1	2	3	2	1	2
茨城県	H19.4.1～H20.3.31	19		7	5	1	1	10	2	
	H20.4.1～H21.3.31	33		16		6	10	14	3	
	計	52	0	23	5	7	11	24	5	0
栃木県	H19.4.1～H20.3.31	13		3	1	1	1	9	1	
	H20.4.1～H21.3.31	23		6	2	3	1	15	1	1
	計	36	0	9	3	4	2	24	2	1

都道府県名	期 間	住民監査請求の 件数	うち取下げの あった件数	うち却下の 件数	うち期間途 過によるもの			うち棄却の 件数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
					うち財務会 計上の行為 でないもの	うちその他 の理由のも の	うちその他 の理由のも の			
群馬県	H19.4.1～H20.3.31	5		4	1	2	1	1		
	H20.4.1～H21.3.31	10		6	1		5	4		
	計	15	0	10	2	2	6	5	0	0
埼玉県	H19.4.1～H20.3.31	26		4	2		2	20	2	
	H20.4.1～H21.3.31	33		13	4	4	5	20		
	計	59	0	17	6	4	7	40	2	0
千葉県	H19.4.1～H20.3.31	33		3			3	26	4	
	H20.4.1～H21.3.31	33		6	2	3	1	26		1
	計	66	0	9	2	3	4	52	4	1
東京都特別区	H19.4.1～H20.3.31	38	1	16	10	3	3	21		
	H20.4.1～H21.3.31	37		17	2	1	14	19	1	
	計	75	1	33	12	4	17	40	1	0
東京都	H19.4.1～H20.3.31	16		9	1	4	4	5	2	
	H20.4.1～H21.3.31	14		5	1	2	2	6	2	1
	計	30	0	14	2	6	6	11	4	1
神奈川県	H19.4.1～H20.3.31	42		25	6	6	13	11	3	3
	H20.4.1～H21.3.31	48	1	32	3	13	16	14	1	
	計	90	1	57	9	19	29	25	4	3
新潟県	H19.4.1～H20.3.31	5		1			1	4		
	H20.4.1～H21.3.31	5						5		
	計	10	0	1	0	0	1	9	0	0
富山県	H19.4.1～H20.3.31	1						1		
	H20.4.1～H21.3.31	1						1		
	計	2	0	0	0	0	0	2	0	0
石川県	H19.4.1～H20.3.31	5						5		
	H20.4.1～H21.3.31	10		5	4	1		5		
	計	15	0	5	4	1	0	10	0	0
福井県	H19.4.1～H20.3.31	9	1	3			3	5		
	H20.4.1～H21.3.31	2		2			2			
	計	11	1	5	0	0	5	5	0	0

都道府県名	期 間	住民監査請求の 件数	うち取下げの あった件数	うち却下の 件数	うち期間途 過によるもの			うち棄却の 件数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
					うち財務会 計上の行為 でないもの	うちその他 の理由のもの	うちその他 の理由のもの			
山梨県	H19.4.1～H20.3.31	3		1			1	2		
	H20.4.1～H21.3.31	4		1			1	3		
	計	7	0	2	0	0	2	5	0	0
長野県	H19.4.1～H20.3.31	23		7	2	1	4	14	2	
	H20.4.1～H21.3.31	10	1	2	1		1	5	2	
	計	33	1	9	3	1	5	19	4	0
岐阜県	H19.4.1～H20.3.31	18	4	7	4	1	2	6	1	
	H20.4.1～H21.3.31	16	1	5		2	3	8	2	
	計	34	5	12	4	3	5	14	3	0
静岡県	H19.4.1～H20.3.31	11	1	4		4		5	1	
	H20.4.1～H21.3.31	6		2		1	1	4		
	計	17	1	6	0	5	1	9	1	0
愛知県	H19.4.1～H20.3.31	14		5	1	1	3	8	1	
	H20.4.1～H21.3.31	21		10	3	2	5	11		
	計	35	0	15	4	3	8	19	1	0
三重県	H19.4.1～H20.3.31	23		7	3	1	3	15	1	
	H20.4.1～H21.3.31	37		10	4	3	3	25	2	
	計	60	0	17	7	4	6	40	3	0
滋賀県	H19.4.1～H20.3.31	15		7	3		4	8		
	H20.4.1～H21.3.31	19		13		3	10	6		
	計	34	0	20	3	3	14	14	0	0
京都府	H19.4.1～H20.3.31	19	1	3			3	13	2	
	H20.4.1～H21.3.31	25	2	8	5	1	2	12	3	
	計	44	3	11	5	1	5	25	5	0
大阪府	H19.4.1～H20.3.31	78		35	5	9	21	41	1	1
	H20.4.1～H21.3.31	52		21	1	3	17	31		
	計	130	0	56	6	12	38	72	1	1
兵庫県	H19.4.1～H20.3.31	41	1	12	3	3	6	27		1
	H20.4.1～H21.3.31	48		26	2	11	13	20	2	
	計	89	1	38	5	14	19	47	2	1

都道府県名	期 間	住民監査請求の 件数	うち取下げの あった件数	うち却下の 件数	うち期間途 過によるもの			うち棄却の 件数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
					うち財務会 計上の行為 でないもの	うちその他 の理由のも の	うちその他 の理由のも の			
奈良県	H19.4.1～H20.3.31	20		7	4		3	13		
	H20.4.1～H21.3.31	32		10	3	3	4	18	3	1
	計	52	0	17	7	3	7	31	3	1
和歌山県	H19.4.1～H20.3.31	1						1		
	H20.4.1～H21.3.31	2		1	1			1		
	計	3	0	1	1	0	0	2	0	0
鳥取県	H19.4.1～H20.3.31									
	H20.4.1～H21.3.31									
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	H19.4.1～H20.3.31	2		1	1			1		
	H20.4.1～H21.3.31	3		1	1			2		
	計	5	0	2	2	0	0	3	0	0
岡山県	H19.4.1～H20.3.31	18	1	6	1	2	3	8	3	
	H20.4.1～H21.3.31	13		7	3	2	2	5	1	
	計	31	1	13	4	4	5	13	4	0
広島県	H19.4.1～H20.3.31	12	1	5	1	2	2	4	2	
	H20.4.1～H21.3.31	15	1	6	1	2	3	8		
	計	27	2	11	2	4	5	12	2	0
山口県	H19.4.1～H20.3.31	5		1			1	4		
	H20.4.1～H21.3.31	3		2	1		1	1		
	計	8	0	3	1	0	2	5	0	0
徳島県	H19.4.1～H20.3.31	22		6	2	2	2	10	6	
	H20.4.1～H21.3.31	20	1	5	2		3	14		
	計	42	1	11	4	2	5	24	6	0
香川県	H19.4.1～H20.3.31	64		16	2		14	47	1	
	H20.4.1～H21.3.31	30		12		1	11	18		
	計	94	0	28	2	1	25	65	1	0
愛媛県	H19.4.1～H20.3.31	8		1	1			7		
	H20.4.1～H21.3.31	6		1	1			4	1	
	計	14	0	2	2	0	0	11	1	0

都道府県名	期 間	住民監査請求の 件数	うち取下げの あった件数	うち却下の 件数	うち期間途 過によるもの			うち棄却の 件数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
					うち財務会 計上の行為 でないもの	うちその他 の理由のもの				
高知県	H19.4.1～H20.3.31	3						2	1	
	H20.4.1～H21.3.31	3		2	2			1		
	計	6	0	2	2	0	0	3	1	0
福岡県	H19.4.1～H20.3.31	28		14	5	4	5	14		
	H20.4.1～H21.3.31	22	1	6	1	2	3	11	4	
	計	50	1	20	6	6	8	25	4	0
佐賀県	H19.4.1～H20.3.31	7	1	4	2	2		2		
	H20.4.1～H21.3.31	10	3	5	2	2	1	2		
	計	17	4	9	4	4	1	4	0	0
長崎県	H19.4.1～H20.3.31	10		3		1	2	6	1	
	H20.4.1～H21.3.31	8		3	1	1	1	4	1	
	計	18	0	6	1	2	3	10	2	0
熊本県	H19.4.1～H20.3.31	15		8	1		7	7		
	H20.4.1～H21.3.31	4		2			2	1	1	
	計	19	0	10	1	0	9	8	1	0
大分県	H19.4.1～H20.3.31	5						5		
	H20.4.1～H21.3.31	8		1			1	7		
	計	13	0	1	0	0	1	12	0	0
宮崎県	H19.4.1～H20.3.31	1						1		
	H20.4.1～H21.3.31	1						1		
	計	2	0	0	0	0	0	2	0	0
鹿児島県	H19.4.1～H20.3.31	6		1	1			4	1	
	H20.4.1～H21.3.31	1		1	1					
	計	7	0	2	2	0	0	4	1	0
沖縄県	H19.4.1～H20.3.31	4		3	1	1	1	1		
	H20.4.1～H21.3.31	5		1	1			3	1	
	計	9	0	4	2	1	1	4	1	0
合計	H19.4.1～H20.3.31	735	12	256	75	54	127	417	44	6
	H20.4.1～H21.3.31	725	12	290	58	82	150	381	36	6
	計	1,460	24	546	133	136	277	798	80	12

イ 請求事項等内訳表

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起の有無
北海道	札幌市	① 市長及び議員 ② 不当な公金の支出（市議会議員に対する費用弁償の支給は報酬との二重払いである。） ③ 損害額の補てん	H19.6.15	1	1日（口頭）	① H19.7.25 ② 棄却 ③ 違法・不当性なし。	有
北海道	札幌市	① 市長 ② 違法不当な公金の支出（被保護者に対する違法な指導等により生活保護費が過支給となった。） ③ 損害額の補てん、違法な指導等を取り消し適正な制度運用を行う	H19.7.18	1	1日（口頭）	① H19.9.6 ② 棄却 ③ 違法・不当性なし。	無
北海道	札幌市	① 市長 ② 違法不当な公金の支出（市議会議員自宅へのファクシミリの賃貸借契約等に係る支出は無駄であり、法的根拠がない。） ③ 損害額の補てん	H19.8.2	1	1日（口頭）	① H19.9.21 ② 棄却 ③ 違法・不当性なし。	無
北海道	札幌市	① 市長 ② 違法不当な公金の支出（会館建替えの際、補強か解体かの見積りを取らずに、財産を処分したことが違法又は不当である。） ③ 損害額の補てん	H20.3.27	1	1日（口頭）	① H20.5.23 ② 棄却 ③ 違法・不当性なし。	無
北海道	札幌市	① 市長 ② 違法不当な財産管理（経営に参画しながら対策をとらないまま減資の同意を行い、出資金の権利を80%喪失させた。） ③ 損害額の補てん	H20.4.10	1	1日（口頭）	① H20.5.23 ② 棄却 ③ 違法・不当性なし。	無
北海道	札幌市	① 市長 ② 違法不当な公金の支出（会館建替えの際、補強か解体かの見積りを取らずに、財産を処分したことが違法又は不当である。） ③ 損害額の補てん	H20.4.11	1	1日（口頭）	① H20.5.23 ② 棄却 ③ 違法・不当性なし。	無
北海道	札幌市	① 市長 ② 違法不当な公金の支出（特定のプロスポーツに対する財政援助は根拠がなく、公益上の必要性の検証がなかった。） ③ 損害額の補てん	H20.4.28	1	1日（口頭）	① H20.5.23 ② 棄却 ③ 違法・不当性なし。	無
北海道	札幌市	① 市長 ② 違法不当な公金の支出（再開発事業の一環として整備された建物が、特定の営利法人により独占的に占有・使用され、営業活動も行われていることは、市が資産・財産的損害及び金銭的損害を受けていることとなる。） ③ (1)補助金の返還、建物を当初の目的（集会所）どおり機能させること、(2)特定の営利法人を移転させること、(3)建物を使用できなかった期間の補償	H20.9.22	1	1日（口頭）	① H20.11.7 ② 一部棄却、一部却下 ③ 特定の営利法人が独占使用している部分に交付された補助金支出については、違法・不当性なし。 その他の請求は不適法。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
北海道	札幌市	① 市長 ② 違法不当な公金の支出（賠償責任が生じることを知りながら、バス事業者の選定を撤回し損失補償金を支出したのは市長の判断ミスによるものである。） ③ 損害額の補てん	H21. 3. 2	1	1日（口頭）	① H21. 4. 24 ② 棄却 ③ 違法・不当性なし。	無
北海道	札幌市	① 市民まちづくり局長 ② 違法不当な公金の支出（職員としての注意義務を怠ったことにより、損失補償金の支出という事態を招いた。） ③ 損害額の補てん	H21. 3. 23	1	請求人辞退（未実施）	① H21. 4. 24 ② 棄却 ③ 違法・不当性なし。	無
北海道	函館市	① 市長 ② 違法不当な支出（市議会議員への費用弁償） ③ 平成18, 19年度支給分の返還、平成20年度以降の支給廃止措置	H19. 10. 25	8	19. 11. 15公開	① H19. 12. 13 ② 棄却 ③ 請求人の請求には理由がない。	有
北海道	函館市	① 市長 ② 違法不当な契約の締結（賃貸借契約） ③ (1)契約を取消すとともに新たな公募 (2)前市長ほか関係職員に対し損害賠償請求	H19. 10. 25	10	19. 11. 15公開	① H19. 12. 21 ② 合議不調 ③	有
北海道	函館市	① 市長 ② 不当な報酬等の支出，固定資産税収入の損害 ③ 報酬等の返還，市行政手続条例違反の指摘などの措置	H19. 10. 26	8	19. 11. 15公開	① H19. 12. 21 ② 棄却 ③ 請求人の請求には理由がない。	無
北海道	小樽市	① 市長及び副市長 ② 新市立病院建設に係る基本設計業務委託契約の解除により支払った解約料の算定は、根拠を欠く ③ 市長及び副市長に対する解約料返還請求	H20. 8. 7	2	20. 8. 19 公開意見陳述	① H20. 10. 3 ② 一部棄却、一部却下 ③ 解約料の算定は正当である。	有
北海道	旭川市	① 市長 ② 不正な支出（政務調査費のうち市内旅費等） ③ 返還を求める措置の請求等	H19. 9. 7	1	個別外部監査人が日程調整の上、陳述の機会を1日設定し、非公開で実施	① H19. 11. 28 ② 認容 ③ 返還措置を講じること。 ※個別外部監査実施	無
北海道	旭川市	① 市長 ② 違法な支出（政務調査費のうち市内旅費等） ③ 返還を求める措置の請求	H19. 11. 7	1	請求人と日程調整の上、陳述の機会を1日設定し、非公開で実施	① H19. 12. 27 ② 認容 ③ 返還措置を講じること。	無
北海道	旭川市	① 市長 ② 不当な支出（選挙運動用ポスター費用公費負担） ③ 返還を求める措置の請求	H19. 12. 11	1	請求人と日程調整の上、陳述の機会を1日設定し、非公開で実施	① H20. 2. 1 ② 棄却 ③ 不当支出は認められない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
北海道	旭川市	① 市長 ② 不当な支出（選挙運動用車燃料代等公費負担） ③ 返還を求める措置の請求	H20. 2. 1	1	請求人と日程調整の上、陳述の機会を1日設定し、非公開で実施	① H20. 3. 25 ② 一部棄却、一部却下 ③ 不当支出は認められない。	無
北海道	旭川市	① 市長、支出手続担当者 ② 違法不当な支出（議員の単独行政視察旅費） ③ 返還を求める措置の請求等	H20. 9. 19	2		① H20. 10. 6 ② 却下 ③ 請求期間（1年）経過	無
北海道	室蘭市	① 市長 ② 不当な公金の支出など7項目 ③ 市長及び港湾部長に対する損害賠償請求など	H20. 1. 28	1	20. 2. 14 市庁舎内会議室にて直接聴取	① H20. 3. 28 ② 一部棄却、一部却下 ③ 請求人の主張には理由がない。	無
北海道	室蘭市	① 市長 ② 違法若しくは不当に公金の賦課をする事実など9項目 ③ 市長に対する損害賠償請求など	H20. 4. 18	1	20. 5. 9 市庁社内会議室にて直接聴取	① H20. 6. 16 ② 一部認容 ③ 使用料の算定に関し、規定を整備し、超過徴収分については早急に返還すること。	有
北海道	室蘭市	① 市長 ② 違法若しくは不当に公金の徴収を怠る事実 ③ 市長に対する損害賠償請求など	H20. 6. 23	1		① H20. 7. 18 ② 却下 ③ 同一の監査請求と認められる。	有
北海道	室蘭市	① 市長 ② 違法な公金の支出など5項目 ③ (1)返還請求、(2)市長に対する損害賠償請求など	H20. 10. 3	1		① H20. 11. 7 ② 却下 ③ 同一の監査請求と認められる。	有
北海道	釧路市	① 市長 ② 市議会6会派に対する政務調査費の交付 ③ 違法又は不当に使用された額の返還請求権の行使	H19. 11. 12	2	19. 11. 16に陳述の機会を設けたが、請求人から欠席の申し出があった。	① H19. 12. 25 ② 一部認容 ③ 4会派にかかる政務調査費の返還のために必要な措置を講じること	有
北海道	釧路市	① 市長 ② 市議会5会派に対する政務調査費の交付 ③ 違法又は不当に使用された額の返還請求権の行使	H20. 4. 3	10	20. 4. 11に陳述の機会を設けたが、請求人から欠席の申し出があった。	① H20. 5. 20 ② 一部認容 ③ 3会派にかかる政務調査費の返還のために必要な措置を講じること	有
北海道	北見市	① 市長 ② 違法な退職手当の支出 ③ 返還すべき旨の勧告の請求	H19. 7. 12	1	1日 非公開	① H19. 9. 7 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
北海道	北見市	① 市長 ② 正当な施設使用料の支払いがされていない ③ 当該業者の施設からの退場、関係職員の処分	H19.12.28	1	1日 非公開	① H20.2.14 ② 棄却 ③ 違法・不当な行為はない。	無
北海道	稚内市	① 市長 ② 政務調査費に該当しない経費の支出 ③ 政務調査費の返還要求	H20.8.20	1	1日(陳述) 公開	① H20.10.9 ② 棄却 ③ 私的な利用を疑わせる余地がないと認定	有
北海道	滝川市	① 市長及び副市長並びに福祉事務所長及び福祉課長 ② 違法・不当なタクシー代金の支給・決定 ③ 市長及び副市長並びに福祉事務所長及び福祉課長に対する損害賠償請求	H20.4.15	1656	20.5.7 請求人3名により陳述 公開	① H20.6.13 ② 一部棄却、一部却下 ③ 支出について違法又は不当な事実は認められないため。	有
北海道	深川市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実に関するもの(不作為) ③ 談合行為に係る不当利得請求、損害賠償請求	H20.8.11	4	20.8.28 陳述	① H20.9.30 ② 棄却 ③ 談合は認定できない。	有
北海道	八雲町	① 監査委員 ② 予備費を充用して支出した住民監査請求却下取り消し事件に係る弁護士費用の支出は違法・不正である ③ 是正措置を求める請求	H19.5.17	1	内容がはっきりしていたため、電話等での事実確認程度にとどめた。	① H19.7.6 ② 棄却 ③ 適切な支出である	無
北海道	奥尻町	① 町職員 ② 旅費の不正支出 ③ 旅費の返還	H19.7.18	1	19.7.31 聴取(40分)	① H19.8.20 ② 勧告 ③ 返還	無
北海道	沼田町	① 町長 ② (1)違法行為によって生じた公金の支出(情報公開請求に関する訴訟に対する応訴のための弁護士費用等は訴訟の結果、判決外での終結となり、公金の支出は不当。) (2)監査委員にその適正を欠く(情報公開条例、応訴費用の予算について、議員として認めている。) ③ (1)町長個人に対する損害賠償請求 (2)個別外部契約に基づく監査によることを求める	H19.6.6	1	19.8.2 聴取	① H19.8.2 ② (1)棄却(2)却下 ③ (1)不当な公金に該当せず請求人の主張について理由がない。 (2)監査委員にその適正を欠くという理由に正当な根拠がなく、監査の必要がない。	有
北海道	占冠村	① 村長 ② 違法な公金の支出 ③ (1)貸付金の返還措置、(2)補助金の凍結	H19.4.9	1		① H19.5.21 ② 却下 ③ 18.9.12、11.8及び12.18と同一内容と判断し却下。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
北海道	占冠村	① 村長 ② H18.9.12以降行った6件の監査請求の再監査請求 ③ (1)財政支援の取消し、(2)出損金の返還措置等	H19.6.18	1		① H19.7.12 ② 却下 ③ 同一人から同一内容についての再度措置請求であり不適法。	無
北海道	占冠村	① 村長 ② 財産管理を怠り不当な損害を与えている ③ (1)損害賠償、(2)適正な財産管理	H20.7.4	1	1日 請求人の出席	① H20.8.22 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない。	無
北海道	湧別町	① 町長 ② 平成18年度湧別町農業災害資金利子補給 ③ 違法な公金支出	H20.6.26	1	書類審査のみ	① H20.7.29 ② 却下 ③ 請求要件を欠いているため。	無
北海道	新ひだか町	① 指定なし ② 転作奨励金(国費)の不正支給について、(1)請求対象とする職員を特定していない(事務局職員が収受段階で補正を求めたが拒否)。(2)転作奨励金は町が管理することとなっていない現金で公金の範囲外である。 ③ 不明	H19.9.11	1		① H19.10.30 ② 却下 ③ 地方自治法第242条の要件を欠き不適法である。	無
北海道	更別村	① 村長 ② 不当な公金の支出(補助金の使途が不適切) ③ 補助金の返還請求	H20.5.23	3		① H20.6.9 ② 却下 ③ 法第242条第1項の要件を満たさない請求のため。	無
北海道	更別村	① 村長 ② 不当な公金の支出(交付金交付要綱に反する補助金の支出) ③ 補助金の返還請求、現状回復を図り事業を執行停止	H20.5.23	3		① H20.6.9 ② 却下 ③ 法第242条第1項の要件を満たさない請求のため。	無
計			40件				有 13件 無 27件
青森県	青森市	① 市長 ② 市議会政務調査費の支給 ③ 市議会政務調査費の使途基準に合致しない金額の返納	H20.3.31	4	H20.4.23(1日) 監査請求人全員出席で陳述	① H20.5.30 ② 認容 ③ 市長は、市議会の各該当会派に所要金額の返還を求めるための措置を講ずるよう勧告する。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
青森県	青森市	① 市長 ② 固定資産税の賦課 ③ ・家屋調査及び家屋評価の適正を期するため、土地家屋調査士、不動産鑑定士等の有資各者による調査 ・平成11年～平成13年まで未登記の建物に対する固定資産税の未賦課は市に損害を与えたので補填すべき	H20. 6. 11	1		① H20. 7. 3 ② 却下 ③ ・家屋調査士等による調査は、制度の改善を求めるものであり、住民監査請求の対象とはならない。 ・固定資産税の課税は、地方自治法第242条第2項の規定に該当する。	無
青森県	弘前市	① 市長 ② 使途基準に反した違法不当な政務調査費(H18年度) ③ 相手方へ返還を求めるよう措置請求	H20. 3. 28	4		① H20. 5. 23 ② 受理前却下 ③ 具体的証拠がなく請求要件を欠く	有
青森県	弘前市	① 市長 ② 議員が本会議へ出席した際に支給される違法不当な費用弁償 ③ 支出相当額の返還を補填するための必要な措置及び条例改正等の措置を請求	H20. 7. 16	3	①H20. 7. 23 (1日) ②要旨を補足する事項及び新証拠の提出機会を与え、対面方式により行った。	① H20. 8. 12 ② 棄却 ③ 違法不当な支出と認められず、請求に理由がない。	無
青森県	八戸市	① 市長 ② 違法又は不当に財産の管理を怠る事実(平成19年度政務調査費) ③ 違法不当な支出に必要な措置を請求	H20. 7. 28	1	陳述の申し出期限まで回答がないため、陳述は行われなかった。	① H20. 9. 18 ② 一部認容、一部棄却 ③ 一部使途基準に合致しない支出を認め訂正するよう勧告	無
青森県	横浜町	① 横浜町監査委員 ② 横浜町社会福祉協議会への町の補助金 ③ 補助金返還	H20. 10. 29	1	H20. 12. 9 請求の趣旨の補足を聞き取り	① H20. 12. 25 ② 棄却 ③ 措置請求は理由がない	有
計		6件					有 2件 無 4件
岩手県	盛岡市	① 盛岡市長 ② 盛岡市議会議員選挙における公費負担 ③ 選挙費用の調査及び過剰請求が明らかな場合の公費負担返納。	H20. 2. 21	1	H20. 3. 7 口頭陳述(公開)	① H20. 4. 14 ② 棄却 ③ 請求理由がないため	無
岩手県	一関市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出(政務調査費として支出した視察の実態は観光が主たる目的であり、不当な支出である) ③ 市長は該当会派及び個人に対し政務調査費の返還を請求する	H20. 1. 17	1	期間:H20. 1. 28 1日限り 方法:公開(制限あり)	① H20. 2. 28 ② 棄却 ③ 請求に理由がない(違法性・不当性はない)	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
岩手県	一関市	① 職員と推察 ② 違法・不当な財産管理(請求人が寄贈した図書について、不当な管理・処分を行った) ③ 図書館に対し、寄贈図書の取扱の改善と、寄贈者への謝罪と弁償を求める	H20.4.10	1		① H20.4.24 ② 却下 ③ 求める措置請求内容が住民監査請求に当たらない	無
岩手県	雫石町	① 町長 ② 適正な「地目」によらず算出した土地賃貸借契約により、町に損害を与えた。 ③ 適正な「地目」に変更し新たな土地賃貸借契約の締結	H19.8.9	1	H19.8.30 意見陳述	① H19.10.5 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
岩手県	雫石町	① 町長 ② 町有地借受者が町に無断で町有地に地下水掘削を行っていることは町の財産管理を怠る事実で、正当な町営水道料金収入が得られなくなることで町に損害を与える。 ③ 町有地借受者の借地地下水掘削を中止させ、原状に回復	H19.10.22	1		① H19.11.19 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項に規定する法的要件を具備していない	無
岩手県	滝沢村	① 村長 ② 公金の徴収に関すること(収納データの改ざん行為等) ③ 退職手当金、改ざんによる欠損額の返還及び損害賠償請求	H20.4.1	1	H20.4.24 陳述会を開催し陳述の機会を付与した	① H20.5.28 ② 棄却 ③ 請求人の主張は理由がない	無
岩手県	一戸町	① 町長 ② 100条調査特別委員会は除斥の権限を有さず、また除斥をした特別委員会の法的効力はないため、特別委員会への経費の支出は違法。 ③ 必要な措置を請求	H20.4.11	1		① H20.5.12 ② 却下 ③ 監査請求の対象行為は、財務会計上の行為であり、議会の議決等は請求対象外であり、法第242条第1項の要件を欠くため。	無
岩手県	一戸町	① 町長 ② 100条調査特別委員会構成員16名全員での調査権行使の原則の放棄は無効。同委員会での小委員会設置には法的根拠がなく無効。また、同委員会による町民の傍聴不許可とした行為は違法。そのため、特別委員会への経費支出は違法。 ③ 必要な措置を請求	H20.6.25	1		① H20.8.8 ② 却下 ③ 監査請求の対象行為は、財務会計上の行為であり、議会の議決等は請求対象外であり、法第242条第1項の要件を欠くため。	無
計			8件				有 0件 無 8件
宮城県	仙台市	① 市長 ② 市長の東京出張旅費の支出・不当な支出である ③ 市長に対する損害填補措置	H19.8.23	1	受理決定後、陳述の有無を口頭で確認。希望があれば日時を通知。	① H19.10.19 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の勧告の内容	
宮城県	仙台市	① 市長 ② ケヤキアンケートの実施に係る支出・不当な支出である ③ 市長に対する損害填補措置	H19. 9. 26	1団体	受理決定後、陳述の有無を口頭で確認。希望があれば日時を通知。	① H19. 11. 20 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
宮城県	仙台市	① 市長 ② 日本スポーツ振興センター共済掛金の支出・不当な支出である ③ 市長に対する損害填補措置	H20. 4. 10	1	受理決定後、陳述の有無を口頭で確認。希望があれば日時を通知。	① H20. 6. 5 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
宮城県	仙台市	① 市長 ② たばこ自動販売機の電気料の支出・不当な支出である ③ 市長に対する損害填補措置	H20. 5. 19	1	受理決定後、陳述の有無を口頭で確認。希望があれば日時を通知。	① H20. 6. 5 ② 受理前却下 ③ 不適法判断（監査請求期間途過）	無
宮城県	仙台市	① 市長 ② 市議会議員の起用弁償・条例が違法で不当な支出である ③ 市長に対する損害填補措置及び条例改正等の措置	H20. 6. 19	1団体 他2	受理決定後、陳述の有無を口頭で確認。希望があれば日時を通知。	① H20. 8. 12 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
宮城県	仙台市	① ガス事業管理者 ② ガス局のタクシーチケット使用・内部規範に違反した使用である ③ 管理者に対する損害填補措置	H20. 12. 25	1団体	受理決定後、陳述の有無を口頭で確認。希望があれば日時を通知。	① H21. 2. 19 ② 一部棄却、一部却下 ③ 請求に理由がない	無
宮城県	仙台市	① 病院事業管理者 ② 市立病院のタクシーチケット使用・内部規範に違反した使用である ③ 管理者に対する損害填補措置	H20. 12. 25	1団体	受理決定後、陳述の有無を口頭で確認。希望があれば日時を通知。	① H21. 2. 19 ② 一部棄却、一部却下 ③ 請求に理由がない	無
宮城県	仙台市	① 市長 ② 市長の公用車使用に関する支出・不当な支出である ③ 市長に対する損害填補措置	H21. 2. 24	1団体	受理決定後、陳述の有無を口頭で確認。希望があれば日時を通知。	① H21. 3. 12 ② 取下げ ③	無
宮城県	角田市	① 市長 ② 違法若しくは不当な公金の支出（公的根拠のない任意の団体である） ③ 交付金の交付団体に対して、交付金の全額を返納させることを請求	H20. 5. 8	2	H20. 5. 22書面により通知	① H20. 6. 24 ② 一部棄却、一部却下 ③ 交付金交付団体が不適切な団体とする主張については、財務会計上の行為ではなく却下。交付金交付手続に違法性、不当性は認められず棄却。	有
宮城県	多賀城市	① 市長 ② 違法又は不当な現物出資 ③ 市長への損害賠償請求	H20. 7. 4	1		① H20. 8. 13 ② 却下 ③ 損害が発生していない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
宮城県	登米市	① 議員及び職員措置 ② 財務会計上の行為 ③ 航空運賃旅費返還に伴う法定利息分の返還請求 政務調査費精算に係る書類不備	(H19.5.11)	3		① H19.5.23 ② 受理前却下 ③ 地方自治法第242条の要件を欠き不適法である	無
宮城県	大崎市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出、違法又は不当契約の締結、履行 (違法な入札方法による落札) ③ 事後的に是正するための必要な措置	H19.6.21	1		① H19.7.2 ② 却下 ③ 期間経過のため	無
宮城県	大崎市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出、違法又は不当契約の締結、履行 (違法な入札方法による落札等) ③ 市の被った損害を補填するための必要な措置	H19.6.21	1		① H19.7.2 ② 却下 ③ 期間経過のため	無
宮城県	大崎市	① 市長 ② 違法若しくは不当な公金の支出(条例の規定に反する業務による支出) ③ 防止若しくは是正するため措置	H19.8.22	1	H19.9.10 請求人の請求による要旨補足、新証拠の提出、監査委員の質疑	① H19.10.18 ② 棄却 ③ 公金の支出に違法性はない	無
宮城県	大崎市	① 市長 ② 不当な公金の支出(土地の取得の違法性) ③ 防止若しくは是正するため措置	H20.7.18	8	H20.8.18 請求人の請求による要旨補足、新証拠の提出、監査委員の質疑	① H20.9.11 ② 棄却 ③ 公金の支出に違法性はない	無
宮城県	大崎市	① 市長 ② 違法及び不当な公金支出(法令や条例及び規則等に基づかない支給) ③ 損害補填、防止及び是正するための措置	H21.3.24	6	H21.4.24 請求人の請求による要旨補足、新証拠の提出、監査委員の質疑	① H21.5.20 ② 棄却 ③ 公金の支出に違法性はない	無
宮城県	七ヶ宿町	① 町長 ② 町有林の支払が、不当に安い価格で売却された ③ 町長に対し、損害賠償請求を求めたもの。	H19.5.24	4	1月、通知	① H19.7.20 ② 棄却 ③ 監査の対象となるものが存在しない。適正な価格を求めることは監査委員の職務制限を超えている。	有
宮城県	川崎町	① 町長 ② 支倉台分館増築工事に係る丸投げ問題について、公共工事の入札及び契約の適正化法の推進に関する法律(一括下請けの禁止)並びに川崎町建設工事執行規則(工事の下請け)違反 ③ ・「丸投げの事実はない」との議会での虚偽答弁に対し、法に則った適切な措置を請求 ・指名停止等の法的措置を請求	H19.4.3	1		① H19.4.16 ② 却下 ③ 法242条第1項に定めた住民監査請求の要件を欠くもの	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
宮城県	川崎町	① 町長 ② 町有財産の適正な管理を怠る事実について(松葉森山の筆界確定を怠った) ③ 町長に対する損害賠償請求	H19. 8. 3	1	H19. 8. 9 監査委員と請求人による陳述を実施	① H19. 9. 14 ② 却下 ③ 請求期限を徒過しており、不適法	無
宮城県	川崎町	① 町長 ② 町有財産の適正な管理について(館山地区:町有地の不法占有に対して勧告が出されているにも関わらず履行されていない) ③ 必要な措置を請求	H19. 8. 22	1		① H19. 9. 20 ② 却下 ③ 法242条第2項に定めた要件を欠くもの(期間内に提訴すべきもの)	無
宮城県	富谷町	① 町長 ② 町が交付した補助金の使途の一部不正があった ③ 不正な補助金額の返還を相手方に請求することを求める	H20. 11. 10	1	5日間(12/15~19)・文書	① H21. 1. 7 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない。	有
宮城県	大衡村	① 村長 ② 長年固定資産(土地)の実施調査を怠り、比準割合を不適正に認定して課税標準額を決定した ③ 課税標準額の決定に対する改善請求	H19. 10. 31	4	1日間面談による事情徴収	① H20. 1. 4 ② 棄却 ③ 法第242条第1項の規定に基づいた適法な監査請求と認められないため	無
宮城県	美里町	① 美里町長 ② 指名競争入札について ③ 損害賠償請求	H19. 4. 23	1		① H19. 5. 25 ② 却下 ③ 財務会計上の行為外	無
宮城県	美里町	① 美里町長 ② 工事請負契約に際し、競争原理を無視した行為 ③ 損害賠償請求	H20. 3. 26	1	1日間・口頭	① H20. 5. 22 ② 棄却 ③ 損害を与えた事実が確認できない	無
宮城県	美里町	① 美里町職員 ② 町道改良工事における違法・不当行為 ③ 雨水処理対策の措置請求	H21. 2. 9	1		① H21. 2. 26 ② 却下 ③ 財務会計上の行為外	無
計			25件				有 4件 無 21件
秋田県	秋田市	① 市長 ② 補助金を用いて整備した公開空地を不適正に使用している。 ③ 不適正使用している事業者への改善指導および補助金の返還	H20. 7. 8	52		① H20. 8. 5 ② 受理前却下 ③ 地方自治法第242条の要件を欠き、住民監査請求の対象とならない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
秋田県	能代市	① 市長 ② 旅費の目的外使用 ③ 市長に対する当該旅費の返還	H20. 5. 1	1	H20. 5. 8 口頭	① H20. 6. 20 ② 棄却 ③ 市に損害をもたらした行為ではない	無
秋田県	横手市	① 市長 ② 違法不当な公金の支出 ③ 選挙運動用自動車の燃料代の返還	(H20. 3. 7)	1		① H20. 3. 24 ② 受理前却下 ③ 期間経過	無
秋田県	横手市	① 市長 ② 違法若しくは不当な契約の締結（特命随意契約による設計業務委託） ③ 競争入札をした場合と比較し割高となる金額返還	H20. 8. 18	1	H20. 9. 3 陳述会	① H20. 9. 30 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無
秋田県	大館市	① 市長 ② 市立総合病院の什器購入に係る公募型指名競争入札 ③ 入札談合の有無調査、職員の配置換え	H20. 8. 21	1		① H20. 9. 9 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無
計			5件				有 0件 無 5件
山形県	山形市	① 市長 ② 平成18年度分山形市議会議会政務調査費の違法支出 ③ 違法な支出に対する返還請求をしないことに対する措置要求	H20. 2. 26	2	H20. 3. 11午後1:05～1:30。マスコミを会場に入れて、陳述の機会を与えた。	① H20. 4. 23 ② 一部認容、一部棄却、一部却下 ③ 支出基準に逸脱したものではない等	有
山形県	山形市	① 市長 ② 平成19年4月分山形市議会議会政務調査費の違法支出 ③ 違法な支出に対する返還請求をしないことに対する措置要求	H20. 5. 2	2	H20. 5. 14午後1:05～1:31。マスコミを会場に入れて、陳述の機会を与えた。	① H20. 6. 27 ② 一部認容、一部棄却、一部却下 ③ 支出基準に逸脱したものではない等	有
山形県	鶴岡市	① 市長 ② 公金不正支出 ③ 執行停止	H20. 1. 28	1		① H20. 2. 21 ② 却下 ③ 特定の行為、事実等の個別具体的な摘示や書面の添付がない。	無
山形県	寒河江市	① 市長 ② 建物貸付料未収金の不納欠損処理 ③ 不当な不納欠損処理の欠損分を補てんすること	H20. 11. 28	1	H20. 12. 25 1時間以内で関係課職員立会いのもと、請求内容の補足説明	① H21. 1. 15 ② 棄却 ③ 違法や不当に怠る事実なし	無
計			4件				有 2件 無 2件

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	
福島県	いわき市	① いわき市長 ② 違法な契約の締結（新図書館に係る図書資料購入にあたり、業者を限定したことは、著しく不公平であり、選定業者以外の書店に著しく不利益を与える契約は違法である） ③ 当該契約のやり直し、関係規則に基づく請求対象職員の処分、いわき市民に対する請求対象職員の謝罪	H19. 8. 23	1		① H19. 8. 30 ② 却下 ③ 市に損害を生じ、又は生ずるおそれがあるとは認められない。	無
福島県	南相馬市	① 市長 ② 違法な財産の管理（開発区域内の市有地を無償で使用させた。） ③ 相手方に対する、賃料相当損害金の請求	H20. 11. 10	10	H20. 12. 4 口頭による陳述等	① H21. 1. 6 ② 棄却 ③ 無償使用について違法性はない	有
福島県	南相馬市	① 市長 ② 違法な財産の管理（開発区域内の市有地を無償で使用させた。） ③ 相手方に対する、賃料相当損害金の請求	H20. 12. 18	10	H21. 1. 16 口頭による陳述等	① H21. 2. 17 ② 合議不調 ③	有
福島県	磐梯町	① 民生委員 ② 町が県に回答した民生委員調査は作為文書である ③ 人命救助の住宅確保に要した損害支払請求	H19. 4. 18	1	書面により補正内容の説明	① H19. 7. 2 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項の要件を具備しない不適法なものとして補正に応じないため却下	無
福島県	会津美里町	① 町長 ② 違法な契約による財産の取得、公金の支出 ③ 全部を取り消し、原状に復する措置	H20. 6. 5	1	H20. 7. 14 請求趣旨補充のための意見陳述、新たな証拠の提出	① H20. 8. 1 ② 棄却 ③ 当該支出は違法でなく、財産の取得及び契約も不当ではない	有
福島県	会津美里町	① 町長 ② 不当な公金の支出（固定資産税滞納処分に要した経費） ③ 不当な経費を町に返還し、地方自治法に基づく最適な措置を講ずることを求める	H20. 6. 11	1		① H20. 6. 30 ② 却下 ③ 滞納処分の違法性若しくは不当性を具体的に示していない	無
福島県	会津美里町	① 町長 ② 違法な先行政処分（通帳からの強制的な取り立て） ③ 違法な滞納処分名目の強制取り立てに要した費用を町に返還し、地方自治法に則した適正な措置を講ずるよう求める	H21. 1. 5	1		① H21. 1. 26 ② 却下 ③ 請求事項は監査対象に該当せず、請求書の記載事項の違法性の具体的理由が欠け住民監査請求の要件を欠く	無
福島県	玉川村	① 村長 ② 平成19年度の決算承認に関すること ③ 村長の解職	H20. 10. 21	1		① H20. 11. 20 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象とならない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
福島県	浅川町	① 町長 ② 違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実に関する措置請求 ③ 郵便局の負うべき損害賠償金を町長に請求させるよう必要な措置等を求める	H20.6.11	1	1日 口頭陳述	① H20.7.31 ② 合議不調 ③	有
福島県	檜葉町	① 町長 ② 違法な財産の取得 ③ 町長に対する損害賠償請求	H21.1.30	1	H21.2.3 直接聴取	① H21.3.27 ② 一部認容 ③ 請求の一部に理由があると認め、公金の一部を返還するよう勧告	有
福島県	浪江町	① 町長ほか関係機関 ② 違法な公金支出（任意団体事務費用を町が負担すること） ③ 町長ほか関係機関に対する損害補填請求	H19.10.25	1		① H19.11.15 ② 却下 ③ 住民監査請求期間の経過	無
計			11件				有 5件 無 6件
茨城県	日立市	① 市長 ② 違法な補助金の支出 ③ 補助金の返還、廃止	H19.10.9	1		① H19.10.24 ② 却下 ③ 請求の特定を欠くものであり、市の財務会計上の行為ではない	有
茨城県	土浦市	① 市長 ② 不当な公金の支出（議員初顔合せ会懇親会時食糧費） ③ 参加者に対する食糧費の返還請求	H19.6.7	3	19.6.25 口答陳述	① H19.8.3 ② 認容 ③ 支出した食糧費273,000円のうち、168,000円は不当な支出に当たるので適切な措置を講じること	無
茨城県	土浦市	① 市長 ② 不当な公金の支出（土浦市議政務調査費） ③ 支出額11,724,549円のうち捏造のあったものと申し合わせ事項等に反するものを対象に3,201,201円返還請求	H19.11.14	3	19.12.5 口答陳述	① H20.1.11 ② 認容 ③ 請求額のうち、返還済みを除き、1,497,665円は過大な支出であるので、適切な措置を講じること	無
茨城県	土浦市	① 市長 ② 不当な公金の支出（土地区画整理組合に対する補助金等） ③ 補助金7,800万円の返還請求。不可能な場合は市長等関係者が連帯して弁済すること	H20.2.6	2	20.2.22 口答陳述	① H20.3.31 ② 棄却 ③ 当該補助金支出に違法性はない	無
茨城県	土浦市	① 市長 ② 不当な公金の支出（18.8.10に支出した工事費に対する損失） ③ 水道管工事の設計会社に対する損害賠償請求	H20.3.5	1		① H20.3.24 ② 却下 ③ 当該行為が知り得る状態になってから、1年以上が経過している。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
茨城県	土浦市	① 市長 ② 不当な公金の支出（市議会議員選挙における公費負担） ③ 水増請求や通称相場と比較し著しく高い請求は、不当利得として返還請求及び支払日から返還までの遅延損害金分の支払い	H20.5.30	2	陳述を行わない旨の申出により不実施	① H20.7.29 ② 認容 ③ 候補者と業者との主張が相違しているものについて事情聴取を行い、事実であれば返還請求されたい	無
茨城県	土浦市	① 市長 ② 不当な公金の支出（朝日トンネル整備事業に係る支出） ③ 当該工事を茨城県知事に委託、県に支払った33,880千円の返還請求及び契約の破棄	H21.1.15	15	21.1.28 口答陳述	① H21.3.12 ② 棄却 ③ 当該支出に違法・不当性はない	有
茨城県	土浦市	① 市長 ② 不当な公金の支出（非常用発電機更新工事に係る契約は様々な手法と比べ高額） ③ 市長及び関係職員に対し、契約を破棄しオーバーホールを行うこと、工事代金を支払った場合は損害賠償金の支払いを請求	H21.1.19	7	21.1.28 口答陳述	① H21.3.12 ② 棄却 ③ 安心な水を安全に供給するためには職務上当然のことである	無
茨城県	土浦市	① 市長 ② 不当な公金の支出・契約の締結・履行（駅前再開発用地について、市契約した土地開発公社の会計処理に違法不当性がある） ③ 市が損害を被ることになるので、売買価格について決済金額の修正を求める。	H21.2.25	2		① H21.3.10 ② 却下 ③ 実質は土地開発公社に対するもので、市に損害が発生することはならず、監査の対象とならない	無
茨城県	土浦市	① 市長 ② 不当な公金の支出・契約の締結・履行（駅前再開発用地に係る市の契約・履行は、市長及び会計管理者が財務会計上の確認を怠った違法、不当な行為） ③ 更生のための措置を講ずることを勧告することを求める。	H21.3.23	2		① H21.3.31 ② 却下 ③ 前回請求と同一のものであると認められ「一時不再理の原則」に相当する	無
茨城県	石岡市	① 市長 ② 石岡地方斎場建設費及び用地取得費等の支出に関する件 ③ 石岡地方斎場建設費及び用地取得費の削減を求める。	H20.4.2	1		① H20.4.24 ② 却下 ③ 一部事務組合に対しての監査請求のため	無
茨城県	石岡市	① 市長 ② 関東鉄道(株)駅東跡地用地取得費等の支出に関する件 ③ 関東鉄道(株)駅東跡地用地取得費の支出の停止を求める。	H20.4.2	1		① H20.4.24 ② 却下 ③ 事実証明書なしのため	無
茨城県	石岡市	① 市長 ② 公金の支出に関するもの（広告料） ③ 広告料の支出について市が市長に請求するよう求める。	H20.4.7	1		① H20.4.24 ② 却下 ③ 事実証明書なしのため	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
茨城県	石岡市	① 市長 ② 公金の支出に関するもの（かしてつ敷地バス専用道化検討調査委託料の支出） ③ 調査委託料の予算取り消しを求める。	H20.4.7	1		① H20.4.24 ② 却下 ③ 事実証明書なしのため	無
茨城県	石岡市	① 市長 ② 公金の支出に関するもの（区長報酬の支出） ③ 市が市長に損害賠償の請求をするよう求める。	H20.4.7	1		① H20.4.24 ② 却下 ③ 事実証明書なしのため	無
茨城県	石岡市	① 市長 ② 公金の支出に関するもの（朝日トンネル事業委託料） ③ 市長が市に同額を弁済するよう求める。	H20.4.24	3	20.5.15 口頭陳述	① H20.6.13 ② 棄却 ③ 茨城県に対する支出が違法とは認められない。	無
茨城県	石岡市	① 市長 ② 公金の支出に関するもの（インターチェンジ事業委託料） ③ 市長が市に同額を弁済するよう求める。	H20.4.16	3	20.5.15 口頭陳述	① H20.6.13 ② 棄却 ③ 茨城県建設技術公社に対する支出が違法とは認められない。	無
茨城県	石岡市	① 市長 ② 公金の支出に関するもの（インターチェンジ事業の支出） ③ インターチェンジ事業の中止を求める。	H20.6.16	1		① H20.8.7 ② 却下 ③ 転出により住民要件が欠けたため	無
茨城県	石岡市	① 市長 ② 公金の支出に関するもの（複合文化施設建設事業の支出） ③ 複合文化施設建設事業の中止を求める。	H20.6.16	1		① H20.8.7 ② 却下 ③ 転出により住民要件が欠けたため	無
茨城県	石岡市	① 市長 ② 公金の支出に関するもの（朝日トンネル事業委託料） ③ 市長及び職員が県に対して返還請求することを求める。また、同事業から撤退し契約を破棄することを求める。	H21.2.5	1	21.2.12 口頭陳述	① H21.3.19 ② 棄却 ③ 茨城県知事に対する支出が違法とは認められない。	無
茨城県	石岡市	① 市長 ② 公金の支出に関するもの（インターチェンジ事業委託料） ③ 市長が県知事に対し返還請求するよう求める。	H21.2.5	1	21.2.12 口頭陳述	① H21.3.19 ② 棄却 ③ 茨城県知事に対する支出が違法とは認められない。	無
茨城県	結城市	① 市長 ② 結城たばこ販売組合への不当な補助金の支出 ③ 支出した補助金の返還	H20.8.28	1	20.9.8 口頭陳述	① H20.9.29 ② 棄却 ③ 適正に支出されている。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
茨城県	結城市	① 市長 ② 交通安全母の会への不当な補助金の支出。 ③ 支出した補助金の返還。	H20. 8. 28	1	20. 9. 8 口頭陳述	① H20. 9. 29 ② 棄却 ③ 不当とは認められない。	無
茨城県	結城市	① 市長 ② 政務調査費の使途で妥当性を欠くものがある。 ③ 政務調査費の返還。	H20. 10. 31	1	20. 11. 13 口頭陳述	① H20. 11. 28 ② 棄却 ③ 使途に違法性はない。	無
茨城県	結城市	① 市長 ② 顧問弁護士を選定基準 ③ 顧問弁護士選定基準の改定。	H20. 12. 17	2		① H21. 2. 3 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない。	無
茨城県	結城市	① 市長 ② 産業廃棄物の不法投棄 ③ 不法投棄したA氏を市で告訴することを請求。	H21. 1. 20	2		① H21. 3. 10 ② 却下 ③ 請求の要件を欠いている。	無
茨城県	牛久市	① 市長 ② 平成16年度市議会議員政務調査費 ③ 政務調査費の返還	H20. 3. 12	1	20. 3. 28 口頭陳述	① H20. 4. 28 ② 棄却 ③ 調査費への計上は妥当のため	無
茨城県	鹿嶋市	① 市長・企画部長 ② 海外都市視察旅費は公金の違法・不当な支出 ③ 支出した公金の全額返済	H19. 9. 28	11		① H19. 10. 3 ② 却下 ③ 期間途過	無
茨城県	鹿嶋市	① 市長・及び関係職員 ② 違法・不当な海外視察の公金支出に対する返還請求及び賠償責任の行使をせず、財産管理を怠った。 ③ 支出した公金の返還を求めよう措置することを求める。	H20. 2. 28	3	20. 3. 16 口頭陳述	① H20. 4. 25 ② 棄却 ③ 市に返還請求権の行使を怠る事実はない。	無
茨城県	那珂市	① 市長 ② 公用車の公務外使用 ③ 公用車の公務外使用に伴う損害賠償請求	H19. 10. 31	1	H19. 11. 30 口頭陳述	① H19. 12. 25 ② 棄却 ③ 当該使用に違法性は無	無
茨城県	那珂市	① 議員 ② 議会政務調査費の違法な支出 ③ 議会政務調査費の違法な支出返還請求	H20. 8. 28	1	H20. 9. 10 口頭陳述	① H20. 10. 24 ② 一部認容、一部棄却 ③ 一部違法性を認め返還勧告	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
茨城県	稲敷市	① 市長 ② 違法な公金の支出（議会だより編集委員に支払った費用弁償費の返還） ③ 返還請求	H20. 5. 2	1	H20. 5. 22 口頭陳述	① H20. 6. 11 ② 認容 ③ 支給した費用弁償費の返還を求めた	無
茨城県	稲敷市	① 市長 ② 不納欠損は、市長及び徴税担当者の怠慢である ③ 不納欠損処理が適正に処理されているかの監査請求	H20. 10. 8	1		① H20. 11. 5 ② 却下 ③ 事実証明がない	無
茨城県	かすみがうら市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（平成18年度政務調査費） ③ 政務調査費の使途基準を満たしていない議員に対する返還請求	H19. 11. 6	1	H19. 11. 14 文書による陳述	① H19. 12. 28 ② 棄却 ③ 正当性のない違法な支出があったとは認められず、請求には理由がない	有
茨城県	桜川市	① 市長・議員・関係職員 ② 議員研修に係る議員旅費及び職員旅費等は、違法・不当支出である。また、市長交際費の支出は、市の行政とは関係なく、主として市長の私的な活動が目的である。 ③ 市長・議員・関係職員への返還請求	H19. 4. 2	32		① H19. 4. 17 ② 棄却 ③ 条例・規則に基づき支出されており、違法ではない。	有
茨城県	桜川市	① 監査委員・監査委員会事務職員 ② 監査委員・監査委員会事務職員を、職責違反により罷免を求める。 ③ 監査委員・監査委員会事務職員の罷免	H19. 6. 15	32		① H19. 7. 5 ② 却下 ③ 監査委員は自己の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。	無
茨城県	桜川市	① 市長 ② 県外の各種団体の総会や研修会・懇談会及び結婚式の出席に公用車を運転手付で使用したのは違法であり、市に損害を与えた ③ 損害賠償又は不当利得の返還	H19. 6. 29	20	H19. 8. 20 口頭陳述	① H19. 8. 27 ② 棄却 ③ 違法又は不当に財産の管理を怠ったとは認められない。	有
茨城県	桜川市	① 市長・関係業者・関係職員 ② 再生資源ごみの業者への売却代が不正である。また、塵芥処理の重機類の賃貸料が不当に割高である。 ③ 損害額の返還	H19. 12. 7	5	H20. 1. 17 口頭陳述	① H20. 2. 1 ② 棄却 ③ 違法又は不当に財産の管理を怠ったとは認められない。	有
茨城県	桜川市	① 市長・顧問弁護士・総務部長・収入役事務代理者・副市長・会計管理者・財政課長 ② 顧問弁護士の年間委託料が、不当に高額である。また、3件の訴訟代理人委託料は不当な支出である。 ③ 顧問弁護士委託料・訴訟代理人委託料の返還	H20. 8. 19	6		① H20. 8. 29 ② 却下 ③ 法第242条所定の要件を欠いた不適法なもの	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
茨城県	つくばみらい市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出 ③ 不当利得の返還	H19.7.9	1	H19.7.30 口頭陳述	① H19.8.20 ② 一部棄却、一部却下 ③ 期間徒過、当該支出に違法・不当性はない。	無
茨城県	つくばみらい市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 不当利得の返還	H20.1.17	1	H20.1.21 口頭陳述	① H20.2.18 ② 一部棄却、一部却下 ③ 監査委員の除斥、期間徒過、当該支出に不当性はない。	無
茨城県	小美玉市	① 小美玉市長 島田穰一 ② 広域で運営している石岡地方斎場の老朽化に伴う移転・建設費について、決定行為は不当利益供与にあたり、違法である。 ③ 建設に当たり、建設費や土地買収費を削減すべき	H20.4.2	1		① H20.4.8 ② 却下 ③ 地方自治法242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていない	有
茨城県	城里町	① 町長 ② 不当な公金の支出（施設の指定管理料を議会の議決を経て、指定管理者に支払った。） ③ 支出した公金の返還を求める	H21.1.14	5	申請時の聞き取り調査により請求内容等は把握できたため、関係課職員から1.30事情聴取を行った	① H21.2.26 ② 棄却 ③ 指定管理者へ公金を支出することは不当でない。	無
茨城県	大子町	① 町長 ② 集会施設を任意組合等が手続きもなく使用するのはできない。さらに集会所敷地を他者に貸し付けることは規定違反。 ③ 使用料金の徴収	H19.4.17	1		① H19.5.25 ② 却下 ③ 契約のあった日から1年を経過しており監査請求要件に該当しない。	有
茨城県	大子町	① 町長 ② 八溝保勝会との土地賃貸借契約、諸事業委託及び補助金等の交付は不適當 ③ 土地賃貸借契約期間の改正及び補助金交付審査の厳格化	H19.4.25	1		① H19.5.25 ② 却下 ③ 契約のあった日から1年を経過しており監査請求要件に該当しない。	無
茨城県	大子町	① 大子町学校給食会長 ② 学校給食会解散による清算委員会での過年度分の学校給食費と未徴収給食費の処理は不当又は違法性がある ③ 不当支出金の返還請求	H20.6.5	1		① H20.7.8 ② 却下 ③ 任意団体の行為であり財務会計上の行為ではない。	有
茨城県	大子町	① 町長 ② 新採用職員の研修派遣委託契約は違法または無効 ③ 契約の解除及び不当利益金の返還請求	H20.12.15	1		① H21.1.30 ② 棄却 ③ 違法性はない	有
茨城県	大子町	① 町長 ② 開発公社に管理委託している温泉施設の無料入浴券を議会の承認もなく配付するのは違法 ③ 町長は相手方に利得金の返還を請求せよ	H21.1.22	1		① H21.3.18 ② 棄却 ③ 違法性はない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
茨城県	大子町	① 町長 ② 職員採用選考審査は違法である ③ 町長に損害賠償請求	H21. 2. 16	1		① H21. 4. 15 ② 却下 ③ 財務会計行為に該当せず、監査請求の規定を充たしていない	有
茨城県	大子町	① 町長 ② 建設工事の入札行為及び工事発注は合法性がなく不当、若しくは違法 ③ 建設工事の執行中止	H21. 2. 24	1	陳述を行わない旨の申出により不実施	① H21. 4. 21 ② 棄却 ③ 違法性はない	有
茨城県	阿見町	① 町議会議員、町職員 ② 視察目的から離れた公金の支出 ③ 支出した公金の返還	H19. 4. 23	1		① H19. 4. 27 ② 却下 ③ 請求対象である当該行為から一年間経過した後の請求であるため。	無
茨城県	五霞町	① 町長 ② 政務調査費の違法支出 ③ 政務調査費の返還	H20. 7. 11	2	H20. 8. 21 口頭陳述	① H20. 9. 2 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	有
計			52件				有 14件 無 38件
栃木県	宇都宮市	① 市長 ② 不当な公金の支出（運営費のほとんどを市からの補助金で賄っている(財)宇都宮市老人クラブ連合会が市民団体に対して高額 の寄附をすることは不当) ③ 補助金のうち寄付金相当額の返還請求又は賠償	H19. 4. 6	2	H19. 4. 23 監査委員が請求人本人の陳述を聴取	① H19. 5. 28 ② 棄却 ③ 市が連合会に交付した補助金が、当該寄附金の財源に充てられたという事実はない	無
栃木県	宇都宮市	① 市長 ② 違法又は不当に財産の管理を怠る事実（政務調査費のうち広報費は、議員個人の活動に関する経費であり、使途基準に合致せず不当かつ違法である） ③ 当該政務調査費の返還請求	H19. 6. 15	1	H19. 7. 3 監査委員が請求人本人の陳述を聴取	① H19. 8. 6 ② 棄却 ③ 審査の過程で、交付された当該政務調査費のうち一部の金額が返還され、その中に請求人が求める広報費が含まれていることが確認された	無
栃木県	宇都宮市	① 市長 ② 違法又は不当に財産の管理を怠る事実（政務調査費のうち街頭演説費は、使途基準が想定する範囲を超えており不当である） ③ 当該政務調査費の返還請求	H19. 6. 25	1		① H19. 8. 6 ② 却下 ③ 政務調査費の支出の不当性を具体的かつ客観的に摘示していない	無
栃木県	宇都宮市	① 教育長 ② 違法又は不当な公金の支出（遺跡が破壊されていることを知りながら発掘調査を行ったことは、違法かつ不当である） ③ 当該発掘調査に要した費用の返還勧告	H19. 9. 14	1	H19. 10. 12 監査委員が請求人本人の陳述を聴取	① H19. 11. 8 ② 棄却 ③ 以前に各種調査が行われていたとしても、当該確認調査を行う必要性が減じることは全くない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
栃木県	宇都宮市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（老人クラブ連合会に対する補助金に含まれる事務局長の人件費として、常勤の職に対する給与相当額を交付することは不当） ③ 補助金のうち事務局長の給与相当額の一部返還請求	H19.10.31	1	H19.11.30 監査委員が請求人本人の陳述を聴取	① H19.12.25 ② 棄却 ③ 事務局長を常勤の職としているのは、妥当であると認められる	無
栃木県	宇都宮市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（老人クラブ連合会に対する補助金に含まれる事務局長の人件費として、常勤の職に対する給与相当額を交付することは不当） ③ 補助金のうち事務局長の給与相当額の一部返還請求	H19.11.14	1	H19.11.30 監査委員が請求人本人の陳述を聴取	① H19.12.25 ② 棄却 ③ 事務局長を常勤の職としているのは、妥当であると認められる	無
栃木県	宇都宮市	① 市長 ② 新斎場建設工事内容の不当性 ③ 新斎場建設工事の一部中止等勧告	H19.11.16	1		① H19.12.25 ② 却下 ③ 市職員の行為の違法性・不当性を示しているものとは認められない	無
栃木県	宇都宮市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（議員が市議会に出席した際、費用弁償として日額5,000円を支給することは違法・不当である） ③ 市議会議員に対して支給された費用弁償の返還請求及び当該支給の根拠となる条例の改正勧告	H20.6.9	1	H20.7.1 監査委員が請求人（団体）の代表者3名の陳述を聴取	① H20.8.7 ② 棄却 ③ 定額方式を採用していることに違法性は認められず、支給金額も特に高額であるとはいえない	無
栃木県	宇都宮市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（埋蔵文化財発掘調査に係る臨時職員の賃金が過払いされている） ③ 賃金の過払い部分の返還請求	H20.7.24	1	H20.8.11 監査委員が請求人本人の陳述を聴取	① H20.9.19 ② 棄却 ③ 賃金算定の基礎となる日数及び時間数について、出勤簿と賃金内訳表の記載は完全に一致している	無
栃木県	宇都宮市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（埋蔵文化財発掘調査に係る臨時職員の賃金が過払いされている） ③ 賃金の過払い部分の返還請求	H20.9.16	1	H20.10.22 監査委員が請求人本人の陳述を聴取	① H20.11.15 ② 棄却 ③ 出金日数について、出金簿と賃金内訳表の記載は完全に一致している	無
栃木県	足利市	① 市長 ② 違法不当な公金支出行為による損害（足利市福祉タクシー料金補助事業） ③ 損害の補填あるいは損害防止又は回復のために有効な措置を講ずるよう、市長他関係機関に対し勧告することを求める。	H20.12.3	1	H20.1.14 陳述における主張	① H21.1.20 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出を確認し得ない	無
栃木県	栃木市	① 市長 ② 違法または不当な公金の賦課、徴収を怠る事実 ③ 市長に対して約700万円の損害賠償を求める。	H19.5.30	17	H19.6.1 請求人代表3名が出席し、請求要旨に対する補足陳述を行った。	① H19.7.17 ② 認容 ③ 怠る事実があると認め、是正及び入湯税の厳正・徴収のための措置を講ずるよう勧告	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
栃木県	栃木市	① 市長 ② 違法または不当な公金の支出 ③ 市長に対して、約8,220万円の損害賠償を求める。	H20.10.10	52	H20.10.24 請求人代表ほか5名が出席し、請求要旨に対する補足陳述を行った。	① H20.12.4 ② 却下 ③ 当該行為から1年以上経過し、期間経過の正当性が是認できないため	有
栃木県	栃木市	① 市長 ② 違法または不当な公金の支出 ③ 市長に対して、約1,256万円の損害賠償を求める。	H20.10.10	52	H20.10.24 請求人代表ほか5名が出席し、請求要旨に対する補足陳述を行った。	① H20.12.4 ② 棄却 ③ 補助金の交付に関する請求人の主張には理由がないため	有
栃木県	小山市	① 市長 ② 市とテレビ小山(株)間の契約に関する事 ③ 損害金返還請求、賃貸借契約変更	H19.5.28	1		① H19.6.21 ② 却下 ③ 監査請求期間の1年を経過しているため	無
栃木県	小山市	① 市長 ② 「自由民主党議員会」に交付した政務調査費は、使途基準に反している ③ 損害を補填するために必要な措置を講じること	H20.9.19	1	陳述の機会を与えたが、行われなかった	① H20.11.13 ② 認容 ③ 正当な交付額を算出し、残余金について返還を求める	有
栃木県	大田原市	① 市長 ② 政務調査費の不適切な使用 ③ 損害の補てんと領収書添付を義務付ける制度改善措置請求	H20.9.24	1	20.9.24 電話により本人に内容の確認	① H20.10.1 ② 却下 ③ 不当であると証するものがない	有
栃木県	矢板市	① 市長 ② 政務調査費の使途(市の基準に違反して支出したものがある) ③ 市に与えた損害の補填と改善のために必要な措置を講ずるよう勧告を求める。	H20.9.26	1		① H20.11.21 ② 棄却 ③ 法令に違反した支出ではないので、請求人の主張に理由がない。	無
栃木県	さくら市	① 市長 ② 公金の不当な支出 ③ 議員報酬支払総額における過払い分の返還請求	H21.3.23	1		① H21.3.25 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無
栃木県	那須烏山市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 違法記事掲載の謝罪、市長に対する損害賠償請求	H19.8.21	1	陳述の機会(1日)	① H19.10.19 ② 棄却 ③ 記事に違法性はない	無
栃木県	那須烏山市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 今後の是正措置、市長に対する損害賠償請求	H19.10.23	1	陳述の機会(1日)	① H19.12.21 ② 棄却 ③ 補助金支出に違法性はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
栃木県	那須烏山市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 今後の是正措置、市長に対する損害賠償請求	H20. 2. 21	1	陳述の機会（1日）	① H20. 4. 21 ② 棄却 ③ 指定管理料支出に違法性はない	無
栃木県	那須烏山市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 今後の是正措置、市長に対する損害賠償請求	H20. 3. 24	1	陳述の機会（1日）	① H20. 5. 23 ② 棄却 ③ 委員選任に違法性はない	無
栃木県	那須烏山市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 市長に対する損害賠償請求	H20. 5. 12	1	陳述の機会（1日）	① H20. 7. 11 ② 合議不調 ③	有
栃木県	那須烏山市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 市長に対する損害賠償請求	H20. 7. 23	1	陳述の機会（1日）	① H20. 9. 19 ② 棄却 ③ 寄附金取扱事務に違法性はない	無
栃木県	那須烏山市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 契約の解除、市長に対する損害賠償請求	H21. 1. 6	2	陳述の機会（1日）	① H21. 3. 6 ② 棄却 ③ 契約に違法性はない	無
栃木県	那須烏山市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 今後の是正措置、市長に対する損害賠償請求	H21. 1. 27	1	追加資料の提出のみ	① H21. 3. 27 ② 棄却 ③ 補助金支出に違法性はない	無
栃木県	那須烏山市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 市長に対する損害賠償請求	H21. 2. 12	1	追加資料の提出のみ	① H21. 4. 13 ② 棄却 ③ 負担金支出に違法性はない	無
栃木県	那須烏山市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 締結の解除、市長に対する損害賠償請求	H21. 3. 26	1		① H21. 5. 25 ② 棄却 ③ 契約に違法性はない	無
栃木県	壬生町	① 町長 ② 違法な契約（根拠のない指名による競争入札の執行、予定価格に事前公表）及び改革を怠る行為 ③ 過大支出の賠償及び契約事務の改善請求	H20. 8. 8	1	H20. 9. 9 陳述及び新たな証拠書類等の提出の場を設けて聴取した	① H20. 9. 30 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性・不当性はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
栃木県	壬生町	① 町長 ② 違法かつ不当な報償金の支出 ③ 要綱に反した報償金の賠償及び事務の改善請求	H20.11.27	1	H20.12.16 陳述及び新たな証拠書類等の提出の場を設けて聴取した	① H21.1.19 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性・不当性はない	無
栃木県	野木町	① 町長及び副町長 ② 町事務決裁規定に違反した追加議案書の提出 ③ 慣例での事務決裁の是正、議会監視による防止	H20.5.16	4		① H20.6.30 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項の要件を欠いている	無
栃木県	野木町	① 町長 ② 緊急を要さない単一議案上程のみの臨時議会招集 ③ 慣例での事務決裁の是正、議会監視による防止	H21.2.25	1		① H21.3.25 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項の要件を欠いている	無
栃木県	野木町	① 町長 ② 請願書の取扱いに対する町議会議規則違反 ③ 慣例での議会運営の是正、町議会議規則の遵守	H21.2.25	1		① H21.3.25 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項の要件を欠いている	無
栃木県	高根沢町	① 町長、予算支出手続決裁者（課長） ② 職務専念義務違反に伴う公金の違法不当な支出 ③ 公金の支出額全額（12,616円）の返還	H20.5.13	1	H20.5.28 請求人は出席せず、後日、陳述書の提出があった	① H20.7.10 ② 棄却 ③ 職務上の事務従事であり、違法性はない	有
栃木県	高根沢町	① 町長 ② 特定企業への便宜供与に伴う違法不当な公金の支出 ③ 道路造成に要した公金（用地買収・用地費）の返還	H21.3.27	1		① H21.4.10 ② 却下 ③ 期間途過のため	無
計			36件				有 7件 無 29件
群馬県	前橋市	① 市長 ② 不当な支出（不十分な対応で広範囲の汚染調査費用を支出した） ③ 市長に対する損害賠償請求	H20.11.28	1	H20.12.11 13:00～13:54 公開により請求人による陳述を行った後監査委員が質問をした。	① H21.1.15 ② 一部棄却、一部却下 ③ 棄却（不当な公金の支出にはあたらない）	無
群馬県	前橋市	① 市長 ② 財産管理の報告状況確認（駐車場の利用状況報告書の確認を怠り損害を与えた） ③ 市長が契約の相手方に対して損害額の支払いを求めるよう請求	(H21.1.20)	10		① H21.1.29 ② 不受理却下 ③ 地方自治法第242条に規定する要件を満たしていない	無
群馬県	前橋市	① 市長 ② 財産の管理（市有財産が無断で使用され使用料が徴収されなかった） ③ 市長は使用者から徴収するよう請求	(H21.1.20)	10		① H21.1.29 ② 不受理却下 ③ 地方自治法第242条に規定する要件を満たしていない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
群馬県	高崎市	① 選挙管理委員会 ② 郵送により送付した市長選挙供託金について返還がなされない ③ 横領の疑いがあるため当該事実の調査及び職員の処分	H19. 5. 14	1		① H19. 5. 22 ② 却下 ③ 本市住民ではないため、請求権がない。	無
群馬県	高崎市	① 区長（非常勤特別職） ② 区補助金の使途について不正流用の疑いがある ③ 不正流用された補助金の損害賠償請求	H20. 10. 31	1		① H20. 12. 1 ② 却下 ③ 疑義を証明する具体的な証拠の摘示がない。また、町内会の会計は公金ではなく、区長は公金に関する権限を持っていない。	無
群馬県	高崎市	① 区長（非常勤特別職） ② 区補助金の使途について不正流用の疑いがある (H20. 10. 31請求と同内容) ③ 個別外部監査の実施	H21. 1. 19	1		① H21. 1. 30 ② 却下 ③ 同一内容の請求である。	無
群馬県	伊勢崎市	① 市長及び職員 ② 財産管理を怠っている事実 ③ 市有地を不法に占有している者に対して必要な措置を請求。	(H20. 4. 23)	1		① H20. 5. 7 ② 不受理却下 ③ 代理による請求のため却下	無
群馬県	伊勢崎市	① 市長及び職員 ② 財産管理を怠っている事実 ③ 市有地を不法に占有している者に対して必要な措置を請求。	H20. 5. 28	1	陳述（約30分間） 伊勢崎市役所で実施、代理人（請求人の長男）が出席	① H20. 7. 14 ② 棄却 ③ 財産管理を怠っていたとは認められない。	無
群馬県	伊勢崎市	① 市長及び教育長 ② 違法な公金の支出 ③ 違法に支出された費用の返還を請求。	(H20. 4. 23)	36		① H20. 6. 5 ② 不受理却下 ③ 1年を経過しているため却下	有
群馬県	沼田市	① 監査委員 ② 違法若しくは不当な財務上の行為。不当に財産の管理を怠る等の行為。 ③ 不当行為を防止・是正するための措置請求。	H20. 3. 19	1		① H20. 4. 3 ② 却下 ③ 財務行為に当たらない。	無
群馬県	安中市	① 市長 ② 効果のない事業に対する公金支出 ③ 公金支出金額の返還	H19. 10. 17	1	H19. 10. 31 陳述（1時間程度）及び証拠の提出の機会を設ける	① H19. 11. 16 ② 棄却 ③ 違法不当な公金支出に該当しない	無
群馬県	安中市	① 市長 ② 公共事業取りやめによる違法な公金支出 ③ 公金支出金額の返還	H20. 10. 7	1	H20. 10. 21 陳述（1時間程度）及び証拠の提出の機会を設ける	① H20. 11. 18 ② 棄却 ③ 違法不当な公金支出に該当しない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	
群馬県	安中市	① 市長、支出手続担当職員 ② 公共事業による違法な支出 ③ 公金支出金額の返還	H20.10.28	1	H20.11.11 陳述及び証拠の提出の機会を設けたが欠席	① H20.12.11 ② 棄却 ③ 違法不当な公金支出に該当しない	無
群馬県	昭和村	① 村長 ② ケヤキ移植工事の請負について ③ 請負契約に係る事実確認を求める。	H19.8.21	1		① H19.9.19 ② 却下 ③ 請求期限が経過しているため	無
群馬県	千代田町	① 町長 ② 違法な補助金の支出（特養建設にあたり補助の密約を交わし補助金を支出したことは違法） ③ 補助金の返還	H19.4.20	6		① H19.5.21 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を欠き不違法	有
計			15件				有 2件 無 13件
埼玉県	川越市	① 市長 ② 不当な公金の支出（選挙公営費用） ③ 返還請求	H19.10.29	1	30分 口頭陳述	① H19.11.22 ② 棄却 ③ 法規に違背した財務会計上の手続きはない。	無
埼玉県	川越市	① 市長 ② 不当な公金の支出（選挙公営費用） ③ 返還請求	H20.5.12	1		① H20.5.12 ② 却下 ③ 同一の行為又は怠る事実について再度の住民監査請求はできない。	無
埼玉県	川越市	① 市長 ② 不当な公金の支出（政務調査費） ③ 返還請求	H20.9.29	1	30分 口頭陳述	① H20.11.10 ② 棄却 ③ 本請求の対象となったものについて、違法な支出はない。	無
埼玉県	川越市	① 市長 ② 不当な公金の支出（政務調査費） ③ 返還請求	H20.10.22	1		① H20.12.12 ② 棄却 ③ 本請求の対象となったものについて、違法又は不当な支出はない。	無
埼玉県	川越市	① 市長 ② 不当な公金の支出（政務調査費） ③ 返還請求	H20.10.22	1		① H20.12.12 ② 棄却 ③ 本請求の対象となったものについて、違法又は不当な支出はない。	無
埼玉県	川越市	① 市長 ② 不当な公金の支出（政務調査費） ③ 返還請求	H20.10.22	1	30分 口頭陳述 (6件を合わせて1回)	① H20.12.12 ② 棄却 ③ 本請求の対象となったものについて、違法又は不当な支出はない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
埼玉県	川越市	① 市長 ② 不当な公金の支出（政務調査費） ③ 返還請求	H20.10.22	1		① H20.12.12 ② 棄却 ③ 本請求の対象となったものについて、違法又は不当な支出はない。	無
埼玉県	川越市	① 市長 ② 不当な公金の支出（政務調査費） ③ 返還請求	H20.10.22	1		① H20.12.12 ② 棄却 ③ 本請求の対象となったものについて、違法又は不当な支出はない。	無
埼玉県	川越市	① 市長 ② 不当な公金の支出（政務調査費） ③ 返還請求	H20.10.22	1		① H20.12.12 ② 棄却 ③ 本請求の対象となったものについて、違法又は不当な支出はない。	無
埼玉県	川口市	① 市長 ② 政務調査費の違法な支出 ③ 返還を求める	H20.5.8	3		① H20.6.26 ② 却下 ③ 所定の要件を具備していない	無
埼玉県	川口市	① 平成19年市議会議員選挙立候補者17人、川口市選挙管理委員会 ② 選挙運動の際の過剰な燃料代金の支出 過剰な燃料支出について関係書類を精査せず支出 ③ 返還を求める	H20.5.8	3	H20.5.23意見陳述30分	① H20.6.26 ② 棄却 ③ 許容範囲を逸脱しているとは認められず、支出行為に違法・脱法行為は認められない	無
埼玉県	行田市	① 教育委員会 ② 体育施設利用料において減額規定を設けることは違法である ③ 施設利用料減額規定の廃止	H20.9.2	1		① H20.9.18 ② 却下 ③ 監査請求対象外として却下	有
埼玉県	行田市	① 税務課、国民年金・国民健康保険担当課 ② 課税、年金及び保険加入処理に誤りがある ③ 市役所等が行った行為の撤回	H21.3.31	1		① H21.4.7 ② 却下 ③ 監査請求対象外として却下	無
埼玉県	秩父市	① 市長及び関係職員 ② 違法な公金支出（神社所有の建物改修工事費用は憲法違反） ③ 市長及び関係職員に対する損害賠償	H19.5.9	3	1日、口頭	① H19.6.27 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない。	有
埼玉県	秩父市	① 市長及び関係職員 ② 上記事件の支出行為にかかる財務会計行為 ③ 市長及び関係職員に対する損害賠償	H19.10.10	3	上記と同事件のため、請求人自ら放棄。	① H19.11.19 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
埼玉県	所沢市	① 所沢市長 ② 東部クリーンセンター建設工事に係る違法な変更契約 ③ 損害回復を求める賠償請求	H19.12.10	1		① H19.12.27 ② 却下 ③ 当該行為のあった日から1年以上を経過しているため	無
埼玉県	所沢市	① 所沢市長 ② 所沢元町北地区再開発事業に係る不当支出 ③ 不当支出の是正を求める措置請求	H20.4.16	1		① H20.5.14 ② 却下 ③ 当該行為のあった日から1年以上を経過しているため	有
埼玉県	所沢市	① 所沢市長 ② 住居手当の二重支給 ③ 二重支給された住居手当の返還を求める措置請求	H20.6.16	1	H20.7.2 証拠の提出及び陳述	① H20.8.1 ② 一部棄却、一部却下 ③ 当該住居手当の支給は違法ではない。一部は1年以上経過している。	無
埼玉県	加須市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 自治会への補助金の支出防止、損害賠償請求	H19.10.22	1	1日	① H19.12.5 ② 棄却 ③ 自治会への補助金は憲法第89条で禁止している補助金ではない。	無
埼玉県	加須市	① 教育長 ② 不当な公金の支出 ③ 給食センター建替え関連支出に係る損害賠償請求	H20.5.12	1	1日	① H20.6.19 ② 一部棄却、一部却下 ③ 市の政策事項であり、裁量権の逸脱なし	無
埼玉県	東松山市	① 市長 ② 公金の支出（支出すべき金額より多く支出している。） ③ 多く支出した公金の返還を求める	H19.6.22	1	1日 監査委員室にて陳述	① H19.8.20 ② 棄却 ③ 公金の返還があったため	無
埼玉県	東松山市	① 市長 ② 公金の支出及び契約の締結（官製談合によってなされた入札による公金の支出及び契約の締結である） ③ 官製談合が行われたことによる損失額の返還	H20.6.17	1		① H20.8.13 ② 棄却 ③ 談合の事実は認められない	無
埼玉県	東松山市	① 東松山市社会福祉協議会会長 ② 社会福祉協議会における社債購入 ③ 社会福祉協議会会長に対し、社債購入による損失額の返還を求める	H20.10.16	1		① H20.10.29 ② 却下 ③ 普通地方公共団体とは別団体における会計上の行為のため	無
埼玉県	東松山市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実（損害賠償請求権の行使を怠る。） ③ 談合入札による元職員及び落札業者に対する損害賠償請求の行使を求める。	H21.3.26	1		① H21.5.22 ② 棄却 ③ 談合の事実は認められない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
埼玉県	東松山市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実（補助金の返還命令を怠る） ③ 社会福祉協議会への交付金の返還命令を求める	H21. 3. 31	1		① H21. 5. 28 ② 棄却 ③ 交付金の返還を命じる事実は認められない	有
埼玉県	春日部市	① 市長 ② 違法な契約の締結（無効とされる入札を前提として締結された契約） ③ 契約の解除、既払いの委託費の返還	H19. 6. 15	2		① H19. 7. 30 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無
埼玉県	春日部市	① 市長 ② 債権放棄の不当性 ③ 債権放棄の取り消しを求める	(H20. 7. 31)	2		① H20. 8. 22 ② 受理前却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実に該当しない	有
埼玉県	狭山市	① 市長 ② 違法・不当な契約（土地開発業者が行った土地取得は、違法・不当） ③ 契約の当事者に対する損害賠償請求を行使するよう請求	H19. 10. 3	1		① H19. 11. 26 ② 却下 ③ 法定請求期限の徒過等	無
埼玉県	狭山市	① 市長 ② 公金の徴収を怠る事実（仮契約解除に係る違約金徴収の請求を怠る） ③ 請負者に違約金の支払請求	H20. 4. 22	1		① H20. 6. 11 ② 却下 ③ 法定請求期限の徒過等	無
埼玉県	狭山市	① 市長及び担当部課長 ② 不当な公金の支出（地方自治法第2条第14項「最小の経費で最大の効果」に反する） ③ 再開発の計画を一部縮小すべきである	H20. 12. 22	1		① H21. 2. 2 ② 却下 ③ 請求要件を欠いている	無
埼玉県	狭山市	① 市長及び担当部課長 ② 不当な公金の支出（地方自治法第2条第14項「最小の経費で最大の効果」に反する） ③ 再開発の計画を一部縮小、担当者の給与カット	H21. 1. 30	1		① H21. 3. 18 ② 却下 ③ 事実書面等の添付等がなく、適法な請求ではない	無
埼玉県	狭山市	① 市長・副市長及び関係部長 ② 違法・不当な公金の支出（当初計画を上回る事業費の支出は不当） ③ 損失の補てんをした上、建替えを実施	H21. 2. 26	1		① H21. 4. 3 ② 却下 ③ 違法・不当な公金の支出とする理由が不明等で適法な請求ではない	無
埼玉県	鴻巣市	① 市長 ② 報酬の支出（要綱設置された検討委員会への報酬支出） ③ 市長及び職員による弁償	H20. 10. 15	1	H20. 11. 19 新たな証拠の提出 陳述（請求の要旨の補足）	① H20. 12. 3 ② 却下 ③ 請求期間徒過	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
埼玉県	越谷市	① 市長 ② 土地区画整理事業における産業廃棄物処理にかかった違法又は不当な事業費の支出 ③ 違法又は不当な支出及び財産の管理を怠る事実による損害金について、市が被った損害の返還請求	H20.5.20	14	H20.5.27	① H20.7.7 ② 一部棄却、一部却下 ③ 違法又は不当な公金の支出とは認められない。また債権を有しておらず、財産の管理を怠る事実があったとは認められない。	無
埼玉県	越谷市	① 市長 ② 違法又は不当な政務調査費の使用（議員に対する事務所費及び広報費） ③ 市が損害を被った全額の返還請求	H20.7.25	2	H20.8.1	① H20.9.12 ② 棄却 ③ 使途が違法、不当とは判断できない	無
埼玉県	蕨市	① 蕨市長 ② 市議会選挙において公費負担した燃料代について ③ 燃料代の超過負担分について返還を求める	H20.1.29	1	H20.2.5～H20.2.17 文書による	① H20.2.18 ② 却下 ③ 提出書類では不当な行為の疎明を成すと認めず	有
埼玉県	朝霞市	① 朝霞市長 ② 旅費の支出について ③ 朝霞市に返還を求める請求	H19.11.26	6	H19.12.11 15:00～16:15 監査委員・監査委員事務局長・職員2名が、請求人4名から内容を伺う	① H20.1.17 ② 棄却 ③ 当該行為に不正及び違法性はない	無
埼玉県	和光市	① 日立造船㈱・和光市 ② 粗大ゴミ処理施設爆発炎上事故に関する日立造船㈱に対する損害賠償義務の所在について ③ 損害賠償請求権の行使・市に対する事故調査委員会の設置要求	H19.12.28	7	H20.1.24 関係職員12名の立会いのもと、請求人4人による陳述がなされた	① H20.2.22 ② 棄却 ③ 監査対象事項に違法性・不当性は認められない	無
埼玉県	新座市	① 新座市長 ② 政務調査費の違法、不当な交付 ③ 違法、不当な交付に対し、返還請求を求める	H19.12.3	1	1日 非公開	① H20.1.24 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
埼玉県	新座市	① 新座市長 ② 政務調査費の違法、不当な交付 ③ 違法、不当な交付に対する返還を求める	H20.2.6	1	1日（辞退）	① H20.3.25 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
埼玉県	新座市	① 新座市長 ② 職員給食費負担金の賦課、徴収を怠る行為（福祉の里） ③ 負担金の返還を求める	H20.3.10	1	1日 非公開	① H20.4.30 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
埼玉県	新座市	① 新座市長 ② 職員給食費負担金の賦課、徴収を怠る行為（こぶしの森） ③ 負担金の返還を求める	H20.4.1	1	1日 非公開	① H20.4.30 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
埼玉県	新座市	① 新座市長 ② 給食調理業務委託契約の見積もり誤りによる不当な契約行為 ③ 業務委託費の返還を求める。	H20.4.1	1	1日 非公開	① H20.5.23 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
埼玉県	桶川市	① 市長、会計課長、教育総務課長 ② 違法な公金の支出（小規模修繕工事に係る二重払い及び虚偽検収による支出） ③ 請求対象者に対する損害賠償請求	H19.6.1	1	1時間、口頭	① H19.7.27 ② 認容 ③ 業者への返還請求及び再発防止の構築	無
埼玉県	桶川市	① 市長、副市長（兼ねて収入役兼掌、検査長） ② 違法な公金の支出（委託契約解除に伴う精算金の支出は法的根拠を欠く） ③ 請求対象者に対する損害賠償請求	H20.3.26	8	1時間、口頭	① H20.5.24 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	有
埼玉県	久喜市	① 久喜市長 ② 平成19年2月26日付けで提出した住民監査請求が却下されたこと ③ 平成19年2月26日付け請求に基づき是正措置を執ること	H19.4.18	4		① H19.6.8 ② 却下 ③ 却下は妥当。再度の住民監査請求であり不適当	無
埼玉県	久喜市	① 久喜市長 ② 委託契約の不当性、公金の違法な支出 ③ 相手方に対する損害賠償請求、市長への代位弁済請求	H20.10.16	4	20.10.28 請求人の意見陳述	① H20.11.21 ② 一部棄却、一部却下 ③ 1年経過後の請求。違法、不当の事実は認められない	無
埼玉県	久喜市	① 久喜市長 ② 委託契約の不当性、公金の違法な支出 ③ 相手方に対する損害賠償請求、市長への代位弁済請求	H21.3.27	4	21.4.21 請求人の意見陳述	① H21.5.21 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無
埼玉県	蓮田市	① 市長及び職員 ② 保育園建設に伴う土壌調査・入替費用等の支出 ③ 不当な支出とし、市長以下関係職員の負担を求める	H19.9.13	1	H19.9.26	① H19.11.1 ② 一部棄却、一部却下 ③ 1年経過・不当支出でない	無
埼玉県	蓮田市	① 市長及び職員 ② 自主防災組織設立届出受理及び補助金交付 ③ 虚偽の届出であり、受理の取消及び補助金の返還請求を求める	H19.10.15	2	H19.10.24	① H19.11.30 ② 認容 ③ 補助金の返還等	無
埼玉県	蓮田市	① 市長及び職員 ② 自治員報酬の支払は違法な支出である ③ 自治員の扱い方に抜本的改善対策を求める	H19.10.15	2	H19.10.24	① H19.11.30 ② 一部棄却、一部却下 ③ 監査請求の対象外・違法な支出ではない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
埼玉県	鶴ヶ島市	① 鶴ヶ島市長 ② 不当な公金の支出 ③ 選挙公営負担金に係る措置請求	H19.10.2	1		① H19.11.16 ② 棄却 ③ 財務会計上の違法、不当性はない	無
埼玉県	東秩父村	① 村長 ② 村長交際費の違法支出（交際費による香典等の支出が公選法の「公務員の地位利用による選挙運動の禁止」に抵触） ③ 交際費執行基準等の見直し請求	H20.9.12	1	H20.10.16書面通知	① H20.10.24 ② 棄却 ③ 基準等に則り支出され、個人名不使用につき違法性はない	無
埼玉県	東秩父村	① 村長 ② 職員の親族等の葬儀への香典等を支出 ③ 「職員の弔意に関する内規」の見直しと、支出禁止請求	H20.9.12	1	H20.10.16書面通知	① H20.10.24 ② 却下 ③ 監査対象が財務会計以外のため	無
埼玉県	上里町	① 上里町長 ② 上里サービスエリア周辺地区整備事業は施策の誤り・事業提案に係る評価委託の随意契約は違法・選定業者との覚書は無効・業者からの民事訴訟に対する公費使用はしない。 ③ 施策推進に要した税金の返還・民間業者委託料や訴訟費用に支払った公費の弁済	H19.6.18	4	H19.7.3 証拠提出・陳述	① H19.7.19 ② 一部棄却、一部却下 ③ 施策上の判断・委託契約は適法・覚書は契約ではない・裁判費用は違法性はない	無
埼玉県	上里町	① 上里町長 ② 実効性のない上里サービスエリア周辺地区整備事業に係る覚書を業者と議会議決なしで締結 ③ 違法な手続で締結した覚書の破棄	H19.6.18	1	H19.7.3 証拠提出・陳述	① H19.7.19 ② 棄却 ③ 覚書締結に議決の必要性はない	無
埼玉県	大利根町	① 町長 ② 業務委託の外部委託契約の不当な支出 ③ 町が被った損害を町長は町に対し補填すべき	H19.11.19	2	1日（H19.11.26） 証拠の提出及び陳述の機会	① H19.12.26 ② 棄却 ③ 当該契約に違法、不当はない	有
埼玉県	大利根町	① 町長、副町長、教育長、決裁捺印者、担当職員 ② 業務委託の契約方法及び設計積算額の違法、不当な取扱い ③ 上記の者に対し被った損害金の自主的な填補の勧奨、法的手続により損害を填補することを請求	H19.11.19	1	1日（H19.11.26） 証拠の提出及び陳述の機会	① H19.12.26 ② 棄却 ③ 業務委託の契約行為は適正である	無
埼玉県	大利根町	① 町長、副町長、決裁捺印者、担当課長 ② 業務委託及び建設工事契約の違法、不当な取扱い ③ 上記の者に対し町が被った損害金の自主的な填補の勧奨、法的手続により損害を補填することを請求	H19.12.6	2	1日（H19.12.19） 証拠の提出及び陳述の機会	① H20.1.29 ② 棄却 ③ 契約手続は違法、不当な契約ではない	無
計			59件				有 10件 無 49件

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
千葉県	千葉市	① 市長 ② 違法な公金の支出（姉妹都市訪問の費用の支出は違法） ③ 市長に対する支出した費用の返還請求	H19. 6. 18	1団体 (代表幹事2名)	H19. 7. 9 口頭による	① H19. 8. 16 ② 棄却 ③ 違法または不当な支出とは認められない	無
千葉県	千葉市	① 市長 ② 違法な公金の支出（議員への費用弁償支給は違法） ③ 議員に対する支給した費用弁償の返還請求	H19. 6. 25	1団体 (代表幹事2名)	H19. 7. 9 口頭による	① H19. 8. 24 ② 棄却 ③ 違法または不当な支出とは認められない	無
千葉県	千葉市	① 市長 ② 不当な公金の支出（支出された補助金の使途が不当） ③ 相手方に対する補助金の返還請求	H19. 6. 25	1団体 (代表幹事2名)	H19. 7. 9 口頭による	① H19. 8. 24 ② 棄却 ③ 違法または不当な支出とは認められない	無
千葉県	千葉市	① 市長 ② 違法な財産管理（偽装倒産の相手方に対する損害賠償金及び遅延損害金の未請求は違法） ③ 市長・担当職員・相手方に対する損害賠償請求	H19. 10. 26	1団体 (代表幹事2名)	H19. 11. 20 口頭による	① H19. 12. 20 ② 認容 ③ 相手方への損害賠償請求	無
千葉県	千葉市	① 市長 ② 不当な公金の支出（小学校用地再取得の先延ばしは利息・経費の増額を発生させる） ③ 市長に対ししかるべき措置を講じることを求める	H20. 1. 18	1団体 (代表幹事2名)	H20. 2. 6 口頭による	① H20. 3. 14 ② 棄却 ③ 求める措置は自治法が想定する範囲を超える	無
千葉県	千葉市	① 市長 ② 違法な公金の支出（選挙運動用自動車の燃料代の請求について、一部の者の請求が多く不正請求の疑いがある） ③ 相手方に対する支給済の費用の返還請求	H20. 4. 2	2	H20. 4. 23 口頭による	① H20. 5. 28 ② 棄却 ③ 全額返還済のため請求の理由が失われている	無
千葉県	千葉市	① 市長 ② 違法な公金の支出（実態のない協議会への要綱に基づかない負担金支出は違法） ③ 相手方に対する負担金の返還請求及び市長に対する今後の負担金支出のとりやめ	H20. 5. 2	1	H20. 5. 26 口頭による	① H20. 7. 1 ② 棄却 ③ 違法または不当な支出とは認められない	有
千葉県	千葉市	① 市長 ② 違法な公金の支出（条例に基づかない附属機関の議会委員への報酬支出は違法） ③ 担当職員への損害賠償請求、相手方への支出済報酬の返還請求	H20. 12. 10	2	H21. 1. 13 口頭による	① H21. 2. 6 ② 棄却 ③ 違法または不当な支出とは認められない	無
千葉県	千葉市	① 市長 ② 違法な公金の支出（条例に基づかない附属機関の議会委員への報酬支出は違法） ③ 担当職員への損害賠償請求、相手方への支出済報酬の返還請求	H20. 12. 10	2	H21. 1. 13 口頭による	① H21. 2. 6 ② 合議不調 ③	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
千葉県	千葉市	① 市長 ② 不当な財産管理（原因者の責任を問わずに枯死した街路樹を伐採したことは管理上の怠慢） ③ 原因者及び市長に対する損害賠償請求	H21. 2. 25	4	H21. 3. 27 口頭による	① H21. 4. 24 ② 棄却 ③ 隣接住民への損害賠償請求のための措置を講じている	無
千葉県	市川市	① 市長 ② 千葉朝鮮学園振興協議会の負担金の支出の是非 ③ 負担金の返還等に係る措置請求	H20. 9. 17	1	H20. 9. 22 10. 15に陳述の機会を与える旨の通知を発送	① H20. 11. 12 ② 棄却 ③ 当負担金の支出について違法性又は不当な点はない	無
千葉県	船橋市	① 市長 ② 違法かつ不当な公金の支出（平成18・19年度分政務調査費の支出の違法性） ③ 支給差し止め及び使途基準のあり方の勧告を求める	H19. 4. 2	10	1日 監査委員会議において口頭による陳述	① H19. 5. 30 ② 棄却 ③ 請求に理由がない。	無
千葉県	船橋市	① 市長 ② 違法かつ不当な公金の支出（政務調査費の支出の違法性） ③ 支出された公金を返還させること、または返還させることを怠ることを改めること。	H19. 4. 9	3	1日 監査委員会議において口頭による陳述	① H19. 6. 7 ② 一部認容、一部棄却 ③ 市長に対し、支出の一部について返還のために必要な措置を講ずることを勧告。	無
千葉県	船橋市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実（業者による市の財産の破壊） ③ 土止めの破壊中止と原状回復。	H19. 8. 27	1	1日 監査委員会議において口頭による陳述	① H19. 9. 27 ② 棄却 ③ 請求に理由がない。	無
千葉県	船橋市	① 市長 ② 違法かつ不当な財産の取得（測量や鑑定評価をせず売買契約を行った） ③ 契約内容を土地取引関連法規等に合致させること。取得価格の公表と根拠を示すこと。等	H19. 9. 13	1	1日 監査委員会議において口頭による陳述	① H19. 11. 1 ② 棄却 ③ 請求に理由がない。	無
千葉県	船橋市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実（開発業者への財産の無償供与） ③ 原状回復、工事の差止め及び建築許可の取消し。	H19. 10. 1	1	1日 監査委員会議において口頭による陳述	① H19. 11. 15 ② 却下 ③ 事実誤認	無
千葉県	船橋市	① 市長 ② 違法かつ不当な公金の支出（違法な負担金の支出） ③ 当該負担金の返還。平成20年度の負担金支出の差止め。	H20. 7. 9	1	1日 監査委員会議において口頭による陳述	① H20. 9. 5 ② 棄却 ③ 請求に理由がない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	
千葉県	館山市	① 職員 ② 勤務をしていない間の給料返還 ③ 給料返還請求	H20. 2. 19	1	H20. 2. 29 指定した日時・場所に請求人またはその代理人に出席通知を送付（欠席のため未実施）	① H20. 3. 31 ② 棄却 ③ 勤務をしていない間は年次休暇を取得していたため、給料の返還についての理由がない	無
千葉県	館山市	① 市長・関係職員 ② 市営住宅敷金不足の原因究明と不足額の返還・賠償 ③ 敷金不足額返還請求と賠償請求	H20. 6. 12	1	H20. 6. 16指定した日時・場所に請求人またはその代理人に出席通知を送付（欠席のため未実施）	① H20. 8. 8 ② 棄却 ③ 時効成立。賠償を求める理由がない。	無
千葉県	松戸市	① 市長 ② (1)財産の違法ないし不当な管理に該当する (2)適正な対価なく譲渡することは市に損害を生じさせ、また議会の議決を経ていない違反行為である ③ (1)地代相当の損害賠償金を取立てる措置を求める (2)水路脇の堤の上の障害物を撤去させることを求める (3)水路の位置を水路敷地の中央部に戻し、かつ水路幅・両堤幅を少なくとも90cm以上確保する (4)水路境界手続の中止を求める。	H19. 9. 14	1		① H19. 11. 9 ② 一部棄却、一部却下 ③ (1)市と土地所有者は境界確定等問題解決に向け努めていることが認められるため、違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があるとまでは認められない。 (4)当該水路敷地を民間人所有の土地に帰属した事実はない。	無
千葉県	松戸市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実該当する。 ③ 公金横領した職員の相続人に対する賠償請求	H19. 10. 12	3		① H19. 10. 23 ② 却下 ③ 相続放棄を確認しており、損害賠償請求の相手方となり得ない。	無
千葉県	松戸市	① 市長 ② (1)職員の喫煙のため職場を離れ勤務をしない行為は違反行為 (2)給与を減額せずに給与を支払うことは違反行為 ③ (1)給与支給対象の勤務時間内の喫煙の禁止 (2)減額すべきであった給与を市に返還	H19. 10. 26	1		① H19. 12. 13 ② 棄却 ③ 当該行為が職務専念義務に違反しているとまでは認められない。	無
千葉県	野田市	① 市長 ② 不当な財産の管理（市道の管理を怠っている。） ③ 市が管理すること。	H19. 9. 19	1		① H19. 11. 15 ② 棄却 ③ 市道ではない。	有
千葉県	野田市	① 市長 ② 不当な公金の支出（市長交際費） ③ 市への返還	H19. 11. 12	7		① H19. 12. 28 ② 棄却 ③ 社会通念上儀礼の範囲内である。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
千葉県	野田市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出（市主催の自治会長会議は単なる慰安旅行であり、市の補助金を受けた自治会連合会が自治会長に記念品を配る必要性はない） ③ 市への返還	H19.11.12	5		① H19.12.28 ② 棄却 ③ 会議は慰安旅行に当たらない。記念品の配布は総会の決議に基づいている。	有
千葉県	野田市	① 市長 ② 違法・不当な財産の管理（市所有地を違法に占有させている。） ③ 市所有地の有償貸付と市長への損害賠償	H20.8.8	1		① H20.10.1 ② 棄却 ③ 名義変更の協議中の土地である。	無
千葉県	野田市	① 市長 ② 違法な財産の管理(市所有地を違法に占有させている。) ③ 市所有地の有償貸付と市長への損害賠償	H21.1.6	1		① H21.2.17 ② 棄却 ③ 占用の事実はない。	無
千葉県	野田市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出（補助金を受けた団体の会計処理が杜撰である。） ③ 市への返還	H21.1.22	4		① H21.3.19 ② 棄却 ③ 公益上必要であり市の交付規則にも違反していない。	無
千葉県	佐倉市	① 市長 ② 違法または不当な財産取得 ③ 違法または不当に徴収した金額の返還請求	H21.1.6	5		① H21.1.26 ② 却下 ③ 地方自治法242条2項の要件に該当しない	無
千葉県	佐倉市	① 市長 ② 違法もしくは不当な共済会補助金の支給 ③ 水道事業者に対する返還請求	H21.1.16	8	H21.2.10 監査委員の面前	① H21.3.13 ② 一部棄却、一部却下 ③ 違法、不当な支給の事実は見当たらない。（一部、請求期間徒過）	無
千葉県	佐倉市	① 市長 ② 違法もしくは不当な共済会補助金の精算 ③ 水道事業者又は職員共済会に対する返還請求	H21.3.30	2		① H21.4.27 ② 却下 ③ 地方自治法242条2項の要件に該当しない	無
千葉県	柏市	① 市長 ② 違法不当な公金の支出，財産の取得 ③ 相手方に対し，返還請求	H19.5.28	4	1日	① H19.7.23 ② 棄却 ③ 違法不当な公金の支出，財産の取得ではない	有
千葉県	勝浦市	① 市長 ② 違法な公金の支出（宗教法人施設の清掃に対し報償費を支出したことは憲法の政教分離に反する。） ③ 清掃に対し支出した報償費の返還	H20.3.28	1	1日 文書による通知	① H20.5.15 ② 棄却 ③ 違法支出とは認められない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
千葉県	流山市	① 流山市長 ② 勤務時間内の喫煙が職務専念義務に反する違法行為である ③ 喫煙に要した時間の給与の返還を求める	H20.10.14	1		① H20.12.8 ② 棄却 ③ 違法とは認められない	無
千葉県	八千代市	① 市長 ② 不当な公金の支出（政務調査費） ③ 返還請求	H19.10.15	9	1日 口頭による	① H19.12.13 ② 認容 ③ 一部違法・不当を認め、返還を求める。	無
千葉県	八千代市	① 市長 ② 不当な公金の支出（青少年健全育成連絡協議会に対する補助金） ③ 返還請求	H20.7.4	2	1日 口頭による	① H20.9.2 ② 棄却 ③ 当該補助金に違法性はない。	無
千葉県	鎌ヶ谷市	① 市長 ② 児童遊園委託費の不当利得 ③ 自治会経理の確認	(H20.9.11)	1		① H20.10.17 ② 不受理却下 ③ 財務会計行為ではない	無
千葉県	鎌ヶ谷市	① 市長 ② 敬老会奨励金精算行為の違法・不当 ③ 残金の返還	H20.10.17	1	H20.10.27 口頭による	① H20.11.13 ② 棄却 ③ 返還金は発生せず、請求人の主張に理由がない	無
千葉県	浦安市	① 市長 ② 市が支出した政務調査費 ③ 政務調査費の返還を求める	H20.4.2	16	H20.4.15 請求人本人が陳述を行った。	① H20.5.21 ② 棄却 ③ 理由がない	有
千葉県	四街道市	① 市長 ② 不当な負担金の団体への支出行為 ③ 負担金の全額返還及び廃止	H20.6.20	1	H20.7.20午前10時より30分間代理人による陳述	① H20.8.18 ② 棄却 ③ 当該支出行為に違法性はない	無
千葉県	八街市	① 八街市長・監査委員 ② 都市計画税を特定財源ではなく一般財源として予算編成し且つ執行している行為は、違法な財産の取得、違法な支出である ③ 是正を求めて措置を請求する	H19.8.17	1		① H19.9.3 ② 却下 ③ 請求の対象とならない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
千葉県	八街市	① 八街市長 ② 選挙ポスター印刷業者組合の申合せにより、公費負担請求額から印刷経費を除く金品は依頼者返還することになっており、不正請求が組織的に行われた可能性がある。燃料費については、毎回一定量の給油を行っていること、自動車1台で使い切れない量にあたるなど不可解である。 ③ (1)H19. 8. 26執行の議員選挙における選挙ポスター作成費及び燃料費支払内容を調査検証し、不当に支払った公金を回収するよう市長に勧告すること。(2)領収書・見積書の添付を義務付ける等、適正な条例に改正する事を市長に勧告すること。	H20. 4. 7	3	H20. 4. 17監査室において代表監査委員及び補助職員2名の面前において請求人3名による陳述。	① H20. 6. 6 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
千葉県	八街市	① 八街市長 ② 平成20年度予算において、都市計画税を特定財源ではなく一般財源として調製し執行中であり、当該予算は違法無効である。 ③ 忘る事実を是正し必要な措置を請求する	H20. 10. 15	1		① H20. 10. 31 ② 却下 ③ 請求の対象とならない	無
千葉県	印西市	① 市長 ② 工事請負契約に係る入札に際し、国の通達に反して予定価格を事前に公表したことは不当である ③ 契約の解除及び入札のやり直し	H20. 6. 30	1	1日 関係職員立会いのもとでの陳述	① H20. 8. 20 ② 棄却 ③ 予定価格の事前公表に不当性は認められない	無
千葉県	酒々井町	① 町長 ② 不当な公金支出となる用地買収を行ったこと ③ 事業の凍結	H20. 2. 28	26	H20. 3. 19 証拠の提出及び陳述	① H20. 4. 25 ② 棄却 ③ 請求人の主張は理由がない	無
千葉県	酒々井町	① 町長 ② 費用負担金請求を怠ることの違法確認等の請求 ③ 事業の執行停止並びに議会の承認の取得	H20. 9. 25	120	H20. 11. 6 証拠の提出及び陳述	① H20. 11. 21 ② 棄却 ③ 請求人の主張は理由がない	有
千葉県	酒々井町	① 町長 ② 過大な設備投資を推進中である ③ 事業の執行停止並びに全体計画の変更を求める	H20. 9. 25	115	H20. 11. 6 証拠の提出及び陳述	① H20. 11. 21 ② 棄却 ③ 請求人の主張は理由がない	無
千葉県	酒々井町	① 町長 ② 不当な契約の履行による不当な財産取得 ③ 議会の承認を得て事業を執行すること	H20. 9. 25	115	H20. 11. 6 証拠の提出及び陳述	① H20. 11. 21 ② 棄却 ③ 財産取得に違法性はない	有
千葉県	酒々井町	① 町長 ② 河川護岸工事を実施する財産の管理を怠っている ③ 財産の適正な管理を求める	H20. 10. 6	1	H20. 11. 6 証拠の提出及び陳述	① H20. 11. 27 ② 棄却 ③ 請求人の主張は理由がない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	
千葉県	多古町	① 町長 ② 不適正な財産（水路）管理 ③ 財産（水路）管理の是正	H20.1.22	1	H20.2.25 面談	① H20.3.11 ② 棄却 ③ 請求の理由無	無
千葉県	大網白里町	① 町長 ② 違法な契約（談合） ③ 違法な契約に伴う損害金の賠償請求	H20.2.4	12	H20.2.21 口頭陳述	① H20.3.26 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有
千葉県	大網白里町	① 町長 ② 不当利得返還請求の怠る事実 ③ 契約業者に対する不当利得返還請求権の行使	H21.2.17	8	H21.3.2 口頭陳述	① H21.4.3 ② 却下 ③ 損害賠償請求の要件に至らない	有
千葉県	鋸南町	① 町長 ② 違法な公金の支出 ③ 違法な公金の支出にあたるので差止めを求める。	H19.7.6	1	H19.8.27	① H19.8.31 ② 棄却 ③ 差止めの実効性がない	無
千葉県	鋸南町	① 町長 ② 違法な契約の締結 ③ 契約の解除	H20.1.25	1	H20.2.13	① H20.2.25 ② 棄却 ③ 独自の見解である	無
千葉県	鋸南町	① 町長 ② 県からの交付金が過少であったのは過失 ③ 県からの交付金が過少であったのは過失である	H20.1.25	1	H20.2.13	① H20.2.25 ② 棄却 ③ 独自解釈の主張である	無
千葉県	鋸南町	① 町長 ② 指定管理者の指定の中止 ③ 補助金適正化法違反であり、指定の中止を求める。	H20.1.25	1	H20.2.13	① H20.2.25 ② 棄却 ③ 違法性の摘示は失当	無
千葉県	鋸南町	① 町長 ② 返還義務のない交付金を返還した場合の賠償 ③ 返還義務のない交付金を返還した場合の賠償請求	H20.1.25	1	H20.2.13	① H20.2.25 ② 棄却 ③ 財産的な損失が生じない	無
千葉県	鋸南町	① 町長 ② 指定管理者の指定の中止 ③ 補助金適正化法違反であり、指定の中止を求める。	H20.1.25	1	H20.2.13	① H20.2.25 ② 棄却 ③ 公金の支出も違法ではない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
千葉県	鋸南町	① 町長 ② 設計に欠陥があり補正したのは設計業者の責任 ③ 町長及び業者に対する損害賠償請求	H20.3.25	1	H20.4.10	① H20.4.18 ② 棄却 ③ 本件請求には理由がない	無
千葉県	鋸南町	① 町長 ② 国保料算定に対する損害賠償請求 ③ 損害賠償請求	H20.3.25	1	H20.4.10	① H20.4.18 ② 棄却 ③ 損害発生の摘示は失当	無
千葉県	鋸南町	① 町長 ② 国保料賦課額の軽減額が補正されていない ③ 損害賠償請求	H20.3.25	1	H20.4.10	① H20.4.18 ② 認容 ③ 軽減額を請求するよう勧告	無
千葉県	鋸南町	① 町長 ② 財産管理を怠っているのでは正を求める ③ 財産管理を怠っている	H20.12.26	1	H21.2.10	① H21.2.16 ② 棄却 ③ 主張には理由がない	無
千葉県	鋸南町	① 町長 ② 落札業者に利益供与した ③ 損害賠償請求	H20.12.26	1	H21.2.10	① H21.2.16 ② 却下 ③ 監査対象外	無
千葉県	鋸南町	① 町長 ② 交付金を自主返還しないのは公金管理を怠る事実 ③ 公金の管理を怠っている	H21.1.5	1	H21.2.10	① H21.2.27 ② 棄却 ③ 主張には理由がない	無
千葉県	鋸南町	① 町長 ② 不正受給分を返還しないのは公金管理を怠る事実 ③ 公金の管理を怠っている	H21.1.5	1	H21.2.10	① H21.2.27 ② 棄却 ③ 主張には理由がない	無
千葉県	鋸南町	① 町長 ② 不正受給分を返還しないのは公金管理を怠る事実 ③ 公金の管理を怠っている	H21.1.5	1	H21.2.10	① H21.2.27 ② 棄却 ③ 主張には理由がない	無
計		66件					有 9件 無 57件
東京都	中央区	① 中央区（中央区長ではない。） ② 災害発生を見逃し、街区を不法に変更させたこと等 ③ 区民が納得のいく措置	H19.5.28	1		① H19.7.20 ② 却下 ③ 財務会計上の行為に該当しない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
東京都	中央区	① 中央区長 ② 庁舎前及び仮設駐車場等を無償で職員に貸与 ③ 無償費用として損害賠償請求(原文のとおり)	H19.5.28	1		① H19.7.20 ② 却下 ③ 財務会計上の行為に該当しない	無
東京都	新宿区	① 区長 ② 公益法人に交付した訴訟事件に係る補助金は、市長の裁量権の逸脱又は濫用であり、不適切である。 ③ 補助金を取り消し、区に返還を求める。	H20.1.10	2		① H20.3.10 ② 一部棄却、一部却下 ③ 支出金は管理運営費として公益事業遂行上必要と認められ、裁量権の逸脱・濫用ではない。	無
東京都	新宿区	① 区長 ② 区議会1会派に対し行った政務調査費の返還命令を放置しているのは、違法若しくは不当な財産の管理を怠る事実である。 ③ 未返還額の返還による損失の補填等を求める。	H20.2.7	2		① H20.3.28 ② 棄却 ③ 今直ちに財産の管理を怠り損失を及ぼしたとはいえない	無
東京都	江東区	① 区長 ② 違法・不当な財産処分(違法な手続により不当な安価で処分した。) ③ 区長に対する損害賠償請求	H19.7.2	5	H19.7.24、庁舎内で監査委員が直接意見を聴取した。	① H19.8.28 ② 棄却 ③ 手続に違法性はなく、価格にも不当性はない。	無
東京都	江東区	① 区長 ② 違法・不当な財産管理の懈怠(減額規定に該当しないにもかかわらず、協力金を減額して請求した。) ③ 区長に対する、相手方への減額相当分請求の要求	H19.8.31	4	H19.9.19、庁舎内で監査委員が直接意見を聴取した。	① H19.10.26 ② 棄却 ③ 手続に違法性はない。	無
東京都	江東区	① 区長 ② 不当な公金支出(区議会議長が公用車を使用しているにもかかわらず、日額旅費を受領しているのは、不当である。) ③ 区長に対する、区議会議長への返還請求の要求	H20.4.23	9	H20.5.9、庁舎内で監査委員が直接意見を聴取した。	① H20.6.18 ② 棄却 ③ 手続に違法性・不当性はない。	無
東京都	品川区	① 区議会議事局長 ② 違法な政務調査費の支出(公明党会派その1) ③ 政務調査費の返還請求	H19.4.6	4	一日(2h以内)	① H19.5.24 ② 棄却 ③ 政調費の支出に違法性なし	有
東京都	品川区	① 区議会議事局長 ② 違法な政務調査費の支出(共産党会派) ③ 政務調査費の返還請求	H19.4.12	3	一日(2h以内)	① H19.6.8 ② 棄却 ③ 政調費の支出に違法性なし	有
東京都	品川区	① 区議会議事局長 ② 違法な政務調査費の支出(公明党会派その2) ③ 政務調査費の返還請求	H19.6.11	4		① H19.6.21 ② 却下 ③ 期間経過	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
東京都	品川区	① 区長 ② 不当な事業への助成金の支出 ③ 助成金の返還請求	H19.7.4	1		① H19.8.8 ② 却下 ③ 違法・不当性の摘示なし	無
東京都	目黒区	① 区長 ② 違法な契約の締結 ③ 区長に対し、区が被った損害を補填するために必要な措置を求める。	H20.3.11	1	H20.3.26 口頭陳述	① H20.5.9 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有
東京都	目黒区	① 区長 ② 違法な土地賃貸借契約の締結及び委託料・補助金の支出は過払い ③ 区長及び相手方に対し区が被った損害を補填する措置を求める	H21.3.13	1	H21.4.2 口頭陳述	① H21.5.8 ② 棄却 ③ 当該契約及び当該支出に違法・不当性はない	有
東京都	目黒区	① 区長 ② 違法な契約の締結 ③ 区長に対し、区が被った損害を補填するために必要な措置を求める。	H21.3.23	1	H21.4.10 口頭陳述	① H21.5.21 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有
東京都	世田谷区	① 現区長、前区長 ② 違法・不当な公金の支出（区長交際費） ③ 現区長及び前区長が支出した一部の交際費の返還	H19.4.9	4		① H19.4.26 ② 却下 ③ 要件を満たしていない。「正当な理由」があるとは認められない。	無
東京都	世田谷区	① 区長 ② 違法・不当な公金の支出（区議会議長交際費） ③ 一部の区議会議長交際費及び庁用交際費の返還	H19.9.21	4		① H19.10.16 ② 却下 ③ 「正当な理由」があるとは認められない。	無
東京都	世田谷区	① 区長 ② 違法・不当な公金の支出（区議会議員選挙ガソリン代公費負担） ③ ガソリン代金の不当・違法な請求支払いの返還	H19.10.26	1	請求人から陳述を行わない旨の申し出あり	① H19.12.20 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
東京都	世田谷区	① 区長 ② 公金の返還（議員報酬） ③ 議員報酬の返還	H20.7.9	1	請求人から陳述を行わない旨の申し出あり	① H20.9.2 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
東京都	渋谷区	① 区長、ハチ公前広場モニュメント運営協議会、協議会代表 ② 公金の支出、財産の取得、管理・処分・契約締結 ③ ハチ公前広場モニュメントを使用した収益の返還、管理運営設置費、撤去費用等一切の返還	H19.12.5	2		① H19.12.18 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
東京都	渋谷区	① 区長、すべての支出手続き担当者 ② 都補助金申請行為、区補助金交付 ③ 区の都補助金申請の取下げ、公金支出の差止め、公金の返還	H20.1.25	2	1日、口頭陳述	① H20.3.24 ② 棄却 ③ 補助金の申請は都要綱に違反しない。請求人の主張は具体性に欠く。	無
東京都	渋谷区	① 教育委員会、区長、教育委員 ② 学校法人ホライゾン学園に対する渋谷区行政財産使用許可 ③ (1)行政財産使用許可の取消、(2)使用料の補填、(3)学園使用部分の施設整備費の補填	H20.6.30	46	1日、口頭陳述	① H20.8.29 ② (1)(2)棄却 (3)却下 ③ (1)(2)教育委員会による使用許可、使用料免除は相当の理由がある (3)支出日より1年経過、請求の正当な理由なし	有
東京都	渋谷区	① 代表監査委員、区長 ② 代表監査委員の就任、委員報酬の支払い ③ 代表監査委員辞職、委員報酬の返還、支払の差止め	H20.9.30	13		① H20.10.17 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
東京都	渋谷区	① 区長 ② 政務調査費の支出 ③ 区議会8会派に対する平成19年度の不当利得額の返還請求権の行使を求める	H20.12.1	4	1日、口頭陳述	① H21.1.30 ② 一部認容、一部棄却、一部却下 ③ 使途基準に反し目的外支出に相当する金員の返還に必要な措置を講じるよう勧告(監査請求時に返還済のものは却下)	有
東京都	渋谷区	① 区長 ② 区長交際費の支出 ③ 情報公開によって支出の相手方が明らかにされなかった区長交際費の返還を求める。	H21.1.29	4	1日、口頭陳述	① H21.3.30 ② 棄却 ③ 区長交際費の支出基準・細目に該当し、内容、金額とも社会通念上相当の範囲を逸脱するものでない	無
東京都	渋谷区	① 区長 ② 議長交際費の支出 ③ 情報公開によって支出の相手方が明らかにされなかった議長交際費の返還を求める。	H21.1.29	4	1日、口頭陳述	① H21.3.30 ② 棄却 ③ 区長交際費の支出基準・細目に該当し、内容、金額とも社会通念上相当の範囲を逸脱するものでない	有
東京都	杉並区	① 区長、関係職員 ② 議会の会派による政務調査費の目的外支出 ③ 議会の会派に対する政務調査費の返還請求	H19.9.6	1		① H19.10.23 ② 棄却 ③ 目的外支出、法令違反はなく、事務手続きは適切である	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	
東京都	杉並区	① 区長、関係職員 ② 議会の会派による政務調査費の目的外支出 ③ 議会の会派に対する政務調査費の返還請求	H19.9.6	1		① H19.10.23 ② 棄却 ③ 目的外支出、法令違反はなく、事務手続きは適切である	無
東京都	杉並区	① 区長、関係職員 ② 議員による政務調査費の目的外支出 ③ 議員に対する政務調査費の返還請求	H19.9.6	1		① H19.9.10 ② 取下げ ③ 再提出のため	無
東京都	杉並区	① 区長、関係職員 ② 議員による政務調査費の目的外支出 ③ 議員に対する政務調査費の返還請求	H19.9.6	1		① H19.10.23 ② 棄却 ③ 目的外支出、法令違反はなく、事務手続きは適切である	無
東京都	杉並区	① 区長、関係職員 ② 議員による政務調査費の目的外支出 ③ 議員に対する政務調査費の返還請求	H19.9.14	1		① H19.10.23 ② 棄却 ③ 目的外支出、法令違反はなく、事務手続きは適切である	無
東京都	杉並区	① 区長、関係職員 ② 議員による政務調査費の目的外支出 ③ 議員に対する政務調査費の返還請求	H19.10.3	1		① H19.10.23 ② 棄却 ③ 目的外支出、法令違反はなく、事務手続きは適切である	無
東京都	杉並区	① 区長、関係職員 ② 議員による政務調査費の目的外支出 ③ 議員に対する政務調査費の返還請求	H19.11.1	1		① H19.11.22 ② 棄却 ③ 目的外支出、法令違反はなく、事務手続きは適切である	無
東京都	杉並区	① 区長、教育委員会、関係職員 ② 財産管理を怠る事実（区立学校施設の違法・不当な目的外使用） ③ 目的外使用許可停止及び新たに許可しない事及び管理責任者に対する財産に関する費用の損害補填	H20.4.18	56	H19.5.1。監査委員4名に対する口頭陳述	① H20.5.28 ② 棄却 ③ 使用許可に違法性・不当性はない	有
東京都	杉並区	① 区長 ② 議会の会派及び議員による政務調査費の目的外支出 ③ 議員に対する政務調査費の返還請求	H20.4.22	5	H19.5.9。監査委員2名に対する口頭陳述	① H20.6.10 ② 棄却 ③ 目的外支出はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
東京都	杉並区	① 区長、教育委員会、関係職員 ② 違法な公金の支出、財産管理を怠る事実（団体に対する補助金支出及び行政財産の無償貸与、関連業務に従事した職員への給与支出） ③ 団体に対する補助金返還請求及び無償貸与した賃料相当額の請求、関連業務に従事した職員給与返還、補助金支出に関与した職員に対する損害賠償請求	H20.12.26	3		① H21.1.28 ② 却下 ③ 違法理由・根拠が示されず、請求要件を満たしていない	無
東京都	杉並区	① 区長 ② 違法な公金の支出（訴訟費用等の支出） ③ 区長に対する返還請求	H21.1.8	1		① H21.1.28 ② 却下 ③ 当該支出の違法理由・根拠が不明確であり請求要件を満たさない	無
東京都	杉並区	① 区長 ② 違法な公金の支出（訴訟費用等の支出） ③ 区長に対する返還請求	H21.2.23	1		① H21.3.16 ② 却下 ③ 当該支出の違法理由・事実が不明確であり請求要件を満たさない	有
東京都	豊島区	① 区長 ② 選挙運動用自動車のガソリン代の公費負担 ③ 領収書等をチェックし、架空請求等不当・違法な支払の返還	H19.10.31	1	H19.11.19 陳述の機会を設けたが、陳述はしないとの意思表示あり	① H19.12.17 ② 棄却 ③ 燃料代が全額戻入され公費負担の支出が存在せず、請求の理由がない。	無
東京都	北区	① 北区地域振興部地域振興課長 ② 区は自治会に財政的援助をしており、その運営に責任がある。 ③ 当自治会の業務監査及び会計監査を行うこと。	H19.5.18	1		① H19.7.5 ② 却下 ③ 法242条の要件非該当	無
東京都	北区	① 北区長 ② 北区は介護給付費を余らせたが、北区長はこれを放置している。 ③ 介護保険料について決定し公表すること。	H20.5.12	1		① H20.6.25 ② 却下 ③ 法242条の要件非該当	無
東京都	荒川区	① 区長、担当職員 ② 違法な公金の支出（目的外支出、使途不明等の疑いがある） ③ 必要な措置を請求する	H19.5.31	1		① H19.6.15 ② 却下 ③ 期間徒過	無
東京都	荒川区	① 区長、担当職員 ② 違法な公金の支出（目的外支出、使途不明等の疑いがある） ③ 必要な措置を請求する	H19.5.31	1		① H19.6.15 ② 却下 ③ 期間徒過	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
東京都	荒川区	① 区長、担当職員 ② 違法な公金の支出（目的外支出、使途不明等の疑いがある） ③ 必要な措置を請求する	H19. 5. 31	1		① H19. 6. 15 ② 却下 ③ 期間徒過	無
東京都	荒川区	① 区長、担当職員 ② 違法な公金の支出（目的外支出、使途不明等の疑いがある） ③ 必要な措置を請求する	H19. 5. 31	1		① H19. 6. 15 ② 却下 ③ 期間徒過	無
東京都	荒川区	① 区長、担当職員 ② 違法な公金の支出（目的外支出、使途不明等の疑いがある） ③ 必要な措置を請求する	H19. 5. 31	1		① H19. 6. 15 ② 却下 ③ 期間徒過	無
東京都	荒川区	① 区長、担当職員 ② 違法な公金の支出（目的外支出、使途不明等の疑いがある） ③ 必要な措置を請求する	H19. 5. 31	1		① H19. 6. 15 ② 却下 ③ 期間徒過	無
東京都	荒川区	① 区長、担当職員 ② 違法な公金の支出（目的外支出、使途不明等の疑いがある） ③ 必要な措置を請求する	H19. 5. 31	1		① H19. 6. 15 ② 却下 ③ 期間徒過	無
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法な契約の締結 ③ 必要な措置を請求する	H19. 8. 21	1		① H19. 9. 14 ② 却下 ③ 同一人から同一内容について再度の請求がなされた。	無
東京都	荒川区	① 区長、選管事務局長 ② 違法な公金の支出 ③ 返還を請求する	H20. 4. 21	1		① H20. 6. 25 ② 棄却 ③ 既に返還されており、請求の理由がない。	有
東京都	荒川区	① 区長、選管事務局長 ② 違法な公金の支出 ③ 返還を請求する	H20. 4. 21	1		① H20. 5. 21 ② 却下 ③ 請求は不適法である。	有
東京都	荒川区	① 区長、選管事務局長 ② 違法な公金の支出 ③ 返還を請求する	H20. 4. 21	1		① H20. 5. 21 ② 却下 ③ 請求は不適法である。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	
東京都	荒川区	① 区長、選管事務局長 ② 違法な公金の支出 ③ 返還を請求する	H20. 4. 21	1		① H20. 5. 21 ② 却下 ③ 請求は不適法である。	有
東京都	荒川区	① 区長、選管事務局長 ② 違法な公金の支出 ③ 返還を請求する	H20. 4. 21	1		① H20. 6. 25 ② 棄却 ③ 既に返還されており、請求の理由がない。	有
東京都	荒川区	① 区長、選管事務局長 ② 違法な公金の支出 ③ 返還を請求する	H20. 4. 21	1		① H20. 5. 21 ② 却下 ③ 請求は不適法である。	有
東京都	荒川区	① 区長、選管事務局長 ② 違法な公金の支出 ③ 返還を請求する	H20. 4. 21	1		① H20. 5. 21 ② 却下 ③ 請求は不適法である。	有
東京都	荒川区	① 区長、選管事務局長 ② 違法な公金の支出 ③ 返還を請求する	H20. 4. 21	1		① H20. 6. 25 ② 棄却 ③ 既に返還されており、請求の理由がない。	有
東京都	荒川区	① 区長、選管事務局長 ② 違法な公金の支出 ③ 返還を請求する	H20. 4. 21	1		① H20. 6. 25 ② 棄却 ③ 既に返還されており、請求の理由がない。	有
東京都	荒川区	① 区長、選管事務局長 ② 違法な公金の支出 ③ 返還を請求する	H20. 4. 21	1		① H20. 5. 21 ② 却下 ③ 請求は不適法である。	有
東京都	荒川区	① 区長、選管事務局長 ② 違法な公金の支出 ③ 返還を請求する	H20. 4. 21	1		① H20. 5. 21 ② 却下 ③ 期間徒過	有
東京都	荒川区	① 区長、選管事務局長 ② 違法な公金の支出 ③ 返還を請求する	H20. 4. 21	1		① H20. 6. 25 ② 棄却 ③ 既に返還されており、請求の理由がない。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	
東京都	荒川区	① 区長、選管事務局長 ② 違法な公金の支出 ③ 返還を請求する	H20. 4. 21	1		① H20. 6. 25 ② 棄却 ③ 既に返還されており、請求の理由がない。	有
東京都	荒川区	① 区長、選管事務局長 ② 違法な公金の支出 ③ 返還を請求する	H20. 4. 21	1		① H20. 5. 21 ② 却下 ③ 請求は不適法である。	有
東京都	荒川区	① 区長、選管事務局長 ② 違法な公金の支出 ③ 返還を請求する	H20. 4. 21	1		① H20. 5. 21 ② 却下 ③ 期間徒過	有
東京都	荒川区	① 区長、清掃事務所長 ② 違法な公金の支出 ③ 返還を請求する	H20. 11. 10	1		① H20. 12. 25 ② 棄却 ③ 不当な支出ではない。	無
東京都	荒川区	① 区長、清掃事務所長 ② 違法な公金の支出 ③ 返還を請求する	H20. 11. 27	1		① H21. 1. 6 ② 却下 ③ 請求は不適法である。	無
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法な契約の締結（極めて談合の疑いが問われる工事である） ③ 極めて談合の疑いが問われる工事であるとして監査を求めた。	H21. 1. 21	1		① H21. 2. 27 ② 却下 ③ 違法・不当の理由が客観的に示されていない。	無
東京都	板橋区	① 区長 ② 板橋区史正誤表作成に係わる経費が、不正確な正誤表であったため無駄である。 ③ 正誤表作成に係わる公金の返還請求	H19. 7. 24	1	【期間】 1 日 【方法】 住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の取扱基準による。	① H19. 9. 7 ② 棄却 ③ 当該契約等に違法性はない	無
東京都	練馬区	① 区議会議員候補者 ② 選挙運動用車燃料代の公費負担水増し請求 ③ 水増し請求の燃料代返還措置請求	H19. 10. 12	1		① H19. 12. 10 ② 棄却 ③ 請求の主張は理由がない	有
東京都	練馬区	① 区長 ② 保育園運営業務委託は違法、不当である。 ③ 事業者公募、選定の中止。委託料支出差止め。	H19. 12. 11	6	1日・意見陳述	① H20. 2. 8 ② 棄却 ③ 請求の主張は理由がない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
東京都	練馬区	① 区長 ② 保育園運営業務委託は違法、不当である。 ③ 事業者公募、選定の中止。委託料支出差止め。	H19.12.20	1		① H20.2.15 ② 棄却 ③ 請求の主張は理由がない	無
東京都	練馬区	① 区長、区議会議員候補者 ② 選挙運動用ポスター代の公費負担水増し請求 ③ 水増し請求のポスター代返還措置請求	H20.2.7	1		① H20.4.4 ② 棄却 ③ 請求の主張は理由がない	無
東京都	練馬区	① 本部長等区管理職員 ② 区議会委員会で居眠りしている職員がいる。 ③ 当該居眠り職員の給与等返還措置請求	H21.1.15	1		① H21.1.27 ② 却下 ③ 包括的網羅的請求は不適法	無
東京都	練馬区	① 区長、区議会議員候補者 ② 選挙運動用車借上げ代の公費負担水増し請求 ③ 水増し請求の車借上げ代返還措置請求	H21.2.23	1	1日・意見陳述	① H21.4.21 ② 棄却 ③ 請求の主張は理由がない	有
東京都	練馬区	① 区長、関係職員 ② 予算措置ない外郭団体への職員派遣は違法、不当 ③ 当該職員給与等の支出差止め請求	H21.3.24	1	1日・意見陳述	① H21.5.19 ② 棄却 ③ 請求の主張は理由がない	無
東京都	江戸川区	① 区長 ② 土地の取得は不当かつ違法である ③ 購入代金の弁償を求めるもの	H21.3.16	15	日程調整をしたのち、1日の期間を設け、場の提供を行った。	① H21.5.11 ② 棄却 ③ 主張に妥当性が認められない	無
計			75件				有 28件 無 47件
東京都	八王子市	① 市長 ② 不法占有地の財産の管理を怠る事実 ③ 不法占有地の明渡しと不法占有期間の賃借料の徴収	H19.6.11	1	H19.6.29 陳述実施通知 H19.7.5 陳述	① H19.8.10 ② 棄却 ③ 財産の管理を怠る事実には該当しない	有
東京都	八王子市	① 市長 ② 老人クラブ支部長が会員から取っている会費 ③ 上記会費の全額返済。	H19.8.23	1		① H19.9.13 ② 却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実に該当しない	無
東京都	八王子市	① 市長 ② 八王子市老人クラブの理事研修会に係る補助金の支出 ③ 上記補助金の返還	H19.11.7	1		① H19.12.7 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に示していない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
東京都	八王子市	① 市長 ② 八王子市老人クラブの第2回理事研修会に係る補助金の支出 ③ 決算書と研修会の支出内訳書の提出	H20. 3. 31	1		① H20. 4. 21 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的に示していない。	無
東京都	八王子市	① 市長 ② 八王子老人クラブの研修旅行に係る補助金の支出 ③ 補助金の返還	H21. 3. 27	1	H21. 4. 10 陳述結果通知 H21. 4. 20 陳述	① H21. 5. 26 ② 一部認容、一部棄却 ③ 補助金の返還	無
東京都	武蔵野市	① 市長、副市長 ② 違法・不当な契約の締結（市長等の指示により瑕疵を有するシミュレーションを委託業者が納品し、市はそれを根拠に地区計画案を作成した） ③ 市長等に対する損害賠償請求	H19. 8. 14	3	H19. 8. 28 請求人及び関係職員の陳述を行う	① H19. 10. 5 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有
東京都	府中市	① 府中市長 ② 市が行った土地の契約行為について（市が締結した土地の無償貸付契約は違法である。） ③ 無償貸付契約の変更及びそれに伴う土地の売却	H20. 6. 11	1		① H20. 7. 29 ② 却下 ③ 違法、不当な財務会計行為と認められないため	無
東京都	調布市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出(市政調査費) ③ 調査旅費、広聴費及び資料購入費の返還請求	H19. 9. 14	1	H19. 10. 1	① H19. 11. 8 ② 一部認容 ③ 一部に用途基準に合致しない支出があると認め返還措置を勧告する	無
東京都	調布市	① 市長 ② 違法・不当な契約の締結等、同公金の支出 ③ 無効な工事請負契約に基づく支払の差止め、返還請求	(H19. 11. 8)	1		① H19. 12. 6 ② 却下 ③ 法に基づく住民監査請求の要件を欠き不適法である。	無
東京都	調布市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出(領収書の添付義務のない期間における市政調査費) ③ 返還請求	(H20. 3. 26)	1		① H20. 4. 15 ② 却下 ③ 法に基づく住民監査請求の要件を欠き不適法である。	無
東京都	調布市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 瑕疵物件に係る補修工事費の請求	H20. 9. 10	1		① H20. 10. 9 ② 却下 ③ 法に基づく住民監査請求の要件を欠き不適法である。	有
東京都	調布市	① 市長 ② 公金の賦課・徴収を怠る事実 ③ 適正な下水道使用料の賦課徴収に係る措置請求	H21. 2. 16	1	H21. 3. 2	① H21. 4. 6 ② 棄却 ③ 下水道使用料の賦課徴収に違法性はない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の勧告の内容	
東京都	町田市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 市長に対する損害の補填、条例の改正等	H21. 2. 21	1	H21. 3. 19 口頭	① H21. 4. 24 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
東京都	町田市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 市長に対する損害賠償請求	H21. 2. 21	1	H21. 3. 19 口頭	① H21. 4. 24 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
東京都	小金井市	① 職員 ② 財務会計上の違法な公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事に該当。 ③ 消防署に許可した本庁舎敷地内の駐車場及び自転車駐車場の使用許可について、損害賠償を求める	H19. 7. 20	1	1日 事情聴取	① H19. 8. 17 ② 棄却 ③ 駐車場等の使用許可を取消す理由がないため棄却	無
東京都	小平市	① 市長 ② ・福祉給付金制定に係る請願はH19. 12. 25の最高裁判決により否定されたものとして扱われるべきであり、当請願に基づく事業は廃止されるべきである。 ・本事業の対象は実質在日韓国人朝鮮人で、他の永住権を有する外国人に対する差別であり、あらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約に違反する。 ・無年金在日韓国人、朝鮮人は本国において政治に参加し年金受給権を請求すべきである。自決権の行使を認められておらず、国際人権規約社会権規約にも違反している。 ・以上から、日本国憲法第98条第2項に違反しており、即時撤回が妥当である。 ③ ・市長に対する、支出済み給付金（12万円）の市への返還要求 ・福祉給付金の支給の取り止め	H20. 11. 6	1	H20. 12. 2 請求人、陳述代理人及び関係職員双方を立会人とし、陳述を行った。	① H20. 12. 19 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
東京都	日野市	① 市長及び関係職員 ② 違法性、怠る事実のある審議会における委員報酬の支出 ③ 委員へ支払われた報酬の返還、関係職員の処分	H19. 6. 5	1	H19. 6. 28請求人に口頭による陳述の機会を与えた。	① H19. 8. 1 ② 棄却 ③ 報酬支出に違法性はない	無
東京都	日野市	① 関係職員 ② 委員会で配布された違法・不当な文書に係る支出 ③ 違法・不当な文書に係る公金の返還	H20. 11. 10	1	H20. 11. 28請求人に口頭による陳述の機会を与えた。	① H20. 12. 25 ② 棄却 ③ 配布文書に係る支出に違法性・不当性はない	無
東京都	東村山市	① 市長 ② 違法な契約 ③ 契約の無効確認もしくは取消し	H19. 7. 5	10		① H19. 8. 31 ② 棄却 ③ 違法性は認められない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
東京都	国分寺市	① 市長 ② 職員の出張に係る日当の支出 ③ 損害の補てん	H20. 8. 26	1	1日・口頭陳述	① H20. 10. 15 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出はない。	無
東京都	国分寺市	① 市長 ② 国分寺駅北口再開発事業にかかる事業費の支出 ③ 将来にわたる不当な公金の支出	H20. 9. 17	323	1日・口頭陳述	① H20. 11. 6 ② 合議不調 ③	無
東京都	国立市	① 国立市立小中学校長・PTA会長連絡会に出席した校長及び国立市立小中学校長・PTA会長連絡会 ② 「国立市立小中学校長・PTA会長連絡会」開催に伴う校長の旅費支出と会場使用料の減免措置 ③ 校長の旅費返還と会場使用料の返還を求める	H20. 4. 25	4	H20. 6. 3口頭陳述	① H20. 6. 17 ② 却下 ③ いずれも市の支出及び歳入に該当しないため、監査対象外	無
東京都	国立市	① 市長 ② 判決に基づく損害賠償金の支出 ③ 原因は前市長並びに補助参加人の違法行為によるものであるから、市長は前市長及び補助参加人に対して求償権を行使せよ	H21. 3. 12	259	H21. 3. 31に口頭陳述	① H21. 4. 24 ② 認容 ③ 庁議において①求償の対象者及び範囲、②求償権を行使しない場合はその理由、③国立市の組織的責任、について検討し結果を公表すること。	有
東京都	清瀬市	① 市長 ② 違法な支出（政務調査費） ③ 政務調査費の返還勧告を求める請求	H19. 6. 25	2		① H19. 7. 17 ② 却下 ③ 請求期間の1年を経過	有
東京都	清瀬市	① 市長 ② 違法な支出（政務調査費） ③ 政務調査費の返還勧告を求める請求	H19. 10. 26	2	H19. 11. 12（1日）意見陳述	① H19. 12. 20 ② 一部認容 ③ 返還を求める措置を講ずる	有
東京都	清瀬市	① 市長 ② 違法な支出（政務調査費） ③ 政務調査費の返還勧告を求める請求	H20. 5. 2	2		① H20. 5. 15 ② 却下 ③ 請求期間の1年を経過	無
東京都	武蔵村山市	① 塵芥収集運搬業務委託業者2社 ② 市の塵芥収集運搬業務委託契約金額で不当な金額の支払をした ③ 収集・運搬費等について市への返還を請求する。	H20. 2. 18	5		① H20. 3. 4 ② 却下 ③ 住民監査請求として不合法	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
東京都	羽村市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 支出を取り消す措置の要求	H20. 10. 15	1		① H20. 11. 14 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的かつ客観的に示しているとは認められない	無
東京都	奥多摩町	① 町長 ② 町が提訴した損害賠償請求の不当性 ③ 賠償請求者に新たに4名を加える	H19. 5. 29	1		① H19. 6. 28 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を欠く	有
東京都	奥多摩町	① 町長 ② 東京都への返還金の損害賠償 ③ 町長と副町長に賠償を求める	H19. 6. 5	1		① H19. 6. 28 ② 却下 ③ 住民監査請求にそぐわない	有
計			30件				有 8件 無 22件
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法な公金の支出（地区計画決定に関する費用） ③ 費用の返還	H19. 4. 16	1		① H19. 5. 11 ② 却下 ③ 非財務会計行為	無
神奈川県	横浜市	① 市長ほか関係機関 ② 違法に財産の管理を怠る事実（受領した寄付金を歳入処理していない） ③ 寄付金の返還	H19. 4. 20	1		① H19. 5. 22 ② 却下 ③ 寄附金であるとする当事者の意思は判然としない。	有
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法に財産の管理を怠る事実（損害賠償請求権の不行使） ③ 違法に財産の管理を怠る事実の確認	H19. 5. 30	1		① H19. 6. 25 ② 却下 ③ 損害賠償請求権が発生していない。	有
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法な公金の支出（補助金の目的外使用）ほか ③ 補助金の返還ほか	H19. 6. 1	1		① H19. 7. 19 ② 却下 ③ 行為のあった日から1年を経過	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 不法な土地貸付（使用料減免） ③ 減免した額の返還	H19. 6. 12	1		① H19. 7. 26 ② 却下 ③ 事実を証する書面の特定なし	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の取得、管理、処分（貸付契約） ③ 減免した額の返還	H19. 6. 14	1	請求人が陳述を希望しなかった。	① H19. 8. 9 ② 却下（受理後） ③ 外部監査と同一事項で、重ねて監査を実施する必要がない。	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の取得、管理、処分（貸付契約） ③ 減免した額の返還	H19. 6. 15	1	請求人が陳述を希望しなかった。	① H19. 8. 9 ② 却下（受理後） ③ 外部監査と同一事項で、重ねて監査を実施する必要がない。	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法な契約の締結（談合の疑いのある委託契約） ③ 具体的な記述無し	H19. 6. 18	1		① H19. 7. 26 ② 却下 ③ 行為のあった日から1年を経過	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法な契約の締結（設計額と受託者費用の乖離） ③ 設計額と費用の差額の返還	H19. 6. 28	1		① H19. 7. 26 ② 却下 ③ 行為のあった日から1年を経過	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 市営墓地の使用許可が違法 ③ 使用許可の取り消し及び原状回復	H19. 8. 10	1		① H19. 8. 27 ② 却下 ③ 非財務会計行為	有
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法な公金の支出（産廃処理費用に負担金を支出する必要性）及び契約の締結、履行（損失補償は債務保証と同一） ③ 負担金支出の差し止め、支出済み負担金の返還及び損失補償契約の履行差し止め	H19. 9. 3	17	1日 監査委員への陳述	① H19. 10. 29 ② 一部棄却、一部却下 ③ 負担金の支出に違法性はない。損失補償契約の履行については非財務会計行為	有
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 政務調査費に目的外支出がある ③ 目的外支出の返還命令	H19. 12. 3	1		① H19. 12. 25 ② 却下 ③ 財務会計上の行為を特定していない。	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 政務調査費に目的外支出がある ③ 具体的な記述無し	H19. 12. 26	1		① H20. 1. 15 ② 却下 ③ 財務会計上の行為を特定していない。	有
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 政務調査費に不正使用がある ③ 不正使用分を市長に返還させる	H20. 1. 17	2		① H20. 1. 24 ② 却下 ③ 財務会計上の行為を特定していない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	
神奈川県	横浜市	① 選挙管理委員会 ② 市議会議員選挙の選挙候補者が選挙カーの燃料費を過大に請求している ③ 具体的な記述無し	H20.3.17	1		① H20.3.21 ② 却下 ③ 財務会計上の行為を特定していない。	無
神奈川県	横浜市	① 当局 ② 港湾施設の使用許可が違法 ③ 違法な使用許可によって被った差額金を徴収せよ	H20.3.25	1		① H20.4.18 ② 却下 ③ 事実を証する書面の特定なし	無
神奈川県	横浜市	① 市長ほか関係機関 ② 違法な財産の取得、管理、処分（港湾施設として告示されていない施設の港湾施設としての使用許可） ③ 損害の填補に必要な措置	H20.3.26	7	1日 監査委員への陳述	① H20.5.22 ② 認容 ③ 本件土地の不適切な財産管理については是正する措置を講じられたい	有
神奈川県	横浜市	① 市長、道路局長 ② 道路を接続しなければ発生しない費用が無駄である ③ 道路接続に要する予算の凍結ほか	H20.3.28	4		① H20.4.18 ② 却下 ③ 非財務会計行為	無
神奈川県	横浜市	① 市長、道路局長 ② 道路を接続しなければ発生しない費用が無駄である ③ 道路建設費用の返還措置ほか	H20.4.28	4		① H20.5.16 ② 却下 ③ 非財務会計行為	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法又は不当な契約の締結、履行（道路整備工事の設計変更） ③ 未施行分の公金の返還ほか	H20.6.10	4		① H20.6.23 ② 却下 ③ 推測に基づく請求であり、事実を証する書面の添付なし	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法、不当な契約の締結、履行（道路整備工事が官製談合防止法に違反している） ③ 官製談合防止法の適用を求める	H20.6.10	4		① H20.6.23 ② 却下 ③ 財務会計上の行為を特定していない。	無
神奈川県	横浜市	① 当局 ② 違法な財産の取得、管理、処分（港湾施設として告示されていない施設の港湾施設としての使用許可） ③ 不法な土地貸付の契約を解除し、違法な使用許可によって被った差額金を徴収するよう求める	H20.6.24	1		① H20.7.29 ② 却下 ③ 同一行為について勧告済みのため	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 固定資産税の減免が違法である ③ 減免を取り消し徴税せよ	H20.7.2	1		① H20.7.29 ② 却下 ③ 住民とは認められない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法に財産の管理を怠る事実（町内会館整備費補助金） ③ 補助金の返還請求	H20.7.2	1		① H20.7.29 ② 却下 ③ 住民とは認められない。	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 固定資産税が市税条例に反している ③ 固定資産税の厳正適用など	H20.7.2	1		① H20.7.29 ② 却下 ③ 住民とは認められない。	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法に公金の賦課、徴収を怠る事実（墓地使用权を承継したものに對する墓地使用料） ③ 墓地使用料の徴収	H20.9.16	1		① H20.10.17 ② 却下 ③ 条例上、怠る事実が不存在であることが明らか	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 広報誌の配布業務委託について随意契約を選択したことが、予算執行の圧縮を放棄したなど ③ 市の公益団体に優先的かつ独占的に委託することを改めることなど	H20.9.26	1		① H20.10.17 ② 却下 ③ 違法又は不当な行為を具体的に摘示していない。	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法な契約の締結（談合）など ③ 随意契約の廃止など	H20.10.10	1	1日 監査委員への陳述	① H20.11.28 ② 棄却 ③ 契約自体が違法又は不当であるとまでは言えない。	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 放置自転車の移動等業務委託契約について、入札等による経費圧縮を怠り随意契約としたことや自転車等の移動に関して運送会社に丸投げし差益を稼いでいることが不当である ③ 随意契約を改め一般競争入札を行うことなど	H20.10.15	1		① H20.11.6 ② 却下 ③ 違法又は不当な行為を具体的に摘示していない。	無
神奈川県	横浜市	① 市長ほか関係機関 ② 違法な公金の支出（消防団員活動奨励費の支出相手及び使途） ③ 既支出分の損害の填補のために必要な措置	H20.10.23	1		① H20.11.27 ② 却下 ③ 違法又は不当な行為を具体的に摘示していない。	有
神奈川県	横浜市	① 市長ほか関係機関 ② 特別養護老人ホーム建設費補助金の交付決定が、市が作成した手引きにおいて必要とされている対応に違反していることなど ③ 補助金交付決定の無効、取り消し	H20.11.11	1		① H20.11.27 ② 却下 ③ 違法又は不当な行為である旨を具体的な根拠を持って摘示したものと認められない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法に公金の賦課、徴収を怠る事実（墓地使用权を承継したものに對する墓地使用料） ③ 墓地使用料の徴収	H20.12.1	1		① H20.12.18 ② 却下 ③ 違法又は不当な行為を具体的に摘示していない。	有
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（職務専念を妨げる喫煙機会を提供している時間に対する給与支給） ③ 給与の返還及び勤務時間内の喫煙禁止措置	H20.12.5	1		① H20.12.18 ② 却下 ③ 違法又は不当な行為を具体的に摘示していない。	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 喫煙防止条例によって職員が過料を徴収していることが違法又は不当である ③ 徴収した金員を被徴収者に返還すること	H20.12.15	1		① H21.1.13 ② 却下 ③ 違法又は不当な行為を具体的に摘示していない。	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法な財産管理（港湾施設の使用許可） ③ 損害の填補に必要な措置	H21.1.21	1	1日 監査委員への陳述	① H21.3.18 ② 却下（受理後） ③ 非財務会計行為	無
神奈川県	川崎市	① 市長 ② 保育料の収入未済及び不納欠損 ③ 保育料の性質と滞納者状況等の監査、滞納者に対する法的措置及び不納欠損額の損失補てん	H19.4.2	1		① H19.4.25 ② 不受理却下 ③ 違法又は不当とする内容・理由が個別具体的に明らかにされていない。	無
神奈川県	川崎市	① 市長及び職員 ② 水道利用加入金の徴収義務を怠った。 ③ 全額徴収の勧告、徴収状況の監査、法定期限内に徴収できない場合の損失補てん	H19.4.2	1		① H19.4.25 ② 不受理却下 ③ 違法又は不当とする内容・理由が個別具体的に明らかにされていない。	無
神奈川県	川崎市	① 職員 ② 私有地と市道の境界を誤査定し、是正要求に対応していない ③ 境界の是正措置	H19.7.20	5	1日 口頭による陳述会の実施	① H19.9.12 ② 棄却 ③ 境界査定に違法性はない。	有
神奈川県	川崎市	① 市長 ② 政務調査費の目的外支出 ③ 指定会派の不当利得返還及び今後の適正支出を確保するための措置	H19.8.29	5	（1日：個別外部監査人が実施）	① H19.11.27 ② 一部認容 ③ 目的外支出と認定した金額の限度において、理由がある。 ※個別外部監査実施	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
神奈川県	川崎市	① 市長及び職員 ② 違法な建設資金の貸付 ③ まちづくり公社に対する公益性・公共性がない建設資金の貸付金の返済等	H19. 8. 30	団体 他44	1日 口頭による陳述会の実施	① H19. 10. 25 ② 合議不調、一部棄却 ③	有
神奈川県	川崎市	① 市長 ② 負担金支出 ③ 負担金の支出を行わないこと及び債務の損失補償契約を履行しないこと	H19. 9. 3	団体 他26	1日 口頭による陳述会の実施	① H19. 11. 1 ② 合議不調、一部棄却 ③ 負担金の支出に違法又は不当な点はない。	有
神奈川県	川崎市	① 市長 ② 市営住宅家賃の徴収義務の怠慢 ③ 債権回収を行うこと及び回収が見込めない場合は立ち退き請求を行うこと	H19. 9. 10	1		① H19. 10. 1 ② 却下 ③ 違法又は不当とする内容・理由が個別具体的に明らかにされていないこと等	無
神奈川県	川崎市	① 川崎市教育委員会 ② 学校給食費の未納の肩代わり弁済 ③ 弁済金の支払と未納者に対する弁済金の請求	H19. 9. 10	1		① H19. 10. 1 ② 却下 ③ 1年を徒過していること等	無
神奈川県	川崎市	① 市長及び職員 ② 土地の取得価格 ③ 不当に高い公金支出により生じた市の損害の賠償	H19. 11. 22	団体 他333	1日 口頭による陳述会の実施	① H20. 1. 21 ② 合議不調 ③	有
神奈川県	横須賀市	① 市長 ② 市道の無償譲渡による不当な財産の管理及び処分による損失 ③ 市道の無償譲渡契約撤回及び原状回復	H19. 10. 30	1	H19. 11. 16市の「住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の取扱基準」に基づき、陳述を行った。	① H19. 12. 7 ② 棄却 ③ 市に損失は生じていない。不当な財産の管理及び処分ではない。	無
神奈川県	横須賀市	① 市長 ② 公平委員会による分限免職処分取消裁定に伴って身分が回復した職員に対する未払給与に係る遅延利息について、市は、不当な提示を行い遅延利息を増加させ、市の財政に損害を与えた。 ③ 遅延利息の増加分の費用負担及び返納	H20. 9. 30	1	H20. 10. 28市の「住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の取扱基準」に基づき、陳述を行った	① H20. 11. 12 ② 棄却 ③ 遅延利息について、市が不当な提示を行ったという事実はない。	有
神奈川県	横須賀市	① 市長及び「預け」を使っていた職場の職員 ② 平成12年度以前から平成16年度まで、余剰となった事務費について業者に預けを行い市に損害を与えた ③ 市に損害を与えた費用負担及び返納	H20. 11. 4	1		① H20. 11. 20 ② 不受理却下 ③ 監査請求の期間を徒過しており、正当な理由も認められない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
神奈川県	横須賀市	① 市長 ② 美術館アドバイザー報酬は違法な密約に基づく作品の譲受の対価であり、勤務実態のない違法及び不当な公金の支出である。 ③ 報酬の返還請求、今後の報酬の差し止め及びアドバイザー委嘱の根拠である覚書の権利関係の確認。	H20.12.17	2	H21.1.9 市の「住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の取扱基準」に基づき、監査委員の前で陳述を行った。	① H21.2.6 ② 棄却 ③ 報酬が作品の譲受の対価とは確認できず、覚書に違法性はない。報酬月額も面談回数や相談件数だけで妥当性を判断できない。委嘱は辞令により単年度毎に行われており、委嘱を繰り返す義務を負担していないことは明らかである。	有
神奈川県	横須賀市	① 市長及び土地処分の決裁にかかわる者 ② 市と業者が交わした協定書に基づく土地交換処分は、業者に著しく不当な利益を与えるものである。 ③ 土地交換処分の停止	H21.3.27	1		① H21.4.15 ② 不受理却下 ③ 市の財産的損失に対する請求とは認められず、土地交換の協定書も市に財産的損失を与えるおそれがあるとは言えない。	無
神奈川県	平塚市	① 市長 ② 不当な公金の支出(違法行為を行った職員への給与支払は不当な支出である) ③ 関係職員に対する公費返還請求	H19.4.20	1		① H19.4.27 ② 不受理却下 ③ 要件不備	有
神奈川県	平塚市	① 市長 ② 不当な公金の支出(違法行為を行った協議会委員への報酬支払は不当な支出である) ③ 協議会委員に対する公費返還請求	H19.4.20	1		① H19.4.27 ② 不受理却下 ③ 要件不備	有
神奈川県	平塚市	① 市長 ② 不当な公金の支出(福祉団体への補助金は不当な支出である) ③ 市長に対する公費返還請求	H20.4.10	1	20.5.9 監査委員に対し、意見陳述の機会を与える。	① H20.6.4 ② 棄却 ③ 請求の主張に理由なし	無
神奈川県	平塚市	① 市長 ② 不当な公金の支出(選挙運動用自動車燃料代の公費負担は不当な支出である) ③ 市長に対する公費返還請求	H20.5.7	1	20.6.2 監査委員に対し、意見陳述の機会を与える。	① H20.7.2 ② 棄却 ③ 請求の主張に理由なし	無
神奈川県	平塚市	① 市長及び関係職員 ② 不当な公金の支出(旅費支給は不当な支出である) ③ 市長に対する公費返還請求	H20.6.5	1	本人の希望により陳述は実施していない。	① H20.7.30 ② 棄却 ③ 請求の主張に理由なし	無
神奈川県	平塚市	① 市長 ② 不当な公金の支出(補償金の支出は不当な支出である) ③ 市長に対する公費返還請求	H20.6.17	1	20.7.17 監査委員に対し、意見陳述の機会を与える。	① H20.8.12 ② 棄却 ③ 請求の主張に理由なし	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
神奈川県	平塚市	① 市長 ② 不当な公金の支出(違法行為を行った職員への給与支払は不当な支出である) ③ 市長に対する公費返還請求	H20.7.24	1		① H20.8.12 ② 不受理却下 ③ 要件不備	無
神奈川県	平塚市	① 市長 ② 不当な公金の支出(顧問弁護士への報酬支払は不当な支出である) ③ 市長に対する公費返還請求	H20.10.27	1	本人の希望により陳述は実施していない。	① H20.12.19 ② 棄却 ③ 請求の主張に理由なし	有
神奈川県	平塚市	① 市長及び関係職員 ② 違法又は不当な債務・その他の義務の負担(違法行為による介護給付費の負担は違法である) ③ 市長に対する資格取得の取消し請求	H21.3.23	1		① H21.5.12 ② 不受理却下 ③ 要件不備	無
神奈川県	平塚市	① 市長及び関係職員 ② 不当な公金の支出(嘱託医への報酬支払は不当な支出である) ③ 市長及び関係職員に対する公費返還請求	H21.3.30	1	本人の希望により陳述は実施していない。	① H21.5.18 ② 棄却 ③ 請求の主張に理由なし	無
神奈川県	鎌倉市	① 鎌倉市長 ② 占有許可を受けないで、市道を不法に占拠している ③ 不法に占拠している物件の撤去を命じることと、撤去されるまでの損害賠償請求権の行使を求める。	H20.4.4	1		① H20.4.28 ② 却下 ③ 請求の要件を満たしていないため住民監査請求の対象に該当しない	無
神奈川県	鎌倉市	① 鎌倉市長、道水路管理課長 ② 下水路を含む開発計画の編入同意と許可は違法な対応である。 ③ 下水路の旧状復帰と担当者の処分及び編入同意は県開発審査会の指導に従った運営を求める。	H20.5.7	1		① H20.6.2 ② 却下 ③ 財務会計上の財産管理行為には当たらないため住民監査請求の対象に該当しない。	無
神奈川県	鎌倉市	① 鎌倉市長 ② 生ごみ資源化施設用地取得費予算の取消について（ ③ 公金の不当な支出が相当の確実さをもってなされると予測されるため、予算の取消しの勧告を求める。	H20.12.2	1		① H20.12.26 ② 却下 ③ 支出が相当の確実さで予測されるとは言えないため住民監査請求の対象に該当しない。	有
神奈川県	小田原市	① 市長 ② (仮称)城下町ホールの建設に関する違法な契約の締結及び支出 ③ 設計料の支払い及び建設に関する協定の取消請求	H19.4.16	17	陳述日H19.4.25 方法 口頭	① H19.6.1 ② 棄却 ③ 契約の締結及び支出については、請求人の主張には理由がない。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	
神奈川県	小田原市	① 市長 ② (仮称)城下町ホールに係る「広報おだわら別冊」について違法・不当な公金の支出 ③ 広報の経費の損害補填及び広報回収措置請求	H19. 6. 5	8	陳述日H19. 6. 19 方法 口頭	① H19. 7. 31 ② 棄却 ③ 契約・支出等の違法又は不当は、請求人の主張には理由がない。	無
神奈川県	小田原市	① 市長及び職員 ② 小田原駅東口お城通り地区再開発準備組合に対する違法な補助金 ③ 補助金支給決定の取消し及び第三者に対する事業計画の運営費用の一部を負担する契約の差止め	H19. 10. 5	7	陳述日H19. 10. 26 方法 口頭	① H19. 11. 30 ② 棄却 ③ 補助金の取り消し及び事業に対する一切の財務会計行為の差止めは、請求人の主張には理由がない	有
神奈川県	茅ヶ崎市	① 市長 ② 違法な公金の支出 (H19. 4. 30を任期満了日とする退職議員への報酬の支払は、法の趣旨を歪曲した違法な公金の支出である) ③ 市長に対して、報酬を過払いした議員への返還請求	H19. 5. 30	1	H19. 6. 5 口頭	① H19. 7. 20 ② 棄却 ③ 報酬の支払いに違法性はない。	無
神奈川県	茅ヶ崎市	① 市長 ② 違法不当な予算執行の差し止め(予算編成手続き上違法、不当な補助金の執行の差し止めを求める。) ③ 補助金について、予算計上額は是正。	H21. 3. 6	1	H21. 3. 26 口頭	① H21. 4. 24 ② 棄却 ③ 予算編成手続きに違法性はない。	無
神奈川県	相模原市	① 市長 ② 財産(不当利得の返還請求権)の管理を怠っている事実がある(政務調査費(事務所費))。 ③ 不当利得の返還を請求	H19. 8. 8	3	H19. 8. 21 口頭による陳述機会の付与	① H19. 10. 4 ② 認容 ③ 用途基準に照らし実際の使用状況を十分精査の上執行額を確定し、結果として返還すべき事務所費がある場合には、不当利得返還請求等の必要な措置を講じること。	無
神奈川県	相模原市	① 市長 ② 市の不誠実な担当職員に対し、住民監査により措置を請求する ③ 市の行政に対する提案・要望	H19. 12. 25	1		① H20. 1. 11 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実でないため	無
神奈川県	相模原市	① 市長 ② 建設工事に係る入札及び契約に違法があり、市に損害を与えた事実がある。 ③ 市の被った損害補填を請求	H20. 3. 6	4	H20. 3. 19 口頭による陳述機会の付与	① H20. 5. 2 ② 棄却 ③ 入札及び契約に係る一連の手続は法令等に基づき適正に執行されており、違法又は不当性は認められない	無
神奈川県	三浦市	① 市長 ② 違法な市道整備計画に対する支出 ③ 支出の差止	H20. 8. 27	1		① H20. 9. 17 ② 却下 ③ 具体的な事務手続等がとられておらず、相当の確実さをもって予測される財務会計行為とは認められない。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
神奈川県	三浦市	① 市長 ② 開発業者のための道路工事に伴うあらゆる支出 ③ 市長による支出の補填と支出行為の防止	H20. 10. 14	1	H20. 11. 6に陳述の機会を設けた。	① H20. 12. 11 ② 一部棄却、一部却下 ③ 支出は適正に行われ、請求に理由がない(棄却)。支出の防止については、委託業務契約の解除により請求の利益が失われている(却下)。	有
神奈川県	三浦市	① 市長 ② 財産の取得・管理・処分 ③ 施設建設の差止及び代替地の提供の差止	H20. 11. 20	1		① H20. 12. 11 ② 取下げ ③ 都合により	無
神奈川県	秦野市	① 市長 ② 選挙ポスター等公費負担の過払金 ③ 市議会議員選挙における公費負担の過払金の返還	H20. 1. 15	1	1日 口頭陳述	① H20. 3. 13 ② 棄却 ③ 請求人主張に理由なし	無
神奈川県	厚木市	① 市長 ② 議員報酬 ③ 議員定数の半減と定例会の回数倍増を求めるもの	H21. 2. 9	1		① H21. 2. 27 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為を対象とするものとは認められない。	有
神奈川県	海老名市	① 関係の管理職員 ② 今福薬医門公園の保存整備に関する措置請求 ③ 最初に残すことありきで事業を行なったのは違法又は不当な支出にあたる旨の確認を求める	H20. 6. 12	1	H20. 8. 7 請求人本人による陳述 (傍聴人なし。立会人なし)	① H20. 8. 7 ② 却下 ③ 法第242条第2項の期間を過ぎた請求。支出自体の違法若しくは不当の事実を明らかに示していない。	無
神奈川県	葉山町	① 町長 ② 契約規則違反及び覚書違反 ③ 地方自治法第199条7項に該当、町長に対して損害賠償請求	H20. 4. 15	8		① H20. 4. 23 ② 却下 ③ 職務権限外	無
神奈川県	葉山町	① 町長 ② 契約規則違反及び覚書違反、税務調査 ③ 18年度の契約等違反、相手方に対して追徴請求	H20. 8. 22	7		① H20. 8. 29 ② 却下 ③ 1年以上経過	無
神奈川県	葉山町	① 町長 ② 契約規則違反及び覚書違反、税務調査 ③ 契約等違反、税務調査町長に対して損害賠償請求	H20. 9. 12	7	1日(陳述30分) 証拠の提出及び陳述の聴取	① H20. 10. 29 ② 棄却 ③ 怠る事実は認められない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の勧告の内容	
神奈川県	葉山町	① 町長 ② 契約手続き及び瑕疵の是正 ③ 契約の停止、町長に対して損害賠償請求	H20. 9. 22	7	1日（陳述30分） 証拠の提出及び陳述の聴取	① H20. 11. 11 ② 棄却 ③ 契約手続き及び瑕疵に違法性はない。	無
神奈川県	大磯町	① 町長 ② 平成18年度の議員の視察に支出された政務調査費の返還 ③ 政務調査費の返還	H19. 8. 27	1	19. 8. 28 陳述会	① H19. 10. 15 ② 棄却 ③ 請求に理由なし	無
神奈川県	大磯町	① 町長 ② 平成14年度の議員の視察に支出された政務調査費の返還 ③ 政務調査費の返還	H19. 8. 28	1		① H19. 9. 14 ② 却下 ③ 請求期間の経過	無
神奈川県	大磯町	① 町長 ② 平成16年度の図書購入に支出された政務調査費の返還 ③ 政務調査費の返還	H19. 9. 10	1		① H19. 9. 14 ② 却下 ③ 請求期間の経過	無
神奈川県	大磯町	① 町長 ② 町道の歩道改修工事代金の請求 ③ 自費施工代金の請求	H20. 11. 4	1		① H20. 11. 13 ② 棄却 ③ 請求に理由なし	無
神奈川県	大磯町	① 町長 ② 違法な契約及び覚書の締結 ③ 契約締結の差止め、覚書の解約	H21. 3. 17	2		① H21. 4. 8 ② 却下 ③ 財務会計上若しくは不当な特定の行為又は怠る事実該当しない。	無
神奈川県	開成町	① 町長 ② 町営住宅管理の管理不当の請求（町営住宅入居者の入居申請と入居実態の相違） ③ 入居決定処分に瑕疵があり、入居者に対して撤去命令をすることを求める	H21. 1. 29	1		① H21. 2. 10 ② 却下 ③ 町に損害を与える行為でない。	無
神奈川県	箱根町	① 箱根町長 ② 違法な財産管理 ③ 町有道路使用の同意取り消し 他	H20. 5. 27	110		① H20. 5. 27 ② 不受理却下 ③ 要件を欠く不適法な請求のため	有
神奈川県	湯河原町	① 前町長及び福祉健康部長 ② 違法な財産取得について ③ 現財産の売却及び新財産の取得の請求	H19. 5. 28	1	期間：1日（H19. 6. 20） 方法：口頭により	① H19. 7. 11 ② 棄却 ③ 財産取得に違法性はない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起の有無
神奈川県	湯河原町	① 町長 ② 不当な財産の管理について ③ 町長に対する損害賠償請求	H20.6.18	1	期間：1日 (H20.7.1) 方法：口頭により	① H20.7.28 ② 却下 ③ 財務会計上の行為に該当しない。	有
神奈川県	湯河原町	① 職員 ② 不当な財産の管理について ③ 関係職員に対する損害賠償請求	H20.6.18	1	期間：1日 (H20.7.1) 方法：口頭により	① H20.8.11 ② 認容 ③ 必要な措置の要求	無
計			90件				有 26件 無 64件
新潟県	新潟市	① 市長 ② 違法な契約の締結（市有地の無償貸与は便宜供与にあたり不当である。） ③ 土地使用貸借契約の無効確認を求める。	H19.9.5	1		① H19.10.30 ② 棄却 ③ 土地使用貸借契約に違法性はない	無
新潟県	新潟市	① 支所長、支所総務課長及び（合併前）旧市長 ② 違法な支出（公益性を欠いた協議会への負担金の支出は不当である） ③ 支出の返還請求を求める。	H19.12.19	1		① H20.1.31 ② 棄却 ③ 支出に違法・不当性はない。	無
新潟県	新潟市	① 市長 ② 政務調査費の不当な支出（目的外の違法・不当な支出がある） ③ 支出の返還請求を求める。	H20.2.22	1		① H20.3.28 ② 却下 ③ 監査対象を摘示していない。	無
新潟県	新潟市	① 市長 ② 違法な支出（報酬の支出に根拠がなく、勤務実態に合わない） ③ 支出の返還請求を求める。	H21.3.31	1		① H21.5.20 ② 棄却 ③ 支出に違法・不当性はない。	無
新潟県	柏崎市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 公金の返金	H19.4.25	1	1日 請求人による陳述	① H19.5.24 ② 棄却 ③ 公金支出に違法性はない。	無
新潟県	加茂市	① 市長 ② 違法・不当な工事 ③ 工事請負契約の締結の差止め、執行差止め請求	H20.6.2	2	1日 請求人による陳述	① H20.7.30 ② 棄却 ③ 請求に理由がない。	無
新潟県	村上市	① 市長 ② 税の徴収猶予の延滞金の免除（理由なく違法） ③ 徴収猶予、延滞金免除の取消し	H20.10.10	9	1日 請求人による陳述	① H20.12.4 ② 棄却 ③ 当該免除違法性はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
新潟県	燕市	① 市長 ② 違法な契約に基づく観光モニュメントの設置 ③ 市の被った損害相当額の返還	H20. 8. 25	6	1日 請求人による陳述	① H20. 10. 23 ② 棄却 ③ 当該契約の締結及び公金の支出に違法性はない	無
新潟県	佐渡市	① 市長 ② 不当な補助金の支出 ③ 相手方に対する補助金返還請求	H20. 2. 25	3	1日 請求人による陳述	① H20. 3. 24 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	有
新潟県	湯沢町	① 町長 ② 不適正な支出行為・妥当性を欠く支出 ③ 町長に対する損害賠償	H21. 3. 31	1		① H21. 5. 22 ② 棄却 ③ 当該支出は不適正といえない	無
計			10件				有 1件 無 9件
富山県	富山市	① 市長 ② 不当な財産の処分(有償譲渡について十分な検討がなされておらず、将来に問題を残すことになる) ③ 財産の処分行為の防止	H19. 12. 14	1	1日(請求人出席による陳述)	① H20. 2. 8 ② 棄却 ③ 当該決定は、財産上の損害を生じると認められない	無
富山県	小矢部市	① 市長 ② 財団職員の旅費の支出 ③ 自宅との往復に日当を支払ったのは不正な支出	H20. 7. 30	3	1日(面接)	① H20. 9. 1 ② 棄却 ③ 不当な公金の支出に該当しない	無
計			2件				有 0件 無 2件
石川県	金沢市	① 市長 ② 交付した政務調査費の公金支出が目的外であり違法である ③ 違法な公金支出についての返還を求める	H20. 4. 15	3	H20. 4. 28 (意見陳述)	① H20. 5. 26 ② 棄却 ③ 目的外の違法な公金の支出があったと認められない	有
石川県	小松市	① 市長 ② 使途基準を逸脱した政務調査費の支出 ③ 返還措置の請求	H20. 6. 18	1		① H20. 7. 15 ② 却下 ③ 期間経過	有
石川県	加賀市	① 市長 ② 違法、不当な公金支出(飲酒後運転の自損事故の責任を取って辞任した前副市長への期末手当、退職金の満額支給) ③ 満額支給を不当とした一部弁済請求	H19. 11. 22	7	H20. 1. 11 口頭(請求書記載事項の補足説明)	① H20. 1. 21 ② 棄却 ③ 支給に違法性、不当性はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
石川県	羽咋市	① 市長 ② 不要な情報公開及び個人情報保護審査会の開催 ③ 開催費用の損害賠償請求	H20. 2. 12	3	H20. 3. 10 口頭陳述	① H20. 3. 28 ② 棄却 ③ 違法又は不当な行為は認められない	無
石川県	白山市	① 市長 ② 「おかえり祭り」企画展は、特定の宗教を助長、援助、促進するものである ③ 要した費用の賠償措置	H19. 5. 31	1	H19. 6. 19 口頭による直接聴取	① H19. 7. 10 ② 棄却 ③ 特定の宗教を助長しない	有
石川県	白山市	① 市長 ② 「町会連合会」に支払った交付金の賠償措置 ③ 連合会に支払った交付金の損害賠償	(H20. 4. 18)	1		① H20. 5. 1 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
石川県	白山市	① 市長 ② 「学童クラブ」に支払った運営委託料の賠償措置 ③ 運営委託料のうちH20. 1. 27以前支払分の賠償	H20. 4. 18	1	H20. 5. 16 口頭による直接聴取	① H20. 6. 6 ② 棄却 ③ 委託料の支払いは適切	有
石川県	白山市	① 市長 ② 「学童クラブ」に支払った事業委託料の賠償措置 ③ 連合会に支払った当該物件使用料の損害賠償	H20. 9. 3	1		① H20. 9. 30 ② 棄却 ③ 管理委託契約がされている	有
石川県	津幡町	① 町長 ② 違法な条例に基づく違法、不当な費用弁償の支出 ③ 支出額相当額の返還、損害の補填、条例改正	H20. 6. 20	5	H20. 7. 16 聴取、証拠の提出	① H20. 8. 11 ② 棄却 ③ 本件支出に違法性、不当性はない	無
石川県	津幡町	① 町長、議長 ② 平成15年度～平成19年度の政務調査費の不当な支出 ③ 収支報告書への領収書添付、不当な支出の返還勧告	H21. 3. 31	6	H21. 4. 15 聴取、証拠の提出	① H21. 5. 15 ② 一部棄却、一部却下 ③ 主張に理由がない	有
石川県	志賀町	① 町長及び関係機関 ② 談合により予め受注業者が決定されていた無効な契約 ③ 町長及び関係機関に対し合法的な処置の勧告	H19. 8. 2	1		① H19. 9. 28 ② 棄却 ③ いずれの契約にも違法性はなし	無
石川県	志賀町	① 町長及び副町長 ② 談合により予め受注業者が決定されていた無効な契約 ③ 談合契約となった旨の公正取引委員会への通知に必要な措置、損害を回復させるための必要な措置	H19. 9. 27	1		① H19. 11. 16 ② 棄却 ③ 請求の事実を肯定できる事実なし	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	
石川県	志賀町	① 町長 ② 平成17年度自治振興事業補助金の違法な支出 ③ 違法な行為による損害を補てんする必要な措置	H20.11.7	1		① H20.12.5 ② 却下 ③ 請求が1年経過（補正命令に対する補正書の提出なし）	無
石川県	志賀町	① 町長 ② 平成15年度自治振興事業補助金の違法な支出 ③ 違法な行為による損害を補てんする必要な措置	H20.11.12	1		① H20.12.5 ② 却下 ③ 請求が1年経過（補正命令に対する補正書の提出なし）	無
石川県	志賀町	① 町長 ② 平成12年度自治振興事業補助金の違法な支出 ③ 違法な行為による損害を補てんする必要な措置	H20.11.13	1		① H20.12.5 ② 却下 ③ 請求が1年経過（補正命令に対する補正書の提出なし）	無
計			15件				有 6件 無 9件
福井県	福井市	① 福井市長 ② 食肉流通センター建設用地買収 ③ 市長に対する損害賠償請求	H20.3.12	1		① H20.3.13 ② 取下げ ③ 失当による	無
福井県	福井市	① 営繕課長・スポーツ課長ほか ② 違法な工事施行の実施 ③ 市に対する損害賠償・市職員の処分	H20.3.17	3		① H20.4.8 ② 却下 ③ 請求対象事実に該当しない	無
福井県	福井市	① 福井市長 ② 食肉流通センター建設用地買収 ③ 市長に対する損害賠償請求	H20.11.19	1		① H20.12.15 ② 却下 ③ 過去の請求と同等で結審済	有
福井県	小浜市	① 市長 ② 補助金の支出に関するもの ③ 資源回収奨励補助金をA社交付したことは、違法	H19.5.28	1法人 1個人	H19.7.5 請求人陳述	① H19.7.26 ② 一部棄却、一部却下 ③ 団体に対する補助金も業者に対する補助金も趣旨は同じである	無
福井県	小浜市	① 市長 ② 手数料の支出及び委託契約に関するもの（廃棄物処理業務をA社に委託したことは違法） ③ 市長は損害賠償請求すべき、業者は不当利得として返還すべき	H19.7.12	1法人 1個人	H19.8.8 請求人陳述	① H19.9.9 ② 一部棄却、一部却下 ③ 請求の一部が1年を経過。相当な注意を払えば客観的に知りえた。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
福井県	大野市	① 市長 ② 違法不当な公金の支出（設計の欠陥に起因する追加工事に対する支出） ③ 市が支出した代金の返還請求、その他監査委員において必要と認める措置	H19.7.20	7	H19.8.1 陳述及び新たな証拠提出	① H19.9.14 ② 一部棄却、一部却下 ③ 同一の監査対象に係る再度の監査請求（却下）監査請求期間途過・支出に違法性なし（棄却）	有
福井県	大野市	① 監理検査課職員 ② 工事検査業務執行の問題による検査職員の任用の不当及び検査職員に対する損害賠償の請求 ③ 検査職員の不任用及び検査職員に対する損害賠償の請求	(H19.11.20)	1		① H19.12.14 ② 受理前却下 ③ 請求要件を欠く	無
福井県	あわら市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 市に対する損害賠償請求	H20.3.27	1	H20.4.21証拠の提出及び陳述の機会を与えた。	① H20.5.7 ② 棄却 ③ 不当な公金の支出には当たらない。	無
福井県	越前市	① 市長 ② 違法な公金支出 ③ 汚染地下水処理揚水ポンプ電気料返還措置	H19.5.25	1		① H19.7.11 ② 却下 ③ 同一住民が同一の怠る事実を対象とする監査請求のため	無
福井県	越前市	① 市長 ② 違法な公金支出 ③ 地下水汚染浄化ポンプ等修理費の返還措置	H19.9.3	1	H19.10.29の1日 面談による	① H19.10.31 ② 棄却 ③ 公金支出に違法性はない	無
福井県	越前市	① 市長 ② 違法な公金支出 ③ 汚染地下水処理揚水ポンプ電気料を含む管理費用返還措置	H20.5.27	1		① H20.6.11 ② 却下 ③ 同一住民が同一の怠る事実を対象とする監査請求のため	有
計		11件					有 4件 無 7件
山梨県	都留市	① 市長及び市職員個人 ② 違法・不当な市助成金 ③ 市長及び市職員個人に対する損害賠償請求	H20.11.7	1		① H20.12.5 ② 棄却 ③ 請求人の利益の喪失	無
山梨県	山梨市	① 議会議員 ② 市が実施した一般競争入札工事で親族が経営する会社が落札した。 ③ 山梨市議会議員政治倫理規程違反	H19.10.11	1		① H19.10.23 ② 却下 ③ 議長が任命する政治倫理審査会委員により審査を行なうべき案件。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起の有無
山梨県	北杜市	① 市長及び職員 ② 違法な公金の支払い ③ 市長及び職員に対する損害賠償請求	H20. 2. 12	1	H20. 3. 17 口頭	① H20. 4. 3 ② 棄却 ③ 当該公金の支払いに違法性はない。	無
山梨県	北杜市	① 市長 ② 違法な財産の処分 ③ 市長に対する損害賠償	H21. 3. 30	3	H21. 5. 8 口頭	① H21. 5. 29 ② 棄却 ③ 当該処分に違法性はない。	無
山梨県	北杜市	① 市長及び職員 ② 違法な公金の支払い ③ 市長及び職員に対する損害賠償請求	H20. 8. 8	1	なし	① H20. 10. 3 ② 却下 ③ H20. 4. 3棄却内容と同一事件	有
山梨県	甲斐市	① 都市建設部長 ② 公共物管理条例に基づく使用料の徴収違反 ③ 都市建設部長からの土地使用料支払措置	H19. 9. 4	2	H19. 9. 12に請求人に証拠の提出及び陳述の機会の付与	① H19. 10. 15 ② 棄却 ③ 違法性はなく、土地の無償使用許可を認める。	無
山梨県	山中湖村	① 山中湖村長高村忠久、企画課長大森修他 1 名 ② 公金の支出 ③ 燃料削減装置は効果がないので支払金額の返還	H20. 2. 26	1		① H20. 4. 25 ② 棄却 ③ 事実確認まで至らない、その責問えない。	有
計		7件					有 2件 無 5件
長野県	松本市	① 市長 ② 国立大学の構内に所在した神社に係る土地及び家屋に関する固定資産税及び都市計画税の賦課徴収を怠る事実 ③ 事実を調査し、市の損害を補てんするために必要な管理措置及び損害賠償請求を求める。	H19. 4. 13	1	1 時間 (面接)	① H19. 6. 5 ② 一部棄却、一部却下 ③ そもそも都市計画税は課することができず、固定資産税の減免にも違法性がない	有
長野県	松本市	① 市長 ② 市が 3 セクの借入金について金融機関と締結した損失補償契約 ③ 契約を即刻解除すること。その際市に生ずる損害は、市長及び 3 セク社長外 7 人が弁済すること。	H19. 10. 17	1	1 時間 (面接)	① H19. 12. 5 ② 棄却 (別途市長に意見書を提出) ③ 損失補償契約が私法上、有効か無効かという問題を監査委員が当然に認定することはできない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 松本・四賀直結道路検討事業費の支出 ③ 事業費を市長外 8 人が弁済すること。	H20. 2. 13	1	1 時間 (面接)	① H20. 4. 11 ② 却下 ③ 請求期間途過	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起の有無
長野県	松本市	① 市長 ② 指定管理者との協定及び指定管理料の支出 ③ 協定を解除し指定管理料を長外16人が弁済すること	H20. 2. 13	1	1時間（面接）	① H20. 4. 11 ② 棄却 ③ 指定管理料の支出は適切であり、市に損害が生じているものでない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 市有財産賃貸借契約 ③ 市有財産賃貸借契約を解除し、賃貸借料を査定し、市に損害をかけた分を市長外3人が弁済すること。	H20. 2. 13	1	1時間（面接）	① H20. 4. 11 ② 一部認容 ③ 新たな土地賃貸借契約を締結し、松茸山について新たなきのこ採取権賃貸借契約を締結すること。	無
長野県	松本市	① 市長 ② スキー場指定管理料及びリフト支えい索取替工事費の支出 ③ 指定管理料の支出を止め、工事費を市に返還することを市長外7人に勧告すること。	H20. 3. 7	1	1時間（面接）	① H20. 6. 2 ② 棄却 ③ なんら違法・不当な事実を確認することができなかったため	無
長野県	松本市	① 市長 ② 神社公民館に係る固定資産税・都市計画税減免承認及び朝鮮文化会館に係る固定資産税減免承認 ③ ・減免承認の取消処分を命ずるよう求める。 ・朝鮮文化会館に係る減免承認の取消命令をするよう求める。	H20. 5. 15	1	1時間（面接）	① H20. 6. 30 ② 一部認容 ③ 朝鮮文化会館に係る固定資産のすべてを課税対象とし、固定資産税減免承認を取り消すこと。	有
長野県	松本市	① 市長 ② 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課徴収を怠る事実 ③ ・前市長の自邸家屋を調査し、正しい税を今後徴収するよう市長に勧告すること。 ・平成9年から徴収できなかった前市長の税額を市長外4人に弁済するように勧告すること。 ・税についてゆがんだ解釈しかできない管理職を今後課税を中心とする課への配属することがないよう市長に勧告すること。	H20. 4. 7	1	1時間（面接）	① H20. 8. 11 ② 一部認容 ③ 家屋について地方税法第408条の規定による固定資産の実地調査を行い、適正な時価を算定すること。	有
長野県	松本市	① 市長 ② 町会運営活動費交付金の支出(交付目的と乖離した使われ方をしている) ③ 町会運営活動費交付金を支出差止め、返還	H20. 8. 27	1	1時間（面接）	① H20. 10. 24 ② 棄却 ③ 今後の改善によって瑕疵の治癒が可能であると認められたため	無
長野県	上田市	① 市長 ② (1)請求人が昭和61年に上田市から購入した代替地について不備がある (2)公債残高の疑義 ③ (1)当時の価格で引き取るよう依頼したが進展ない (2)上田市の公債残高に疑問があるため、調査請求	H19. 11. 5	1		① H19. 11. 29 ② 却下 ③ (1)財務会計上の違法若しくは不当な行為でない (2)請求対象が特定されていない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
長野県	飯田市	① 市長 ② 防災行政無線の運用管理 ③ 放送時間の短縮	H19. 9. 14	1	H19. 10. 3本人出頭による監査委員への陳述	① H19. 11. 8 ② 棄却 ③ 違法、不当に該当する事実がない	無
長野県	諏訪市	① 市長 ② 都市公園の廃止が違法であり、また、当該地と県有地との交換は市の利益を損ねる。 ③ 当該地に設置された植物園等の解体差止及び当該地と県有地との交換差止を求める。	H19. 11. 7	9	H19. 12. 3証拠の提出及び陳述の機会を与えた	① H19. 12. 14 ② 棄却 ③ 違法な事実はなく、不当な処分も認められない。	無
長野県	小諸市	① 市長・下水道部長・下水道課長・下水道係長・主査 ② 八満地区集落排水処理事業に関わる財務会計上の行為 ③ 市民への説明及会計処理の補正	H19. 5. 30	1	期間1日。方法は文書により通知し市役所会議室にて実施	① H19. 6. 5 ② 却下 ③ 法的要件を具備していない	無
長野県	小諸市	① 市長 ② ごみ焼却施設建設設計画決定に係る措置 ③ 市民への説明及び建設費用試算方法の見直し	H20. 10. 14	1	期間1日。方法は文書により通知し市役所会議室にて実施	① H20. 10. 27 ② 却下 ③ 法的要件を具備していない	無
長野県	伊那市	① 市長 ② 官製談合を繰り返し、違法・不当な契約方法を取り続けている伊那市土地開発公社への違法な援助 ③ 公社に対し多岐にわたり援助することは違法であり、これまでの経費を市長及び担当職員に弁償させる。	H19. 11. 20	148		① H19. 12. 25 ② 却下 ③ 法242条第1項の要件を具備していない。	有
長野県	伊那市	① 市長 ② 伊那市土地開発公社は「官製談合」を繰り返し、違法・不当な契約方法を取り続けている ③ 「見積もり入札」を止めさせ過大な利益を受けた業者から返還させること。	H19. 11. 20	141		① H19. 12. 25 ② 却下 ③ 法242条第1項の要件を具備していない。	有
長野県	伊那市	① 市長 ② 違法な随意契約（市の有利にJVを組織させ特命随意契約により契約した） ③ 競争入札より経費が高額である。また、業務は外注でなく市職員で対応できたものであり、市長は全額を弁済すべきである。	H20. 9. 1	86	H20. 9. 30意見陳述の付与	① H20. 10. 22 ② 棄却 ③ 請求に理由がないものと認める。	有
長野県	大町市	① 市長 ② 損害賠償請求権の行使を怠る事実 ③ 市長他関係者に対する損害賠償請求	H20. 7. 24	4		① H20. 8. 26 ② 却下 ③ 同一住民同一請求、期間途過	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
長野県	佐久市	① 市長 ② 保育園の塗装工事は単価の根拠が不明であり、見積書は現場と一致しておらず、違法・不当行為である。また、見積書の金額を単に半分にして50万円未満の金額にし、随意契約を行ったことは入札妨害及び官製談合と同等であり不法行為に該当する。 ③ 未完成工事及び単価の違い等による損害の補填を求める。	H19.6.25	11		① H19.7.9 ② 却下 ③ 財務会計上の行為があった日から1年を経過しており、法第242条の請求要件を満たさない。	有
長野県	佐久市	① 市長及び担当職員 ② 違法な入札参加資格の承継がなされた業者による工事請負契約の締結は無効である。 ③ (1)業者に対し、違法な契約に基づく契約金の損害賠償を請求 (2)違法行為を行った職員に対し、必要な措置を求める。	H20.1.7	2		① H20.1.18 ② 却下 ③ 具体的かつ明らかな財務会計上の損害は市に発生しておらず、住民監査請求の対象にはならない。	無
長野県	佐久市	① 市長及び助役 ② 土地開発公社に先行取得を依頼した土地を長年放置し地価が下がったことは損害であり、目的もなく買い受けたことは違法な公金の支出である。 ③ 損害に対する退職金の充当又は返還を求める。	H20.12.9	7	1日 監査委員に対し、直接陳述する機会を設けた。	① H21.1.29 ② 一部棄却、一部却下 ③ 請求人の主張には理由がない。法第242条の要件を満たさない。	無
長野県	佐久市	① 市長 ② 路線価と比較して不当に高い土地を土地開発公社から引き取り、債務負担行為を設定するのは損害であり不正行為である。 ③ 退職金を充てて責任を取ることを求める。	H21.3.12	7	1日 監査委員に対し、直接陳述する機会を設けた。	① H21.5.1 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない。	無
長野県	安曇野市	① 市長・副市長・収入役 ② 賦課・徴収を怠る行為（使用料の猶予） ③ 使用料の請求、違法契約の解除と副市長への損害賠償請求	H19.8.31	20	①与えた期間 1時間 ②与えた方法 請求人代表他2名に補足説明の機会を与えた。	① H19.10.26 ② 一部認容、一部棄却 ③ 違法性はなく損害も発生していない使用料について予算計上すること	有
長野県	安曇野市	① 副市長 ② 違法な契約の締結（損失補償契約が保証契約に当たる。） ③ 契約の解除。契約責任者の副市長への賠償請求	H20.3.24	2	①与えた期間 1時間 (請求人からは希望が無い旨回答があった。)	① H20.4.18 ② 棄却 ③ 当概契約は、私法上無効であるとは認められない	無
長野県	安曇野市	① 市長 ② 違法な契約の締結（行政財産の建物賃貸借契約） ③ 賦課・徴収を怠ることによる損害賠償 不当利得請求権の根拠となる使用料の請求	H20.5.26	2	①与えた期間 1時間 ②与えた方法 請求人2名に補足説明の機会を与えた	① H20.7.16 ② 棄却 ③ 損害を与えた事実はない。不当利得返還請求の対象となる事実が認められない。	無
長野県	南牧村	① 財産区管理者 村長 ② 違法で無効な議会で議決された予算及び決算 ③ 執行済予算の一部返還	H19.5.29	3	H19.6.26 書面での証拠の提出及び口頭陳述	① H19.7.27 ② 棄却 ③ 違法性又は不当性はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
長野県	南牧村	① 財産区管理者 村長 ② 議決を経ずして計上された予算 ③ 執行済予算の返還	H19. 5. 29	3	H19. 6. 26 書面での証拠の提出及び口頭陳述	① H19. 7. 27 ② 棄却 ③ 違法性又は不当性はない	無
長野県	南牧村	① 財産区管理者 村長 ② 議決のない財産処分及び違法な建物売買 ③ 土地の原型復帰及び権利関係の復帰	H19. 5. 29	3	H19. 6. 26 書面での証拠の提出及び口頭陳述	① H19. 7. 27 ② 棄却 ③ 違法性又は不当性はない	無
長野県	白馬村	① 村長 ② 特別職退職者の挨拶状送付（公費での印刷、封筒、郵送に係る費用負担） ③ 支出経費の返還を求めた	H19. 8. 6	1	H19. 9. 4 請求人による口頭意見陳述	① H19. 9. 18 ② 棄却 ③ 住民監査請求になじまない	無
長野県	白馬村	① 村長 ② 違法な契約の締結（観光局の経営診断契約について） ③ 支出経費の返還を求めた	H20. 2. 14	1	H20. 3. 6 請求人による口頭意見陳述	① H20. 4. 11 ② 棄却 ③ 契約に違法性を認めない	有
長野県	白馬村	① 村長 ② 違法な契約の締結（ごみ処理アンケート調査契約について） ③ 支出経費の返還を求めた	H21. 1. 23	1		① H21. 2. 24 ② 取下げ ③ 請求先相違のため	無
長野県	小布施町	① 町長 ② 予算の明許繰越の専決処分の違法性 ③ 予算の明許繰越の専決処分の取り消し	H19. 7. 3	3	H19. 7. 20 出席要請による口頭陳述	① H19. 8. 31 ② 棄却 ③ 専決処分は適法性が有	無
長野県	小布施町	① 町長 ② 補助金交付の違法性、計画の撤回 ③ 補助金返還請求、計画の撤回	H19. 10. 1	3	辞退	① H19. 11. 27 ② 棄却 ③ 請求理由なし	無
計			33件				有 9件 無 24件
岐阜県	岐阜市	① 市長 ② 市民病院のA重油の単価変更契約の増額が不当 ③ 不当な単価差額分の公金の支出の返還を求める	H19. 9. 27	1		① H19. 10. 11 ② 却下 ③ 請求期限を経過後の請求	無
岐阜県	岐阜市	① 市長 ② 公園使用料を0円とした行為は不当な行為 ③ 使用料の徴収又は損害賠償請求など措置を講ずる	H20. 2. 13	1	H20. 3. 12 欠席	① H20. 3. 31 ② 棄却 ③ 財務会計行為に違法性及び不当性はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
岐阜県	岐阜市	① 市長 ② 市民病院のA重油の予定単価は不適正な設定 ③ 不当な公金の支出の返還を求める	H20. 2. 19	1	H20. 3. 11 (H20. 3. 4取下げのため中止)	① H20. 3. 4 ② 取下げ ③	無
岐阜県	岐阜市	① 市長 ② 市民病院のA重油の単価契約が高い ③ 不当な公金の支出の返還を求める	H20. 4. 9	1	H20. 4. 23 陳述	① H20. 5. 12 ② 棄却 ③ 財務会計行為に違法性及び不当性はない	無
岐阜県	岐阜市	① 市長 ② 不当な公金の支出の指摘・指導を行わなかった ③ 監査委員の辞職と報酬の返還を求める	H20. 4. 25	1		① H20. 5. 12 ② 却下 ③ 委員の辞職請求は不適法	無
岐阜県	岐阜市	① 市長 ② 市民病院のA重油の単価契約が高い ③ 不当な公金の支出の返還を求める	H20. 6. 2	1		① H20. 6. 3 ② 却下 ③ 前回と同一の財務会計行為	無
岐阜県	岐阜市	① 市長 ② 老人医療費の不正請求 ③ 請求内容の精査及び支出した医療費の返還請求	H20. 7. 18	1	H20. 8. 11 陳述	① H20. 9. 5 ② 棄却 ③ 返還請求手続済で趣旨達成	無
岐阜県	高山市	① 高山市長 ② 中学校屋内運動場改築工事の入札・契約・支出について、一般競争入札を数回行ったが不調となり、最終的に安価であった1社と随意契約にて締結 ③ 入札を繰り返したことによる市職員の人件費の支払いと一般競争入札にした場合との差額を補填する	H19. 11. 14	1		① H19. 12. 13 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第2項に基づき、1年の請求期間を徒過しかつ徒過したことの正当な理由が認められないため	無
岐阜県	高山市	① 高山市長 ② 解体工事請負契約の業者選定にて、一番安価で応札した業者は低入札で失格となり別の業者となった ③ 契約自体が違法であり、支払について賠償せよ	H20. 3. 3	1		① H20. 3. 26 ② 却下 ③ 低価格落札防止の制度に則った入札・契約であり、違法・不当性は見当たらない	無
岐阜県	多治見市	① 市長 ② 違法、不当な財産の管理及び公金の徴収 ③ 調停和解の停止勧告の請求	H19. 12. 10	1	H19. 12. 10 口頭陳述	① H20. 2. 5 ② 棄却 ③ 違法性、不当性無し	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
岐阜県	多治見市	① 市長 ② 違法、不当な公金の徴収及び契約の締結 ③ 契約の締結及び市長に対する損害賠償請求	H21. 1. 14	1	H21. 2. 9 口頭陳述	① H21. 3. 13 ② 一部認容 ③ 不適切な財産管理については是正勧告、損害賠償については棄却	有
岐阜県	多治見市	① 市長 ② 不当な公金の支出及び契約の締結 ③ 相手方負担額の引上げ勧告の請求	H21. 3. 23	1	H21. 4. 14 口頭陳述	① H21. 5. 21 ② 一部認容 ③ 公金支出については棄却、契約については協定内容の検証を勧告	無
岐阜県	関市	① 市長 ② 不当な旅費の支出 (H20. 5月に市議会議員3名が実施した海外行政視察のうち26日の視察は観光目的) ③ 議員の海外視察の旅費の一部返還請求	H21. 3. 17	1	請求人の陳述をH21. 4. 8に行い、又同日に新たな証拠として請求を補充する書面2通を受理。	① H21. 4. 28 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	有
岐阜県	美濃市	① 市長 ② ポスター作成費の過払い、運転手報酬の支払い ③ 作成費の過払いの返還と同一運転手の全選挙期間中運転したかの確認	H20. 6. 2	4	H20. 6. 17 口頭陳述	① H20. 7. 24 ② 棄却 ③ 請求事項がないと判断	無
岐阜県	土岐市	① 市長 ② 行政財産の違法な使用の放置 (契約書もなく無償で放置) ③ 施設からの退去、相手方及び関係職員への損害賠償請求	H19. 10. 17	1	H19. 11. 5 (口述・証拠書類の提出)	① H19. 11. 27 ② 一部認容、一部棄却 ③ 使用許可書の交付、有債権の場合の執行	無
岐阜県	土岐市	① 財産区管理者 ② 違法な費用の支出 (所管外の処理工事費用の償還請求を怠っている) ③ 当時の管理者に対する損害賠償請求か、市へ償還請求を行う	H20. 12. 3	3	H20. 12. 25 (口述・証拠書類の提出)	① H21. 1. 23 ② 棄却 ③ 当該行為に違法性はない	有
岐阜県	土岐市	① 財産区管理者 ② 所有財産の管理を怠り放置 (土地使用者が産業廃棄物を埋設、放置) ③ 埋め立てられた産業廃棄物の実地調査、撤去	H20. 12. 3	3	H20. 12. 25 (口述・証拠書類の提出)	① H21. 1. 23 ② 棄却 ③ 当該行為の事実は認められない	有
岐阜県	可児市	① 市長、環境経済部長、環境課長 ② 汚水流出問題に係る資料の不備 ③ 職員の懲戒処分、市への損害賠償など	H19. 8. 24	1		① H19. 8. 24 ② 取下げ ③ 請求の意思がなくなったと請求人が申出	無
岐阜県	可児市	① 市長 ② 廃棄物処理場の設置に関する補助金の支出 ③ 違反の確認	H21. 3. 26	1	H21. 4. 3 聴聞形式	① H21. 5. 20 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
岐阜県	瑞穂市	① 市長 ② 市長が参加した行事の旅費の支出が違法又は不当な公金の支出 ③ 市長に対する損害賠償請求	H20.12.5	1		① H20.12.26 ② 取下げ ③	無
岐阜県	飛騨市	① 市長 ② 公開できない宴席接待者に対する公金の支出が不当 ③ 祭宴席代の賠償	H19.11.6	1	H19.11.9 証拠の提出及び陳述の機会を与えた。証拠提出なし、補足説明あり	① H19.12.25 ② 棄却 ③ 招待客を公開しないことが公金の不当な支出に当たるものではない	無
岐阜県	飛騨市	① 市長 ② 公開できない贈り物の送り先に対する公金の支出が不当 ③ 公開できない送り先に対して贈答品として支出した金額の賠償	H19.11.6	1	H19.11.9 証拠の提出及び陳述の機会を与えた。証拠提出なし、補足説明あり	① H19.12.25 ② 棄却 ③ 贈答品の送り先を公開しないことは公金の不当な支出に当たらない。	無
岐阜県	飛騨市	① 前市長、前商工観光部長及び担当職員 ② 違法又は不当な財産の取得、管理、処分 ③ 実態解明、厳正な処分、損害の賠償・補填の措置	H20.5.23	1	H20.5.29 証拠の提出及び陳述の機会を与えた。証拠提出なし、補足説明あり	① H20.7.18 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
岐阜県	飛騨市	① 前市長 ② 市長の裁量権の逸脱・濫用及び不適正な契約・事務処理による不当な土地購入 ③ 市が被った損害を補填するための前市長に対する損害賠償請求	H20.11.7	1	H20.11.13 証拠の提出及び陳述の機会を与えた。追加資料の提出及び補足説明	① H20.12.25 ② 却下 ③ 請求人の異なる同一内容の請求であるため監査の実施には至らない	有
岐阜県	本巣市	① 市長 ② 占用料相当額の賠償請求権の行使を怠った ③ 市長及び相手方に対する損害賠償請求	H20.12.25	1		① H21.2.19 ② 却下 ③ 違法、不当とする事実の主張又は理由の摘示がなく、要件を欠く。	有
岐阜県	海津市	① 教育長、教育委員会職員 ② 違法な公金の支出 ③ 教育長、教育委員会職員に費用の全額返還	H19.12.6	3		① H19.12.25 ② 取下げ ③	無
岐阜県	海津市	① 副市長、会計管理者 ② 違法な公金の支出 ③ 決算書の訂正、教育長及び教育総務課長に対し費用の全額返還	H19.12.25	3	H19.12.25 口頭陳述	① H20.1.22 ② 棄却 ③ 市に損害を与えていない	無
岐阜県	海津市	① 市長、教育長 ② 市の財産の管理・保存・保全等が何処でどのようになされているか。 ③ なし	H20.3.4	1		① H20.3.7 ② 却下 ③ 内容不備	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	
岐阜県	海津市	① 市長 ② 違法な公金の賦課、徴収 ③ 移転登記、適正な課税処分、損害賠償請求	H20. 3. 14	1	H20. 4. 10 口頭陳述	① H20. 4. 21 ② 棄却 ③ 固定資産税の賦課・徴収を違法・不当に怠っていない	無
岐阜県	海津市	① 市長、教育委員会 ② 違法な財産の管理、処分 ③ 損害賠償請求	H20. 3. 21	1		① H20. 4. 9 ② 却下 ③ 期間途過によるもの	無
岐阜県	揖斐川町	① 町長 ② ダム建設事業に伴う「公共補償協定書の一部を変更する協定書」の締結 ③ 協定書の無効	H19. 7. 20	5		① H19. 9. 10 ② 却下 ③ 締結日から1年を経過している	無
岐阜県	揖斐川町	① 町長 ② 旧徳山村地内町有林地登記 ③ 請求者名義に登記すること及び別の旧徳山地内町有林を共有者31名で登記すること	H19. 5. 28	1		① H19. 7. 6 ② 取下げ ③	無
岐阜県	七宗町	① 町長 ② 補助金の適正な財務管理と寄附金の受入 ③ 寄附金の受入中止と補助金の返戻、怠りの是正請求	H19. 10. 3	4		① H19. 11. 30 ② 却下 ③ 請求要件を欠く請求	無
岐阜県	七宗町	① 町長 ② 違法な派遣職員の受入と職員定数を超えた職員数 ③ 職員数の是正損害の弁償と行政処分の請求	H21. 1. 14	1		① H21. 2. 4 ② 却下 ③ 請求要件を欠く請求	無
計		34件					有 6件 無 28件
静岡県	静岡市	① 市長 ② 不当な予算措置（天守閣建設市民意向調査） ③ 予算措置撤回及び使用金額分の返還	H20. 1. 8	1		① H20. 2. 12 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
静岡県	静岡市	① 開発指導課長 ② 不当な開発行為許可（意図的な狭小面積で許可） ③ 正当な面積で許可し必要な公共施設の設置を求める	H20. 3. 31	1		① H20. 4. 30 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
静岡県	静岡市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出（天守閣建設可能性調査委託） ③ 支出した委託料相当額の補填	H20.8.6	1	H20.9.5 口頭陳述	① H20.10.1 ② 棄却 ③ 違法・不当性なし	有
静岡県	静岡市	① 市長 ② 政務調査費の一部の違法な個人交付 ③ 会派への返還請求行為	H21.3.10	1	H21.4.6 口頭陳述	① H21.4.30 ② 棄却 ③ 違法・不当性なし	無
静岡県	静岡市	① 市長 ② 政務調査費の一部の違法・不当な支出執行 ③ 会派への返還請求行為	H21.3.10	1	H21.4.6 口頭陳述	① H21.4.30 ② 棄却 ③ 違法・不当性なし	有
静岡県	沼津市	① スポーツ振興課長及びスポーツ振興課管理係長 ② 平成18・19年度市民体育館等の管理業務委託のNPO法人沼津市体育協会との随意契約締結 ③ 市の損害となる為、対象職員の解雇とH19契約を取消し、適正な発注手段による再契約と、対象職員に対し損害額を市へ賠償するよう求めた。	H19.10.29	1社	請求人からは陳述は行わない旨の申し出があった	① H19.11.15 ② 取下げ ③ 取り下げ理由不明	無
静岡県	伊東市	① 市長 ② 固定資産税の賦課及び固定資産評価審査委員会の違法行為について ③ 不明瞭	H20.8.25	1		① H20.8.27 ② 却下 ③ 形式要件不備のため	無
静岡県	富士市 (旧富士川町)	① 町長 ② 町所有の株式の売却 ③ 契約の解除	H20.3.25	1		① H20.3.27 ② 却下 ③ 財務会計上の行為がない等	無
静岡県	焼津市 (旧大井川町)	① 町議会議員 ② 地自法第92条の2の違反 ③ 議員の兼業禁止	H19.7.19	1		① H19.8.3 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
静岡県	焼津市 (旧大井川町)	① 町長 ② 公共用地の売買契約 ③ 用地の買値と使用目的	H19.7.19	1	1日・陳述	① H19.9.3 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
静岡県	焼津市 (旧大井川町)	① 町議会議員 ② 地自法第92条の2の違反 ③ 議員の兼業禁止	H20.6.2	1		① H20.7.28 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
静岡県	下田市	① 市長 ② 違法な委託契約の締結 ③ 古紙処理業務における損害補填請求	H20.2.8	1	1日(20.3.21)口頭陳述	① H20.3.27 ② 一部認容、一部棄却 ③ 損害は認められないが、総計予算主義に基づく契約を締結するよう是正措置を求めた。	無
静岡県	湖西市	① 市長 ② 2級上位への昇格 ③ 不当な昇格の是正と給与等公金支出の損害補填	H19.7.23	1	H19.7.30 請求人と立会人(請求対象者等)同席による陳述	① H19.8.30 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
静岡県	湖西市	① 市長 ② 昇格、部長職の配置 ③ 不当な昇格・配置の是正と給与等支出の損害補填	H19.8.28	1	H19.9.7 請求人と立会人(請求対象者等)同席による陳述	① H19.9.21 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
静岡県	湖西市	① 市長 ② 選挙ポスターの公費負担 ③ 不当な支出の返還を求める義務がある	H20.2.26	4	H20.3.13 請求人と立会人(事務担当者等)同席による陳述	① H20.4.3 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	有
静岡県	伊豆市	① 市長 ② 伊豆市新火葬場建設事業火葬炉建設工事は競争入札に付すべきものであるのに、随意契約を締結した。 ③ 法令遵守、伊豆市契約事務規則の遵守、市長に対する損害賠償請求(18,900,000円)	H19.6.29	1		① H19.8.24 ② 棄却 ③ 措置の必要を認める理由がない	有
静岡県	伊豆市	① 市長 ② 市有財産の違法な随意契約の締結 ③ 随意契約の法令順守、市長に対する損害賠償請求(訴外2名に対し総額107,447,651円)	H20.10.1	1		① H20.11.21 ② 棄却 ③ 措置の必要を認める理由がない	有
計		17件					有 6件 無 11件
愛知県	名古屋市	① 市長 ② 交付された政務調査費のうち、政務調査に支出したか不明か、支出しなかったことが明らかな支出 ③ 不当利得の返還を求める措置の請求	H20.1.30	5	H20.2.14	① H20.3.28 ② 一部認容、一部棄却 ③ 請求人の主張に理由があると認める額について返還のために必要な措置を講じるよう勧告	有
愛知県	名古屋市	① 市長、教育長等 ② 喫煙場所使用に係る経費が支出され、また、関係者が処分されておらず給与減額等がなされていない。 ③ 必要な措置の請求	H20.3.3	1		① H20.3.14 ② 却下 ③ 対象となる財務会計行為及び当該行為の違法性・不当性について具体的に摘示していない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
愛知県	名古屋市	① 市長、教育長等 ② 喫煙場所用に係る経費が支出され、また、関係者が処分されておらず給与減額等がなされていない。 ③ 必要な措置の請求	H20. 3. 17	1		① H20. 4. 17 ② 却下 ③ 財務会計行為の違法性・不当性について具体的に摘示していない。	無
愛知県	名古屋市	① 中村区まちづくり推進室長 ② 規則・要綱に違反して、不当な補助金の支出を承認決裁した。 ③ 不当に支出した金額の返還請求	H20. 3. 28	1	H20. 4. 22	① H20. 5. 16 ② 棄却 ③ 補助金支出は規則・要綱に反していない。	無
愛知県	名古屋市	① 歴代議長 ② 調査権限を行使しなかったため、政務調査費の目的外支出による不当利得返還請求権を時効消滅させた ③ 時効消滅させた請求権相当額を賠償させることを求める措置の請求	H20. 5. 8	6		① H20. 5. 20 ② 却下 ③ 監査請求期間を徒過している。	有
愛知県	名古屋市	① 市長 ② 勤務時間内における喫煙時間について給与減額がなされていない。 ③ 減額すべきであった給与の返還を求める措置の請求及び勤務時間内の喫煙を禁止する措置の請求	H20. 8. 13	1		① H20. 9. 8 ② 却下 ③ 違法性・不当性について具体的に摘示していない。喫煙の禁止は、財務会計上の行為に該当しない。	無
愛知県	名古屋市	① 市長、副市長、財政局長、同局主税部長、市民経済局長、同局地域振興部長、総務局長、同局行政システム部長 ② 法令に違反した業務委託に係る委託費の支出は違法な支出である。 ③ 損害賠償請求権の不行使を改めさせる措置の請求	H20. 8. 29	1		① H20. 9. 22 ② 却下 ③ 違法と主張する公金の支出がなされていない。	無
愛知県	名古屋市	① 市長 ② 市街地再開発事業区域の地区計画は不適切であり、土地有償譲渡届出書を認めたことは不当である。 ③ 補助金の支出差止め及び市街地再開発事業の中止	H21. 3. 4	1		① H21. 3. 25 ② 却下 ③ 財務会計行為の違法性・不当性について具体的に摘示していない。また、再開発事業の中止は財務会計上の行為には該当しない。	無
愛知県	豊橋市	① 市長 ② 違法・不当な支出（重複請求や公金支出可能範囲外の請求に対する支払） ③ 返還請求	H19. 7. 18	416	H19. 8. 2 請求要旨の補足陳述及び補足資料の提出	① H19. 9. 4 ② 棄却 ③ 重複請求等の事実は認められない	無
愛知県	一宮市	① 市長 ② 不当な公金の支出（委託契約の一部を口頭により変更しているのに、当該変更部分に係る金額も支出している） ③ 変更部分の支出金額の返還を求める	H20. 4. 14	1		① H20. 4. 28 ② 却下 ③ 期間経過	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
愛知県	瀬戸市	① 瀬戸市長 ② 愛知県が廃止した施設の譲り受けをしない ③ 譲り受けに伴う一切の公金支出や契約の締結、債務などの義務を負担してはならない	H20.12.26	1	H21.1.14に証拠の提出と陳述の機会を与えた。(同日陳述)	① H21.1.29 ② 棄却 ③ 譲り受けがなされることが、相当の確実さをもって予測される場合に該当しない	有
愛知県	春日井市	① 市長 ② 違法な支出(選挙用自動車のタンク容量を超えた燃料代) ③ 違法に支出した公金の返還	H20.5.9	2		① H20.7.3 ② 棄却 ③ 対象経費が返還され請求理由なし	無
愛知県	春日井市	① 市長 ② 不当な賃貸借の契約の締結(全自動印刷機の契約が不当に高値) ③ 差額の返還及び次年度の契約更新の見直し	H21.1.9	1		① H21.3.5 ② 棄却 ③ 賃貸借契約に不当性はない	無
愛知県	春日井市	① 市長 ② 不当な購入契約の締結(全自動印刷機の消耗品が不当に高値) ③ 消耗品について、純正品と汎用品の差額の返還	H21.2.13	1		① H21.3.25 ② 棄却 ③ 契約に不当性はない。	無
愛知県	津島市	① 議長、副議長、職員 ② 出張に伴う宿泊料の支給方法と日当の不当な支出 ③ 日当の返還、宿泊料の差額分の返還	H20.9.1	1	H20.9.19 市役所で請求人の陳述を聴取する	① H20.10.24 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無
愛知県	刈谷市	① 市長、長寿課長 ② 違法又は不当な公金の支出(補助金支出) ③ 単位老人クラブへの老人クラブ事業補助金の返還を求める請求	H21.1.23	1	H21.2.25 15:30~16:30 口頭陳述	① H21.3.19 ② 棄却 ③ ・違法又は不当とする根拠はない ・市が損害を被ったことは認定できない	無
愛知県	豊田市	① 市長 ② 市長宅警備業務に係る契約の締結及び委託料の支払い(公金の支出) ③ 警備委託料を市に返還すること等の措置を求める。	H20.10.30	2	請求人の意思により陳述は実施していない。	① H20.12.25 ② 棄却 ③ 措置の必要は認められない。	無
愛知県	安城市	① 安城市長 ② 不当な契約の締結(保育園主体工事の積算金額は、根拠がなく不当である) ③ 工事金額の妥当性の監査と支出の差し止め	H21.3.26	4	期間:1日 方法:口頭陳述	① H21.5.22 ② 棄却 ③ 違法、不当な契約とは認められず、措置請求には理由がない。	無
愛知県	蒲郡市	① 市長 ② 収入役の第3セクターの監査役の職務 ③ 収入役の給与の内、不当支出分の返還を請求	H19.4.2	1	陳述の機会 H19.4.26 請求要旨の補足陳述	① H19.5.14 ② 棄却 ③ 請求人の主張には、理由がなく、措置の必要は認められない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
愛知県	蒲郡市	① 市長 ② 第3セクターへの増資 ③ 第3セクター増資の前年度決裁分の返還を請求	H19.4.3	1	陳述の機会 H19.4.26 請求要旨の補足陳述	① H19.5.14 ② 棄却 ③ 請求人の主張には、理由がなく、措置の必要は認められない。	無
愛知県	蒲郡市	① 市長 ② 喫煙のため職場を離れ勤務しなかった職員の行為 ③ 喫煙のため職場を離れた時間の給与返還請求	H20.8.25	1	陳述の機会 H20.9.12 請求要旨の補足陳述及び補足資料の提出	① H20.9.25 ② 棄却 ③ 請求人の主張には、理由がなく、措置の必要は認められない。	無
愛知県	稲沢市	① 市長 ② 株式会社コニックスとの指定管理者協定 ③ 協定の中止及び指定管理者候補者選定委員会委員及び関係職員に対する告発要求	H19.11.8	4	1日 口頭陳述	① H19.12.27 ② 棄却 ③ 本件監査請求は請求については、理由がないものと判断	無
愛知県	稲沢市	① 市長 ② 株式会社コニックスとの指定管理者協定 ③ 協定終結の中止と再選定要求	H20.1.28	1	1日 口頭陳述	① H20.3.28 ② 棄却 ③ 本件監査請求は請求については、理由がないものと判断	無
愛知県	新城市	① 新城市長(旧・現)、関係職員 ② 固定資産税・都市計画税の納税拒否に係る旧新城市長の背信行為、市役所の文書管理の不徹底及び責任回避並びに新城市長(現)の認識不足に伴う市政への信頼度低下及び税収の低下。 ③ 信頼度の低下と税収低下の防止。	H19.7.30	1		① H19.8.3 ② 却下 ③ 住民要件を満たしていない	無
愛知県	新城市	① 新城市長、財産区管理会 ② 財産区土地の貸借契約、賃貸料の配分及び無償貸与、払い下げ ③ 当該契約等の停止を要求。	H20.1.11	2		① H20.2.12 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
愛知県	知多市	① 市長、副市長、元出納室長 ② 元職員の退職金に係る損害賠償請求権の不履行により市に損害賠償を与えたので返還を要求 ③ 市長、副市長、元出納室長に損害賠償を求める請求	H20.9.4	50		① H20.9.12 ② 受理前却下 ③ 正当な理由なく1年の請求期間を超えて行われたもの	有
愛知県	尾張旭市	① 市民生活部環境課職員 ② レジ袋削減・無料配布中止に関する協定 ③ 協定の参加者募集及び協定書締結の差止め、必要なら再検討し、条例制定を求める。	H20.10.6	1		① H20.10.16 ② 却下 ③ 請求要件を欠き不適法	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
愛知県	尾張旭市	① 市長、教育部長、総務部長、企画部長 ② 新給食センターの建設 ③ 新給食センターの建設を1年延期し、地価の安価な調整区域での建設を検討することなどを求める。	H20.12.18	1		① H21.1.7 ② 却下 ③ 請求要件を欠き不適法	無
愛知県	尾張旭市	① 市民生活部環境課職員 ② レジ袋有料化啓発費用 ③ 啓発を行った時間に相当する職員給与、啓発に使用したチラシ及び幟旗の費用の返還を求める。	H21.2.2	1		① H21.3.2 ② 却下 ③ 請求要件を欠き不適法	有
愛知県	豊明市	① 市長及び職員 ② 選挙公営費の違法・不当な支出 ③ 過払金の返還措置をするよう請求	H19.11.27	4	1日(市役所内会議室において、請求人4名、監査委員2名、事務局3名が出席し請求人が陳述)	① H20.1.23 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がなく措置する必要が認められない	無
愛知県	日進市	① 市長、賠償責任を有する職員 ② 市長、市議会議員選挙公営費の支出 ③ 違法・不当な公金の支払があるため返還を求める	H20.5.23	2	1日・口頭陳述	① H20.7.11 ② 棄却 ③ 違法・不当な請求の事実は認められない	無
愛知県	長久手町	① 町 ② 施設の指定管理者に、町がその施設及び駐車場を無償で使用させることは、財産管理及び公金の徴収を怠る違法性がある。 ③ 損害を指定管理者が町に払う、あるいは町長が町に損害賠償するよう勧告を求める。	H21.3.11	9	H21.3.30証拠の提出及び陳述の機会について請求人に通知。H21.4.6追加の証拠書類提出。H21.4.7請求人の陳述。	① H21.4.30 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
愛知県	美和町	① 町長 ② 公金の不当支出 ③ 職員に対する損害賠償請求	H19.7.9	1		① H19.7.20 ② 却下 ③ 監査請求期間を徒過しており、請求要件を欠く。	無
愛知県	美和町	① 町長 ② 不公平な賦課決定 ③ 賦課決定を怠ったために町が損害を被っている事実の違法確認	H21.1.19	1		① H21.3.24 ② 却下 ③ 請求内容が、不当行為を特定しておらず具体性を欠く。	有
愛知県	阿久比町	① 町長 ② 報酬及び賃金等の支払いに伴う事務体制の不備による源泉徴収票の誤り。 ③ 税務署へ提出の源泉徴収票の再監査	H20.3.31	1		① H20.5.8 ② 却下 ③ 法242条第1項の規定に該当しない	無
計			35件				有 6件 無 29件

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の勧告の内容	
三重県	津市	① 市長 ② 職員の任用処分及び当該職員への給与の支出 ③ 任用処分の取消及び給与相当額の損害の補填	H19. 5. 23	1	請求人との日程調整による期日指定及び監査事務局における口頭陳述	① H19. 7. 13 ② 棄却 ③ 任用処分に無効事実はなく、給与の支出は労務提供の対価である。	有
三重県	津市	① 市長等 ② 補助金の支出 ③ 補助金相当額の損害の補填	H19. 6. 28	1	請求人との日程調整による期日指定及び監査事務局における口頭陳述	① H19. 8. 24 ② 棄却 ③ 補助金の支出に違法はない。	有
三重県	津市	① 市長 ② 清掃業務委託契約の締結等 ③ 委託料相当額の損害の補填等	H19. 10. 18	1	請求人との日程調整による期日指定及び監査事務局における口頭陳述	① H19. 12. 10 ② 棄却 ③ 契約の締結に違法はない。	有
三重県	津市	① 市長等 ② 上乘給与の支出 ③ 上乘給与相当額の損害の補填等	H19. 11. 28	1	請求人との日程調整による期日指定及び監査事務局における口頭陳述	① H20. 1. 21 ② 却下 ③ 期間徒過	無
三重県	津市	① 市長 ② 職員の勤務延長 ③ 勤務延長の取消	H20. 4. 22	1	請求人との日程調整による期日指定及び監査事務局における口頭陳述	① H20. 6. 17 ② 却下 ③ 財務会計行為ではない。	有
三重県	津市	① 市長 ② 補助金の支出 ③ 補助金相当額の損害の補填	H20. 8. 25	1	請求人との日程調整による期日指定及び監査事務局における口頭陳述	① H20. 10. 21 ② 棄却 ③ 補助金の使途に違法事実はあるものの、その相当額は返還された。	無
三重県	津市	① 市長等 ② 施設設計業務委託契約の締結等 ③ 委託料相当額の損害の補填等	H20. 9. 17	1	請求人との日程調整による期日指定及び監査事務局における口頭陳述	① H20. 11. 10 ② 却下 ③ 期間徒過	有
三重県	四日市市	① 市長、調達契約課長 ② 違法な契約の締結及び履行 ③ 損害金の支払を求める。	H19. 11. 1	1	H19. 11. 30	① H19. 12. 25 ② 棄却 ③ 契約締結において違法または不当性は認められない	有
三重県	松阪市	① 市長 ② 民意が反映されていない事業に公金支出は違法 ③ 公金支出の差し止め	H19. 12. 10	2	H20. 1. 8 口頭陳述	① H20. 2. 1 ② 棄却 ③ 公金支出は適法と判断	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
三重県	桑名市	① 市長 ② 赤道、市道の一部不法占拠及び特定宗教活動への公金の支出 ③ 怠る事実の確認、損害賠償請求、固定資産税・道路占用料の徴収、違法占有者建築物の取壊し命令、公金の支出禁止	H20.7.10	3	1日 陳述聴取	① H20.9.3 ② 棄却 ③ 占有そのものが違法とは言い難い。又、公金支出についても違法性はない。	無
三重県	桑名市	① 職員 ② 職員が、情報公開手続きを拒絶したこと ③ 法令遵守を徹底させる	(H20.7.24)	3		① H20.8.1 ② 受理前却下 ③ 住民監査請求の要件を欠く	無
三重県	桑名市	① 市長 ② 桑名市有地が不法占有されていることは、市有財産の管理放棄である ③ 怠る事実の確認、法の定める告発義務の履行、市行政財産に対する法の支配の実現、不法行為に対する損害賠償請求、占用料の徴収、違法占有者建築物の取壊し命令、職員教育	H20.11.6	2		① H20.12.3 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を欠くものである	無
三重県	鈴鹿市	① 市長 ② 違法な補助金の交付 ③ 損害賠償及び関係者への厳正な措置	H19.4.3	1	H19.4.27 要件審査日 H19.5.8 請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設けた	① H19.5.31 ② 棄却 ③ 当該補助金交付に違法性はない	無
三重県	鈴鹿市	① 市長 ② 無償での公有地貸与 ③ 市有財産（道路敷）に損害を与えたことに対する必要措置請求	H20.5.29	1	H20.6.18 要件審査日 H20.6.27 請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設けた	① H20.7.25 ② 認容 ③ 交換用地の寄付が履行されていなかったことは違法又は不当な財産の管理又は処分に当たる	無
三重県	名張市	① 市長 ② 公金の不当支出 ③ 細川邸整備に係る委託料の支出に関する措置請求	H19.7.30	1	H19.8.9補足説明及び証拠書類の追加提出 ※請求人から陳述意思ない旨の通知あり	① H19.9.20 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性・不当性なし	無
三重県	名張市	① 市長 ② 住民への違法な二重の賦課徴収 ③ 公共下水道受益者負担金及び開発負担金に関する措置請求	H19.11.26	54	H19.12.4 補足説明及び証拠書類の追加提出	① H20.1.17 ② 棄却 ③ 手続き上の瑕疵や違法性なく、正当な賦課徴収	無
三重県	名張市	① 市長 ② 社協だより「ほほえみ」の発行費用を市が負担していること ③ 社協だより発行費用負担に関する措置請求	H19.12.21	1	H20.1.10 補足説明及び証拠書類の追加提出	① H20.2.19 ② 棄却 ③ 被害発生の実事及び違法性、不当性なし	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
三重県	名張市	① 市長 ② 違法な契約による公金の不当支出 ③ 斎場計画用地等の契約代金に関する措置請求	H20. 9. 30	47	H20.10.14 補足説明及び証拠書類の追加提出	① H20.11.25 ② 一部棄却、一部却下 ③ 請求期間の経過（却下）支払差止勧告の緊急性、実効性ない（棄却）	無
三重県	名張市	① 市長・教育長 ② 公民館の不正経理・虚偽の決算報告 ③ 公民館の指定管理に関する措置請求	H20.11.10	1	H20.11.20 補足説明及び証拠書類の追加提出	① H20.12.24 ② 一部棄却、一部却下 ③ 不適法な請求による却下、その理由なく棄却	無
三重県	いなべ市	① 市長、教育長 ② 不当な公金（学校施設の工事費）の支出及び財産管理を怠っている ③ 工事のやり直し、教育長及び市長が工事費用を負担	H19. 5. 7	1	1日 請求対象施設において面接	① H19. 6. 29 ② 一部棄却、一部却下 ③ 監査対象に該当せず（却下）市及び市民に損害を与えていない（棄却）	無
三重県	いなべ市	① 市長 ② 財産（庁舎会議室）の管理を怠っている ③ 不当な使用に係る使用料を市長が負担		1		① H19. 6. 4 ② 却下 ③ 請求要件を満たしていない	無
三重県	いなべ市	① 市長、教育長 ② 教育長として不適格 ③ 報酬の一部返還（市長及び教育長）、教育長の辞職勧告		1		① H19. 6. 22 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象行為に該当しない	無
三重県	いなべ市	① 市長、教育長 ② 不当な公金（農道修繕工事費）の支出 ③ 教育長が工事費を負担、教育長の辞職勧告	H19. 7. 20	1	1日 面接	① H19. 8. 24 ② 棄却 ③ 当該工事は必要かつ適正なものであった	無
三重県	いなべ市	① 市長、担当部長、担当課長 ② 公金（廃棄物受入料）の賦課徴収を怠る ③ 市の損失分を、市長、部長、課長で負担	H19. 8. 13	3	1日 面接	① H19. 9. 7 ② 棄却 ③ 当該事実に係る賦課徴収についての条例が定められていない	無
三重県	いなべ市	① 市長、副市長 ② 不当な公金（公舎賃借料の補填）の支出 ③ 公費支出の停止、過去の支出分を市長が負担	H19. 9. 26	1	1日 面接	① H19.11.21 ② 棄却 ③ 当該事実に違法性はない	無
三重県	いなべ市	① 副市長 ② 不当な公金（公園工事費）の支出 ③ 当該工事費を決裁者である副市長が負担、原状回復	H20. 1. 18	1	1日 請求人欠席のため実施せず	① H20. 2. 22 ② 棄却 ③ 当該工事は必要かつ適正なものであった	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
三重県	いなべ市	① 副市長、担当課長、担当職員 ② 不当な公金（郵送料）の支出 ③ 当該郵送料を課長が負担、当該事務にかかる賃金分を副市長、課長、職員が負担	H20. 1. 18	1	1日 請求人欠席のため実施せず	① H20. 2. 22 ② 棄却 ③ 当該事実は必要かつ適正なものであった	無
三重県	いなべ市	① 副市長 ② 不当な公金（街灯の電気代）の支出 ③ 当該電気代を副市長が負担	H20. 4. 9	1	1日 面接	① H20. 5. 20 ② 棄却 ③ 当該事実は必要かつ適正なものであった	無
三重県	いなべ市	① 代表監査委員 ② 不当な公金（街灯の電気代）の支出 ③ 当該電気代を監査委員が負担	H20. 4. 9	1	1日 面接	① H20. 5. 14 ② 棄却 ③ 当該事実は必要かつ適正なものであった	無
三重県	いなべ市	① 議選監査委員 ② 不当な公金（街灯の電気代）の支出 ③ 当該電気代を監査委員が負担	H20. 4. 9	1	1日 面接	① H20. 5. 19 ② 棄却 ③ 当該事実は必要かつ適正なものであった	無
三重県	いなべ市	① 明記なし ② 不当な公金（看板設置費）の支出 ③ 看板設置費の負担		1		① H20. 4. 16 ② 却下 ③ 公金支出の事実がない	無
三重県	いなべ市	① 教育委員会 ② 不当な公金の支出（新聞購読を中止して図書を購入） ③ 新聞購読の継続		1		① H20. 4. 24 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象行為に該当しない	無
三重県	いなべ市	① 教育長 ② 不当な公金（補助金）の支出 ③ 補助金の返還、教育長の辞任		1		① H20. 10. 17 ② 却下 ③ 請求要件を満たしていない	無
三重県	いなべ市	① 市長 ② 不当な公金（市長交際費）の支出 ③ 支出済額を市長が返還	H20. 12. 3	1		① H21. 1. 26 ② 棄却 ③ 当該事実は適正なものであった	無
三重県	いなべ市	① 教育長、教育次長 ② 不当な公金（補助金）の支出 ③ 不必要な額を教育長、教育次長が負担	H21. 1. 23	1	1日 面接	① H21. 2. 18 ② 棄却 ③ 当該事実は必要かつ適正なものであった	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	
三重県	いなべ市	① 教育長、教育次長、担当課長 ② 不当な公金（調査報告書作成費）の支出 ③ ・不当支出分を教育長、教育次長、担当課長が負担 ・報告に係る評価委員の再選考と報告書の作り直し	H21. 1. 6	1	1日 面接	① H21. 2. 18 ② 棄却 ③ 当該事実は適正なものであった	無
三重県	いなべ市	① 市長 ② 公金（自治会所有地の固定資産税）の賦課徴収を怠る ③ 当該事実に係る固定資産税を市長が負担	H21. 1. 6	1	1日 面接	① H21. 2. 23 ② 棄却 ③ 非課税地のため市の損害は発生していない	無
三重県	いなべ市	① 市長 ② 公金（固定資産税）の賦課徴収を怠る ③ ・当該事実に係る固定資産税を市長が負担 ・登記名義を真正なる所有者に変更	H21. 1. 6	1	1日 面接	① H21. 2. 23 ② 棄却 ③ 当該事実は妥当なものであった	無
三重県	いなべ市	① 市長 ② 公金（自治会所有地の固定資産税）の賦課徴収を怠る ③ ・当該事実に係る固定資産税を市長が負担 ・登記名義を真正なる所有者に変更	H21. 1. 6	1	1日 面接	① H21. 2. 23 ② 棄却 ③ 非課税地のため市の損害は発生していない	無
三重県	いなべ市	① 市長 ② 公金（自治会所有地の固定資産税）の賦課徴収を怠る ③ ・当該事実に係る固定資産税を市長が負担 ・登記名義を真正なる所有者に変更	H21. 1. 6	1	1日 面接	① H21. 2. 23 ② 棄却 ③ 当該事実は妥当なものであった	無
三重県	いなべ市	① 市長 ② 公金（固定資産税）の賦課徴収を怠る ③ 当該事実に係る固定資産税を市長が負担	H21. 1. 6	1	1日 面接	① H21. 2. 23 ② 棄却 ③ 非課税地のため市の損害は発生していない	無
三重県	いなべ市	① 市長 ② 公金（自治会所有地の固定資産税）の賦課徴収を怠る ③ ・当該事実に係る固定資産税を市長が負担 ・登記名義を真正なる所有者に変更	H21. 1. 6	1	1日 面接	① H21. 2. 23 ② 棄却 ③ 当該事実は妥当なものであった	無
三重県	いなべ市	① 市長 ② 公金（自治会所有地の固定資産税）の賦課徴収を怠る ③ ・当該事実に係る固定資産税を市長が負担 ・登記名義を真正なる所有者に変更	H21. 1. 6	1	1日 面接	① H21. 2. 24 ② 棄却 ③ 当該土地は課税されており市の損害は発生していない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起の有無
三重県	いなべ市	① 市長 ② 公金（自治会所有地の固定資産税）の賦課徴収を怠る ③ ・当該事実に係る固定資産税を市長が負担 ・登記名義を真正なる所有者に変更	H21. 1. 6	1	1日 面接	① H21. 2. 24 ② 棄却 ③ 当該土地はの一部は課税されており、残りは非課税地のため、市の損害は発生していない	無
三重県	いなべ市	① 市長 ② 公金（自治会所有地の固定資産税）の賦課徴収を怠る ③ ・当該事実に係る固定資産税を市長が負担 ・登記名義を真正なる所有者に変更	H21. 1. 6	1	1日 面接	① H21. 2. 24 ② 棄却 ③ 当該事実は妥当なものであった	無
三重県	いなべ市	① 市長 ② 公金（自治会所有地の固定資産税）の賦課徴収を怠る ③ ・当該事実に係る固定資産税を市長が負担 ・登記名義を真正なる所有者に変更	H21. 1. 6	1	1日 面接	① H21. 2. 27 ② 棄却 ③ 当該事実は妥当なものであった	無
三重県	いなべ市	① 市長 ② 公金（自治会所有地の固定資産税）の賦課徴収を怠る ③ ・当該事実に係る固定資産税を市長が負担 ・登記名義を真正なる所有者に変更	H21. 1. 6	1	1日 面接	① H21. 2. 27 ② 棄却 ③ 当該事実は妥当なものであった	無
三重県	いなべ市	① 市長 ② 公金（自治会所有地の固定資産税）の賦課徴収を怠る ③ ・自治会と市との契約解消 ・当該事実に係る固定資産税を市長が負担	H21. 1. 6	1	1日 面接	① H21. 2. 27 ② 棄却 ③ 当該事実は妥当なものであった	無
三重県	伊賀市	① 市長 ② 違法な補助金の交付 ③ 補助金の交付の差し止め	H20. 4. 1	1	H20. 4. 24午後1時30分～ 監査委員2名、関係部長・課長出席	① H20. 5. 19 ② 棄却 ③ 当該補助金に違法性はない	無
三重県	大紀町	① 町長 ② 違法に財産の管理を怠る事実（町有地違法占有が秘かに続けられていると疑われる。） ③ 速やかに返還を求めるなど必要な措置を講ずるよう求める。	H20. 10. 21	1	期間：1日 方法：陳述会を開催し、請求人が直接監査委員に陳述を行った。	① H20. 11. 26 ② 一部認容 ③ 不法占有の事実は確認できないが、財産の管理を怠る事実については、理由があると認められ、速やかに適正な処理を行うよう勧告する。	無
三重県	南伊勢町	① 町長 ② 不当な公金の支出（用地買収の違約金返還金） ③ 町長への違約金返還請求	H19. 5. 24	1		① H19. 7. 20 ② 認容 ③ 町に対し、支出した金額が返還されるよう必要な措置を講じる。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
三重県	南伊勢町	① 町長 ② 違法又は不当な公金の支出（中学校浸水事件） ③ 町が被った損害金についての損害賠償請求	H19. 9. 19	1		① H19. 11. 4 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項の要件を欠いた請求である。	無
三重県	南伊勢町	① 町長 ② 違法又は不当な公金の支出（町有地買収） ③ 町有地買収代金の返還請求	H19. 11. 9	1		① H19. 11. 30 ② 却下 ③ 1年を経過した後にされたことについて正当な理由はない。	無
三重県	南伊勢町	① 町長 ② 違法又は不当な公金の支出（中学校浸水事件） ③ 町長への損害賠償請求権の行使	H19. 12. 5	1		① H19. 12. 28 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第2項の規定により1年を経過している。	無
三重県	南伊勢町	① 町長 ② 違法又は不当な公金の支出（町有地買収） ③ 町有地買収代金の返還請求	H20. 4. 24	1		① H20. 5. 13 ② 却下 ③ 1年を経過した後にされたことについて正当な理由はない。	無
三重県	南伊勢町	① 町長 ② 違法又は不当な公金の支出（課長職10年以上の経験を有する者の枠外昇給） ③ 町長への不当利得返還の請求	H20. 7. 10	1		① H20. 8. 28 ② 棄却 ③ 条例に定められており、違法性はない。	無
三重県	南伊勢町	① 町長 ② 違法な公金の支出（海岸埋め立て地の無償譲渡） ③ 無償譲渡についての必要な措置を講じるよう勧告	H21. 1. 30	1		① H21. 2. 13 ② 却下 ③ 1年を経過した後にされたことについて正当な理由はない。	無
三重県	南伊勢町	① 町長 ② 違法又は不当な公金の支出（町有地買収） ③ 町有地買収代金の返還請求	H21. 3. 25	1		① H21. 4. 3 ② 却下 ③ 1年を経過した後にされたことについて正当な理由はない。	無
三重県	紀北町	① 町長 ② 町有財産（赤道）の管理不行き届き ③ 請求者の所有地と隣接する町有地（赤道）との境界を確定する	H20. 2. 15	1		① H20. 2. 21 ② 却下 ③ 請求者が町に住所を有しないため	無
三重県	御浜町	① 町長 ② 違法な財産管理（和解締結に伴う債権放棄） ③ 連帯保証債務者との和解に対する損害賠償請求	H20. 9. 10	200	H20. 10. 8、証拠の提出及び陳述の機会を与えた。	① H20. 11. 6 ② 棄却 ③ 法的瑕疵を認めず	有
計			60件				有 10件 無 50件

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
滋賀県	大津市	① 市長 ② 歩道新設工事（必要性がない） ③ 工事に必要な経費の支出の差止め請求	H19.11.9	1	1日、口頭陳述	① H19.12.7 ② 棄却 ③ 歩道新設工事に不当はない	無
滋賀県	大津市	① 市長及び関係職員 ② 土地の取得（用途についての計画性がない） ③ 市長及び関係職員に対する損害賠償請求	H19.11.9	2	1日、口頭陳述	① H19.12.7 ② 棄却 ③ 土地の取得に違法不当はない	無
滋賀県	大津市	① 市長及び相手方 ② 駅名改称に係る公金支出（必要性がない） ③ 市長に対する損害賠償請求及び支出の差止請求並びに相手方に対する不当利得返還請求	H20.2.19	2	1日、口頭陳述	① H20.3.28 ② 棄却 ③ 公金の支出に違法不当はない	無
滋賀県	大津市	① 市長及び関係職員並びに相手方 ② 競輪開催に係る契約の締結（随意契約の要件を満たしていない） ③ 市長及び関係職員に対する損害賠償請求並びに相手方に対する不当利得返還請求	H21.1.15	2	1日、口頭陳述	① H21.3.13 ② 一部棄却、一部却下 ③ 契約締結に違法性はない	無
滋賀県	大津市	① 市長 ② 土地売買契約の履行遅滞 ③ 契約解除の請求及び市長に対する損害賠償請求	H21.1.23	1	1日、口頭陳述	① H21.3.13 ② 却下 ③ 土地の取得は公益上必要なものである	無
滋賀県	長浜市	① 市長 ② 期間のない中での無謀で正当でない予算執行 ③ 支出の差止め請求	H21.3.23	4	1日（1時間）対面陳述	① H21.5.19 ② 棄却 ③ 財務会計上の行為を違法または不当とする理由にはならない。	無
滋賀県	近江八幡市	① 市長及び病院事業管理者 ② 委託料の違法な支出に対する損害賠償請求 ③ 病院事業に係る委託業務の支出について、随意契約理由に該当せず違法かつ不当であり、損害賠償を求める。	H19.11.19	5	H19.11.30 口頭陳述	① H20.1.9 ② 棄却 ③ 随意契約理由については違法とまではいえない。ただし、随意契約は契約方法の特例方式であり、安易な取扱いと誤解を受けることのないよう等の意見を付ける。	有
滋賀県	近江八幡市	① 市長及び病院事業管理者 ② 病院事業に係る違法な委託料の今後の支出に対する公金差止め請求 ③ 随意契約理由に該当せず、定例市議会にも諮られず違法かつ不当な支出に該当するとして、公金差止め請求を求める。	H19.11.19	5	H19.11.30 口頭陳述	① H20.1.9 ② 棄却 ③ 随意契約理由は、委託業務内容の専門性・特殊性等を考慮すると妥当であり、その後議会で可決された。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
滋賀県	近江八幡市	① 市長 ② PFI事業契約解約に伴う損失補償金等の支払いは、に対する差止め請求 ③ 「事業契約解約合意書」に伴う損失補償金等の支払いは、その算出根拠が不明であること等により支出の差し止めを求める。	H21. 1. 13	3	H21. 1. 23 口頭陳述	① H21. 3. 6 ② 棄却 ③ 損失補償金等の支払について解約損害金が発生することは理解でき、その補償額等も妥当でやむを得ない。	無
滋賀県	守山市	① 市長 ② 職員採用に違法性がある ③ 試験結果の公開、採用取り消し	(H19. 6. 13)	1		① H19. 6. 18 ② 却下 ③ 請求期間の徒過等	無
滋賀県	守山市	① 市長 ② IS014001推進事業への公金支出 ③ 審査登録機関との契約打ち切り、自己宣言方式の採用	(H19. 8. 14)	1		① H19. 8. 21 ② 却下 ③ 違法性・不当性の理由が具体的に示されず	無
滋賀県	守山市	① 市長 ② 補助金の支出が「公益上必要がある場合」に該当しない ③ 補助金要綱の見直し	(H19. 8. 28)	1		① H19. 9. 20 ② 却下 ③ 違法性・不当性の理由が具体的に示されず	無
滋賀県	守山市	① 市長 ② 違法な要綱による補助金の支出 ③ 行政の仕組みの欠陥を明らかにする、再発防止	(H19. 8. 28)	1		① H19. 9. 20 ② 却下 ③ 請求期間の徒過	無
滋賀県	守山市	① 市長 ② 不明瞭な公金の交付 ③ 補助金行政の仕組みの欠陥を明らかにする	(H19. 9. 25)	1		① H19. 10. 15 ② 却下 ③ 請求期間の徒過等	無
滋賀県	守山市	① 市長 ② IS014001推進事業への公金支出 ③ 審査登録機関との契約打ち切り、自己宣言方式の採用	(H20. 2. 25)	1		① H20. 3. 5 ② 却下 ③ 同一人から同一事案の請求	無
滋賀県	守山市	① 市長 ② 補助金の支出が「公益上必要がある場合」に該当しない ③ 補助金要綱の見直し	(H20. 2. 25)	1		① H20. 3. 5 ② 却下 ③ 同一人から同一事案の請求	無
滋賀県	守山市	① 市長 ② IS014001推進事業への公金支出等 ③ 自己宣言方式への切替え等、環境マネジメントシステムの改善	(H20. 4. 1)	1		① H20. 5. 16 ② 却下 ③ 違法性・不当性の理由が具体的に示されず等	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起の有無
滋賀県	守山市	① 市長 ② 地方自治法第232条の2を遵守していない補助金規則・要綱の維持、運用 ③ 地方自治法第232条の2に適合した取り決めの検討	(H20.4.1)	1		① H20.5.16 ② 却下 ③ 違法性・不当性の理由が具体的に示されず	無
滋賀県	守山市	① 市長 ② あらゆる公金の支出 ③ 目的外流用が生じ得ないチェックシステムの確立	(H20.4.1)	1		① H20.5.16 ② 却下 ③ 違法性・不当性の理由が具体的に示されず	無
滋賀県	守山市	① 市長 ② 負担金の支出 ③ 違法な取り決めの見直し	(H20.4.1)	1		① H20.5.16 ② 却下 ③ 違法性・不当性の理由が具体的に示されず	無
滋賀県	守山市	① 市長 ② 財政事情の作成および公表 ③ 財政事情の公表内容を適切にすること	(H20.4.1)	1		① H20.5.16 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	守山市	① 市長 ② 監査委員の選任 ③ 選任基準および手続きの検討	(H20.4.1)	1		① H20.5.16 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
滋賀県	守山市	① 市長 ② 地方自治法の規定に違反した事務事業 ③ 法令に違反していないかどうかの検証、公表	(H20.6.2)	1		① H20.7.25 ② 却下 ③ 違法性・不当性の理由が具体的に示されず	無
滋賀県	栗東市	① 市長 ② 新幹線南びわ湖駅建設のための、DVD作成費用の支出が不適切。 ③ 促進協会計に関する監査を求める。補正予算からの支出を差し止め、支出元である促進協会計に対し市長が賠償するよう求める。	H19.10.10	2		① H19.12.7 ② 一部棄却、一部却下 ③ 促進協会計からの支出は、監査対象ではない(却下)市長の賠償については、支出が違法又は不当な公金の支出に該当しない(棄却)	無
滋賀県	甲賀市	① 市長 ② 委託契約に基づく委託金の支出は違法である ③ 委託金の返還及び使用許可の取り消し	H20.1.10	15		① H20.3.6 ② 一部棄却、一部却下 ③ 当該契約に違法性はない	無
滋賀県	甲賀市	① 市長 ② 委託契約に基づく委託料等の支出は違法である ③ 委託料及び補助金等の返還	H20.4.11	1		① H20.4.28 ② 却下 ③ 当該契約に違法性はない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
滋賀県	甲賀市	① 市長 ② 公有財産処分に関わる市の損害 ③ 市の損害額として弁済を求める	H20. 6. 12	1		① H20. 8. 6 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を欠く	有
滋賀県	高島市	① 市長 ② 委託料の不当な支出 ③ 市長及び関係職員からの全額返還	H19. 7. 4	1	1日 聞き取り	① H19. 8. 31 ② 棄却 ③ 当該契約行為に問題は認められない。	無
滋賀県	豊郷町	① 町長 ② 違法な契約の締結（水道配水管布設工事に対する入札における予定価格の漏洩） ③ 損害賠償請求権がある町に対し請求するよう監査委員に勧告を求める。	H20. 9. 4	7	H20. 9. 19陳述 来庁による	① H20. 10. 6 ② 棄却 ③ 請求理由がないため棄却	無
滋賀県	豊郷町	① 町長 ② 違法な契約の締結（水道配水管布設工事に対する入札における予定価格の漏洩） ③ 損害賠償請求権がある町に対し請求するよう監査委員に勧告を求める。	H20. 12. 12	1		① H20. 12. 22 ② 棄却 ③ 請求理由がないため棄却	有
滋賀県	豊郷町	① 町長 ② 違法な契約の締結（豊郷小学校旧校舎群の耐震工事） ③ 耐震調査費用の返還、耐震壁の設置の取りやめ、工事の中止を求める。	H21. 1. 19	3	H21. 2. 5陳述	① H21. 2. 26 ② 棄却 ③ 請求理由がないため棄却	有
滋賀県	湖北町	① 町長 ② 長浜市・湖北町・虎姫町・高月町・木之本町・余呉町及び西浅井町の廃置分合に伴う情報システム統合経費127,940千円を支出することについて ③ 情報システム統合経費の支出の差し止め	H21. 3. 23	2		① H21. 5. 13 ② 却下 ③ 不当な公金の支出である具体的な事由がなく不適法な請求と判断	無
滋賀県	高月町	① 町長 ② 合併期日を延期せず情報システムの統合経費を執行することは、合併協定書の調整方針にも反し、無謀で適切・正当とはいえない。 ③ 情報システム統合経費の支出の差し止め請求	(H21. 3. 23)	1		① H21. 5. 14 ② 却下 ③ 違法・不当な公金の支出であることを示す具体的な理由がなく、不適切な請求と認められるため。	無
滋賀県	木之本町	① 町長 ② 合併関係予算（電算統合経費） ③ 予算執行の差し止め	H21. 3. 23	1		① H21. 5. 15 ② 不受理却下 ③ 地自法第242条の要件を満たさず	無
計			34件				有 5件 無 29件

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
京都府	京都市	① 教育委員会事務局総務部長 ② 違法不当な公金の支出（中学生に配布するためのジュニア京都検定テキストの購入は学校教育法第21条に違反する。） ③ 教育委員会事務局総務部長に対する損害賠償請求	H19. 4. 3	7	請求人の陳述の聴取：1日	① H19. 6. 1 ② 棄却 ③ 当該テキスト配布の方針に瑕疵があったとは認められず、テキスト購入に係る支出は違法・不当ではない	無
京都府	京都市	① 保健福祉局京都市立病院管理課長、同課職員及び薬剤科部長補佐 ② 違法不当な公金の支出（医療事故に関する照会に対する回答を持参するための出張旅費及び日当の支出は不当である。） ③ 出張職員に対する返還請求又は出張を命じた職員に対する損害賠償請求	H19. 7. 23	1		① H19. 9. 21 ② 棄却 ③ 当該出張に係る旅行命令に違法性はなく、これに基づく旅費及び日当の支出は違法又は不当ではない	無
京都府	京都市	① 元市職員 ② 違法不当な公金の支出（無許可で職員団体に専従していた期間及び不正な休暇を取得していた期間における給与等並びに職員団体に専従していた期間を含む勤続年数を基礎とした退職手当の支出は不当である。） ③ 元市職員に対する返還請求	H19. 7. 23	1	請求人の陳述の聴取：1日	① H19. 9. 21 ② 一部棄却、一部却下 ③ 職員団体に専従していた期間の給与等の支出については請求期間徒過により却下。休暇の取得は不正ではなく、退職手当の支出決定時に勤続期間等について瑕疵があったとは認められず、違法又は不当ではない。	無
京都府	京都市	① 教育委員会事務局総務部長 ② 財産の管理を怠る事実（スチューデントシティ・ファイナンスパーク事業の実施に係る平成18年度の委託契約の履行は不十分で、前金払に係る委託料の減額及び精算を怠っている。） ③ 教育委員会事務局総務部長に対する損害賠償請求	H19. 11. 8	6	請求人の陳述の聴取：1日	① H19. 12. 28 ② 棄却 ③ 当該委託料の減額及び精算の必要はない。	無
京都府	京都市	① 教育委員会事務局総務部総務課長 ② 違法不当な契約の締結及び公金の支出（スチューデントシティ・ファイナンスパーク事業の実施に係る平成19年度の委託契約は、仕様書の作成及び見積書の徴収等が不適切であり、この契約に基づく委託料の支出は違法不当である。） ③ 教育委員会事務局総務部総務課長に対する損害賠償請求	H19. 11. 8	6	請求人の陳述の聴取：1日	① H19. 12. 28 ② 棄却 ③ 当該契約には不適切な事務処理等が認められるが、契約の効力自体への影響はなく、契約締結及びこれに基づく支出は違法又は不当ではない。	無
京都府	京都市	① 市長 ② 違法不当な公金の支出（市が貸与した奨学金の返還金を補助する援助金の一部が無審査で一律に支給され、一部は所得判定判定基準が不合理である。） ③ 平成19年度の支出の差止め	H19. 12. 14	9	請求人の陳述の聴取：1日	① H20. 2. 12 ② 一部認容 ③ 平成19年度予算のうち、平成14・15年度に貸与した奨学金の返還に係る援助金について、支給判定を経ずに申請者全員に支給するための支出負担行為を行わないこと。支給判定基準については、裁量権の範囲を逸脱する違法があるとまでは認められない。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
京都府	京都市	① 前教育長，教育委員会事務局総務部長及び同部総務課長 ② 財産の管理を怠る事実（スチューデントシティ・ファイナンスパーク事業の実施に係る平成18年度の委託契約の履行は不十分で，前金払に係る委託料の減額及び精算を怠っている。） 違法不当な契約の締結及び公金の支出（スチューデントシティ・ファイナンスパーク事業の実施に係る平成19年度の委託契約は，仕様書の作成及び見積書の徴収等が不適切であり，この契約に基づく委託料の支出は違法不当である。） ③ 前教育長及び教育委員会事務局総務部長に対する損害賠償請求 前教育長及び教育委員会事務局総務部総務課長に対する損害賠償請求	H20. 2. 1	11	なし	① H20. 2. 29 ② 一部棄却、一部却下 ③ 平成19年11月8日付け監査請求と同内容のため，同一請求人については却下。その他は改めて監査するまでもなく，理由がない。	有
京都府	京都市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実（平成18年度分の政務調査費のうち目的外使用額の返還請求を怠っている。） ③ 京都市会の会派及び議員に対する返還請求	H20. 3. 31	10	請求人の陳述の聴取：1日	① H20. 6. 27、H20. 8. 26修正 ② 認容 ③ 目的外使用額について，該当の会派及び個人に対し返還を命じるなどの必要な措置を講じること。	無
京都府	京都市	① 保健福祉局子育て支援部長及び同部保育課長 ② 財産の管理を怠る事実（違法不当に支出された保育所運営費等の返還請求を怠っている。） ③ 保健福祉局子育て支援部長及び同部保育課長に対する損害賠償請求、当時の保育所長に対する不当利得返還請求	H20. 4. 17	6		① H20. 5. 19 ② 却下 ③ 請求期間徒過，市の債権発生の根拠の不摘示及び請求対象の不特定により却下。	無
京都府	京都市	① 保健福祉局子育て支援部長及び同部保育課長 ② 財産の管理を怠る事実（違法不当に支出された保育所運営費の返還請求を怠っている。） ③ 保健福祉局子育て支援部長及び同部保育課長に対する損害賠償請求、当時の保育所長に対する不当利得返還請求	H20. 6. 3	2		① H20. 6. 17 ② 却下 ③ 請求期間徒過により却下。	無
京都府	京都市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実（貸与した奨学金の返還金の回収を怠っている。） ③ 平成19年度分の奨学金の借受者に対する返還請求	H20. 6. 5 H20. 6. 6 H20. 6. 11	8		① H20. 7. 11 ② 却下 ③ 債権の存在に係る事実及び債権の管理を怠る事実の摘示並びに事実証明書の提出の欠如	無
京都府	京都市	① 教育委員会事務局総務部総務課長，同課課長補佐，同課総務人事係長・企画広報係長・企画労務係長・担当係長 ② 違法不当な公金の支出（教育委員会事務局職員は帰宅の際にタクシーチケットを不正使用している。） ③ 教育委員会事務局総務部総務課長，同課課長補佐，同課総務人事係長，同課企画広報係長，同課企画労務係長及び同課担当係長に対する損害賠償請求	H20. 7. 11	10		① H20. 8. 7 ② 取下げ ③ 監査範囲を広げて再請求するため	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
京都府	京都市	① 前教育長及び市職員 ② 違法不当な公金の支出（市長選での特定候補者の当選を目的とする図書を購入費等の支出は、地方公務員法及び公職選挙法に違反する。） ③ 前教育長及び市職員に対する返還請求	H20.7.14 H20.7.16 H20.7.25	630	請求人の陳述の聴取：1日	① H20.9.12 ② 一部棄却、一部却下 ③ 請求人の一部については、住民要件を満たさず却下。 当該図書の外形及び内容は公職選挙法に違反するものではなく、その配布についても特定候補者を支持する等の目的をもって行われたことが明らかとはいえず、図書購入契約の締結及び配布に係る経費の支出は違法又は不当ではない。	有
京都府	京都市	① 教育委員会事務局教育次長，教育企画監，総務部長，同部総務課長，同課担当課長，同課課長補佐，同課総務人事係長，同課企画広報係長，同課企画労務係長及び同課担当係長 ② 違法不当な公金の支出（教育委員会事務局職員は帰宅等の際にタクシーチケットを不正使用しており，また，時間外勤務手当を不正取得している。） ③ タクシーチケットの不正使用等をした職員に対する返還請求及び教育委員会事務局総務部総務課長に対する損害賠償請求	H20.8.7	8	請求人の陳述の聴取：1日	① H20.10.9 ② 認容 ③ チケットの基準外使用により支出した庸車料について，使用職員に対する返還請求等及び教育委員会事務局総務部総務課長に対する賠償請求等の措置を講じること。 監査では証拠不十分として基準外使用を認めなかったチケットのうち，調査が困難としたもの以外について調査し，必要な措置を講じること。 1名の職員の平成20年2月分の時間外勤務手当のうち，少なくとも1時間の勤務に対する支給額に相当する金額について，当該職員に返還を請求する等の必要な措置を講じること。	有
京都府	京都市	① 市長 ② 違法不当な公金の支出（条例に基づく各議員に対する費用弁償は，地方自治法第203条に定める「職務を行うため要する費用」には当たらない。） ③ 市長に対する返還請求	H20.9.30	7	請求人の陳述の聴取：1日	① H20.11.28 ② 棄却 ③ 当該条例の規定について，裁量権の範囲を逸脱し，又はこれを濫用したことによる違法性はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
京都府	京都市	① 教育長 ② 違法不当な公金の支出等（教育長は、市外出張の際の市内移動及び帰宅の際にタクシーチケットを不正使用しており、また、専属公用車による自宅送迎は違法不当である。） ③ 教育長に対する返還請求	H20.11.7	3	なし	① H20.12.26 ② 一部棄却、一部却下 ③ タクシーチケットについては、1件を除き請求期間徒過により却下。教育長が市外出張の経路上市内の移動で公用車の代替手段としてタクシーを利用する限り、チケットの使用の制限はない。公用車による自宅送迎については、監査の対象外。	無
京都府	京都市	① 前教育長及び市職員 ② 違法不当な公金の支出（市長選での特定候補者の当選を目的とする図書を購入費等の支出は、地方公務員法及び公職選挙法に違反する。） ③ 前教育長及び市職員に対する返還請求	H20.12.24 H20.12.26	2	なし	① H21.2.19 ② 棄却 ③ 当該図書の外形及び内容は地方公務員法及び公職選挙法に反するものではなく、配布の態様も特定候補者の当選を図りこれを支持する等の目的を伴っていたといえず、図書の購入及び配布に係る経費の支出は違法又は不当ではない。	無
京都府	京都市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実（平成19年度分の政務調査費のうち目的外使用額の返還請求を怠っている。） ③ 京都市会の会派及び議員に対する返還請求	H21.3.24	7	請求人の陳述の聴取：1日	① H21.7.24 ② 認容 ③ 目的外使用額について、該当の会派及び個人に対し返還を命じるなどの必要な措置を講じること。	
京都府	京都市	① 市職員 ② 財産の管理を怠る事実等（虚偽の通勤届により不正に支給された通勤手当の返還請求を怠っており、また、市長が当該職員に対して懲戒処分を発令しなかったことは違法である。） ③ 市が被った損害を補填する措置	H21.3.25	3		① H21.4.23 ② 却下 ③ 一定の事実があることが示されていない。懲戒処分の発令は財務会計上の行為に当たらない。	無
京都府	京都市	① 市長 ② 違法不当な公金の支出（非常勤の行政委員について、条例で月額報酬制を採ることは、その勤務実態に照らし、地方自治法に違反している。） ③ 市長に対する返還請求	H21.3.31	4		① H21.4.9 ② 取下げ ③ 監査請求対象年度を変更して再請求するため	無
京都府	福知山市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 損害賠償請求	H20.5.29	1	H20.6.11口頭による	① H20.7.24 ② 棄却 ③ 強度な違法性を認めず	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起の有無
京都府	福知山市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 損害賠償請求	H21. 2. 27	1		① H21. 4. 28 ② 棄却 ③ 違法行為を認めず	
京都府	宇治市	① 市長 ② 違法な財産管理 ③ 公有地の不法占拠物件の撤去	H19. 6. 12	9		① H19. 7. 19 ② 却下 ③ 事実証明がない	無
京都府	宇治市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 契約の府締結及び市長に対する損害賠償請求	H19. 12. 26	3		① H20. 1. 18 ② 却下 ③ 事実証明がない	無
京都府	宇治市	① 不明 ② 違法な契約の締結 ③ 不明	H21. 3. 27	105		① H21. 4. 22 ② 却下 ③ 期間徒過	無
京都府	城陽市	① 市長 ② 違法な政務調査費の支出 ③ 政務調査費の返還請求	H20. 8. 11	1	H20. 8. 20	① H20. 9. 30 ② 一部認容、一部棄却 ③ 議会会派に返還を求める	無
京都府	城陽市	① 市長 ② 違法な政務調査費の支出 ③ 政務調査費の返還請求	H20. 11. 12	1		① H20. 11. 28 ② 却下 ③ 期間制限徒過	有
京都府	向日市	① 市長 ② 政務調査費の支出 ③ 政務調査費の返還	H19. 7. 11	1		① H19. 8. 30 ② 棄却 ③ 使途基準に反していない	無
京都府	向日市	① 市長 ② 財産区財産の管理を怠っている ③ 法令等に基づく管理	H20. 1. 7	1		① H20. 3. 6 ② 棄却 ③ 前回と同一内容の請求	無
京都府	長岡京市	① 市長、水道事業管理者 ② 違法又は不当な公金の支出（府営水受水） ③ 府営水受水の基本水量給水申込みの変更を求める	H19. 6. 18	1		① H19. 8. 13 ② 棄却 ③ 理由がない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
京都府	長岡京市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（費用弁償） ③ 費用弁償の支給停止を求める		187		① H19. 8. 8 ② 取下げ ③ 要件を具備できない	無
京都府	長岡京市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（費用弁償） ③ 費用弁償の支給停止を求める	H19. 8. 21	72		① H19. 10. 10 ② 棄却 ③ 理由がない	無
京都府	長岡京市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（廃棄物処理手数料） ③ 手数料減免申請の証明をしないよう求める	H20. 1. 24	1		① H20. 2. 8 ② 却下 ③ 要件を具備しない	無
京都府	長岡京市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（廃棄物処理手数料） ③ 手数料減免申請の証明をしないよう求める	H20. 6. 30	1		① H20. 8. 25 ② 棄却 ③ 理由がない	有
京都府	京丹後市	① 市長 ② 旅行業法による登録無しで宿泊斡旋を行っている観光協会に対し、補助金を支出しているのは違法 ③ 補助金返還など違法な支出を改める措置を講ずることを求める	H20. 11. 17	1		① H20. 12. 16 ② 却下 ③ 請求期間経過及び要件を具備していない	有
京都府	南丹市	① 南丹市長及び関係職員 ② 財団法人園部町農業公社への18年度補助金の支出に違法不当がある ③ 財団法人園部町農業公社への平成18年度の支出の返還措置を求める	H20. 1. 31	4	1回 代表による陳述	① H20. 4. 9 ② 棄却 ③ 市民は補助金支出により被害を受けたとはいえ、市長及び関係職員は公社に対し補助金等の返還を求める正当な理由が無い。	有
京都府	木津川市	① 市長 ② 違法又は不当な公金支出（政務調査費） ③ 会派所属議員は月額1万円、無会派議員は月額7千円とすることは違法であり、差額分の返還を求める。	H19. 5. 14	1	H19. 6. 7に証拠提出及び意見陳述	① H19. 6. 21 ② 棄却 ③ 条例は適法に成立しており、これに基づく支出に違法性は認められない。	有
京都府	木津川市	① 市長 ② 違法又は不当な財産処分 ③ 違法、無効な財産の処分、平成19年3月8日に旧木津町が開発事業	H20. 3. 3	1	H20. 4. 11に証拠提出及び意見陳述	① H20. 4. 24 ② 棄却 ③ H19. 3月の協定書は、双方が協議し締結したものであり、法第237条第2項及び木津町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第3条第3号の規定に基づく適法な措置である。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
京都府	木津川市	① 市長 ② 違法又は不当な公金支出（国民健康保険税納税通知書に関する「お詫ごと訂正」の文書発送） ③ 文書発送の支出金824,746円及びこれに係る利子37,801円を補填するよう木津川市長に勧告すること	H20.6.5	1	H20.6.10に証拠提出及び意見陳述	① H20.7.28 ② 棄却 ③ 発送に係る経費支出及びその意思決定等の手続は、何ら違法若しくは不当とする点はない。	無
京都府	木津川市	① 市長 ② 違法又は不当な公金支出（政務調査費） ③ イレブンの会に支出した110万円のうち広報費、日本共産党木津川市議員団に支出した40万円のうち事務費については、政務調査費の目的に合致しない不適切な支出であり、返還を求める	H20.7.14	4	H20.8.11に証拠提出及び意見陳述	① H20.9.8 ② 棄却 ③ 政務調査費の用途は、条例及び規則に照らして、何ら違法又は不当とすべき問題はなく、用途基準から逸脱する支出は存在しない。	無
京都府	木津川市	① 市長 ② 違法又は不当な公金支出（選挙費用） ③ 平成19年4月に執行された木津川市長選挙及び市議会議員選挙において公費支出された選挙運動用ポスターの作成費用、選挙運動用自動車の使用料、燃料代及び運転手報酬について、違法若しくは不当であるので返還を求める。	H20.8.8	5	H20.9.11に証拠提出及び意見陳述	① H20.10.7 ② 棄却 ③ 一部に不適切な支出が確認されたが、既に支払いを受けた印刷事業者、選挙運動用自動車の賃貸借契約の相手方、選挙運動用自動車の燃料供給事業者から市に返金され、損害は回復していることから、市長への勧告はその必要性が消滅した。	有
京都府	木津川市	① 市長 ② 違法又は不当な公金支出（広報編集委員長の報酬に対する月額1万円の加算は違法） ③ 返還を求めるよう勧告すること。	H21.2.12	5	H21.3.19に証拠提出及び意見陳述	① H21.3.31 ② 棄却 ③ 広報編集委員会は条例に基づき設置され、広報編集委員長の報酬は、法第203条に基づき議員報酬条例で明確に規定されている。	無
京都府	木津川市	① 市長 ② 違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実（給水装置工事申込に係る水道事業分担金） ③ 分担金を徴収しないことは違法であるとの勧告及び本件分担金の納入義務者に対して市が納入を求めるよう勧告すること	H21.2.24	4	H21.3.19に証拠提出及び意見陳述	① H21.3.31 ② 却下 ③ 監査結果を決定するまでの間に、本件分担金が納入されたため、勧告を行う理由が消滅した。	無
京都府	精華町	① 町長 ② 違法な公金の支出（不法行為による公金支出金返還請求） ③ 町長に対し、不法行為により得た利益分を相手方に返還請求するよう求める	H21.2.5	1	1回・意見陳述	① H21.4.3 ② 棄却 ③ 当該公金の支出に違法はない	有
計			44件				有 12件 無 30件

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財産（債権）の管理を怠る事実（損害賠償請求権もしくは不当利得返還請求権の行使懈怠） ③ 損害賠償請求権もしくは不当利得返還請求権の行使	H19. 8. 7	3	同一の請求のため、請求人陳述を実施せず。	① H19. 9. 11 ② 一部棄却、一部却下 ③ 別の請求人による従前の請求の対象に包含されるものであり同一の請求と解される	有
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財産（債権）の管理を怠る事実（不正経理等を発生原因とする返還請求権の不行使） ③ 不正支出の返還	H19. 8. 27	13		① H19. 9. 28 ② 却下 ③ 請求対象の特定や具体的な違法不当事由の摘示等がない	無
大阪府	大阪市	① 市長 ② 違法な超過勤務手当の支出 ③ 違法に支出された超過勤務手当相当額及び責任者に支給された管理職手当相当額の返還	H19. 8. 28	6		① H19. 10. 4 ② 却下 ③ 期間徒過に正当な理由は認められない	無
大阪府	大阪市	① 環境局職員 ② 市の財産（市道）の管理を怠っている。 ③ 被害に対する市民への謝罪及び実効力のある再発防止策を講じる等	H19. 9. 12	1		① H19. 10. 4 ② 却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実に該当しない	無
大阪府	大阪市	① ゆとりとみどり振興局長 ② 条例に違反する公園の独占利用等 ③ テニスコートの一般開放及びテニスコートの廃止	H19. 9. 25	1		① H19. 10. 10 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象となる行為等に該当しない	無
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財産（債権）の管理を怠る事実（返還請求権の懈怠） ③ 返還請求権等の行使、条例改正及び条例の遵守	H19. 9. 25	14		① H19. 10. 15 ② 却下 ③ 請求対象の特定や具体的な違法不当事由の摘示等がない	無
大阪府	大阪市	① 市長 ② 違法な不当な給与、手当の支出 ③ 受給職員、責任者らに損害賠償請求権、不当利得返還請求権を行使し返還させる。	H19. 9. 26	12	H19. 10. 22 口頭陳述	① H19. 11. 20 ② 棄却 ③ 総じて超過勤務に必要性がないとまではいえない	無
大阪府	大阪市	① 市職員 ② 財産（債権）管理を怠る事実（不正経理等を発生原因とする返還請求権の不行使） ③ 指定管理者から違法な収益を返還させる為に必要な措置	H19. 10. 11	2		① H19. 11. 6 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の摘示等がなく、事実証明書の添付もない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
大阪府	大阪市	① 市職員 ② 公金の支出あるいは契約の履行 ③ 適正賃料との差額の支払いの差止め	H19.10.22	3		① H19.11.20 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の摘示等がない	無
大阪府	大阪市	① 市職員 ② 外部団体における不正経理 ③ 違法な収益の返還に必要な措置	H19.10.23	16		① H19.11.20 ② 却下 ③ 財務会計上の行為等について具体的な摘示なし	無
大阪府	大阪市	① 市職員 ② 財産(債権)管理を怠る事実(不正経理等を発生原因とする返還請求権の不行使) ③ 指定管理者から違法な収益を返還させる為に必要な措置	H19.11.19	2		① H19.12.13 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の摘示等がなく、事実証明書の添付もない	無
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財産(債権)管理を怠る事実(不正経理等を発生原因とする返還請求権の不行使) ③ 違法な収益の返還に必要な措置	H19.12.12	13		① H20.1.25 ② 却下 ③ 違法不当性を直接根拠づける事実証明書の添付なし	有
大阪府	大阪市	① 市職員 ② 財産(債権)管理を怠る事実(不正経理等を発生原因とする返還請求権の不行使) ③ 指定管理者から違法な収益を返還させる為に必要な措置	H20.1.15	6		① H20.2.14 ② 却下 ③ 財務会計上の行為に当たらず、違法不当性について根拠づける事実証明書の添付なし	無
大阪府	大阪市	① 水道局職員 ② 違法な出張旅費の支出と財産(債権)管理を怠る事実 ③ 違法不当な旅費の返還	H20.2.14	9	H20.3.18 口頭陳述	① H20.4.11 ② 棄却 ③ 違法不当に怠る事実があるとまでは言えない	無
大阪府	大阪市	① 市職員 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 違法不当な支出についての返還	H20.2.18	12		① H20.3.18 ② 却下 ③ 違法不当性を直接根拠づける事実証明書の添付なし	無
大阪府	大阪市	① 市職員 ② 財産(債権)の管理を怠る事実 ③ 返還請求権等の行使等の必要な措置	H20.3.12	6	H20.4.18 口頭陳述	① H20.5.7 ② 棄却 ③ 違法不当な財産(債権)の管理を怠る事実があるとまでは言えない	有
大阪府	大阪市	① 市職員 ② 財産(債権)の管理を怠る事実 ③ 利息を含めた駐車場使用料の徴収	H20.3.14	11	H20.4.11 口頭陳述	① H20.5.7 ② 棄却 ③ 違法不当な財産(債権)の管理を怠る事実があるとまでは言えない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	
大阪府	大阪市	① 市職員 ② 建設業者の水増し請求による違法・不当な補助金の支出 ③ 損害の補填等の措置	H20. 3. 21	13		① H20. 4. 28 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の摘示等がない	無
大阪府	大阪市	① 市職員 ② 財産（債権）の管理を怠る事実（遅延損害金に係る請求権の不行使） ③ 損害賠償請求	H20. 7. 16	4		① H20. 8. 13 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の摘示等がなく、事実証明書の添付もない	有
大阪府	大阪市	① ゆとりとみどり振興局長 ② 公園修繕工事 ③ 修繕工事費の返還	H20. 7. 18	1		① H20. 8. 13 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象となる行為等に該当しない	有
大阪府	大阪市	① 市長及び市職員 ② 財産（債権）の管理を怠る事実（損害賠償請求権あるいは不当利得返還請求権の不行使） ③ 返還請求権の行使等	H20. 7. 25	19	H20. 8. 19 口頭陳述	① H20. 9. 19 ② 棄却 ③ 違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実があるとまでは言えない	無
大阪府	大阪市	① 市職員 ② 地域団体の虚偽の精算報告等による違法不当な補助金の支出（精算） ③ 損害賠償請求権もしくは不当利得返還請求権の行使	H20. 9. 11	13	H20. 10. 9 口頭陳述	① H20. 11. 6 ② 棄却 ③ 違法不当な公金の支出があったとは言えない	無
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財産（債権）の管理を怠る事実（損害賠償請求権あるいは不当利得返還請求権の不行使） ③ 違法に支出された給与等の返還	H20. 10. 10	3	H20. 11. 11 口頭陳述	① H20. 12. 8 ② 棄却 ③ 違法不当な公金の支出があったとは言えない	無
大阪府	大阪市	① 市職員 ② 変更手続を経ず手続上の不備があり、実態上も虚偽の申請に基づく地域団体に対する補助金の支出 ③ 補助金の取消しと返還	H20. 11. 4	14	H20. 10. 9 口頭陳述	① H20. 12. 24 ② 棄却 ③ 補助金全額返還により請求の利益がなくなった	無
大阪府	大阪市	① 建設局職員 ② 書類審査、現場の履行確認を行わず、地域団体になされた助成金の交付決定 ③ 助成金の返還等	H20. 11. 12	8		① H20. 12. 16 ② 却下 ③ 違法不当性の主張を裏付ける事実証明書の添付がない	無
大阪府	大阪市	① 市職員 ② 各種水道統計量の差による市の損害と杜撰な委託内容による違法・不当な契約の締結 ③ 損害額の返還	H20. 11. 17	9		① H20. 12. 24 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の摘示等がなく、事実証明書の添付もない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	
大阪府	大阪市	① 市職員 ② 地域団体の使途について問題がある補助金の支出 ③ 補助金の返還	H20.12.16	12		① H21.1.22 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の摘示等がない	無
大阪府	大阪市	① 市長、市職員 ② 市とWTC社及び金融機関等との間で成立した特定調停に基づく損失補償契約の履行 ③ 損失補償契約の不履行	H20.12.26	10		① H21.1.22 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の摘示等がなく、事実証明書の添付もない	無
大阪府	大阪市	① 水道局職員 ② 各種水道統計量の差による市の損害と杜撰な委託内容による違法・不当な契約の締結 ③ 損害額の返還	H21.1.16	9		① H21.2.18 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の摘示等がなく、事実証明書の添付もない	無
大阪府	大阪市	① 市職員 ② 無料で地域に使用許可されている市有地で徴収した駐車料金と、維持管理費として地域団体に支出された補助金 ③ 違法不当に徴収した駐車料金と補助金の返還	H21.1.30	12		① H21.2.26 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の摘示等がなく、事実証明書の添付もない	無
大阪府	大阪市	① 健康福祉局職員 ② 財産（債権）の管理を怠る事実 ③ 補助金交付の差止めと返還	H21.3.30	8		① H21.4.21 ② 一部棄却、一部却下 ③ 前回請求の対象と同一の債権の管理を怠る事実を対象とするもの	有
大阪府	堺市	① 市長 ② 違法、不当な公金（政務調査費）の支出 ③ 公金の返還請求	H19.5.10	1	H19.6.1 口頭陳述	① H19.6.28 ② 棄却 ③ 違法、不当な支出はない	有
大阪府	堺市	① 市長 ② 違法、不当な公金（補助金）の支出 ③ 公金の返還請求	H19.6.7	1	H19.6.28 口頭陳述	① H19.7.17 ② 却下 ③ 請求者が住所要件を欠く	無
大阪府	堺市	① 市長 ② 違法、不当な（公金）政務調査費の支出 ③ 公金の返還請求	H19.7.12	1	請求人より陳述を行わない申し出あり	① H19.8.30 ② 一部棄却、一部却下 ③ 違法、不当な支出はない	無
大阪府	堺市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出（タクシー乗車券の使用が使用基準に反している） ③ 公金の返還請求	H19.12.6	1	H19.12.27 口頭陳述	① H20.1.31 ② 一部棄却、一部却下 ③ 当該使用に違法性はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
大阪府	堺市	① 市長等 ② 違法な工事契約の締結（指名停止中の業者との随意契約は法令に反する） ③ 工事の進行の差し止め及び公金の支出の差し止め	H20.3.3	9	H20.3.26 口頭陳述	① H20.4.24 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有
大阪府	堺市	① 市長等 ② 違法な工事契約の締結（指名停止中の業者との随意契約は法令に反する） ③ 工事の進行の差し止め及び公金の支出の差し止め	H20.3.17	9	H20.3.26 口頭陳述	① H20.4.24 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無
大阪府	堺市	① 市長 ② 違法な工事契約の締結（唯一の応募者との契約は不当である） ③ 契約の解除	H20.3.31	1	H20.4.22 口頭陳述	① H20.5.13 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有
大阪府	堺市	① 市長 ② 固定資産税等の賦課、徴収を怠っている事実 ③ 怠る事実の是正	H20.5.21	1	H20.6.18 陳述の場を設けたが欠席した	① H20.7.14 ② 棄却 ③ 怠る事実はない	有
大阪府	堺市	① 市長等 ② 違法、不当な財産の処分、管理（特定の図書を廃棄処分し、閲覧・貸出しを制限すること） ③ 不当な処分等の是正、禁止	H20.11.13	28	H20.12.9 口頭陳述	① H20.12.28 ② 棄却 ③ 処分等の事実なし	無
大阪府	堺市	① 市長 ② 固定資産税、都市計画税の賦課、徴収を怠る事実 ③ 怠る事実の是正	H20.11.13	1	請求人より陳述を行わない申し出あり	① H20.12.28 ② 棄却 ③ 怠る事実はない	有
大阪府	豊中市	① 市長、教育長 ② 違法又は不当な債務その他の義務の負担（任期付職員の違法、不当な採用による給与等の負担増） ③ 採用に伴って増大した給与等の市長、教育長による損失補てん	H20.3.14	1	H20.4.4 口頭陳述	① H20.4.28 ② 棄却 ③ 当該採用に違法性、不当性はない	無
大阪府	吹田市	① 市長 ② 財産の処分及び財産の管理を怠る事実 ③ 里道部分の払下げの無効（買戻し）、里道部分の用途について付近住民の意見を求め同意を得る	H19.11.8	4	H19.11.16 口頭陳述	① H19.12.27 ② 棄却 ③ 住民監査請求の対象となる財産の管理に該当しない	無
大阪府	泉大津市	① 監査委員 ② 退職手当不当支払い ③ 退職金の返還を市に対し勧告要求	H20.4.16	2	H.20.4.23 口頭陳述	① H20.5.9 ② 棄却 ③ 支払いは違法性がない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法な政務調査費の支出（共産党） ③ 違法・不当に支出された金銭を市に返還させること	H19. 5. 24	1		① H19. 6. 7 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計行為が特定されていない	無
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法な政務調査費の支出（元気市民） ③ 違法・不当に支出された金銭を市に返還させること	H19. 5. 24	1		① H19. 6. 7 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計行為が特定されていない	無
大阪府	高槻市	① 市長 ② 土地の不正使用 ③ 不当利得の返還または損害補てんの請求	H19. 9. 20	1	H19. 10. 2 口頭陳述	① H19. 11. 15 ② 棄却 ③ 賃借料等を不当に放棄し、市に損害を与えたとまでは言えず、損害の補てんを求める必要性は認められない	無
大阪府	高槻市	① 自動車運送事業管理者 ② 不当な給与・賞与の支払い（交通部） ③ 不当利得とされる給与・賞与を返還させる措置を講ずる	H19. 10. 4	1	H19. 11. 21 口頭陳述	① H19. 12. 27 ② 棄却 ③ 既に返還請求を行っているため、更なる措置の必要性は認められない	有
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法・不当な政務調査費の支出（各党派） ③ 違法・不当な政務調査費を関係者らに返還させる	H19. 10. 26	1		① H19. 11. 16 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計行為が特定されていない	無
大阪府	高槻市	① 市長 ② 補助金の不当交付（特別養護老人ホーム） ③ 補助金の交付決定の取消し、選定のやり直し等の措置を求める	H19. 10. 25	1	H19. 11. 8 口頭陳述	① H19. 12. 21 ② 棄却 ③ 選定は適正に行われていたため、取り消し、やり直しの必要はない	有
大阪府	高槻市	① 市長 ② 行政財産の目的外使用（厚生会館の使用） ③ 占有者に対し不当利得分及び利息の支払を求める	H19. 12. 10	1	H19. 12. 25 口頭陳述	① H20. 2. 6 ② 棄却 ③ 占有し、目的外使用しているとはいえない	有
大阪府	高槻市	① 市長 ② 補助金の不当利得（連合高槻） ③ 補助金の残余・不当利得分の返還請求及び補助の廃止	H19. 12. 10	1	H19. 12. 25 口頭陳述	① H20. 2. 6 ② 棄却 ③ 補助対象経費範囲内の収支であり、損害が発生していない	無
大阪府	高槻市	① 自動車運送事業管理者 ② 違法な行政財産使用許可（バス営業所自販機） ③ 不当利得分及び過料を使用者と連帯して支払うこと	H20. 1. 11	1	H20. 1. 24 口頭陳述	① H20. 3. 6 ② 棄却 ③ 社会通念上の著しい逸脱は認められず、違法な利益供与・経理上の援助とはいえない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の勧告の内容	
大阪府	高槻市	① 市長 ② 不当な給与・賞与の支払い（市長部局の職員の有給での職務免除） ③ 当該職員、違法に許可してきた所属長並びに市長が不当利得及び法定利息を連帯して支払う	H20. 1. 18	1	H20. 2. 1 口頭陳述	① H20. 3. 13 ② 棄却 ③ 職員団体の活動は所定の手続がなされ、人権団体の活動は逸脱しない範囲において任命権者の裁量が認められるため、不当利得とはいえない	有
大阪府	高槻市	① 教育委員会 ② 不当な給与・賞与の支払い（教育委員会の職員の有給での職務免除） ③ 当該職員、違法に許可してきた所属長並びに教育委員会の委員長等が不当利得及び法定利息を連帯して支払う	H20. 1. 18	1	H20. 2. 1 口頭陳述	① H20. 3. 13 ② 棄却 ③ 職員団体の活動は所定の手続がなされ、人権団体の活動は逸脱しない範囲において任命権者の裁量が認められるため、不当利得とはいえない	有
大阪府	高槻市	① 水道事業管理者 ② 不当な給与・賞与の支払い（水道部の職員の有給での職務免除） ③ 当該職員、違法に許可してきた所属長並びに管理者が不当利得及び法定利息を連帯して支払う	H20. 1. 18	1	H20. 2. 1 口頭陳述	① H20. 3. 13 ② 棄却 ③ 職員団体の活動は所定の手続きがなされているため、不当利得を得ているとはいえない	有
大阪府	高槻市	① 市長 ② 不当な政務調査費の支出（各会派） ③ 違法・不当な政務調査費を関係者らに返還させる	H20. 3. 31	1		① H20. 4. 16 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計上の行為が、具体的に特定されていない	有
大阪府	高槻市	① 市長 ② 不当な補助金の支出（JAたかつき） ③ 交付予定の補助金の支出をやめ、交付された補助金相当額を返還させる	H20. 3. 5	1	H20. 3. 17 口頭陳述	① H20. 4. 28 ② 棄却 ③ 補助対象施設に違法性は認められない	有
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法な契約の締結（高槻都市開発） ③ 本件契約の再委託先へ支払った金額を差し引いた差額を賠償させる	H20. 3. 21	1	H20. 4. 4 口頭陳述	① H20. 5. 16 ② 棄却 ③ 合理的裁量の範囲を逸脱した違法なものとはいえ、委託料として妥当でないとまではいえない	無
大阪府	高槻市	① 自動車運送事業管理者 ② 不当な給与の支出（交通部の有給職免） ③ 違法に支給された給与相当額を職員・当時の管理者に請求する	H20. 5. 9	1		① H20. 5. 19 ② 却下 ③ 同一人からなされた請求により既に監査を実施し、結果の通知を行った	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法な工事契約の締結（今城塚古墳の随意契約） ③ 請負代金の支払いの指し止め及び損害賠償の請求	H20.5.12	1	H20.5.30 口頭陳述	① H20.7.8 ② 棄却 ③ 違法・不当な契約とまでは言えず、実質的な損害が発生していると認められない	有
大阪府	高槻市	① 市長 ② 不当な土地の売却（土地開発公社の土地取引） ③ 土地取引で市及び土地開発公社が被った損害相当額を賠償する	H20.6.5	2		① H20.6.24 ② 却下 ③ 土地開発公社の会計は監査できず、また当該行為は1年を経過している	無
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法な補助金の交付決定（児童福祉施設整備等補助金） ③ 補助金の交付決定の取り消し、選定のやり直しなどの措置を求める	H20.6.16	1	H21.7.4 口頭陳述	① H20.8.12 ② 棄却 ③ 交付決定に至った事実関係やその評価が社会通念上著しく妥当性を欠くものとは認められない	無
大阪府	高槻市	① 市長 ② 公用車の不正使用 ③ 公用車の使用者に対し私的な宴会に出席した際の公用車使用料相当額及びガソリン代を損害賠償させる	H20.8.12	1	H20.9.5 口頭陳述	① H20.10.9 ② 棄却 ③ 「私的な宴会」ということはできず、公用車の使用範囲を逸脱した行為とは認められない	有
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法・不当な補助金交付の決定（民間保育所整備費補助金） ③ 補助金交付の停止を求める	H20.9.19	5	H20.10.8 口頭陳述	① H20.11.14 ② 棄却 ③ 補助金の交付決定に違法または不当な点は認められない	無
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法な工事契約の締結（今城塚古墳の随意契約） ③ 請負代金の支払いの差し止め及び損害賠償の請求	H20.10.3	305	H20.10.22 口頭陳述	① H20.11.11 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がなく、当該措置の必要性は認められない	無
大阪府	高槻市	① 市長 ② 公用車の不正使用 ③ 公用車の使用者等に対し公用車使用料相当額及びガソリン代を損害賠償させる	H20.11.17	1		① H20.11.28 ② 却下 ③ 実質的に同一内容の監査請求と見ることができ、一事不再理の原則による	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起の有無
大阪府	高槻市	① 自動車運送事業管理者 ② 行政財産の占有・使用 ③ 行政財産の占有・使用を差止め、土地代相当額、賃貸料相当額については、関係人に対して損害賠償請求する	H20.11.17	1	H20.11.28 口頭陳述	① H21.1.13 ② 棄却 ③ ジム・畑については皆さんの管理とはいえず、管理を怠る事実は認められない。その他については財務会計上の行為とは認められない。労働組合事務所等の貸与は違法・不当な財産管理であるとは認められない。	無
大阪府	高槻市	① 市長、自動車運送事業管理者及び水道事業管理者 ② 非常勤職員への違法な割増報酬の支払い ③ 責任を負うべき職員に対し損害賠償請求あるいは賠償命令する	H20.12.1	2	H20.12.17 口頭陳述	① H21.1.29 ② 棄却 ③ その支給により市が損害を被ったと認めることはできない	有
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法な工事契約の締結（今城塚古墳の随意契約） ③ 請負代金の支払いの指し止め及び損害賠償の請求	H20.12.22	5		① H21.1.13 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がなく、当該措置の必要性は認められない	無
大阪府	高槻市	① 市長 ② 公用車の不正使用 ③ 関係者及び市長個人に対し公用車使用料相当額及びガソリン代を損害賠償させる	H20.12.22	1		① H21.1.13 ② 却下 ③ 具体的に何が違法・不当な財務会計上の行為か、認識できる程度に特定されていない	無
大阪府	高槻市	① 市長 ② 公用車の不正使用 ③ 関係者及び市長個人に対し公用車使用料相当額及びガソリン代を損害賠償させる	H21.1.14	4		① H21.1.21 ② 却下 ③ 具体的に何が違法・不当な財務会計上の行為か、認識できる程度に特定されていない	無
大阪府	高槻市	① 自動車運送事業管理者 ② 行政財産の違法占有・使用 ③ 歴代の管理者及び関係職員、高槻市交通労働組合、関係人に対する損害賠償請求又は不当利得返還請求	H21.1.20	1		① H21.1.28 ② 却下 ③ H20.11.17の監査請求と実質的に同一内容の請求とみることができ、一事不再理の原則により却下	無
大阪府	高槻市	① 自動車運送事業管理者 ② 行政財産の違法占有・使用 ③ 占有・使用を差止め、土地代相当額、賃貸料相当額については、関係人に対して損害賠償請求する	H21.1.20	4		① H21.2.3 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がなく、当該措置の必要性は認められない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
大阪府	高槻市	① 市長 ② 地方自治法違反の行政委員報酬 ③ 勤務実態からして過大な報酬の返還	H21. 2. 24	2	H21. 3. 6 口頭陳述	① H21. 4. 9 ② 棄却 ③ 過大な報酬を得ているとはいえ、違法な支出とは認められない	有
大阪府	守口市	① 市長 ② 政務調査費から支出された中で違法及び不当に支出行為を行ったもの ③ 市長に対し、違法及び不当に支出したものについての返還請求	H19. 8. 7	3	H19. 8. 22 口頭陳述	① H19. 9. 25 ② 棄却 ③ 政務調査費から支出されたものについて違法性はない	無
大阪府	枚方市	① 市長 ② 枚方市仮称第2清掃工場建設工事における談合に伴う違法な契約の締結 ③ 損害賠償請求	H19. 9. 10	8	H19. 10. 11 口頭陳述	① H19. 11. 7 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有
大阪府	枚方市	① 市長 ② 枚方市仮称第2清掃工場建設工事における談合に伴う違法な契約の締結 ③ 損害賠償請求	H19. 9. 13	312	H19. 10. 11 口頭陳述	① H19. 11. 9 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有
大阪府	枚方市	① 市長 ② 南部市民センター新築工事における談合に伴う違法な契約の締結 ③ 損害賠償請求	H19. 9. 18	4	H19. 10. 18 口頭陳述	① H19. 11. 15 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無
大阪府	枚方市	① 市長 ② 談合に伴う違法な契約の締結（枚方市仮称第2清掃工場建設に伴う建築・土木設計委託） ③ 不正な行為による損害賠償請求	H19. 11. 6	5	H19. 11. 28 口頭陳述	① H19. 12. 20 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無
大阪府	枚方市	① 市長 ② 枚方市仮称第2清掃工場建設工事における談合に伴う違法な契約の締結 ③ 損害賠償請求	H19. 12. 10	10	H20. 1. 15 口頭陳述	① H20. 2. 4 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有
大阪府	枚方市	① 市長 ② 仮称枚方市立中央図書館改修工事における談合に伴う違法な契約の締結 ③ 損害賠償請求	H21. 1. 23	6	H21. 2. 23 口頭陳述	① H21. 3. 24 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無
大阪府	茨木市	① 市長・担当課長等 ② 市営住宅入居者に、自動車保場所使用承諾書を無料で発行したことは不法である ③ 承諾書発行に要した費用を賠償させることを求める	H19. 4. 17	4	H19. 5. 15 口頭陳述の場を設けたが欠席となり、陳述書の提出がなされた	① H19. 6. 12 ② 却下 ③ 「自動車保管場所使用承諾書」発行の行為は財務上の行為でない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
大阪府	茨木市	① 市長・担当職員 ② 1者随意契約とした監視カメラの賃貸借契約は違法である ③ 契約に生じた損害金の賠償を求める	H19.7.31	4	H19.8.22 陳述の場を設けたが欠席した	① H19.9.27 ② 却下 ③ 期間徒過による	無
大阪府	茨木市	① 市長・担当職員 ② 道路用地として取得した土地を不法使用させるなど、財産の管理を怠っている ③ 確認した月の使用料相当額を損害額として、その補填を求める	H19.8.14	1	H19.9.26 口頭陳述	① H19.10.12 ② 却下 ③ 財産の管理に当たらない	無
大阪府	茨木市	① 市長 ② 政務調査費の交付に関する条例、規則、内規が違法。適法であるとしても、用途が違法不当。 ③ 会派、議員に損害の補てんさせるよう求める	H20.3.31	7	H20.4.23 口頭陳述	① H20.5.29 ② 一部認容、一部棄却 ③ 一部用途基準に適合しないものなどについて返還を求めるよう勧告	有
大阪府	茨木市	① 市長 ② 政務調査費の交付に関する条例、規則、内規が違法。適法であるとしても、用途が違法不当。 ③ 会派、議員に損害の補てんさせるよう求める	H21.1.27	7	H21.2.20 口頭陳述	① H21.3.27 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	有
大阪府	茨木市	① 市長 ② 違法駐輪の監視人がシルバー人材センターから派遣される理由がなく補助金の違法な流用である ③ 補助金の違法流用として損害の補てんを求める	H21.2.16	1		① H21.3.11 ② 却下 ③ 具体的な事実・違法理由が示されず、監査対象が特定されていない	無
大阪府	茨木市	① 市長・副市長・議案賛成議員 ② 臨時職員への一時金支給に係る損害賠償請求の債権放棄の議決は不法行為である ③ 損害の補てんを求める	H21.3.27	7		① H21.4.30 ② 却下 ③ 議員は監査の対象とはならず、市長等の関与は財務行為に当たらない	有
大阪府	八尾市	① 市長 ② 朝鮮総関連施設等に対する固定資産税及び都市計画税の減免措置 ③ 減免措置の無効確認と過去の徴税措置について市長への勧告	H20.3.26	1	H20.4.3 口頭陳述	① H20.5.13 ② 合議不調 ③ -	有
大阪府	八尾市	① 市長 ② 平成19年度国保料の不納欠損処分 ③ 市長及び担当部長に対する賠償請求	H21.3.23	2	H21.3.30 口頭陳述	① H21.5.1 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
大阪府	泉佐野市	① 市長 ② 違法な公金の支出（旧年度残予算を流用し支出したことの違法性） ③ しかるべき措置を求める	H19.8.10	103	H19.9.11 口頭陳述	① H19.10.1 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
大阪府	泉佐野市	① 市長 ② 違法な公金の支出（指定管理委託料の算定根拠の違法性） ③ 一部委託料の返還請求	H19.10.16	1	H19.10.11 口頭陳述	① H19.11.13 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
大阪府	松原市	① 市長 ② 手当（費用弁償）不正請求（違法又は不当な公金支出） ③ 不正に受給した者に対する返還請求	H21.3.27	1	H21.6.8 請求人からの新たな証拠の提出及び口頭陳述	① H21.6.27 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
大阪府	大東市	① 市長以下、幹部職員、関係した市職員 ② 非常勤職員に対する退職慰労金の支出は給与条例主義に反する違法な公金支出である ③ 返還を求める	H19.10.23	1	H19.11.8 口頭陳述	① H19.12.11 ② 棄却 ③ 当該行為により損害が発生したと認めることはできない	有
大阪府	大東市	① 市長以下、幹部職員、関係した市職員 ② ごみ等の収集業務委託契約は、随意契約で行っており違法・不当なもの ③ 市民に損害を与えているので損害賠償を求める	H20.7.30	1		① H20.8.20 ② 却下 ③ 請求の要件を欠く	有
大阪府	和泉市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 補助金支出に対する返還請求	H20.1.23	1	H20.3.7 口頭陳述	① H20.3.21 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
大阪府	和泉市	① 市長、病院事業管理者、教育委員会 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 非常勤職員への特別報酬支出の返還請求	H20.5.30	1	H20.7.3 口頭陳述	① H20.7.28 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	有
大阪府	和泉市	① 市長、病院事業管理者 ② 財産の管理を怠っている（互助会補給金の合意充当に基づく債権放棄） ③ 互助会への補給金支出の違法確認及び返還請求	H20.10.15	2	H20.11.26 口頭陳述	① H20.12.11 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	有
大阪府	和泉市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 町会館等への不正な補助金の返還請求	H20.12.18	2	H21.1.21 口頭陳述	① H21.2.13 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	有
大阪府	和泉市	① 市長 ② 財産（債権）の管理を怠っている ③ 訓告処分に伴う減額分の賠償請求	H21.2.13	1	H21.3.26 口頭陳述	① H21.4.13 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	
大阪府	箕面市	① 市長 ② 市議会議員選挙の選挙運動用自動車燃料の公費負担分（不当・不正に請求がされている。） ③ 市の支払った公費補助分の返還	H20. 5. 26	2	H20. 6. 20 口頭陳述	① H20. 7. 15 ② 却下 ③ 期間途過	無
大阪府	羽曳野市	① 市長 ② 違法な財産の管理（財産区財産の管理に違法性が認められる。） ③ 職員に対する損害賠償請求	H20. 10. 2	3		① H20. 11. 5 ② 却下 ③ 監査請求の要件を欠いた不適法な請求である	無
大阪府	高石市	① 市長 ② 下水道管布設工事事業未着手に係る契約変更 ③ 変更契約の無効・変更契約に係る支出を返還	H19. 7. 2	1		① H19. 7. 23 ② 却下 ③ 財産的損失が生じるものではない	無
大阪府	高石市	① 市長、教育部長 ② 土地開発公社先行取得用地を市が買い戻す行為 ③ 買い戻しの停止等	H20. 1. 29	1		① H20. 2. 18 ② 却下 ③ 損害額未記載、抽象的	無
大阪府	高石市	① 市長、教育部長 ② 土地開発公社先行取得用地を市が買い戻す行為 ③ 買い戻しの停止等	H20. 2. 20	1		① H20. 3. 31 ② 却下 ③ 監査対象範囲を超える	無
大阪府	東大阪市	① 市長 ② 株式会社Aと締結した再委託契約において、再委託料に見合う業務を提供していない ③ 業者に対する再委託料相当額の返還を求める	H19. 10. 23	4	H19. 11. 1 口頭陳述	① H19. 12. 13 ② 棄却 ③ 本件請求には理由がない（業務を提供していないとはいえない）	無
大阪府	東大阪市	① 市長 ② 平成18年度に支給された政務調査費の支出は、一般人の金銭感覚よりかけ離れて高額で違法である。 ③ 返還を求める	H19. 11. 7	1		① H19. 11. 19 ② 却下 ③ 請求対象外	無
大阪府	東大阪市	① 市長 ② 政務調査費（人件費支出分）について ③ 返還を求める	H19. 12. 7	1	陳述希望なし	① H20. 1. 24 ② 棄却 ③ 違法であるとはいえない	無
大阪府	東大阪市	① 前市長 ② 前市長のタクシー代金について ③ 返還を求める	H20. 1. 31	1		① H20. 2. 18 ② 却下 ③ 請求対象外	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	
大阪府	東大阪市	① 市長 ② 前市長のタクシー代金について ③ 返還を求める	H20. 2. 20	1		① H20. 3. 17 ② 却下 ③ 要件を満たさない（請求書類不備）	無
大阪府	東大阪市	① 市長 ② 政務調査費（広報費）について ③ 返還を求める	H20. 8. 5	1		① H20. 9. 18 ② 却下 ③ 要件を満たさない（違法性、不当性等の証明不十分）	無
大阪府	東大阪市	① 市長 ② 学童保育運営費流用金（目的外使用）について ③ 返還を求める	H20. 10. 7	64	H20. 10. 17 口頭陳述	① H20. 11. 20 ② 棄却 ③ 請求対象外（市に損害をもたらさない）	無
大阪府	大阪狭山市	① 市長 ② 違法・不当な財産の管理 ③ 請求人への謝罪及び慰謝料の支払、違法・不当な財産の管理に対する問責等	H21. 3. 11	1		① H21. 4. 6 ② 却下 ③ 請求人の主張する土地は市の財産ではなく、財務会計上の行為にはあたらない	無
大阪府	阪南市	① 市長 ② 業務委託契約が違法な契約の締結 委託契約金額の支払いの一部が違法な公金の支出 ③ 市長に損害額の返還を求める	H19. 10. 4	1	H19. 10. 17 口頭陳述	① H19. 11. 22 ② 棄却 ③ 当該契約の締結並びに公金の支出に違法性はない	無
大阪府	阪南市	① 市長 ② 市の契約方法及び方針の変更 ③ 市長に対し、市の契約方法及び方針の変更を勧告	H19. 12. 14	4		① H19. 12. 14 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
大阪府	阪南市	① 市長 ② 市長交際費の支出が違法な公金の支出 ③ 市長に支出の返還を求める	H19. 12. 14	4	H19. 12. 20 口頭陳述	① H20. 1. 11 ② 棄却 ③ 当該公金の支出に違法性はない	無
大阪府	豊能町	① 町長 ② 違法な契約の締結 ③ 支出差止め、町長に対する賠償請求	H19. 4. 5	7		① H19. 5. 18 ② 却下 ③ 違法性の摘示を欠く	無
大阪府	豊能町	① 町長 ② 違法な契約の締結 ③ 契約の取消、町長に対する賠償請求	H19. 4. 19	1		① H19. 5. 18 ② 却下 ③ 非財務会計行為	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の勧告の内容	
大阪府	豊能町	① 町長 ② 保険金請求権の行使の違法 ③ 町長に対する賠償請求	H19. 4. 23	5		① H19. 5. 18 ② 却下 ③ 違法性の摘示を欠く	無
大阪府	豊能町	① 町長 ② 違法な契約の締結 ③ 支出差止め、町長に対する賠償請求	H19. 7. 17	1		① H19. 9. 7 ② 却下 ③ 違法性の摘示を欠く	有
大阪府	豊能町	① 町長及び相手方 ② 違法な契約の締結 ③ 町長及び相手方に対する不当利得返還請求	H19. 10. 17	6		① H19. 11. 29 ② 却下 ③ 請求期間徒過	有
大阪府	豊能町	① 町長 ② 保険金請求権の行使の違法 ③ 町長に対する賠償請求	H19. 12. 5	6		① H20. 1. 23 ② 却下 ③ 請求期間徒過	有
大阪府	豊能町	① 町長 ② 違法な契約の締結 ③ 相手方に対する不当利得返還請求	H20. 2. 28	1		① H20. 4. 18 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
大阪府	能勢町	① 町長 ② 固定資産税の評価（山林の固定資産税の評価が適正に行われていない。） ③ 適正な評価額での課税・適正な評価額との差額の損害賠償請求	H20. 4. 30	1	H20. 5. 13 口頭陳述	① H20. 6. 20 ② 棄却 ③ 現行の評価方法について一定の妥当性があると判断できる	無
大阪府	熊取町	① 町長ほか9名 ② 違法な契約の締結 ③ 対象職員への損害賠償請求	H19. 12. 6	2		① H19. 12. 28 ② 却下 ③ 期間経過	無
大阪府	熊取町	① 町長 ② 談合による不当な契約により受けた損害に対して、損害賠償請求を怠る事実 ③ 相手方等への損害賠償請求、工事代金の差し止め	H19. 12. 21	11	H20. 1. 9 口頭陳述	① H20. 1. 18 ② 棄却 ③ 違法、不当に財産の管理を怠る事実には該当しない	無
大阪府	熊取町	① 町長 ② 談合による不当な契約により受けた損害に対して、損害賠償請求を怠る事実 ③ 相手方等への損害賠償請求、町長の減俸	H21. 3. 4	21	H21. 3. 31 口頭陳述	① H21. 5. 1 ② 棄却 ③ 違法、不当に財産の管理を怠る事実には該当しない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
大阪府	太子町	① 町長 ② 違法不当な公金の支出（所定の手続きを経ず支出された補助金は違法である。） ③ 町長に対する損害賠償請求	H19. 6. 22	1	H19. 7. 3 口頭陳述	① H19. 8. 8 ② 棄却 ③ 当該公金の支出に違法性はない	無
大阪府	太子町	① 町長 ② 違法不当な公金の支出（補助金の水増し請求による支出は違法である。） ③ 町長に対する損害賠償請求	H20. 5. 27	1	H20. 6. 11 口頭陳述	① H20. 7. 10 ② 棄却 ③ 当該公金の支出に違法性はない	無
計		130件					有 44件 無 86件
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 違法・不当に財産の管理を怠る事実 ③ 市が土地所有者として所有権移転登記を行うべき	H19. 4. 9	1	H19. 5. 11（請求受理通知に併せて陳述希望の有無を確認）	① H19. 6. 7 ② 棄却 ③ 請求の主張に理由がない	無
兵庫県	神戸市	① 市長・保健福祉局長 ② 違法な公金の支出 ③ 補助金交付の差止め	H19. 5. 31	2		① H19. 7. 26 ② 棄却 ③ 請求の主張に理由がない	無
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 損害の補填及び今後の支出の差止め	H19. 6. 4	6	H19. 6. 21（請求受理通知に併せて陳述希望の有無を確認）	① H19. 8. 2 ② 棄却 ③ 請求の主張に理由がない	無
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 支出した費用の返還及び不足額の補填、今後の支出の差止め	H19. 6. 5	13		① H19. 8. 2 ② 棄却 ③ 請求の主張に理由がない	無
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 損害の補填	H19. 6. 21	7		① H19. 7. 17 ② 却下 ③ 公金支出の具体的な違法性、不当性が示されていない	無
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 支出した費用の返還及び不足額の補填、今後の支出の差止め	H19. 6. 26	30		① H19. 7. 17 ② 却下 ③ 対象が財務会計上の行為ではない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	
兵庫県	神戸市	① 市長・代表監査委員 ② 違法に公金の賦課・徴収を怠る事実、違法な公金の支出 ③ 最高裁判決で確定した損害賠償金を市長個人が支払うよう代表監査委員が訴訟提起すべき。市長による損害賠償請求権の行使及び今後の支出の差止め。	H20. 1. 21	12		① H20. 3. 19 ② 棄却 ③ 請求の主張に理由がない	有
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 不当な財産の取得又は処分 ③ 代替地の提供もしくは同等の条件提示	H20. 1. 31	1		① H20. 2. 18 ② 却下 ③ 市に損害が発生していない	無
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 不当な契約の締結・履行 ③ 損害の補填及び契約の見直し	H20. 3. 11	5	H20. 4. 11 (請求受理通知に併せて陳述希望の有無を確認)	① H20. 5. 8 ② 棄却 ③ 請求の主張に理由がない	有
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 違法・不当に公金の賦課・徴収を怠る事実 ③ 受領した謝礼の納入	H20. 3. 26	5	H20. 4. 25 (請求受理通知に併せて陳述希望の有無を確認)	① H20. 5. 22 ② 棄却 ③ 請求の主張に理由がない	無
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 支出した費用の返還及び今後の支出の差止め	H20. 9. 16	16		① H20. 11. 13 ② 棄却 ③ 請求の主張に理由がない	有
兵庫県	神戸市	① 一般市民(請求者の関係者) ② 違法な公金の支出 ③ 補助金の返還	H20. 11. 26	1		① H20. 12. 17 ② 却下 ③ 対象が財務会計上の行為ではない	無
兵庫県	神戸市	① 土地を管理する職員 ② 違法な公金の支出、違法な財産の管理 ③ 土地の工作物の移動及び排水の排除	H20. 12. 5	1		① H20. 12. 17 ② 却下 ③ 対象が財務会計上の行為ではない	無
兵庫県	神戸市	① タクシーチケットの利用者 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 支出した費用の返還	H21. 1. 30	34		① H21. 2. 12 ② 却下 ③ 対象となる行為が特定されていない	無
兵庫県	神戸市	① 市長・教育長等 ② 違法な公金の支出 ③ 支出した費用の返還及び今後の支出の差止め	H21. 3. 27	16		① H21. 5. 25 ② 棄却 ③ 請求の主張に理由がない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 旧家島町における土地賃貸料について ③ 返還請求	H19. 9. 20	1	陳述会 1日 (概ね1時間)	① H19. 11. 2 ② 却下 ③ 要件不適	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 町内会掲示板補助金の交付 (マンションのエントランスポーチに掲示板を設置する必要性は低い) ③ 不当な公金支出に該当、返納	(H20. 5. 30)	1		① H20. 6. 16 ② 却下 ③ 要件不適	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 姫路市議会交際費の支出 ③ 香料 (高額) 他については不当な支出である。返還	(H20. 6. 16)	1		① H20. 6. 26 ② 却下 ③ 要件不適	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 姫路市議会交際費の支出 ③ 再請求、香料等の返還請求	H20. 7. 16	1	陳述会 1日 (概ね1時間)	① H20. 9. 2 ② 一部棄却、一部却下 ③ 一部は返還されており支出手続に違法性はない	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 太原市友好都市提携20周年訪問に係る経費 (観光目的、不公平な見積入札により落札) ③ 旅行者に返還請求	H20. 8. 4	2	陳述会 1日 (概ね1時間)	① H20. 9. 18 ② 一部棄却、一部却下 ③ 行程は観光行政に反映、見積書、旅費は違法不当な支出にあたらぬ。	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 姫路市議会交際費の支出 ③ 返還請求	(H20. 8. 7)	1		① H20. 8. 22 ② 却下 ③ 要件不適	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 姫路市議会交際費の支出 (再) ③ 返還請求	(H20. 8. 25)	1		① H20. 9. 3 ② 却下 ③ 要件不適	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 姫路市監査委員の交際費について ③ 返還請求	(H20. 8. 27)	1		① H20. 9. 3 ② 却下 ③ 要件不適	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 姫路市監査委員の交際費について (再) ③ 返還請求	(H20. 9. 8)	1		① H20. 9. 12 ② 却下 ③ 要件不適	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 旧家島町における土地売買契約について ③ 契約の不履行、返還請求	H20.11.5	1	陳述会 1日(概ね1時間)	① H20.12.16 ② 一部認容、一部棄却 ③ 賦課されるべき固定資産税額分の補填	有
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 旧家島町の倉庫移転登記費用について ③ 返還請求	(H21.2.6)	1		① H21.2.19 ② 却下 ③ 要件不適	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 旧合併町の倉庫移転登記費用及び海岸保全区域占用許可経費 ③ 返還請求	(H21.3.2)	1		① H21.3.5 ② 却下 ③ 要件不適	無
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出 ③ 議会政務調査費及び利息の返還(不正な使用)	H19.7.13	2	陳述日を指定し、陳述の時間は1時間以内	① H19.8.29 ② 棄却 ③ 請求に理由なし	無
兵庫県	尼崎市	① 市長、法制課長 ② 違法、不当な公金の支出 ③ 住民訴訟において支出した弁護士費用の返還	H19.9.25	1		① H19.10.30 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由なし	有
兵庫県	尼崎市	① 市長、関係局長、人権啓発室長 ② 公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 全額免除している施設使用料、施設使用に係る正当な額の実費弁償金の徴収	H19.10.5	1		① H19.11.28 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由なし	有
兵庫県	尼崎市	① 市長、教育委員会 ② 不当な公金の支出 ③ 新高校建設工事及び工事請負契約締結の停止	H20.2.28	2		① H20.3.17 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の不存在	無
兵庫県	尼崎市	① 市長、関係局長 ② 違法又は不当に公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 全額免除している施設使用料の徴収	H20.4.7	1		① H20.5.15 ② 棄却 ③ 事実誤認で請求に理由なし	有
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法又は不当に公金の賦課徴収を怠る事実(市営グラウンドの使用) ③ 使用料徴収及び夏祭りにおいて取得した寄付金の返還	H20.8.18	1		① H20.9.30 ② 棄却 ③ 請求に理由なし	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の勧告の内容	
兵庫県	尼崎市	① 市長、教育委員会 ② 不当な公金の支出（新高校建設に係る工事請負契約等） ③ 契約の解除及び工事代金の支出停止	H20.11.14	1	陳述日を指定し、陳述の時間は1時間以内	① H20.12.18 ② 棄却 ③ 請求に理由なし	有
兵庫県	明石市	① 市長 ② 違法かつ不当な公金の支出 ③ 市長に対して返還を求める	(H21.3.25)	1		① H21.4.28 ② 却下 ③ 具体性なし	無
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 違法な公費の支出 ③ 市が被った損害金の補填	H19.7.19	1		① H19.8.28 ② 棄却 ③ 市に財産的損害は発生していない	無
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 違法な公費の支出 ③ 相手方への公費返還請求	H19.10.5	6	H19.10.16 請求人5名が来庁し陳述	① H19.11.8 ② 棄却 ③ 支出に違法性は認められない	無
兵庫県	西宮市	① 市長・議長・議会事務局長 ② 違法な公費の支出 ③ 相手方への公費返還請求	(H20.3.25)	1		① H20.5.14 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為ではない	有
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 個人情報の漏洩 ③ 個人情報の削除等	(H20.5.7)	1		① H20.5.23 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 公有財産の違法・不当な管理 ③ 相手方への過料処分	H20.5.30	34	H20.6.12 請求人11名が来庁し陳述	① H20.6.26 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	有
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 公有財産の違法・不当な管理・処分 ③ 公有財産の現状保全	(H20.7.3)	19		① H20.7.17 ② 不受理 ③ 財務会計上の行為ではない	無
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 土地買取希望不提出・住民への不周知 ③ 公有財産の保持・都市計画法32条不同意等	(H20.7.3)	1		① H20.7.17 ② 不受理 ③ 財務会計上の行為ではない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 違法な公費の支出 ③ 相手方への公費返還請求	(H20. 9. 11)	1		① H20. 10. 17 ② 不受理 ③ 請求期間徒過	有
兵庫県	西宮市	① 市長及び補助機関職員 ② 違法な公費の支出 ③ 相手方への公費返還請求	(H20. 10. 6)	1		① H20. 10. 28 ② 不受理 ③ 請求期間徒過	無
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 公有財産の違法・不当な管理・処分 ③ 公有財産の現状保全	(H20. 11. 19)	1		① H20. 12. 17 ② 不受理 ③ 財務会計上の行為ではない	無
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 相手方への公費返還請求・基準の改正	H20. 11. 4	7	H20. 11. 21 請求人6名が来庁し陳述	① H20. 12. 25 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	有
兵庫県	洲本市	① 市長及びその決定を実行した関係者 ② 洲本環境センターにおいて、処理施設の不適切な管理などにより不必要な土壌処分費を発生させた。 ③ 責任者の処罰及び損害額の求償を求める	H21. 3. 4	1	一日間、口頭陳述	① H21. 4. 30 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な公金の支出はない	無
兵庫県	相生市	① 市長 ② 公金の不正な支出 ③ 給料の変換請求	H19. 9. 5	1	H19. 9. 21 証拠の提出及び陳述	① H19. 10. 18 ② 棄却 ③ 請求人の主張は理由がなく、違法な支出ではない。	無
兵庫県	豊岡市	① 市長 ② 違法・不当な予算の計上（地域住民の適正な合意を得ていない。） ③ 事業の遂行中止及び顛末を報告する会の開催	H19. 10. 30	1		① H19. 12. 11 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無
兵庫県	西脇市	① 元市長及び元総務部長 ② 違法な契約の締結 ③ 入札予定価格及び実施額の偽造等の監査請求	(H19. 9. 18)	1		① H19. 11. 7 ② 受理前却下 ③ 期間徒過	無
兵庫県	西脇市	① 元市長及び元総務部長 ② 違法な契約の締結 ③ 入札予定価格及び実施額の偽造等の監査請求	(H19. 10. 29)	1		① H19. 11. 27 ② 受理前却下 ③ 期間徒過	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
兵庫県	宝塚市	① 市長 ② 公用車の私的利用 ③ 市長に対する損害賠償請求	H19. 4. 5	1		① H19. 5. 24 ② 棄却 ③ 不当な支出はなかった	無
兵庫県	宝塚市	① 市長及び議員 ② 違法な政務調査費の支出 ③ 市長または議員に対する損害賠償請求	H19. 8. 17	1		① H19. 10. 5 ② 棄却 ③ 違法な支出はなかった	無
兵庫県	宝塚市	① 市長 ② 不当な契約の履行及び不当な公金の支出 ③ 契約の解除、市長及び相手方に対する損害賠償請求	H19. 11. 28	1		① H20. 1. 21 ② 棄却 ③ 不当な契約の履行及び不当な公金の支出はなかった	無
兵庫県	宝塚市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 市長に対する損害賠償請求	H20. 1. 22	1		① H20. 3. 14 ② 棄却 ③ 不当な支出はなかった	無
兵庫県	宝塚市	① 市長 ② 違法かつ不当な契約の履行及び不当な公金の支出 ③ 市長及び相手方に対する損害賠償請求	H20. 4. 4	1		① H20. 5. 19 ② 却下 ③ 市に損害はなかった	無
兵庫県	宝塚市	① 市長 ② 報酬審議会答申に反する報酬の支払い ③ 市長から総務部長に対する損害賠償請求	H21. 3. 19	1		① H21. 4. 16 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象事項に該当しない	無
兵庫県	宝塚市	① 市長 ② 違法若しくは不当な団体の認定及び公金の支出 ③ 認定の取消及び担当職員に対する損害賠償請求	H21. 3. 23	1		① H21. 4. 30 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な公金の支出はなかった	無
兵庫県	川西市	① 市長、担当部長 ② ビン類回収用コンテナ配布・回収業務を委託しているが、コンテナは住民管理が可能であることから不当な支出である。 ③ コンテナ配布、回収業務の民間委託を廃止もしくは減額。委託料の返還。契約締結方法の是正。	H19. 5. 29	1	1日、口頭陳述	① H19. 7. 12 ② 棄却 ③ 民間委託とすること、契約方法、金額について市長の裁量権の範囲で不当な公金の支出とは言えない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の勧告の内容	
兵庫県	川西市	① 市長 ② 委託により事業者が排出した発泡スチロールを委託により再資源化処理しているのは、産業廃棄物処理法違反である。 ③ 契約方法は是正、委託料の返還	H19.12.12	1	1日、口頭陳述	① H20.2.1 ② 棄却 ③ 市が処理すること、委託契約を随意契約とすることは市長の裁量の範囲内であり、委託料も不当に高額とは言えない。	有
兵庫県	川西市	① 市長 ② プラスチックごみの再資源化委託のうち、一部は焼却ごみとしての収集が可能である。また、使用済ペットボトルを他市に比べ著しく低い価格で売却している。 ③ 損害額の返還、委託料の返還	H20.1.8	1	1日、口頭陳述	① H20.2.25 ② 棄却 ③ 廃棄物の処理方法の選択は市長の裁量の範囲内であり、売却価格も著しく妥当性を欠いたものとは断定できず不当とは言えない。	無
兵庫県	川西市	① 市長、担当部長 ② 家庭系発泡スチロールを高いコストのかかる産廃の発泡スチロールと混ぜて資源化することは不当な公金の支出である。 ③ 正当な金額との差額の返還と不当な処理の是正	H20.2.22	1		① H20.4.28 ② 棄却 ③ 処理方法は不当とは言えず、費用についても市に損害を与えているとは言えない。	無
兵庫県	川西市	① 市長 ② 市内山林の固定資産評価額は適正な時価より著しく低い評価であり、市に損害を与えている。 ③ 適正な課税をするよう是正勧告、適正な課税額との差額を賠償	H20.4.24	5	1日、口頭陳述	① H20.6.16 ② 棄却 ③ 現行の山林評価額が著しく不当であるとする根拠がない	無
兵庫県	川西市	① 市長 ② 皮革協同組合連合会に対する補助金交付は、公益性が認められない不当な公金の支出である。 ③ 補助金の返還	H20.6.17	1	1日、口頭陳述	① H20.8.11 ② 棄却 ③ 補助金の支出は市長の裁量の範囲内である。	無
兵庫県	川西市	① 市長 ② 不燃性廃棄物運搬業務の契約方法・内容、業務の実施方法は違法な契約の締結・履行であり、それに対する支出は違法な公金の支出である。 ③ 契約と支出の差止め、損害額の返還	H20.7.10	11	1日、口頭陳述	① H20.9.1 ② 一部認容、一部棄却 ③ 公金の返還を要するほど違法・不当な契約、支出とは言えないが、業務の方法、履行確認方法等の再点検を行い、効率的な事務執行となっているかの見直しを実施するよう勧告。	有
兵庫県	高砂市	① 市長 ② 違法な給与並びに地域手当の支給 ③ 不当利得返還請求と今後の差し止めの勧告を求める	H19.5.30	6	H19.6.4 請求人出席し、口頭陳述	① H19.7.27 ② 棄却 ③ 違法、不当とはいえない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
兵庫県	高砂市	① 市長 ② 土地賃貸借契約の締結 ③ 賃貸借契約の違法性の是正を求める措置請求	H19. 8. 23	1	H19. 9. 3 請求人出席し、口頭陳述	① H19. 10. 22 ② 却下 ③ 不適法	無
兵庫県	高砂市	① 市長 ② 土地の課税から非課税への変更 ③ 課税から非課税へ変更した理由と根拠を求める	H20. 4. 2	1		① H20. 5. 28 ② 却下 ③ 不適法	無
兵庫県	高砂市	① 市長 ② (1)退職手当組合への負担金支出、(2)勤勉手当に扶養手当を混入し支出、(3)職員専用駐車場賃借料の公金支出 ③ 返還及び損害賠償請求	H20. 4. 18	5	H20. 4. 28 請求人出席し、口頭陳述	① H20. 6. 16 ② 棄却 ③ 違法、不当とはいえない	有
兵庫県	三田市	① 市長及び助役 ② 不当(高額)な賃借料の支払い ③ 過払い賃借料の補填及び未払い分の支払い差し止め	(H19. 5. 10)	3		① H19. 6. 15 ② 却下 ③ 一事不再理により不適法である	無
兵庫県	三田市	① 市長、税務担当者上席 ② 違法又は不当に公金の賦課・徴収を怠る事実 ③ 不作為に対する懲罰及び課税被害の回復	H20. 1. 15	1	日時を設定(概ね30分間)	① H20. 2. 22 ② 棄却 ③ 怠る事実は認められない	無
兵庫県	三田市	① 市長 ② 談合の疑いがある入札の実施 ③ 談合による損害額について建設業者に請求すること	H20. 1. 30	3	日時を設定(概ね60分間)	① H20. 3. 21 ② 棄却 ③ 談合があったとは推認できない	有
兵庫県	加西市	① 市長 ② 公金の賦課(市が有償で賃貸している敷地の無償貸付は違法) ③ 賃貸料を請求すべき	H20. 7. 15	1	2日、通知	① H20. 8. 25 ② 棄却 ③ 協定等手続を行っており、違法、不当な取り扱いではない。	無
兵庫県	加西市	① 市長 ② 公金の支出(政務調査費支出が違法、不当) ③ 市が被った損害額の返還を求める	H20. 12. 8	2	3日、通知	① H21. 1. 30 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金の支出であるとは認められない	無
兵庫県	篠山市	① 市長 ② 違法若しくは不当な公金の支出(非常勤嘱託員にかかる人件費) ③ 請求内容に一部不備があるため補正を求めた		1		① H19. 11. 14 ② 補正期間中取下げ ③	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
兵庫県	篠山市	① 市長 ② 違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実他 1 件 ③ 公有地樹木の切り倒しについてほか他 1 件	H19. 11. 21	1	H19. 12. 5市役所会議室で陳述実施	① H20. 1. 4 ② 一部棄却、一部却下 ③ 当該行為に違法、不当性はない	有
兵庫県	篠山市	① 市長 ② 違法若しくは不当な公金の支出（市議選選挙公報配布費など他 1 件） ③ 市議選選挙公報を投票所入場券と同封せず発送することが予測されるとして、暫定的停止勧告を求める	H20. 3. 14	1	H20. 3. 28市役所会議室で陳述実施	① H20. 4. 30 ② 棄却 ③ 当該行為に違法、不当性はない	無
兵庫県	南あわじ市	① 市長 ② 不当な契約の締結、事業の執行停止 ③ 市長に対する損害賠償請求	H19. 11. 21	7		① H19. 12. 6 ② 却下 ③ 請求者の主観的な考えで具体的な事実に欠ける	無
兵庫県	南あわじ市	① 市長 ② 不法な事業実施 ③ 市長に対する損害賠償請求	H19. 11. 21	6		① H20. 1. 18 ② 棄却 ③ 不法な行為はない	無
兵庫県	朝来市	① 市長、議会議員、監査委員 ② 基金運用における外国債購入 ③ 損益額を市長、議員、監査委員に返還させることを求める	H21. 2. 13	1		① H21. 3. 4 ② 却下 ③ 要件を満たしていない	無
兵庫県	稲美町	① 平成17年8月31日当時の議長 ② 政治倫理調査会報告書は議会発行の印刷物でなく個人のピラである ③ 当時の議長に不当な印刷代を町に返還することを求める	H19. 6. 18	5		① H19. 7. 27 ② 却下 ③ 支払日が1年を経過している	無
兵庫県	稲美町	① 町長及び議長 2 名 ② 部設置条例の改正をせずに 2 名の担当部長を設置している ③ 違法に受取った給料、管理職手当を返還すること並びに任命権者の取消を求める	H21. 2. 2	1		① H21. 3. 3 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
兵庫県	播磨町	① 町長 ② 財産の処分に関すること ③ 土地・建物の無償貸与、譲与を止める請求	H20. 9. 26	1	1 日 直接陳述を聞いた	① H20. 11. 21 ② 棄却 ③ 違法性がなく理由がない	無
兵庫県	新温泉町	① 新温泉町長・湯財産区管理者 ② 違法な執行補助者任用、不当な公金支出・財産管理 ③ 違法確認、執行停止、損害賠償	H19. 4. 18	3	H19. 5. 15 口頭による意見陳述の場を設けた	① H19. 6. 15 ② 合議不調 ③	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
兵庫県	新温泉町	① 新温泉町長・湯財産区管理者 ② 違法な執行補助者任用、不当な公金支出・財産管理 ③ 違法確認、執行停止、損害賠償	H20.4.1	2	H20.4.17 口頭による意見陳述の場を設けた	① H20.5.29 ② 棄却 ③ 手続措置により違法性なし	無
兵庫県	新温泉町	① 新温泉町長・湯財産区管理者 ② 違法な財産処分、公金支出 ③ 契約解除、執行停止	H20.4.14	3	H20.4.30 口頭による意見陳述の場を設けた	① H20.6.9 ② 棄却 ③ 手続措置により違法性なし	有
兵庫県	新温泉町	① 新温泉町長 ② 公金支出 ③ 解体契約締結、予算執行中止	H20.4.14	3	H20.4.30 口頭による意見陳述の場を設けた	① H20.6.9 ② 棄却 ③ 手続措置により違法性なし	有
兵庫県	新温泉町	① 新温泉町長・湯財産区管理者 ② 違法な財産処分 ③ 解体差止め	H20.6.13	3	H20.6.27 口頭による意見陳述の場を設けた	① H20.7.16 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
兵庫県	新温泉町	① 新温泉町長 ② 違法な財産処分 ③ 解体差止め	H20.6.13	3	H20.6.27 口頭による意見陳述の場を設けた	① H20.7.16 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
計			89件				有 23件 無 66件
奈良県	奈良市	① 市長 ② 不当な公金の支出（環境清美工場1号炉減温塔ほか施設点検整備等は業者の設計ミスに起因し市の支払いは不当である。） ③ 業者に対し損害金の返還を請求するとともに炉等無償で取り換えるなど必要な措置を講ずる。	H19.4.11	2		① H19.4.16 ② 却下 ③ 請求期間の経過	無
奈良県	奈良市	① 市長 ② 不当な公金の支出（環境清美工場1号炉各火格子ほか施設点検整備等は業者の設計ミスに起因し市の支払いは不当である。） ③ 業者に対し損害金の返還を請求するとともに炉等無償で取り換えるなど必要な措置を講ずる。	H19.4.11	2		① H19.4.16 ② 却下 ③ 請求期間の経過	無
奈良県	奈良市	① 市長 ② 公金の賦課徴収を怠る事実（住宅新築資金貸付金滞納繰越分元利収入の不納欠損処理分は職員の職務を怠る事実である。） ③ 市長、収入役並びに部長、課長で弁済を求める。	H19.5.17	2		① H19.5.31 ② 却下 ③ 請求期間の経過	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	
奈良県	奈良市	① 市長 ② 不当な公金の支出（環境清美工場3号炉各火格子他施設点検整備等は業者の設計ミスに起因し市の支払は不当である） ③ 業者に対し損害金の返還を請求するとともに炉等無償で取り換えるなど必要な措置を講ずる。	H19.8.20	2	H19.9.5 出頭陳述	① H19.10.9 ② 棄却 ③ 裏付ける証拠はなく業者の不当利得とはいえない。	有
奈良県	奈良市	① 市長 ② 不当な公金の支出（環境清美工場3号炉排ガス施設整備他施設点検整備等は業者の設計ミスに起因し市の支払は不当である） ③ 業者に対し損害金の返還を請求するとともに炉等無償で取り換えるなど必要な措置を講ずる。	H19.8.20	2	H19.9.5 出頭陳述	① H19.10.9 ② 棄却 ③ 裏付ける証拠はなく業者の不当利得とはいえない。	有
奈良県	奈良市	① 市長 ② 違法、不当な契約（土地開発公社が取得している一部の土地が適正価格を著しく上回る価格で取引されている。） ③ 違法な取引がされており、市の再取得を差止める。	H20.11.17	1		① H20.12.11 ② 却下 ③ 監査要件に該当しない。	無
奈良県	奈良市	① 市長 ② 違法、不当な公の施設の管理（指定管理者が、違法に使用料と称して利用者から金員を徴している。） ③ 利用料金の収受を速やかに中止させるか利用料条例を制定し、経理状況を实地調査し施設の適法な管理運営を求める。	H21.1.8	1		① H21.2.2 ② 却下 ③ 監査要件に該当しない。	無
奈良県	奈良市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出（大型ごみ電話受付業務に支払われている特殊勤務手当「大型ごみ業務手当」は違法な支出である） ③ 「大型ごみ業務手当」の支給を直ちに止め、手当の条例、規則等の改正を直ちに行うこと。	H21.3.17	5	H21.4.3 出頭陳述	① H21.5.1 ② 認容 ③ 条例により支給されているが、社会通念上妥当性を欠くものであり、労使間において早急に是正を求める。	無
奈良県	大和郡山市	① 市長 ② 談合の疑いが強い入札が行われ、市は損害を被った ③ 市が被った損害額を請負業者に返還を求める。	H21.2.3	4	16日間 口頭による陳述	① H21.3.30 ② 棄却 ③ 談合が行われた確証が得られなかった。	有
奈良県	橿原市	① 市長 ② 不適切な行政財産管理 ③ 行政財産管理の是正及び駐車場使用許可の取消し	H19.5.28	9	1日、口頭及び書面	① H19.6.29 ② 却下 ③ 財産の管理を怠る事実が消滅した	無
奈良県	橿原市	① 市長 ② 不当な支出 ③ 不当な支出に対する是正措置	H19.9.21	12	1日、口頭及び書面	① H19.11.8 ② 一部棄却、一部却下 ③ 徒過1年に正当な理由なし（却下） 支出は適法かつ合理的（棄却）	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起の有無
奈良県	橿原市	① 市長 ② 市税徴収事務の不作为 ③ 滞納市税の回収	H20. 5. 14	19	1日、口頭及び書面	① H20. 6. 27 ② 却下 ③ 完納により公金の管理を怠る事実を喪失した	無
奈良県	橿原市	① 市長 ② 市税延滞金等の違法・不当な減免事務 ③ 損害額の補填	H20. 12. 3	16	1日、口頭及び書面	① H21. 1. 23 ② 棄却 ③ 逸脱した延滞金減免事務は認められない	有
奈良県	桜井市	① 市長 ② H14. 3に利用価値のない土地を高額（約3, 420万）で購入しているが、現在は塩漬け状態にある。 ③ 市長に対する損害賠償請求	H19. 6. 27	1		① H19. 7. 11 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第2項による要件不備	無
奈良県	桜井市	① 市長 ② 今後15年間にわたる桜井市ごみ焼却施設等の長期運営委託について、焼却炉棟運営管理計画評価検討委員会における審議期間が短く、委員の人選を含めメーカー寄りとなっているため、その報告書に基づき議決した債務負担行為及び市長が行おうとしている長期運営委託契約は全て不当である。 ③ 長期運営委託契約を単年度契約とし、入札・契約方法を見直し、スーパーバイザー制度を導入することを市長に求める。	H19. 11. 27	5	H19. 12. 7監査委員事務局において実施(請求人5人全員が出席)	① H20. 1. 10 ② 棄却(契約方法について付帯意見) ③ 今後施設の維持管理費の増大が预见され、検討委員会の報告についても根拠が認められることから当該契約に違法性があるとは言えない。付帯意見として、契約についてはあらゆる方策をもって検討されたい。	無
奈良県	桜井市	① 市長 ② ごみ焼却炉修繕を随意契約で行ったこと及び適正額を提示できなかったこと(市独自の積算見積額を持たず随意契約を行ったことによる損害が発生した) ③ 契約方法改善・市長に対する損害賠償請求	H20. 3. 31	5	H20. 4. 25監査委員事務局において実施(請求人のうち3人が出席)	① H20. 5. 28 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はなく、請求人が主張する損害賠償額は認定できるものでない。	無
奈良県	生駒市	① 市長、土地開発公社 ② 違法・不当な財産の取得(具体的な計画がないにもかかわらず、東コミュニティ施設の建設用地として市が土地開発公社に高値で土地の先行取得を依頼) ③ (1)当該土地を再鑑定し、取得額との間の差額について前市長に対し損害賠償請求を行うこと、(2)土地再取得の差止め、(3)土地開発公社への無利子貸付けの撤回、(4)保有土地の減損会計を行うこと	H19. 4. 26	2	1日(H19. 5. 9)	① H19. 6. 8 ② (1)(4)却下 (2)(3)棄却 ③ (1)期間徒過 (2)(3)実質的に新たな財産的損害は発生せず、当該土地の取得に違法・不当性は認められない (4)請求の対象外(土地開発公社の会計処理)	有
奈良県	生駒市	① 市長 ② 不当な公金の支出(議会常任委員会の視察は出張報告書に不備があり、視察効果が見られない) ③ (1)出張日当等の返還 (2)出張効果を高めるために各議員が決意表明を行うこと (3)出張報告書を有効に活用すること	H19. 12. 7	1	1日(H19. 12. 18)	① H19. 12. 26 ② (1)棄却 (2)(3)却下 ③ (1)請求人の主観に基づくものにすぎず、出張日当等の支給に不当性は認められない (2)(3)財務会計上の行為ではない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
奈良県	生駒市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出（政務調査費に係る宿泊料を定額支給しており、実費との差額が生ずる） ③ 定額支給分と実費との差額の返還、次年度からの証拠種類の添付と実費支給	H20.1.8	11	1日(H20.1.17)	① H20.2.8 ② 棄却 ③ 定額支給とすることは合理的裁量の範囲内であり、違法・不当性は認められない	無
奈良県	生駒市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出（公金費消事件に関与した元職員への懲戒処分が軽すぎる。） ③ 停職6か月分に相当する退職手当の返還	H20.4.25	1	1日(H20.5.2)	① H20.6.10 ② 棄却 ③ 懲戒処分は懲戒権者の裁量の範囲内であり違法・不当性は認められない	無
奈良県	生駒市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出（公金費消事件に関与した元職員への懲戒処分が軽すぎる。） ③ 停職6か月分に相当する給与・一時金合計額の返還	H20.4.25	1	1日(H20.5.2)	① H20.6.10 ② 棄却 ③ 懲戒処分は懲戒権者の裁量の範囲内であり違法・不当性は認められない	無
奈良県	生駒市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出（公金費消事件に関与した元職員への懲戒処分が軽すぎる。） ③ 停職6か月分に相当する給与の返還	H20.4.25	1	1日(20.5.2)	① H20.6.10 ② 棄却 ③ 懲戒処分は懲戒権者の裁量の範囲内であり違法・不当性は認められない	無
奈良県	生駒市	① 市長 ② 違法・不当な契約の締結（公共下水道測量設計業務入札の際参加指名業者12社による談合が行われた） ③ 落札業者による損害賠償金の支払	H20.5.2	1	1日(H20.5.12)	① H20.6.10 ② 棄却 ③ 談合の事実は認められず、当該契約に違法・不当性は認められない	無
奈良県	生駒市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出（自治会等への自治振興補助金の支出は、自治とは裏腹の作用を生み、公益目的に合致しない。） ③ 自治会等からの当該補助金の返還	H20.5.22	1	1日(H20.6.10)	① H20.7.14 ② 棄却 ③ 公益的な必要性の判断に裁量権の濫用はなく、当該補助金の交付に違	無
奈良県	生駒市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出（自治会長への自治会長活動交付金の支出は、自治とは裏腹の作用を生み、公益目的に合致しない） ③ 自治会長からの当該交付金の返還	H20.5.22	1	1日(H20.6.10)	① H20.7.14 ② 棄却 ③ 公益的な必要性の判断に裁量権の濫用はなく、当該交付金の交付に違法・不当性は認められない	無
奈良県	生駒市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出（自治会等への自治振興補助金の支出は、自治とは裏腹の作用を生み、公益目的に合致しない。） ③ 当該補助金の本年度支出分の差止め	H20.5.22	1	1日(H20.6.10)	① H20.7.14 ② 棄却 ③ 公益的な必要性の判断に裁量権の濫用はなく、当該補助金の交付に違法・不当性は認められない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起の有無
奈良県	生駒市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出（自治会からの要望により交流施設を建設し、当該施設を区分所有とせず使用貸借させている。） ③ (1)施設建設費用の返還 (2)区分所有とし、固定資産税を徴収すること	H20.12.24	2	1日(H21.1.8)	① H21.2.9 ② 棄却 ③ (1)当該施設と一体の迷惑施設の受入等自治会が一定の負担を行っており、利用方法によっては公共性・公益性をもつものであることから、直ちに当該施設の建設は違法・不当とは言えない。(2)当該施設と迷惑施設は一体のものであり、固定資産税を徴収していないことに違法・不当性は認められない	無
奈良県	生駒市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出（市の公文書適正化検討委員会の委員に外部委員を選任する必要はない。） ③ 外部委員3名に支払われた出席謝礼の返還	H21.2.16	1	1日(H21.2.24)	① H21.3.30 ② 棄却 ③ 委員の委嘱は要綱に基づくもので、違法・不当性は認められない	無
奈良県	生駒市	① 市長 ② 不当な公金の支出（公金費消事件に関与した元職員に対し退職金が全額支給されている。） ③ 過大支給分の返還	H21.2.24	1		① H21.3.30 ② 却下 ③ 期間徒過	無
奈良県	生駒市	① 市長 ② 違法な公金の支出（市が新病院基本設計等業務委託契約を緊急性もないまま随意契約した。） ③ 契約の解除、市長による損害額全額の賠償	H21.3.19	1	1日(H21.3.30)	① H21.4.28 ② 合議不調 ③	無
奈良県	香芝市	① 市長 ② H13年度実施公共事業における公金違法支出（公共目的がない） ③ 損害賠償を求める	H20.6.2	1		① H20.6.11 ② 却下 ③ 請求期間を経過した不適切なもの	無
奈良県	香芝市	① 市長外1名 ② 法令の根拠なく同和対策軽減等と称して減免措置を請じた事の違法（H14～18年、固定資産税及び国保料に係る減免） ③ 損害賠償を求める	H20.12.2	1		① H20.12.10 ② 却下 ③ 請求期間を経過した不適切なもの	有
奈良県	宇陀市	① 市長 ② 違法又は不当な財務に関する怠る事実 ③ 委託先の不当利得に対する返還請求	H20.11.18	1	口頭により1日間	① H21.1.16 ② 棄却 ③ 請求人の証拠に証明力がない	無
奈良県	平群町	① 町長 ② 違法又は不当に怠る事実 ③ 住宅新築資金等貸付金の滞納分返還請求	H19.5.11	1	1日・意見陳述	① H19.7.5 ② 却下 ③ 理由がない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
奈良県	平群町	① 町長 ② 違法又は不当に怠る事実 ③ 町営住宅家賃の滞納分返還請求	H19. 8. 10	1	1日・意見陳述	① H19. 10. 5 ② 却下 ③ 理由がない	無
奈良県	平群町	① 町長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 職員採用による給料分返還請求	H19. 8. 31	1	1日・意見陳述	① H19. 10. 26 ② 棄却 ③ 理由がない	無
奈良県	平群町	① 町長 ② 違法又は不当な財産の管理 ③ 土地開発公社地の具体的不利用の利息分返還請求	H19. 9. 5	1	1日・意見陳述	① H19. 11. 1 ② 棄却 ③ 理由がない	無
奈良県	平群町	① 町長 ② 違法又は不当な財産の管理 ③ 教員住宅目的入居者による家賃返還請求	H19. 9. 14	1	1日・意見陳述	① H19. 11. 12 ② 棄却 ③ 理由がない	無
奈良県	平群町	① 町長 ② 違法又は不当な財産の管理 ③ 町営住宅の無許可増改築による家賃返還請求	H20. 4. 2	1	1日・意見陳述	① H20. 5. 30 ② 棄却 ③ 理由がない	無
奈良県	平群町	① 町長 ② 違法又は不当な財産の処分 ③ 町有地を売却予定価格より安価差額分の返還請求	H20. 6. 3	3	1日・意見陳述	① H20. 7. 30 ② 棄却 ③ 理由がない	有
奈良県	平群町	① 町長 ② 違法又は不当な財産の管理 ③ 印刷機の無償使用した補助団体の補助金請求	H20. 7. 30	1	1日・意見陳述	① H20. 9. 26 ② 棄却 ③ 理由がない	無
奈良県	平群町	① 町長 ② 違法又は不当な財産の管理（町管理駐車場使用料） ③ 地元管理委託で不当収益分返還請求	H20. 10. 10	1	1日・意見陳述	① H20. 12. 8 ② 棄却 ③ 理由がない	無
奈良県	平群町	① 町長 ② 違法又は不当な契約の締結履行 ③ 町有地を売却際不当な鑑定による賠償請求	H20. 11. 17	4	1日・意見陳述	① H20. 12. 24 ② 棄却 ③ 理由がない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起の有無
奈良県	平群町	① 水道事業管理者（平群町長） ② 違法又は不当に公金の徴収 ③ 水道料金滞納整理の職務怠慢による未納額返還請求	H21. 2. 6	1	1日・意見陳述	① H21. 4. 3 ② 一部認容 ③ 平群町水道料金等滞納整理事務取扱要綱を遵守した徴収業務を行うに必要な措置をH21. 10. 2まで講じる。	無
奈良県	三郷町	① 町長（支出責任者）・高山自治会長 ② 高山自治会に対する業務委託料支出 ③ 損害補填等の適切な措置	H20. 11. 17	4	H20. 11. 26 口頭陳述	① H21. 1. 9 ② 棄却 ③ 違法性はない	有
奈良県	上牧町	① 町長及び土地開発公社理事長 ② 土地開発公社保有地の違法かつ不当な契約の締結行為 ③ 違法かつ不当な契約行為による損害賠償の請求	H21. 1. 21	1	1日	① H21. 2. 20 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でないもので不適法である。	無
奈良県	王寺町	① 町長 ② 町が自治連合会に支出した平成18年度補助金、並びに平成19年度補助金 ③ 町長に対する損害賠償請求、補助金支払差止め請求	H19. 5. 1	2	H19. 6. 5 口頭陳述会開催	① H19. 6. 28 ② 一部棄却、一部却下 ③ 当該補助金について違法性はない	有
奈良県	王寺町	① 町長 ② 社会福祉協議会等が土地開発公社に行った貸付を中止させるとともに損害額の賠償を求める ③ 町長に対する損害賠償請求	H20. 4. 7	1		① H20. 5. 7 ② 却下 ③ 地自法242条の要件に該当しない	無
奈良県	王寺町	① 町長 ② 土地開発公社へ先行取得を依頼した代替地の買入価格は不当に高く、これを基に売価設定を求める。 ③ 町長に対する措置要求	H20. 7. 4	1		① H20. 8. 1 ② 却下 ③ 地自法242条の要件に該当しない	無
奈良県	王寺町	① 町長、教育長 ② 町が神社から旧参道（小学校用地）を購入した必要性は認められない ③ 町長、教育長に対する代金返還請求する措置の要求	H20. 8. 29	1		① H20. 9. 26 ② 却下 ③ 地自法242条の要件に該当しない	有
奈良県	大淀町	① 町長 ② 違法・不当な公金の賦課（課税原則を変更したことは租税公平主義に反する） ③ 町長・関係職員の責任及び損害に対する弁償	H20. 10. 14	1	請求人に陳述の機会を与えたが、陳述は行わない旨の申し出により未実施	① H20. 12. 10 ② 一部認容、一部棄却 ③ 課税原則の変更により違法性はない（棄却）地積の減少により税額が減少する土地についても、地積調査成果を反映させるために必要な措置を講じること（勧告）	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
奈良県	下市町	① 町長 ② 道路敷地の不法占拠により、一般交通に支障をきたしている ③ 行政財産の管理を怠る事実の是正措置を請求	H19.12.10	1	H20.1.10 口頭	① H20.2.5 ② 棄却 ③ 本請求に関する事実は認められない	無
計		52件					有 11件 無 41件
和歌山県	田辺市	① 教育委員会（学校教育課長）、市（契約課長） ② 冊子の印刷製本の落札業者決定後に仕様の変更を行い、変更増額分を旧田辺文化高等専修学校育友会会計から支払ったのは教育委員会と業者の官製談合ではないか。 ③ 教育委員会と市の違法かつ不公平な入札事務の防止と、競争入札制度への不見識な行政感覚の是正	H20.3.31	1	1日間 聴取	① H20.5.20 ② 棄却 ③ 冊子の発注事務は、田辺市契約規則の規定に基づき適正に処理されている。また、談合に結びつく事実は確認できなかった。	無
和歌山県	田辺市	① 市職員 ② 職員（当時の中辺路町職員）が、H12.7.21に廃棄物を投棄した際、私有地に無断で推定5千㎡の廃棄物を投棄した。 ③ 請求者の所有地に無断で投棄した物の撤去を請求。	H20.9.30	1		① H20.10.21 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第2項の規定及びただし書の要件も具備していない。	無
和歌山県	那智勝浦町	① 町長 ② 町有財産地賃貸契約企業との契約解除により、当該企業に返還金を支払った件 ③ 返還金支払は不当であるため町への返還を求める。	H20.11.18	1	20.11.28（1日間） 聴取	① H20.12.18 ② 棄却 ③ 公金支出に違法性、不当性は見つからない。	無
計		3件					有 0件 無 3件
島根県	松江市	① 市長ほか関係機関 ② 違法・不当な土地建物取得契約の締結（不当に高額であり、適地でもなく、住民合意もない。） ③ 違法・不当な財産取得の是正	H19.12.3	1		① H19.12.12 ② 却下 ③ 請求期間経過のため不適法	無
島根県	松江市	① 市長 ② 違法・不当な補助金支出（補助金支出が親族への間接的な利益提供） ③ 補助金の返還請求	H20.4.30	1		① H20.5.9 ② 却下 ③ 請求期間経過のため不適法	無
島根県	松江市	① 市長 ② 6会派に支給した政務調査費の不当利得額の返還 ③ 不当利得額の返還請求	H20.12.18	1	H21.1.7に請求に係る証拠の提出と陳述の機会を与えた	① H21.2.13 ② 棄却 ③ 不当利得とは認められないため	有
島根県	松江市	① 市長 ② 違法・不当な市議会政務調査費返還請求の怠り ③ 政務調査費の不当利得部分の返還に必要な措置	H20.12.18	1	平成21年1月7日に請求に係る証拠の提出と陳述の機会を与えた	① H21.2.13 ② 請求棄却 ③ 不当利得とは認められないため	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
島根県	斐川町	① 斐川町監査委員 ② 出雲市消防本部出雲消防署斐川出張所消防庁舎の改築工事を行った際、入札及び契約に基づく支出に違法とみられる行為があった。 ③ 消防庁舎改築工事に係る支出を前町長等に対し、損害賠償させることを求めた。	H19.10.25	10	期間：H19.10.31 方法：聴取	① H19.12.17 ② 棄却 ③ 入札手続上の瑕疵はあるが、制限付き一般競争入札の要件は満たしており、無効とは言えない。また、町に損害は生じていない。	無
計		5件					有 2件 無 3件
岡山県	岡山市	① 市長 ② シルバー人材センターへの運営費貸付金 ③ 支出差し止め請求	H19.11.26	1 法人	H19.12.12. 口頭及び文書	① H19.12.18 ② 棄却 ③ 違法性なし	有
岡山県	岡山市	① 市長及び担当局長 ② シルバー人材センターへの補助金 ③ 返還請求	H20.3.11	1 法人	H20.4.10 口頭及び文書	① H20.5.2 ② 棄却 ③ 違法性なし	有
岡山県	岡山市	① 支所産業建設課長 ② 農地法第5条の許可なしに田の一部を市へ所有権移転し、公衆用道路用地として寄附受納を受けた行為 ③ 土地の分筆、所有権移転登記費用等の損害補填を求める	H20.6.13	1		① H20.7.22 ② 却下 ③ 期間経過	無
岡山県	岡山市	① 支所総務課長 ② 公衆用道路用地として寄附をうけた土地の一部が集会所用地となっており、集会所用地は地元自治会の所有物件と支所が認識している ③ 所有権移転差し止め請求	H20.9.8	1		① H20.10.30 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
岡山県	岡山市	① 支所総務課長 ② 農地法第5条の許可なしに田の一部を市へ所有権移転し、市は公衆用道路の形状で寄附を受けた後も公有財産台帳上「田」で普通財産として管理している ③ 公有財産の維持管理を怠っているため適正な手続きを求める	H20.11.25	1	H20.12.25 口頭及び文書	① H21.1.22 ② 一部棄却、一部却下 ③ 却下：住民監査請求対象外 棄却：違法性なし	無
岡山県	倉敷市	① 倉敷市長 ② 違法な財産管理 ③ 市長に対する不法占拠期間の損害賠償請求	H19.6.28	1		① H19.7.6 ② 却下 ③ 提出書類に不備がある	無
岡山県	倉敷市	① 倉敷市長 ② 違法な公金の支出(行政視察に要した政務調査費の使途) ③ 市長及び相手方に対する損害賠償請求	H19.9.20	1		① H19.10.23 ② 却下 ③ 財務会計上の行為に該当しない等	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
岡山県	倉敷市	① 倉敷市長 ② 違法な公金の支出(団体に対する市補助金) ③ 市長及び相手方に対する損害賠償請求	H20. 8. 27	2		① H20. 9. 16 ② 却下 ③ 期間途過等による	有
岡山県	津山市	① 市議会議員 ② 政務調査費の目的外使用 ③ 政務調査費の目的外使用分を返還させる措置請求	H19. 9. 10	2	陳述の機会を付与したが辞退された。	① H19. 11. 6 ② 棄却 ③ 政務調査費の使用について違法性及び不当性はない。	無
岡山県	津山市	① 市長 ② 土地開発公社に対する違法な損失補償の意思表示 ③ 違法な損失補償の意思表示の差止請求	H20. 8. 11	1	H20. 8. 26に陳述聴取を行った。	① H20. 9. 30 ② 却下 ③ 当該事実が「相当の確実さをもって予測される」には具体性に欠ける。	無
岡山県	津山市	① 市長 ② 違法な支出（任意協議会への負担金支出に係るもの） ③ 支出した負担金の返還請求	H20. 11. 21	486	H20. 11. 30に陳述聴取を行った。追加証拠の提出がされた。	① H21. 1. 19 ② 棄却 ③ 任意協議会の設置に違法性はなく、負担金支出においても違法性及び不当性はない。	無
岡山県	玉野市	① 玉野市市議会議員 ② 違法・不当な政務調査費の取得 ③ 違法・不当に取得している政務調査費の返還	(H19. 7. 5)	1		① H19. 7. 24 ② 却下 ③ 請求人は、住民としての適格要件を欠いていると判断したため。	無
岡山県	玉野市	① 玉野市市議会議員 ② 違法・不当な政務調査費の取得 ③ 違法・不当に取得している政務調査費の返還	H19. 8. 21	1	1日 議会事務局職員立会のもと陳述会を開催	① H19. 9. 25 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はなく、本市に損害は生じていない。	無
岡山県	玉野市	① 玉野市市議会議員 ② 違法・不当な政務調査費の取得 ③ 違法・不当に取得している政務調査費の返還	H20. 3. 28	6	1日 議会事務局職員立会のもと陳述会を開催	① H20. 5. 23 ② 認容 ③ 不当利得と判断した政務調査費について返還を勧告した。	無
岡山県	高梁市	① 建設課長、建設課長補佐、建設課管理係長 ② 市道の不法占用 ③ 市道の現状回復	H19. 4. 25	1		① H19. 6. 1 ② 却下 ③ 必要な措置については既に執行済	無
岡山県	高梁市	① 建設課長補佐 ② 財産管理の怠り ③ 補修を求める	H19. 12. 6	1		① H19. 12. 18 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でないため	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の勧告の内容	
岡山県	高梁市	① 建設課長 ② 違法な契約の締結 ③ 是正措置	H20. 3. 12	1		① H20. 3. 26 ② 却下 ③ 期間経過による	無
岡山県	高梁市	① 建設課長、建設課長補佐、元建設課長補佐 ② 市道管理の怠り ③ 工事請負代金相当額の返還、舗装修復工事	H19. 8. 3	1		① H19. 8. 23 ② 取下げ ③ 補正のため	無
岡山県	高梁市	① 建設課長、建設課長補佐 ② 不必要な工事の施工 ③ 舗装工事請負代金相当額の返還	H20. 10. 14	1	H20. 12. 3 市の取扱方針による	① H20. 12. 10 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でないため	無
岡山県	備前市	① 市長 ② 業務委託契約の締結 ③ 支出した公金の返還措置要求	H20. 9. 26	6		① H20. 11. 21 ② 却下 ③ 請求期間の徒過	無
岡山県	備前市	① 市長 ② 業務委託契約に係る公金の支出 ③ 支出した公金の返還措置要求	H20. 9. 26	6	1日、口頭	① H20. 11. 21 ② 却下 ③ 対象行為の不特定	無
岡山県	赤磐市	① 市長 ② 市議会議員に交付した政務調査費・使途基準や取扱基準に違反した支出 ③ 使途基準に反して違法支出した公金の返還を求める	H19. 12. 6	1	1回、口頭意見陳述	① H20. 1. 30 ② 一部認容 ③ 条例の規定により対象外と判断し、市長に対し当該議員に返還請求するよう勧告した。	無
岡山県	赤磐市	① 市長 ② 市議会議員に交付した政務調査費・領収書の不正と対象年度外の支出 ③ 違法な支出について 金員を赤磐市会計へ返還させる措置を講ずることを求める。	H20. 4. 16	2	無(辞退)	① H20. 6. 2 ② 一部認容 ③ 条例の規定により対象外と判断し、市長に対し当該議員に返還請求するよう勧告した。	無
岡山県	和気町	① 町長 ② 河川公園休憩所に係る管理委託契約について ③ 損害賠償の請求	H19. 5. 1	1	H19. 5. 9	① H19. 6. 8 ② 棄却 ③ 財務会計上の損益が認められない	無
岡山県	和気町	① 町長 ② 入湯税に係る延滞金について ③ 損害賠償の請求	H19. 9. 4	1	H19. 10. 9	① H19. 10. 18 ② 棄却 ③ 財務会計上の損益が認められない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
岡山県	和気町	① 町長 ② 公共用地の土地占用について ③ 使用料の請求	H20. 1. 30	1	H20. 2. 6	① H20. 3. 4 ② 一部認容 ③ 町長に対して損害額を請求するよう勧告	無
岡山県	新庄村	① 職員 ② 会計管理者、住民福祉課長に関する措置要求 ③ 違法、不当に支出した公金の返還を求める。	H19. 5. 1	1	1日意見陳述	① H19. 6. 20 ② 棄却 ③ 村に損害をもたらさない行為は住民監査請求の対象にならない	無
岡山県	鏡野町	① 町長 ② 違法な公金の支出 ③ 協議会への負担金の返還請求の要請	H20. 11. 21	633	H20. 12. 21 意見陳述会の開催	① H21. 1. 19 ② 棄却 ③ 規則に則り正確に行われており、是正すべき事由は認められない	無
岡山県	勝央町	① 監査委員 ② 津山ブロックごみ処理広域化対策協議会に対する負担金の支出 ③ ごみ処理施設建設に係る業務の執行停止を求める。	H20. 11. 21	24		① H21. 1. 16 ② 却下 ③ 監査請求の対象外	無
岡山県	西栗倉村	① 村長 ② 指定管理者の指定、協定 ③ 貸付金は違法支出、指定管理の解除	H19. 12. 7	1	H19. 12. 21直接口述による	① H20. 2. 1 ② 棄却 ③ 貸付でないこと、指定解除に当たらない	無
岡山県	西栗倉村	① 村長 ② ゴミ処理協議会への支出 ③ 違法な協議会へ支出した負担金の返還請求をせよ	H20. 11. 21	1	H20. 12. 15～H20. 12. 26陳述書提出による	① H21. 1. 16 ② 棄却 ③ 監査対象外	無
計			31件				有 4件 無 27件
広島県	広島市	① 議会事務局総務課長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 損害賠償請求、制度改善	H19. 6. 29	14		① H19. 7. 12 ② 取下げ ③ 再請求のため	無
広島県	広島市	① 議会事務局総務課長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 損害賠償請求、制度改善	H19. 7. 26	20	H19. 8. 7 口頭陳述・公開	① H19. 9. 21 ② 認容 ③ 違法・不当な支出の合計額の返還	無
広島県	広島市	① 市長 ② 特命随意契約による違法・不当な契約 ③ 一般競争入札による契約	H20. 4. 4	1	H20. 4. 23 口頭陳述・非公開	① H20. 4. 24 ② 却下 ③ 契約締結済のため不適法	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	
広島県	広島市	① 市長 ② 不当な契約 ③ 契約解除と再入札	H20. 4. 4	1	H20. 4. 23 口頭陳述・非公開	① H20. 5. 21 ② 棄却 ③ 請求に理由がないため	無
広島県	広島市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 損害賠償請求	H20. 4. 14	1		① H20. 5. 14 ② 取下げ ③	無
広島県	広島市	① 区役所建築課長ほか ② 不当な財産管理 ③ 制度改善と管理人の解嘱	H21. 1. 29	1	H21. 2. 10 口頭陳述・非公開	① H21. 3. 23 ② 棄却 ③ 請求に理由がないため	有
広島県	呉市	① 市長 ② 港湾施設の不法占有に係る財産の管理を怠る事実 ③ 市が被った損害額の支払	H20. 4. 1	1	H20. 4. 25	① H20. 5. 26 ② 棄却 ③ 財産の管理を怠る事実に該当しない。	無
広島県	呉市	① 市長 ② 合併による市と自治会の契約に基づく集会所の管理の正当性 ③ 契約の無効性、修繕費の不当性	(H20. 8. 26)	1		① H20. 9. 12 ② 却下 ③ 市に損害をもたらすものでない。	無
広島県	呉市	① 港湾管理課長 ② 港湾施設の管理瑕疵に係る違法な公金の支出 ③ 市が被った損害額の支払	H20. 10. 7	1	H20. 10. 28	① H20. 11. 7 ② 棄却 ③ 修繕料の支出により、市に損害を与えていない。	無
広島県	竹原市	① 議長、議会だより編集委員会委員長 ② 議会だよりへの不適切な記事掲載 ③ 記事の訂正及び議会だより発行経費の損害賠償請求	H20. 6. 5	1	H20. 6. 10 面談による意見陳述	① H20. 6. 30 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない。また、請求対象者が誤りである。	無
広島県	三原市	① 市長 ② 不当な公金の支出（不要な土地の測量・分筆） ③ 市長に対する損害の補填請求	(H19. 12. 11)	1		① H20. 1. 29 ② 却下 ③ 請求期間経過	無
広島県	三原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実（損害賠償請求権の未行使） ③ 相手方に対する損害賠償請求権の行使	H20. 4. 22	2	H20. 5. 20 面前	① H20. 6. 17 ② 棄却 ③ 財産の管理を怠っているとは言えない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
広島県	尾道市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 町内会活動費補助金の一部返還	H19. 4. 27	1	H19. 5. 8 請求要旨の説明	① H19. 6. 21 ② 棄却 ③ 主張に不当とする理由がない	無
広島県	尾道市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 政務調査費の不当な支出の損害補填	H19. 7. 3	1		① H19. 7. 26 ② 却下 ③ 事実証明の不備	無
広島県	福山市	① 市長及び副市長 ② (1)違法な工事の実施(2)違法・不当な工事契約の締結による公金の支出(3)工事による文化財の破壊 ③ (1)工事の中止及び計画の全面撤回(2)市長及び副市長に対する公金の返還(3)破壊された文化財の復元	H20. 6. 26	3	H20. 7. 17(口頭)	① H20. 8. 22 ② (1)(2)棄却 (3)却下 ③ (1)(2)違法性がない (3)財務会計上の行為又は怠る行為とは認められない	無
広島県	府中市	① 市長 ② 違法・不当な工事請負契約（総合評価落札方式による条件付一般競争入札） ③ 契約の解消	H19. 6. 5	6	H19. 7. 2意見陳述文書通知による	① H19. 8. 1 ② 棄却 ③ 当該発注形態の対象工事であり請求の理由がない	無
広島県	府中市	① 市長 ② 違法・不当な土地取得（土地開発公社による先行取得） ③ 買戻しの差止め	H19. 6. 6	2	H19. 7. 4意見陳述文書通知による	① H19. 8. 1 ② 一部認容（勧告なし） ③ 買戻しの再議決が必要と認めたが、市長が必要な措置を講じる予定なので勧告なし	無
広島県	府中市	① 市長 ② 違法・無効な協定書（ごみ処理協力金を含む指定ごみ袋製造納入） ③ 協定の解除	H19. 8. 23	6		① H19. 10. 5 ② 却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実に該当しない	無
広島県	府中市	① 市長 ② 河川改修工事（河川環境保全の目的でない）と道路改良工事（河川を道路敷地に） ③ 治水を基本とした河川整備工事と適法な道路改良工事の実施	H19. 10. 1	6	H19. 11. 2意見陳述文書通知による	① H19. 11. 28 ② 却下 ③ 財務会計上の財産管理行為に該当しない	無
広島県	府中市	① 市長及び健全化計画策定委員長（副市長） ② 違法・不当な土地の買戻し（土地開発公社が先行取得） ③ 土地売買代金のうち増額分の返還、経営健全化計画策定委員長に対する損害賠償請求及び市と公社に対する国税・地方税の納付勧告	H19. 12. 6	6	H20. 1. 10意見陳述文書通知による	① H20. 2. 1 ② 棄却 ③ 事務費・利息は損害でなく、個々の売買契約に違法性なし。健全化計画と因果関係はなく、国税等は非課税	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
広島県	府中市	① 市長 ② 違法・不当な市道改良 ③ 原状回復措置（私有地の買収が未済）	H20.9.2	2		① H20.9.24 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象行為に該当しない。	無
広島県	府中市	① 市長 ② 違法な公金の収納（ごみ処理協力金）、不当な負担軽減策及び指定ごみ袋価格の値上げ ③ 適正な収納措置の勧告、負担軽減策の改善措置及び増額差止め措置	H20.9.29	5	H20.10.21意見陳述文書通知による	① H20.11.26 ② 棄却 ③ 協力金の収納・減免は適正であり、ごみ袋価格の値上げは事情変更の原則を具体化したものである	無
広島県	府中市	① 市長 ② 土地開発公社による違法な土地先行取得 ③ 市の土地取得（買い戻し）の差止め	H21.2.27	5		① H21.3.30 ② 却下 ③ 土地取得に違法性はなく、買い戻しについて具体的計画がない。	無
広島県	大竹市	① 市長、担当係長 ② 違法な公金の支出 ③ 市長外1名に対する損害賠償の請求	H20.6.12	1		① H20.8.1 ② 却下 ③ 期間徒過	無
広島県	廿日市市	① 市長 ② 違法な補助金の支出 ③ 関係職員に対する損害賠償請求等	H20.9.18	8	H20.9.30、証拠の提出及び口頭による意見陳述の機会を与えた。	① H20.11.7 ② 棄却 ③ 当該補助金支出に違法性はない。	有
広島県	府中町	① 町長 ② 公有地を安価で売却し町に損害を与えた。 ③ 契約の解除	H19.8.17	1	意見陳述会（H19.9.4）	① H19.9.18 ② 棄却 ③ 公有地売却により町に損害は発生していない。	無
広島県	安芸太田町	① 町長 ② 不当な補助金の支出 ③ 不当に支出されたとする補助金全額の返還を請求	H20.3.13	1		① H20.4.30 ② 却下 ③ 請求人が不当とする不当理由に合理性を欠くため	有
計			27件				有 2件 無 11件
山口県	防府市	① 市長 ② 民有地の固定資産税の免除による不当な優遇措置 ③ 責任を有数する者に対しての損害補填	H21.3.23	2	1日、直接口頭による	① H21.5.22 ② 棄却 ③ 請求には理由がないもの	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
山口県	岩国市	① 市長 ② 開発事業地内の里道及び水路を国に売却しようとしているのは、違法、無効若しくは不当。 ③ 当該土地を用途廃止し国に売渡す契約を締結し、履行しないよう勧告することを求める。	H20.10.23	1		① H20.11.6 ② 却下 ③ 要件不適法	無
山口県	柳井市	① 柳井市職員 ② 里道の無権原占有と目的外使用 ③ 財産的損害の是正	H19.9.18	2	H19.10.1 証拠の提出及び陳述	① H19.11.16 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
山口県	美祢市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（配食サービス事業委託契約） ③ 相手方に対する損害賠償	H19.4.2	1	1日、監査委員事務局にて請求人が陳述	① H19.5.31 ② 棄却 ③ 当該契約は違法でも不当でもない	有
山口県	美祢市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の管理を怠る事実（配食サービス事業物品使用貸借契約） ③ 相手方に対する損害賠償	H19.7.4	1	本人申出により辞退	① H19.8.27 ② 却下 ③ H19.1.10に同一の内容にて請求あり。棄却されている	無
山口県	美祢市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の管理を怠る事実（市立病院の売店等の使用許可に係る） ③ 相手方に対する損害賠償	H19.7.26	1	本人申出により辞退	① H19.9.20 ② 棄却 ③ 違法性なし（市長に対し事務改善の意見あり）	無
山口県	美祢市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の管理を怠る事実（配食サービス事業物品使用貸借契約に係る） ③ 相手方に対する損害賠償	H19.11.26	1	本人申出により辞退	① H20.1.18 ② 棄却 ③ H19.1.10に同一の内容にて請求あり。棄却されている	有
山口県	美祢市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（配食サービス事業委託契約に係る） ③ 相手方に対する損害賠償	H20.8.14	1		① H20.9.1 ② 却下 ③ 期間制限の適用があるため却下	有
計			8件				有 3件 無 5件
徳島県	徳島市	① 市長、関係職員 ② 違法な委託契約の締結 ③ 違法に支出した公金の返還と契約方法の是正	H19.4.26	2	H19.5.28 陳述の意思を電話で確認した上で日時等について文書で通知	① H19.6.25 ② 棄却 ③ 違法性なし	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の勧告の内容	
徳島県	徳島市	① 市長 ② 違法な政務調査費の支出 ③ 違法に支出された政務調査費の返還	H19. 9. 26	4	H19. 10. 9 陳述の意思を電話で確認した上で日時等について文書で通知	① H19. 11. 12 ② 棄却 ③ 違法性なし	有
徳島県	徳島市	① 関係職員 ② 市道側溝の管理を怠る事実 ③ 関係職員に対する修繕費用等の補てんの請求	H20. 1. 22	15	H20. 2. 27 陳述の意思を電話で確認した上で日時等について文書で通知	① H20. 3. 19 ② 棄却 ③ 違法性なし	有
徳島県	徳島市	① 市長 ② 請求権の行使を怠る事実 ③ 政務調査費に係る預金利息の返還請求	H20. 8. 4	3	H20. 8. 26 陳述の意思を電話で確認した上で日時等について文書で通知	① H20. 9. 22 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
徳島県	徳島市	① 市長 ② 違法公金の支出（特別参与への報酬支出は違法） ③ 特別参与への損害賠償請求措置	H20. 12. 25	30	H21. 1. 14 陳述の意思を電話で確認した上で日時等について文書で通知	① H21. 2. 10 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
徳島県	徳島市	① 市長、関係職員 ② 違法公金の支出、不正な職員採用・配置転換 ③ 違法公金の支出の返還、配置転換の是正	(H20. 3. 31)	1		① H20. 4. 30 ② 不受理却下 ③ 要件を満たしていない	有
徳島県	徳島市	① 市長、関係職員 ② 市長が理事長を務める団体の管理・運営の怠りの事実 ③ 市への損害防止、違法公金の支出の返還	(H20. 3. 21)	1		① H20. 4. 7 ② 不受理却下 ③ 要件を満たしていない	有
徳島県	徳島市	① 市長、関係職員 ② 市長が理事長を務める団体への違法な負担金支出 ③ 違法公金の支出の返還	(H20. 4. 10)	1		① H20. 4. 30 ② 不受理却下 ③ 要件を満たしていない	有
徳島県	鳴門市	① 市長 ② 不当な不動産賃借料（財産の管理を怠る事実） ③ 適正な賃料との差額を請求せよ	H19. 4. 25	1	H19. 5. 14 監査委員による聴取	① H19. 6. 1 ② 棄却 ③ 財産の管理を怠る事実があるとは認められない	有
徳島県	鳴門市	① 市議会議員 ② 政務調査費の使用 ③ 違法に使用された政務調査費の返還	H19. 9. 21	1	陳述の機会を与えるも請求人が拒否	① H19. 11. 8 ② 棄却 ③ 当該使用に違法性はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
徳島県	鳴門市	① 市長・担当課長 ② 指定管理料の違法・不当な支出 ③ 違法不当な支出により市が被った損害の補てん	H21. 3. 19	1		① H21. 4. 3 ② 却下 ③ 請求期間の徒過による	有
徳島県	鳴門市	① 市長 ② ごみ処理施設のガス化熔融炉の引渡性能検査は違法・不当である ③ 当該施設に係る建設工事代金を建設業者に請求	H21. 2. 21	1	H21. 3. 12 監査委員による聴取	① H21. 4. 22 ② 棄却 ③ 当該引渡性能検査に瑕疵があるとは認められない	有
徳島県	小松島市	① 小松島市議会 ② 政務調査費の不適切な支出 ③ 政務調査費の一部返還	H19. 9. 26	1	H19. 10. 17市監査委員事務局において監査委員、事務局職員、請求人及び代理人2名により実施	① H19. 11. 15 ② 認容 ③ 小松島市議会4会派に政務調査費の一部返還を勧告。	無
徳島県	小松島市	① 市長 ② 委託契約にかかる不当利得 ③ 不当利得にかかる金額の返還	H20. 5. 15	1	監査委員による監査・合議	① H20. 6. 24 ② 棄却 ③ 不当利得には当たらない。	無
徳島県	小松島市	① 市長 ② 委託契約にかかる不当利得 ③ 不当利得にかかる金額の返還	H20. 5. 15	1	監査委員による監査・合議	① H20. 6. 24 ② 棄却 ③ 不当利得には当たらない。	無
徳島県	小松島市	① 市長 ② 委託契約にかかる不当利得 ③ 不当利得にかかる金額の返還	H20. 6. 12	26	監査委員による監査・合議	① H20. 6. 24 ② 棄却 ③ 不当利得には当たらない。	無
徳島県	阿南市	① 担当部長、担当課長、担当技師 ② 不当な公金の支出（不適切な工事の実施） ③ 関係職員の懲戒処分、市が被った損害の賠償又は補填	H19. 7. 6	1	H19. 7. 24 請求人出頭の上口頭で陳述	① H19. 9. 3 ② 棄却 ③ 違法性がないので理由なし	無
徳島県	阿南市	① 市長、担当職員 ② 財産の管理を怠っている（国保連合会の不適切な会計処理が疑われる） ③ 返還	H20. 3. 24	1		① H20. 4. 8 ② 却下 ③ 住民監査請求に該当しない	無
徳島県	阿南市	① 市長、担当職員 ② 違法・不当な公金の支出（不適切な会計処理が疑われる国保連合会への負担金の支出は不当） ③ 返還、支出の取止め	H20. 4. 11	1	H20. 5. 27 請求人出頭の上口頭で陳述	① H20. 6. 10 ② 棄却 ③ 違法性がないので理由なし	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
徳島県	阿南市	① 維持管理課長 ② 情報公開を求める（審査会を開催しない） ③ 情報公開・個人情報保護審査会の開催	H20. 8. 19	1		① H20. 9. 3 ② 却下 ③ 住民監査請求に該当しない	無
徳島県	阿南市	① 担当部長 ② 違法に水道管を敷設している ③ 担当部長の懲戒処分、担当部長による謝罪	H20. 10. 6	1		① H20. 11. 7 ② 却下 ③ 住民監査請求に該当しない	無
徳島県	吉野川市	① 市長 ② 政務調査費違法支出（視察研修及び資料購入費、資料作成費、広報費、備品購入費の支給対象外支出） ③ 政務調査費の使途基準外支給の返還	H19. 7. 20	10	1日、聴き取り	① H19. 9. 7 ② 棄却 ③ 主張に理由なし	有
徳島県	吉野川市	① 北川麦市議、中山郁子市議、榎納謙司市議 ② 政務調査費の返還・領収書偽造の疑い ③ 政務調査費で購入された備品代金の返還	H19. 11. 13	1	1日、聴き取り	① H19. 12. 13 ② 棄却 ③ 違法・不当と認められない	無
徳島県	吉野川市	① 市長 ② 浄化槽維持管理業務委託の未実施業務分委託料返還 ③ 浄化槽維持管理業務委託の清掃汚泥汲取をしなかった分の過去10年間の金額返還	H20. 9. 24	1	1日、証拠の提出及び聴き取り	① H20. 10. 29 ② 却下 ③ 委託業務完了から1年経過しており請求の対象外。過去10年間の精査についても違法・不当な支出を証明する書面がないため対象外。	無
徳島県	石井町	① 町長、職員 ② 違法な公金の支出（支払の根拠理由に欠ける） ③ 町長及び職員に対する返還請求	H19. 4. 9	7		① H19. 6. 7 ② 棄却 ③ 理由がない	有
徳島県	石井町	① 町長 ② 違法な公金の支出（補助金の目的外使用） ③ 町長に対する損害賠償請求	H19. 5. 30	4		① H19. 7. 26 ② 棄却 ③ 理由がない	無
徳島県	石井町	① 職員 ② 職務専念義務違反 ③ 職員に対する返還請求	H19. 9. 19	1		① H19. 10. 18 ② 却下 ③ 対象とは認められない	無
徳島県	石井町	① 町長、職員 ② 違法な公金の支出（業務の不完全履行） ③ 町長及び職員に対する損害賠償請求	H20. 8. 6	7	H20. 8. 28 口頭	① H20. 10. 3 ② 棄却 ③ 理由がない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
徳島県	石井町	① 町長 ② 違法な契約の締結（違法な入札の執行） ③ 契約の解除及び町長に対する損害賠償請求	H20. 8. 28	11	H20. 10. 2 口頭	① H20. 10. 24 ② 棄却 ③ 理由がない	有
徳島県	石井町	① 町長 ② 違法な公金の支出（工事の入札、施行が違法） ③ 工作物の撤去及び町長に対する損害賠償請求	H20. 8. 28	20	H20. 10. 2 口頭	① H20. 10. 24 ② 棄却 ③ 理由がない	有
徳島県	石井町	① 町長 ② 違法な契約の締結（随意契約の手続きが違法） ③ 支払の差し止め請求	H20. 10. 28	3	H20. 11. 27 口頭	① H20. 12. 26 ② 棄却 ③ 理由がない	無
徳島県	石井町	① 町長 ② 違法な公金の支出（政教分離に反する） ③ 町長に対する損害賠償請求	H20. 12. 24	6	H21. 1. 26 口頭	① H21. 2. 20 ② 棄却 ③ 違法性を認め得ない	無
徳島県	那賀町	① 土地開発公社理事、助役、総務課長、出納室長、監査委員 ② 公金横領 ③ 損害賠償	H19. 5. 9	1	1日、聴き取り	① H19. 7. 4 ② 認容 ③ 職員の懲戒処分	無
徳島県	那賀町	① 課長 ② 補助金の不正支給 ③ 相手方からの補助金返還、職員の懲罰	H19. 9. 18	1		① H19. 11. 6 ② 却下 ③ 期間経過	無
徳島県	那賀町	① 助役 ② 公金不正流用 ③ 損害賠償	H19. 12. 17	1	1日、聴き取り	① H20. 2. 19 ② 認容 ③ 諸事情を勘案した上で然るべき処分	有
徳島県	那賀町	① 町長 ② 不正な借入に対する返還請求 ③ 貸方への返還請求	H19. 12. 28	1	1日、聴き取り	① H20. 2. 4 ② 認容 ③ 諸事情を勘案した上で返還請求	有
徳島県	那賀町	① 助役、総務課長、出納室長 ② 不正な資金借入 ③ 損害賠償	H19. 12. 28	1		① H20. 2. 25 ② 認容 ③ 今後の判決資料により対処	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
徳島県	那賀町	① 町長 ② 財産管理不行き届き ③ 損害賠償請求	H20.10.30	1	1日、聴き取り	① H20.12.12 ② 棄却 ③ 財務会計上の損失なし	無
徳島県	上板町	① 町長・助役・収入役建設課長・住民 ② 違法な土地買収代金の支払 ③ 町長他6名に対する損害賠償請求	(H19.7.26)	2		① H19.8.8 ② 却下 ③ 請求要件を欠く(1年を経過)	無
徳島県	上板町	① 町長・副町長・環境保全課長 ② し尿中継運搬委託料 ③ 支払執行中止と、支出した場合の損害賠償請求	H19.10.23	8	1日 聞き取り調査	① H19.12.21 ② 一部認容 ③ 手続(専決処分)は瑕疵がある	有
徳島県	上板町	① 環境保全課主幹 ② 偽装検収(空箱)による損害 ③ 損害賠償請求	(H20.10.15)	1		① H20.10.23 ② 取下げ ③ 不明	無
徳島県	上板町	① 環境保全課主幹 ② 偽装検収(空箱)による損害 ③ 損害賠償請求	H21.3.19	1	1日 聞き取り調査	① H21.4.22 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
計			42件				有 18件 無 24件
香川県	高松市	① 高松市職員 ② 契約の締結・履行、公金の支出(交差点改良工事) ③ 工事の取止めおよび公金支出の差止めを請求	(H19.4.18)	1		① H19.4.27 ② 却下 ③ 違法又は不当な行為であるという事実を特定できる具体性に乏しく市に損害を与える可能性も特定できない	無
香川県	高松市	① 高松市職員 ② 公金の支出(弁護士への訴訟行為等の委任) ③ 責任を有する者に対して損害を補てんさせる等の必要な措置を講ずることを請求	H19.4.27	1	H19.4.27~5.18 文書の送付	① H19.6.19 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
香川県	高松市	① 高松市職員 ② 契約の締結・履行(国民健康保険レセプト点検業務委託) ③ 責任を有する者に対して損害を補てんさせる等の必要な措置を講ずることを請求	H19.4.27	1	H19.4.27~5.18 文書の送付	① H19.6.19 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の勧告の内容	
香川県	高松市	① 高松市職員 ② 契約の締結・履行（例規検索システム用規データ入力・管理委託） ③ 責任を有する者に対して損害を補てんさせる等の必要な措置を講ずることを請求	H19.5.18	1	H19.5.18～6.5 文書の送付	① H19.7.9 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
香川県	高松市	① 高松市職員 ② 公金の賦課・徴収を怠る事実（特別土地保有税および固定資産税） ③ 責任を有する者に対して損害を補てんさせる等の必要な措置を講ずることを請求	(H19.6.28)	1		① H19.7.25 ② 却下 ③ 添付されている事実証明書が監査請求事実を証する書面と認められないため	無
香川県	高松市	① 高松市職員 ② 公金の賦課・徴収を怠る事実（特別土地保有税および固定資産税） ③ 責任を有する者に対して損害を補てんさせる等の必要な措置を講ずることを請求	(H19.8.14)	1		① H19.8.27 ② 却下 ③ 添付されている事実証明書が監査請求事実を証する書面と認められないため	無
香川県	高松市	① 高松市職員 ② 公金の支出（シンボルタワーオフィス支援補助金） ③ 責任を有する者に対する損害賠償の請求のほか必要な措置を講ずることを請求	H19.9.25	1	H19.9.25～10.9 文書の送付	① H19.11.15 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
香川県	高松市	① 高松市職員 ② 公金の支出（代表監査委員の通勤に伴う公用車使用） ③ 責任を有する者に対する損害賠償の請求のほか必要な措置を講ずることを請求	H19.9.25	1	H19.9.25～10.9 文書の送付	① H19.11.15 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
香川県	高松市	① 高松市職員 ② 財産の管理を怠る事実（賠償金支出に伴う求償権の行使） ③ 責任を有する者に対する損害賠償の請求のほか必要な措置を講ずることを請求	H19.10.5	1	H19.10.5～10.19 文書の送付	① H19.11.21 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
香川県	高松市	① 高松市職員 ② 公金の支出（シンボルタワーオフィス支援補助金） ③ 責任を有する者に対する損害賠償の請求のほか必要な措置を講ずることを請求	H19.10.5	1	H19.10.5～10.19 文書の送付	① H19.11.15 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の勧告の内容	
香川県	高松市	① 高松市職員 ② 公金の支出（市議会議長の通勤に伴う公用車使用） ③ 責任を有する者に対する損害賠償の請求のほか必要な措置を講ずることを請求	H19.10.5	1	H19.10.5～10.19 文書の送付	① H19.11.28 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
香川県	高松市	① 高松市職員 ② 公金の支出（随行出張旅費） ③ 責任を有する者に対する損害賠償の請求のほか必要な措置を講ずることを請求	H19.10.5	1	H19.10.5～10.19 文書の送付	① H19.11.28 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
香川県	高松市	① 高松市職員 ② 公金の支出（地域まちづくり交付金） ③ 責任を有する者に対する損害賠償の請求のほか必要な措置を講ずることを請求	H20.7.25	1	H19.7.25～8.8 文書の送付	① H20.9.11 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
香川県	高松市	① 高松市職員 ② 契約の締結・履行（公用車車検） ③ 責任を有する者に対して損害を補てんさせる等の必要な措置を講ずることを請求	H20.8.25	1	H19.8.25～9.5 文書の送付	① H20.10.8 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
香川県	高松市	① 不明 ② 公金の支出、契約の締結・履行（下水道工事） ③ 工事の取止めおよび公金支出の差止めを請求	(H20.9.3)	1		① H20.9.25 ② 却下 ③ 違法・不当であるという事実および市に損害を与える可能性を具体的に特定しているものではない	無
香川県	高松市	① 高松市職員 ② 公金の支出（過少申告加算税および延滞税の支出） ③ 責任を有する者に対する損害賠償の請求のほか必要な措置を講ずることを請求	H20.9.25	1	H19.9.25～10.14 文書の送付	① H20.11.11 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
香川県	高松市	① 高松市職員 ② 財産の管理を怠る事実（市有財産の貸付け） ③ 責任を有する者に対する損害賠償の請求のほか必要な措置を講ずることを請求	(H20.10.26)	1		① H20.11.25 ② 却下 ③ 同一住民による同一の財務会計上の行為を対象として提出された請求であったため	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
香川県	高松市	① 高松市職員 ② 公金の支出（教育委員会委員長等に対する月額報酬） ③ 責任を有する者に対する損害賠償の請求のほか必要な措置を講ずることを請求	H21. 3. 10	1	H19. 3. 25～4. 6 文書の送付	① H21. 5. 1 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
香川県	高松市	① 高松市職員 ② 公金の支出（かがわ電子自治体システム運営負担金） ③ 責任を有する者に対して損害を補てんさせる等の必要な措置を講ずることを請求	H21. 3. 19	1	H19. 3. 25～4. 6 文書の送付	① H21. 5. 13 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
香川県	坂出市	① 教育長 ② 白峰中学校の通学用自動車運行事業で、からのタクシーを運行させた ③ 損害の填補をするよう市長に勧告を求める	H19. 4. 11	1	4日 はがきで通知 陳述なし	① H19. 4. 27 ② 却下 ③ 監査期間の経過	無
香川県	坂出市	① 消防団長 ② 消防団の出動報酬について、松山分団にのみ訓練見学の出動命令を出したのは理由が無い ③ 損害の填補をするよう市長に勧告を求める	H19. 4. 18	1	4日 はがきで通知 陳述なし	① H19. 6. 6 ② 棄却 ③ 命令には合理性がある	無
香川県	坂出市	① 消防団長 ② 消防団員に年間の報酬を支出しているが、消火栓点検は通常業務で出動報酬を支出するのは違法不当 ③ 損害の填補をするよう市長に勧告を求める	H19. 4. 20	1	4日 はがきで通知 陳述なし	① H19. 6. 6 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	無
香川県	坂出市	① 担当職員 ② 建設課は負担した存在しない排水機場の電力料金を負担し、市に損害を与えた ③ 損害の填補をするよう市長に勧告を求める	H19. 4. 26	1	4日 はがきで通知 陳述なし	① H19. 6. 21 ② 棄却 ③ 存在しないとはいえない	無
香川県	坂出市	① 水道局長 ② 公金の賦課・徴収、財産の管理の懈怠（水道局は特定の農家に水道水を農業用水として横流した） ③ 損害の填補をするよう市長に勧告を求める	H19. 5. 1	1		① H19. 5. 16 ② 却下 ③ 損害の発生がない	無
香川県	坂出市	① 農業委員会事務局長 ② 農業委員会の交際費について農業委員会内部での見舞金は報酬及び費用弁償以外の手当に該当し違法 ③ 損害の填補をするよう市長に勧告を求める	H19. 5. 14	1	4日 はがきで通知 陳述なし	① H19. 7. 2 ② 棄却 ③ 適正に処理されている	無
香川県	坂出市	① 担当職員 ② 農林水産課は負担した存在しない排水機場の電力料金を負担し、市に損害を与えた ③ 損害の填補をするよう市長に勧告を求める	H19. 7. 23	1		① H19. 8. 16 ② 却下 ③ 請求の趣旨が不明確	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	
香川県	坂出市	① 担当職員 ② 指定金融機関に近隣より安く市役所駐車場の貸付契約を結び市に損害を与えた ③ 損害の填補をするよう市長に勧告を求める	H19. 7. 23	1		① H19. 8. 3 ② 却下 ③ 監査期間の経過	無
香川県	坂出市	① 担当職員 ② 市道の除草業務の区間が誤っている ③ 損害の填補をするよう市長に勧告を求める	H19. 9. 21	1		① H19. 10. 17 ② 却下 ③ 請求の趣旨が不明確	無
香川県	坂出市	① 農業委員会委員長 ② 農業委員会の県外視察研修は出張命令を遂行していない ③ 損害の填補をするよう市長に勧告を求める	H19. 9. 21	1	4日 はがきで通知 陳述あり	① H19. 11. 19 ② 棄却 ③ 出張命令違反はない	無
香川県	坂出市	① 福祉事務所長 ② 私立保育所保育士研修補助金として旅費の一部を交付したがJR運賃より900円多く交付したのは違法 ③ 損害の填補をするよう市長に勧告を求める	H19. 9. 21	1	4日 はがきで通知 陳述あり	① H19. 11. 19 ② 棄却 ③ 予算の範囲内の交付で適法	無
香川県	坂出市	① 議会事務局長 ② 四国市議会議長理事会に議長等が出張した際の公用車運転職員の宿泊は必要ない ③ 損害の填補をするよう市長に勧告を求める	H19. 10. 3	1		① H19. 11. 14 ② 却下 ③ 理由の不備	無
香川県	坂出市	① 担当職員 ② 市道の不法占有を知りながら看板等の撤去を求めず、使用料の賦課徴収を怠り財産管理も怠っている ③ 損害の填補、必要な措置について長に勧告を求める	H19. 11. 12	1	4日 はがきで通知 陳述なし	① H20. 1. 10 ② 棄却 ③ 不法占有の事実はない	無
香川県	坂出市	① 議会事務局長 ② 市議会委員会の行政視察の旅費について、請求人の主張どおりJR運賃を購入すれば安価になる ③ 損害の填補をするよう市長に勧告を求める	H19. 11. 12	1	4日 はがきで通知 陳述なし	① H20. 1. 10 ② 棄却 ③ 不当性はない	無
香川県	坂出市	① 担当職員 ② 指定金融機関との店舗貸付契約以外の市の電話を営業に使用させる必要はない。また、H18年度に起案書に引下げについて市長に報告せず騙し損害を与える契約を締結した ③ 損害の填補をするよう市長に勧告を求める	H19. 11. 19	1		① H19. 12. 19 ② 却下 ③ 違法性を明示していない	無
香川県	坂出市	① 担当職員 ② 私立保育所保育士研修補助要綱の補助対象に該当しない研修に補助をしている ③ 損害の填補をするよう市長に勧告を求める	H19. 11. 29	1	4日 はがきで通知 陳述なし	① H20. 1. 25 ② 棄却 ③ 当該研修は補助対象	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
香川県	坂出市	① 担当職員 ② 指定金融機関との店舗貸借契約外の窓口に書架及びソファを設置させ財産の管理又は公金の賦課徴収を怠っている ③ 損害の填補をするよう市長に勧告を求める	H20.1.16	1		① H20.3.10 ② 却下 ③ 補正書類の不提出	無
香川県	坂出市	① 担当職員 ② 市の職員が副議長に自宅から校区内にある会場に公用車を使用させたのは違法・不当 ③ 損害の填補をするよう市長に勧告を求める	H20.1.18	1		① H20.3.10 ② 却下 ③ 事実の摘示が不十分	無
香川県	坂出市	① 市長 ② 市ごみ分別排出奨励金交付規則は公金の使途が不明になる要綱を勝手に作り損害を与えた。 ③ 損害の填補、必要な措置について長に勧告を求める	H20.1.22	1		① H20.3.10 ② 却下 ③ 理由の不備	無
香川県	坂出市	① 担当職員 ② 市は交付した利子補給の約半分の補助を県から受けられるが、県への補助申請を怠った) ③ 必要な措置をとるよう市長に勧告を求める	H20.2.12	1		① H20.2.20 ② 却下 ③ 事実が認められない	無
香川県	坂出市	① 担当職員 ② 河川清掃事業の補助金を団体に交付したが、軍手を市が負担する取り決めもないのに市が用意した ③ 損害の填補、必要な措置について長に勧告を求める	H20.2.13	1		① H20.3.19 ② 却下 ③ 事実の摘示が不十分	無
香川県	坂出市	① 担当職員 ② 指定金融機関に近隣より安く市役所駐車場の貸付契約を結び市に損害を与えた ③ 損害の填補をするよう市長に勧告を求める	H20.2.13	1		① H20.3.19 ② 却下 ③ 同一の請求 (H19.7.23)	無
香川県	坂出市	① 担当職員 ② 社会福祉法人の借受金利子補給で県の補助対象とならない土地購入の利子補給を行ない損害を与えた ③ 損害の填補、必要な措置について長に勧告を求める	H20.3.4	1		① H20.3.19 ② 棄却 ③ 違法性が認められない	無
香川県	坂出市	① 担当職員 ② 私立保育所施設整備の借入金利子補給は市が作成した償還年次表で利子補給をした違法な支出である ③ 損害の填補、必要な措置について長に勧告を求める	H20.3.4	1	4日 はがきで通知 陳述なし	① H20.4.28 ② 棄却 ③ 違法性が認められない	無
香川県	坂出市	① 担当職員 ② 保育士研修補助金として調理員の研修に補助金を交付したのは違法。また、算定に誤りがある。 ③ 損害の填補、必要な措置について長に勧告を求める	H20.3.7	1	4日 はがきで通知 陳述なし	① H20.4.30 ② 棄却 ③ 損害の発生がない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
香川県	坂出市	① 担当職員 ② 県への補助金申請で市が利子補給した額より少なく補助金申請をして損害を与えた。 ③ 損害の填補、必要な措置について長に勧告を求める	H20. 5. 7	1		① H20. 6. 5 ② 却下 ③ 財産の管理に関するものでない	無
香川県	坂出市	① 当該職員 ② 部長が東京に1泊2日出張したが、同じ会議に職員が日帰りしたのは服務規程に違反し損害を与えた ③ 必要な措置をとるよう市長に勧告を求める	H20. 6. 16	1		① H20. 7. 10 ② 却下 ③ 事実が認められない	無
香川県	坂出市	① 当該議員 ② H19年度政務調査費の中にH20年度財務セミナーの参加費があるが、年度が違う架空のセミナーである ③ 必要な措置をとるよう市長に勧告を求める	H20. 7. 17	1		① H20. 8. 27 ② 却下 ③ 違法性を明示していない	無
香川県	坂出市	① 担当職員 ② 小学校等支出で検査検収の職務権限のない小学校長の検収印があるのは違法 ③ 損害の填補、必要な措置について長に勧告を求める	H20. 10. 6	1		① H20. 10. 26 ② 却下 ③ 違法の根拠が不明	無
香川県	坂出市	① 議会事務局長 ② 県市議会議長会の合同視察研修に本市議会事務局職員が同行する必要はない。 ③ 損害の填補、必要な措置について長に勧告を求める	H20. 11. 26	1	4日 はがきで通知 陳述なし	① H21. 1. 23 ② 棄却 ③ 損害の発生がない	無
香川県	坂出市	① 議会事務局 ② 議長、事務局長が東京出張時、午後の航空便での出発に午前中の手当を支給したのは違法である。 ③ 損害の填補、必要な措置について長に勧告を求める	H20. 11. 26	1	4日 はがきで通知 陳述なし	① H21. 1. 23 ② 棄却 ③ 合理性があり、違法性が認められない	無
香川県	坂出市	① 議会事務局 ② 副議長、事務局書記が東京出張時午前の航空便での帰着に全日手当を支給したのは違法である。 ③ 損害の填補、必要な措置について長に勧告を求める	H20. 11. 26	1		① H21. 1. 23 ② 棄却 ③ 必要性あり	無
香川県	坂出市	① 議会事務局長 ② 議会会期中以外の常任委員会に旅費を支給したのは違法である。 ③ 損害の填補、必要な措置について長に勧告を求める	H20. 11. 28	1		① H20. 12. 11 ② 却下 ③ 根拠なし	無
香川県	坂出市	① 議会事務局長 ② 議長が委員会視察の途中で東京の会合に出席した際、合流した事務局長の旅費を議長と同額支給したのは違法 ③ 損害の填補、必要な措置について長に勧告を求める	H20. 12. 1	1		① H20. 12. 11 ② 却下 ③ 違法性が認められない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
香川県	坂出市	① 議会事務局 ② 議長が委員会視察の途中で東京の会合に出席した際、行程の運賃を分けて支給したのは違法 ③ 損害の填補、必要な措置について長に勧告を求める	H21.2.4	1	4日 はがきで通知 陳述なし	① H21.3.26 ② 棄却 ③ 分けることに理由が認められる	無
香川県	坂出市	① 担当職員 ② H19年度毎月支給していた特殊勤務手当をH20年度支給しないのは、必要のない手当であり違法・不当 ③ 損害の填補、必要な措置について長に勧告を求める	H21.3.17	1		① H21.3.26 ② 却下 ③ 理由の不備	無
香川県	坂出市	① 市長 ② 条例で市長直轄とされている出張所長を総務課副主幹に昇任させ支給した管理職手当は違法な支出 ③ 損害の填補、必要な措置について長に勧告を求める	H21.3.17	1		① H21.3.26 ② 却下 ③ 根拠なし	無
香川県	坂出市	① 担当職員 ② 私立保育園の利子補給補助金に前年度未払い金はないのに虚偽の支出書類を作成し違法に支出 ③ 損害の填補、必要な措置について長に勧告を求める	H21.3.17	1		① H21.3.26 ② 却下 ③ 損害の発生がない	無
香川県	坂出市	① 責任を有するもの ② 駐車場借地の謝礼を現金に代え違法に商品券にしたため、商品券の用途が不明になっている ③ 損害の填補、必要な措置について長に勧告を求める	H21.3.26	1		① H21.3.27 ② 却下 ③ 理由および根拠なし	無
香川県	東かがわ市	① 市長 ② 災害復旧工事の保険金の請求・該当しないと判断していたため ③ 災害復旧工事の保険金の請求をしていない。	H19.5.8	1	1日、監査委員の前で陳述	① H19.6.6 ② 認容 ③ 請求すべきである。	無
香川県	東かがわ市	① 市長 ② 使用借権利の損失補償 ③ 使用借権利の損失補償はすべきでない。	H21.2.25	1	1日、監査委員の前で陳述	① H21.4.14 ② 棄却 ③ 当該、支出行為に違法性はない。	有
香川県	東かがわ市	① 市長 ② 第3セクターの社長の個人保証 ③ 市が負担すべきでない。	H21.3.26	1	1日、監査委員の前で陳述	① H21.5.19 ② 棄却 ③ 当該、支出行為に違法性はない。	無
香川県	三豊市	① 市長 ② 違法な指名競争入札行為 ③ 一般競争入札を実施	H20.5.15	1	2日間 聞き取り方式	① H20.7.3 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がなく、措置請求にも理由がないと判断する。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
香川県	三木町	① 三木町長 ② ウォーキングセンターに建設しようとしている汚水処理場について、建設に係るの支出は違法である。 ③ 汚水処理場建設への公金の支出差し止め措置請求	H20.11.28	4	H20.12.10 口頭陳述	① H20.12.19 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	有
香川県	琴平町	① 担当職員 ② 職務怠慢、固定資産税を僅か70.5%しか徴収していない ③ 必要な措置を請求する	H19.4.2	1	陳述の確認を電話で確認	① H19.5.31 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
香川県	琴平町	① 記載なし ② こんびら温泉活性化助成金が要綱の額と違う(宝屋) ③ 必要な措置を請求する	H19.4.19	1	陳述の確認を電話で確認	① H19.6.18 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
香川県	琴平町	① 記載なし ② こんびら温泉活性化助成金が要綱の額と違う(わたや) ③ 必要な措置を請求する	H19.4.23	1	陳述の確認を電話で確認	① H19.6.18 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
香川県	琴平町	① 記載なし ② こんびら温泉活性化助成金が要綱の額と違う(桜の抄) ③ 必要な措置を請求する	H19.4.23	1	陳述の確認を電話で確認	① H19.6.18 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
香川県	琴平町	① 記載なし ② こんびら温泉開発事業地域活性化対策助成金交付要綱が違法 ③ 必要な措置を請求する	H19.4.23	1	陳述の確認を電話で確認	① H19.6.18 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
香川県	琴平町	① 記載なし ② こんびら温泉活性化助成金が要綱の額と違う、交付要綱が違法 ③ 必要な措置を請求する	H19.4.23	1	陳述の確認を電話で確認	① H19.6.18 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
香川県	琴平町	① 担当職員 ② 湯元に、実際に購入していない温泉湯代金を公金より支払う行為 ③ 必要な措置を請求する	H19.5.1	1	陳述の確認を電話で確認	① H19.6.18 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
香川県	琴平町	① 担当職員 ② 第5号損害賠償請求控訴事件の弁護士着手金を違法に支出 ③ 必要な措置を請求する	H19.5.9	1	陳述の確認を電話で確認	① H19.7.6 ② 棄却 ③ 違法性なし	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	
香川県	琴平町	① 担当職員 ② 琴平町土地改良区に対して補助金120万円を不当に支出 ③ 必要な措置を請求する	H19. 5. 14	1	陳述の確認を電話で確認	① H19. 7. 6 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
香川県	琴平町	① 担当職員 ② 琴平町土地改良区過年度融資事業償還金1,074,348円を不当に支出 ③ 必要な措置を請求する	H19. 5. 16	1	陳述の確認を電話で確認	① H19. 7. 6 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
香川県	琴平町	① 担当職員 ② 実際に使用していない温泉湯の代金を違法に支出(18年4月分) ③ 必要な措置を請求する	H19. 5. 22	1	陳述の確認を電話で確認	① H19. 7. 20 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
香川県	琴平町	① 担当職員 ② 実際に使用していない温泉湯の代金を違法に支出(18年5月分) ③ 必要な措置を請求する	H19. 5. 23	1	陳述の確認を電話で確認	① H19. 7. 20 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
香川県	琴平町	① 担当職員 ② 実際に使用していない温泉湯の代金を違法に支出(18年6月分) ③ 必要な措置を請求する	H19. 5. 24	1	陳述の確認を電話で確認	① H19. 7. 20 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
香川県	琴平町	① 担当職員 ② 実際に使用していない温泉湯の代金を違法に支出(18年7月分) ③ 必要な措置を請求する	H19. 5. 24	1	陳述の確認を電話で確認	① H19. 7. 20 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
香川県	琴平町	① 担当職員 ② 実際に使用していない温泉湯の代金を違法に支出(18年8月分) ③ 必要な措置を請求する	H19. 5. 28	1	陳述の確認を電話で確認	① H19. 7. 20 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
香川県	琴平町	① 担当職員 ② 実際に使用していない温泉湯の代金を違法に支出(18年9月分) ③ 必要な措置を請求する	H19. 5. 28	1	陳述の確認を電話で確認	① H19. 7. 20 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
香川県	琴平町	① 担当職員 ② 実際に使用していない温泉湯の代金を違法に支出(18年10月分) ③ 必要な措置を請求する	H19. 5. 28	1	陳述の確認を電話で確認	① H19. 7. 20 ② 棄却 ③ 違法性なし	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	
香川県	琴平町	① 担当職員 ② 実際に使用していない温泉湯の代金を違法に支出（18年11月分） ③ 必要な措置を請求する	H19. 5. 28	1	陳述の確認を電話で確認	① H19. 7. 20 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
香川県	琴平町	① 担当職員 ② 実際に使用していない温泉湯の代金を違法に支出（18年12月分） ③ 必要な措置を請求する	H19. 5. 28	1	陳述の確認を電話で確認	① H19. 7. 20 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
香川県	琴平町	① 担当職員 ② 実際に使用していない温泉湯の代金を違法に支出（19年1月分） ③ 必要な措置を請求する	H19. 5. 28	1	陳述の確認を電話で確認	① H19. 7. 20 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
香川県	琴平町	① 担当職員 ② 実際に使用していない温泉湯の代金を違法に支出（19年2月分） ③ 必要な措置を請求する	H19. 5. 28	1	陳述の確認を電話で確認	① H19. 7. 20 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
香川県	琴平町	① 担当職員 ② 廃業した3旅館の温泉湯を公金から支払うのは違法 ③ 必要な措置を請求する	H19. 5. 28	1	陳述の確認を電話で確認	① H19. 7. 20 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
香川県	琴平町	① 担当職員 ② 鑑定評価書も無く、売却額が時価より著しく安い売買契約は違法 ③ 必要な措置を請求する	H19. 6. 11	1	陳述の確認を電話で確認	① H19. 7. 20 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
香川県	琴平町	① 担当職員 ② 実際に使用していない温泉湯の代金を違法に支出（19年3月分） ③ 必要な措置を請求する	H19. 6. 18	1	陳述の確認を電話で確認	① H19. 7. 20 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
香川県	琴平町	① 担当職員 ② H17年度の温泉湯買上料も過払いしていると推測、不当利得変換請求を怠っている ③ 必要な措置を請求する	H19. 6. 18	1	陳述の確認を電話で確認	① H19. 7. 20 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
香川県	琴平町	① 担当職員 ② 琴平町土地改良区に対して補助金105万円を不当に支出 ③ 必要な措置を請求する	H19. 9. 4	1	陳述の確認を電話で確認	① H19. 10. 23 ② 棄却 ③ 違法性なし	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
香川県	琴平町	① 琴平町職員（総務・住民サービス・福祉保健・建設下水道・水道・生涯教育課） ② 公用車の車検を随意契約で行っている ③ 必要な措置を請求する	H20.7.18	1	陳述の確認を電話で確認	① H20.9.2 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
香川県	琴平町	① 担当職員 ② 求償権の行使を怠っている ③ 必要な措置を請求する	H20.11.7	1	陳述の確認を電話で確認	① H21.1.5 ② 棄却 ③ 違法性なし	有
香川県	琴平町	① 担当職員 ② シルバー人材センターとの契約は違法・不当 ③ 必要な措置を請求する	H20.11.13	1	陳述の確認を電話で確認	① H21.1.5 ② 棄却 ③ 違法性なし	有
香川県	琴平町	① 担当職員 ② H19（行ウ）第10号の弁護士着手金を違法に支出 ③ 必要な措置を請求する	H21.2.20	1	陳述の確認を電話で確認	① H21.3.30 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
香川県	琴平町	① 担当職員 ② かがわ電子自治体システム運営負担金 ③ 必要な措置を請求する	H21.3.16	1	陳述の確認を電話で確認	① H21.3.30 ② 棄却 ③ 違法性なし	有
計		94件					有 6件 無 88件
愛媛県	松山市	① 松山市長 ② 違法な公金の支出(法定外公共物に係る国有財産の特定作業業務委託料) ③ 支出した費用の返還	(H19.7.2)			① H19.7.11 ② 却下 ③ 1年を経過している	無
愛媛県	松山市	① 松山市長 ② 違法な財産の処分・管理・取得、契約の締結・履行及び公金の支出（紙類の収集運搬委託及び売渡し） ③ 委託に係る支出及び売渡しに係る収入の是正。	H20.6.11	7	1日間 直接聴取	① H20.8.7 ② 一部棄却、一部却下 ③ 1年を経過したもの、市に損害が生じないものは却下。当該契約は違法・不当であるといえない。	無
愛媛県	大洲市	① 市長 ② 違法な公金支出 ③ 公金の返還請求及び損害賠償請求	H19.9.25	6	1日間 事務局にて陳述会開催	① H19.11.6 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性・不当性なし	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
愛媛県	大洲市	① 市長 ② 違法な公金支出 ③ 公金の返還請求	H20. 9. 16	3		① H20. 9. 22 ② 却下 ③ 請求期間経過	無
愛媛県	四国中央市	① 市長 ② 違法な補助金の支出 ③ 補助金の一部返還、市長に対する損害賠償請求	H20. 9. 9	3	1日間 直接聴取	① H20. 11. 7 ② 一部棄却、一部却下 ③ 監査請求期間の徒過、当該補助金支出に違法性なし	無
愛媛県	松野町	① 町長並びに土地改良区理事長及び同事務担当職員 ② 農業振興費補助金の交付、公の施設（梅加工施設）の管理・上家地団地梅栽培支援基金の貸付は、違法又は不当且つ不公平な交付、融資である ③ 町長及び関係者に対する損害賠償請求	H19. 11. 30	1	1日間 直接聴取	① H19. 12. 11 ② 棄却 ③ 違法な公金支出には当たらない	無
愛媛県	松野町	① 町長並びに関係職員 ② 職員の懲戒処分（減給）が期末・勤勉手当支給算定基準日に当たる。規定違反支給である。 ③ 町長及び関係者に対する損害賠償請求	H20. 2. 4	1	1日間 直接聴取	① H20. 3. 5 ② 棄却 ③ 法令違反でない。	無
愛媛県	松野町	① 町長並びに土地改良区理事長及び同事務担当者 ② 松野町土地改良区運営補助金の支出は不当な公金支出である。 ③ 町長及び関係者に対する損害賠償請求	H20. 2. 4	1	1日間 直接聴取	① H20. 3. 5 ② 棄却 ③ 適正支出である。	有
愛媛県	松野町	① 町長 ② 町長の公用車使用による県町村会等の旅費は、不正受給である。 ③ 町長に対する損害賠償請求	H20. 2. 4	1	1日間 直接聴取	① H20. 3. 5 ② 棄却 ③ 旅費は返還されていると判断する。	有
愛媛県	松野町	① 町長並びに土地改良区理事長及び同事務担当職員 ② 農業振興費補助金の交付は、関係法令の規程に反しその事務処理は無効である。 ③ 町長及び関係者に対する損害賠償請求	H20. 2. 4	1	1日間 直接聴取	① H20. 3. 5 ② 棄却 ③ 法令違反でない。	有
愛媛県	松野町	① 町長並びに土地改良区理事長及び同事務担当職員 ② 農業振興費補助金の交付 ③ 町長及び関係者に対する損害賠償請求	H20. 3. 7	1	1日間 直接聴取	① H20. 4. 23 ② 棄却 ③ 法令違反でない。	無
愛媛県	松野町	① 町長並びに担当職員 ② 法益のない債務負担の義務費の予算計上と住民や金融機関に対し詐欺の行為 ③ 町長及び関係者に対する損害賠償請求	H20. 4. 4	1	1日間 直接聴取	① H20. 4. 23 ② 棄却 ③ 行為はされていない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
愛媛県	鬼北町	① 町長 ② 町有財産の不適正な管理 ③ 必要な措置	H20.5.29	1		① H20.7.25 ② 一部認容、一部棄却 ③ 町有地の不適正管理に対し必要措置を勧告	有
愛媛県	鬼北町	① 町長 ② 決算書附属書類の数値の改ざん ③ 必要な措置	H20.10.20	1		① H20.12.12 ② 棄却 ③ 数値の改ざんは無い	無
計		14件					有 5件 無 9件
高知県	高知市	① 市長 ② 財産管理を怠る事実(国保特別調整交付金申請事務) ③ 怠る事実の違法確認と担当職員に対する賠償請求	H19.7.23	2		① H19.8.16 ② 棄却 ③ 監査請求期間を経過しており、正当な理由があるとは認められない	有
高知県	安芸市	① 市長 ② 使用財産の面積を偽って申請 ③ 市長及び相手方に対する損害賠償請求	H19.8.17	1	H19.9.11 新たな証拠書類の提出	① H19.10.12 ② 棄却(監査過程の事項で勧告) ③ 措置請求には理由がなく棄却。しかし虚偽の説明及び情報の隠ぺい行為について勧告及び要望	無
高知県	安芸市	① 市長 ② 補助金の支出が不当 ③ 補助金の返還と差し止め	H20.9.16	1	本人の申出により設けなかった。	① H20.11.5 ② 棄却 ③ 市長の裁量の範囲内に属するもの	無
高知県	南国市	① 市長 ② 違法な借地契約の締結・未相続の土地の借地契約 ③ 相続人全員の合意がないので契約の解除	H19.5.8	1	H19.5.22 口頭陳述	① H19.6.29 ② 認容 ③ 契約は正当な遺産管理者と信義則に則り締結されたい	無
高知県	土佐町	① 町長 ② 第3セクターに対する出捐金5,000万円に対する善管注意義務違反 ③ 出捐金5,000万円の返還を求めること	H20.5.14	3	請求人の申出により与えてない	① H20.6.10 ② 却下 ③ 法第242条第2項の規定に該当	有
高知県	土佐町	① 町長 ② 第3セクターに対する出捐金8,000万円に対する善管注意義務違反 ③ 出捐金8,000万円の返還を求めること	H20.5.16	3	請求人の申出により与えてない	① H20.6.10 ② 却下 ③ 法第242条第2項の規定に該当	有
計		6件					有 3件 無 3件

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
福岡県	北九州市	① 市長 ② 北九州市議長公用車の買換え費用の支出 ③ 元市長に対し損害賠償を請求	H19. 11. 8	3	1日 意見書に基づいて陳述	① H19. 12. 27 ② 棄却 ③ 当該支出には違法性がない	有
福岡県	福岡市	① 市長及び担当職員 ② 市道の境界を確定する行為が違法・不当である。または、市道の適正な管理を怠っている。 ③ 市道が侵奪されている状態を是正するためにブロックを除去すること等を請求	(H19. 6. 1)	1	なし	① H19. 6. 15 ② 却下 ③ 請求期間が途過	有
福岡県	福岡市	① 不明 ② 市から交付を受けた政務調査費について、会派又は議員によりなされた支出が違法・不当である。 ③ 不明	(H19. 8. 29)	8	なし	① H19. 9. 7 ② 却下 ③ 財務会計上の行為等が特定されていない	無
福岡県	福岡市	① 市長 ② 政務調査費について、各会派・各議員が目的外支出を行っている。 ③ 市長は、各会派・各議員に対し、不当利得返還請求権を行使するよう請求	H19. 10. 3	6	1日 陳述を公開のうえ、請求人2人から陳述を受けた。	① H19. 11. 28 ② 棄却 ③ 市長は不当利得返還請求権が生じていると認識すべきであったと認められない	有
福岡県	福岡市	① 市長及び区長 ② 市有地の管理を怠っている。 ③ 請求人が主張する位置で境界を確定するよう請求	H20. 10. 14	1	1日 陳述は実施されなかった。	① H20. 12. 2 ② 却下 ③ 請求人が監査中に死亡	無
福岡県	福岡市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出（控訴に伴い高い弁護士費用を支出する必要はない。） ③ 弁護士費用の支出の差し止めを請求	H20. 12. 24	1	1日 陳述を公開のうえ、請求人から陳述を受けた。	① H21. 2. 16 ② 棄却 ③ 市長は裁量権の範囲を逸脱・濫用していない	無
福岡県	直方市	① 市長 ② 不当に財産の管理を怠る事実（政務調査費の使途について） ③ 不当利得返還請求権の行使を求める請求	H19. 8. 13	1		① H19. 9. 10 ② 却下 ③ 請求期間を途過している	無
福岡県	直方市	① 市長 ② 不当に財産の管理を怠る事実（政務調査費の使途について） ③ 不当利得返還請求権の行使を求める請求	H19. 9. 6	2		① H19. 10. 1 ② 却下 ③ 請求期間を途過している	無
福岡県	直方市	① 市長 ② 不当に財産の管理を怠る事実（政務調査費の使途について） ③ 不当利得返還請求権の行使を求める請求	H21. 3. 30	1	H21. 4. 17請求人・監査委員・事務局職員出席のもとに陳述会を開催	① H21. 5. 29 ② 棄却 ③ 当該請求に係る市長の事務に違法性はない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
福岡県	飯塚市	① 飯塚市長 ② 公金の支出 ③ 業務委託契約料の一部返還請求	H20. 2. 1	1		① H20. 2. 13 ② 却下 ③ 法242条の請求として不適	無
福岡県	柳川市	① 市長 ② H9～14までの全日本同和会大和支部への補助金の支出（予算書・決算書に説明がない） ③ 市長に損害を補填するように求める。	H19. 10. 4	1	1日	① H19. 11. 30 ② 棄却 ③ 支出には違法性なし	無
福岡県	柳川市	① 市長 ② H7～8までの全日本同和会大和支部への補助金の支出（予算書・決算書に説明がない） ③ 市長に損害を補填するように求める。	H19. 11. 6	1	1日	① H19. 12. 21 ② 棄却 ③ 支出には違法性なし	無
福岡県	柳川市	① 市長 ② 旅費の支出（公務性がない） ③ 前市長に旅費相当額の返還を求める。	H21. 3. 16	2	辞退	① H21. 5. 12 ② 認容 ③ 不適切な旅行の手続	無
福岡県	柳川市	① 市長 ② 旅費の支出（公務性がない） ③ 前市長に旅費相当額の返還を求める。	H21. 3. 16	1	辞退	① H21. 5. 12 ② 認容 ③ 不適切な旅行の手続	無
福岡県	柳川市	① 市長 ② 旅費の支出（公務性がない） ③ 前市長に旅費相当額の返還を求める。	H21. 3. 16	1	辞退	① H21. 5. 12 ② 認容 ③ 不適切な旅行の手続	無
福岡県	柳川市	① 市長 ② 旅費の支出（公務性がない） ③ 前市長に旅費相当額の返還を求める。	H21. 3. 31	19	辞退	① H21. 5. 12 ② 認容 ③ 不適切な旅行の手続	無
福岡県	筑後市	① 市長 ② 違法な指名及び入札 ③ 再指名及び入札の請求	H20. 3. 19	4	1回 口頭陳述	① H20. 5. 16 ② 棄却 ③ 当該指名及び入札に違法性はない	無
福岡県	中間市	① 市長 ② 旅行券の支給 ③ 市長に厚生会に対し旅行券の返還を請求	H19. 4. 27	286		① H19. 5. 30 ② 却下 ③ 請求の要件を欠き不適当	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
福岡県	大野城市	① 市長 ② 違法・不当な行為が相当の確実さで予測される場合 ③ 予算・執行差し止めの請求	H19. 6. 22	1		① H19. 7. 4 ② 却下 ③ 違法性・不当性を判断する段階ではなく、監査の対象とならない。	無
福岡県	大野城市	① 市長 ② 違法・不当な行為が相当の確実さで予測される場合 ③ 予算・執行差し止めの請求（再請求）	H19. 7. 10	1		① H19. 7. 25 ② 却下 ③ 同一請求人からの同一内容による再請求であり対象とならない。	無
福岡県	大野城市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 補助金交付団体の不正経理に対する法的措置請求	H19. 11. 15	1		① H19. 11. 30 ② 却下 ③ 期間途過及びその事実を知り得る状況になかったとの事実がない。	無
福岡県	大野城市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 事業費一切の損害賠償請求	H20. 4. 30	1		① H20. 5. 19 ② 却下 ③ 瑕疵ある事業とする具体的・客観的な証拠書面の提出がない。	無
福岡県	大野城市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 補助金交付団体の補助金返還時効内の帳簿の整備の請求措置	H20. 4. 30	1		① H20. 5. 19 ② 却下 ③ 財務会計行為の不正に係る具体的な証拠書面の提出がない。	無
福岡県	前原市	① 平成17年度当時前原市議会議員であった14名 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 監査委員から請求対象者への公金返還勧告	H19. 5. 15	1	1日 公開陳述	① H19. 6. 21 ② 却下 ③ 請求期間の徒過	無
福岡県	前原市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出、財産の取得 ③ 監査委員から市長への義援金の基金積立差止勧告	H20. 9. 12	1	1日 請求人に陳述の意思なし	① H20. 11. 6 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	有
福岡県	古賀市	① 市長 ② 違法な公金支出（政務調査費の使途基準違反） ③ 当該市議に対し、返還を命ずるよう求める	H20. 4. 25	3	H20. 5. 16 陳述書提出と朗読 監査委員による聴取	① H20. 6. 16 ② 棄却 ③ 請求理由がない	有
福岡県	うきは市	① 市長 ② 不当な公金支出 ③ 公金支出是正措置請求	H21. 2. 5	1	1日、公開	① H21. 3. 30 ② 棄却 ③ 公金支出に違法性はない。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
福岡県	朝倉市	① 朝倉市長 ② 政治団体、県議との懇談会に対する市長交際費の支出は違法又は不当である ③ 当該交際費の返還を求める。	H21. 1. 30	5	日時、場所指定の上通知したが請求人の出席がなく未実施	① H21. 3. 26 ② 棄却 ③ 当該交際費の支出は最高裁判例にも照らし、社会通念上の儀礼の範囲内と判断したため	無
福岡県	那珂川町	① 町長 ② 条例及び仕様書では学童保育料金の収納業務は指定管理者が行なうことと規定されているが、口座振替手数料を町が負担している。 ③ ①未支出の口座振替手数料の差し止め、②既支出の口座振替手数料の返還請求、③②ができないときは、町は町長へ損倍賠償請求を行なう。	H20. 6. 26	1		① H20. 8. 25 ② 棄却 ③ 口座振替手数料を委託費に含めること、基本協定が仕様書に沿っていることから違法性はない。町は具体的に損害を被っていないため損害賠償の対象とはならない。	無
福岡県	那珂川町	① 町長 ② 財産区の財産管理は全て財産管理会が行っており、町長は特別会計にすることもなく管理に関わっていない。各財産区の支出も統一されていない。 ③ ①未支出の財産の支出差止め。②各財産区の財産を町長が引渡請求し、町の管理下に置くこと。③各財産区の支出金額について損害賠償請求を行うこと。	H20. 2. 8	1	H20. 2. 1 証拠の提出及び陳述会の開催を予定したが、請求人陳述の意志がなく開会せず。	① H20. 4. 8 ② 棄却 ③ 違法とまでは断じ難い。町長は改めようと管理会に働きかけており放置しているとは言えない。町は具体的に損害を被っていないため、損害賠償の対象とはならない。	有
福岡県	宇美町	① 町長 ② 違法・不当な支出（ブロック積工の出来高が100%でないのに中間払いをした） ③ 町長は工事請負業者に返償を求めるよう勧告	H19. 6. 4	1	1日、請求人のみの陳述を聴取した	① H19. 7. 30 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出はない	無
福岡県	宇美町	① 町長 ② 違法、不当な公民分館整備費補助金の支出 ③ 町長は補助金の返還を講じるよう求める	H20. 10. 7	1		① H20. 10. 15 ② 却下 ③ 当該行為から1年経過	無
福岡県	篠栗町	① 町長 ② 町観光協会への補助金のうち、100万円は政教分離の原則に違反する支出である。 ③ 損害賠償請求	H19. 4. 25	1	請求人に陳述の希望がなく、実施していない。	① H19. 6. 22 ② 棄却 ③ 措置請求に理由がない。	有
福岡県	篠栗町	① 町長 ② 起債対象の駐車場用地売却による交付税算入減額分と不当な低価格売却による差額分の賠償を求める。 ③ 損害賠償請求	H19. 6. 4	1	請求人に陳述の希望がなく、実施していない。	① H19. 8. 2 ② 棄却 ③ 措置請求に理由がない。	有
福岡県	篠栗町	① 町長 ② 小学校給食室建築工事監理業務委託に対する町の不適切な随意契約 ③ 町長に対する不正支出に係る損害賠償請求	H19. 6. 18	1	請求人に陳述の希望がなく、実施していない。	① H19. 8. 15 ② 棄却 ③ 措置請求に理由がない。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
福岡県	篠栗町	① 町長・ ② 小学校給食室工事における設計業者への検査等を指示しなかった怠る事実、及び不適切な積算 ③ 事実の確認、不正支出に対する損害賠償請求	H19.10.9	1		① H19.10.22 ② 却下 ③ 要件審査の結果、要件を満たしていない。	無
福岡県	篠栗町	① 町長 ② 旧町立幼稚園跡地に関する民間保育所との無償貸付契約の無効確認と損害賠償等を求める。 ③ 違法貸付に対する無効確認等請求。	H19.10.10	1		① H19.10.19 ② 却下 ③ 要件審査の結果、要件を満たしていない。	無
福岡県	篠栗町	① 町長 ② 旧町立幼稚園跡地に関する民間保育所との無償貸付契約の無効確認と損害賠償等を求める。(再請求) ③ 違法貸付に対する無効確認等請求。	H19.10.22	1	請求人に陳述の希望がなく、実施していない。	① H19.12.20 ② 棄却 ③ 措置請求に理由がない。	有
福岡県	篠栗町	① 町長 ② 小学校給食室工事における設計業者への検査等を指示しなかった怠る事実、及び不適切な積算(再) ③ 不正支出に対する損害賠償請求	H19.12.6	1		① H20.1.31 ② 却下 ③ 要件審査の結果、要件を満たしていない。	有
福岡県	篠栗町	① 町長 ② 遺贈資産に対する町の手続き・管理等の違法性。 ③ 違法性の指摘と損害防止の措置を求める。	H20.2.1	1		① H20.3.28 ② 却下 ③ 要件審査の結果、要件を満たしていない。	有
福岡県	水巻町	① 町長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 区長会研修補助金返還請求	H19.6.22	3	証拠の提出及び陳述の機会を設けた。 H19.7.13～H19.7.24	① H19.8.17 ② 棄却 ③ 公金の支出に違法性はない	無
福岡県	水巻町	① 町長 ② 町有地(用悪水路)侵奪及び水路占有料の不当徴収漏れ ③ 怠る事実の違法確認の請求	H19.9.10	2	法第242条第6項の規定に基づき証拠の提出及び陳述の機会を設けた。 H19.9.27～H19.10.9	① H19.11.2 ② 棄却 ③ 既に是正されており、請求人の主張はその理由を失っている。	有
福岡県	水巻町	① 町長 ② 違法又は不当な契約の締結又は履行 ③ 樹木管理委託入札	H20.4.11	2		① H20.5.12 ② 却下 ③ 法第242条第1項の請求の要件を欠く	無
福岡県	岡垣町	① 町長 ② 食料費として不適切な支出 ③ 食料費の一部返還もしくは賠償請求	H20.3.10	351	1日 陳述会議を開催	① H20.4.23 ② 棄却 ③ 請求に理由がないため	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
福岡県	遠賀町	① 町長 ② 食糧費・交際費の支出 ③ 交際費の返還請求	H20.7.14	1	口頭による陳述	① H20.9.13 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出ではない	無
福岡県	遠賀町	① 町長 ② 食糧費・交際費の支出 ③ 食糧費・交際費の返還請求	H20.7.17	1	口頭による陳述	① H20.9.13 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出ではない	有
福岡県	遠賀町	① 教育長 ② 食糧費の支出 ③ 食糧費の返還請求	H20.7.18	1	口頭による陳述	① H20.9.13 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出ではない	無
福岡県	遠賀町	① 町長 ② 補助金の支出 ③ 補助金の返還請求	H20.8.29	1		① H20.9.5 ② 取下げ ③ 不明	無
福岡県	遠賀町	① 町長 ② 補助金の支出 ③ 補助金の返還請求	H20.9.12	1	口頭による陳述	① H20.11.5 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出ではない	有
福岡県	遠賀町	① 町長 ② 職員手当の支出 ③ 職員手当の返還請求	H20.10.22	1		① H20.11.27 ② 却下 ③ 要件不備	無
計			50件				有 17件 無 33件
佐賀県	佐賀市	① 市長 ② 補助金申請及び請求書類に不備や偽りがあるのに支出した。 ③ 交付決定の取消、補助金として違法・不当に支出した公金、全額の返還させるよう勧告すること。	H20.6.3	1	1日 陳述会	① H20.7.22 ② 棄却 ③ 補助金の支出は、違法又は不当な公金の支出には当たらず、佐賀市に損害を与えた事実はない。	無
佐賀県	佐賀市	① 市長 ② 不法建築物の撤去を求めることなく放置している。 ③ 不法に建築した倉庫を撤去させ、土地を佐賀市に返還させるよう勧告すること。	H20.6.20	12	1日 陳述会	① H20.8.7 ② 棄却 ③ 財産の管理を違法・不当に怠る事実は認められない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	
佐賀県	唐津市	① 市長 ② 航空写真撮影等業務不正事件(競売入札妨害事件) ③ 市長に対する損害賠償請求	H20. 2. 18	1	約15分間 陳述会開催 (H20. 3. 10)	① H20. 4. 2 ② 棄却 ③ 損害を受けたとは言えない	有
佐賀県	唐津市	① 市長 ② 固定資産土地評価統一業務等不正事件 ③ 市長に対する損害賠償請求	H20. 6. 9	1		① H20. 6. 23 ② 却下 ③ 一事不再議の原則により	有
佐賀県	唐津市	① 市長 ② 市営住宅(4か所)の公募をしていない ③ 市長に対する損害賠償請求	H20. 11. 17	4	約25分間 陳述会開催 (請求内容の補足説明) (H20. 12. 17)	① H21. 1. 13 ② 却下 ③ 不当な財務会計上行為に非該当	無
佐賀県	鳥栖市	① 市長 ② 補助団体の違法若しくは不当な契約の締結 ③ 損害賠償請求	H19. 4. 18	1		① H19. 5. 21 ② 取下げ ③ 補正不備	無
佐賀県	鳥栖市	① 市長 ② 補助団体の違法若しくは不当な契約の締結 ③ 損害賠償請求	H20. 6. 13	1		① H20. 7. 17 ② 取下げ ③ 補正不備	無
佐賀県	鳥栖市	① 市職員 ② 違法若しくは不当な契約の締結 ③ 損害賠償請求	H20. 6. 13	1		① H20. 7. 3 ② 却下 ③ 請求期間経過	無
佐賀県	鳥栖市	① 市職員 ② 違法若しくは不当な契約の締結 ③ 損害賠償請求	H20. 11. 27	1		① H20. 12. 25 ② 取下げ ③ 補正不備	無
佐賀県	鳥栖市	① 市職員 ② 違法若しくは不当な契約の締結 ③ 損害賠償請求	H21. 1. 13	1		① H21. 2. 6 ② 取下げ ③ 補正不備	無
佐賀県	伊万里市	① 市長 ② 住民監査請求・伊万里市と(株)カンセイ外2社との契約 ③ 違法不当な財務会計行為による損害賠償の請求	H20. 1. 11	38	H21. 1. 2810:00～ 市役所会議室において聴取	① H20. 3. 3 ② 棄却 ③ 合特法に基づき支援する契約は随意契約を排除するものではない。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	
佐賀県	武雄市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 管理責任者としての必要な措置	H19. 8. 29	1	・ 1 日 ・ 意見陳述（聞き取り）	① H19. 10. 16 ② 却下 ③ 財務会計上の請求とは認められない	無
佐賀県	武雄市	① 市長 ② 違法な補助金の支出 ③ 補助金の返済	(H19. 9. 27)	3		① H19. 10. 17 ② 不受理却下 ③ 期間経過	無
佐賀県	武雄市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 契約の差し止め、履行の差し止め	H20. 7. 11	1028	・ 1 日 ・ 意見陳述（聞き取り）	① H20. 8. 18 ② 却下 ③ 財務会計上の請求とは認められない	無
佐賀県	上峰町	① 町長 ② 職権濫用による公費の不正支出 ③ 町長に対する損害賠償請求	H20. 2. 12	1		① H20. 3. 27 ② 却下 ③ 財務会計上の監査請求に該当しない	無
佐賀県	上峰町	① 町長 ② 公務中に私的要件により勤務しない旨による給与減額請求 ③ 該当職員に対する給与減額請求	H20. 2. 22	1		① H20. 3. 27 ② 却下 ③ 該当行為から 1 年以上経過	無
佐賀県	有田町	① 町長 ② 違法な契約の締結（不当な公金の支出に当たる） ③ 相手方に対する支出金の返還請求	H20. 6. 16	1		① H20. 7. 22 ② 却下 ③ 請求期間経過	有
計			17件				有 4件 無 13件
長崎県	長崎市	① 市長 ② 違法、不適正な会計処理 ③ 幹部職員及び関与した市職員に支出した全額の返還を求める。	H19. 6. 13	1	H19. 6. 25 陳述会を開催	① H19. 8. 10 ② 棄却 ③ 市に損害はなく、請求に理由なし	有
長崎県	長崎市	① 市長 ② 問題のある入札制度による契約は無効である。 ③ 工事の入札無効、契約解除及び工事差止めを求める	H19. 11. 5	1	H19. 11. 26 陳述会を開催	① H19. 12. 25 ② 棄却 ③ 契約に違法性はなく請求に理由なし	無
長崎県	長崎市	① 市長 ② 違法な入札 ③ 再入札と契約の取消しを求める。	H19. 11. 13	1	H19. 11. 29 陳述会を開催	① H20. 1. 10 ② 棄却 ③ 入札を違法とまでは言えず、請求に理由なし	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
長崎県	長崎市	① 市長 ② 予算化されていない工事を行い公金を支出した違法行為 ③ 市職員（担当所属の部長、課長、担当者）へ、支出した全額の返還を求める。	H20. 10. 14	1	H20. 10. 30 陳述会を開催	① H20. 12. 11 ② 棄却 ③ 業者の不正請求に職員の関与はなく、市に損害はないので請求に理由なし	無
長崎県	佐世保市	① 市長 ② 不当な公金の支出（市道境界確定業務委託料は不当支出である） ③ 市長に対する委託料の返還要求	H19. 4. 16	1	H19. 5. 2 口述	① H19. 5. 15 ② 棄却 ③ 違法不当は認められない	無
長崎県	佐世保市	① 市長 ② 不当な公金の支出（教育委員会の備品購入は不当支出である） ③ 教育委員会総務課長に対する備品購入費の返還要求	H19. 10. 4	1	H19. 11. 1 口述及び文書	① H19. 11. 29 ② 棄却 ③ 違法不当は認められない	無
長崎県	諫早市	① 関与した諫早市職員 ② 諫早中核工業団地緩衝緑地帯に対する民間開発業者による買収計画に関する措置要求 ③ 計画を拒否し再発防止対策を講じる。	H20. 12. 3	1		① H20. 12. 3 ② 受理前却下 ③ 住民監査請求の要件を満たしていない	無
長崎県	対馬市	① 市長 ② 違法な契約の締結（無許可の業者との契約の締結、委託料の支払い） ③ 契約の解除及び委託料の返還請求	H19. 11. 9	1		① H19. 12. 21 ② 却下 ③ 請求要件を欠き、不適法	無
長崎県	対馬市	① 市長 ② 違法な契約の締結（無許可の業者との契約の締結、委託料の支払い） ③ 契約の解除及び委託料の返還請求	H19. 11. 9	1		① H19. 12. 21 ② 却下 ③ 請求要件を欠き、不適法	無
長崎県	壱岐市	① 前市長 ② 公金支出（交付金の支出） ③ 公金（交付金）の返還請求	H20. 5. 20	1		① H20. 6. 2 ② 却下 ③ 当該行為のあった日から1年経過している。	無
長崎県	五島市	① 市長及び支出事務担当課長 ② 違法かつ不当な報酬の支出（違法な委嘱及び業務不履行） ③ 市長及び支出事務担当課長に対する当該報酬の返還請求	H19. 12. 12	4	H20. 1. 15 陳述会（公開）の開催による口頭陳述	① H20. 2. 6 ② 棄却 ③ 違法不当な支出といえず、市に損害もない	無
長崎県	五島市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（契約不調による経費の増加） ③ 市長に対する当該経費の返還請求	H20. 1. 31	167	H20. 2. 18 陳述会（公開）の開催による口頭陳述	① H20. 3. 27 ② 一部認容、一部棄却 ③ 損害賠償請求権を行使するよう勧告	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
長崎県	西海市	① 市長 ② 市契約規則に基づかない貸付（契約書の締結がされていない貸付）は違法 ③ 貸付金の返還を求める。	(H19.12.25)	4		① H20.1.10 ② 受理前却下 ③ 住民監査請求の要件に合致しない	無
長崎県	西海市	① 市長 ② 不当な貸付であり、財産管理を怠っている ③ 債権放棄された貸付金の返還	H20.4.22	4	H20.5.14	① H20.6.5 ② 認容 ③ 債権放棄により損害を与えた	無
長崎県	西海市	① 市長 ② 清算補助金の不当な支出（労基法違反の臨時職員に対する退職金が含まれている） ③ 清算補助金の返還	H20.4.22	4	H20.5.14	① H20.6.5 ② 棄却 ③ 請求に理由なし	無
長崎県	佐々町	① 関係町長（元町長、前町長、現町長） ② 公共下水道受益者負担金条例に基づかないで行った負担金の違法徴収及び徴収漏れ ③ 町が損害を被った全額を即刻返還させるべく必要な措置を講じること。	H20.11.7	1	H20.11.18 監査委員2人の前で請求の内容を確認する方法で実施	① H20.12.25 ② 棄却 ③ 条例違反の事実があるが、関係町長に損害賠償を問うことは相当ではない	有
長崎県	佐々町	① 町長 ② 数ヶ月間の治療を要する診断書を提出した職員が、外出飲食、町長呼出しに応じなかったことは、地方公務員法第29条第2項の規定に反しており処罰すべきであるが、町は処罰せず給料等を支払っている ③ 上記職員に対して、町は必要な措置を講じること。	H20.12.3	1		① H20.12.25 ② 却下 ③ 休暇中の行動について嚴重注意がされており、休暇中の給与についても適正に支給されており、町に損害を与えていないと判断した	無
長崎県	佐々町	① 町長及び担当職員 ② 牛舎整備補助事業において、補助金が違法に支出されている。 ③ 町が損害を被った全額を即刻返還させるべく必要な措置を講じること。	H21.2.13	1		① H21.4.7 ② 棄却 ③ 財務会計上の損害はない（施工不良部分の補助金は、全額返還されているため）	無
計			18件				有 3件 無 15件
熊本県	熊本市	① 市長 ② 不当な公金の支出（会館の廃止は不当であり、廃止に伴い支出した移転補償料及び移転調査費は不当な公金の支出である。） ③ 返還請求	H21.3.6	8	H21.3.19 陳述の機会付与	① H21.4.28 ② 一部棄却、一部却下 ③ 会館の廃止は不当とは言えず、移転補償料及び移転調査費に違法性、不当性は認められない（棄却）。請求期間を徒過していたもの、支出が未だされていないものは却下。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
熊本県	天草市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 契約の解除。市に対する違約金の支払。予定されている整備工事の入札中止。整備計画の再構築	H19.9.14	5	H19.9.26 陳述	① H19.11.9 ② 棄却 ③ 違法又は不当なものと判断することはできない	無
熊本県	天草市	① 市長 ② 違法な契約の締結（建設業法に反する。） ③ 工事入札の中止。契約締結後支出した場合の契約金の全額返還	H19.9.18	4	H19.9.26 陳述	① H19.11.15 ② 棄却 ③ 違法又は不当と評価することはできない	無
熊本県	天草市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 解体、改築事業計画の廃止。事業に支出した費用の全額返還。監査手続が終了するまで予算執行を停止	H19.11.13	6		① H19.11.20 ② 却下 ③ 一事不再理の原則による	無
熊本県	天草市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 契約の中止又は破棄。支出した場合の違約金の全額返還。監査手続が完了するまで工事の着工を停止	H19.11.22	3		① H19.12.3 ② 却下 ③ 一事不再理の原則による	有
熊本県	天草市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 公金の返還。当該事業に係る公金支出の禁止	H20.1.7	11	H20.1.17 陳述	① H20.3.5 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出であるとは認められない	無
熊本県	山鹿市	① 市長 ② 不当な公金（補助金）の支出 ③ 支出された補助金の全額返還	H19.5.9	4		① H19.5.11 ② 受理前却下 ③ 期間途過	無
熊本県	山鹿市	① 市長 ② 不当な公金（補助金）の支出 ③ 支出された補助金の全額返還	H19.7.5	4	H19.7.11 聴取による陳述	① H19.8.21 ② 棄却 ③ 当該支出に不当性はない	無
熊本県	山鹿市	① 市長及び副市長 ② 違法な工事請負契約の締結 ③ 支出された工事請負代金の返還	H20.9.29	1	H20.10.15 陳述無し	① H20.11.19 ② 一部認容 ③ 支出した工事請負代金の一部を返還すよう勧告	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
熊本県	宇城市	① 市長 ② 出張所の設置は違法（行政サービスセンターは出張所に該当し、規則での設置は違法） ③ 設置運営費用は違法な公金の支出であり、必要な措置を請求	H19. 6. 18	3	陳述日：H19. 7. 11 方法：請求の趣旨を口頭で述べる	① H19. 8. 10 ② 棄却 ③ 当該設置に違法性はない	無
熊本県	南関町	① 町長 ② 報酬の架空請求 ③ 必要な措置を講じること	H19. 7. 17	1	H19. 8. 3 聴取	① H19. 9. 13 ② 棄却 ③ 既に措置がなされている	無
熊本県	和水町	① 町長 ② 町有財産処分手続き ③ 煉瓦造住宅研究棟の処分手続で、競争入札の再実施請求	H19. 6. 11	2	H19. 6. 25 証拠の提出及び陳述	① H19. 8. 1 ② 棄却 ③ 措置請求は理由がないと判断	無
熊本県	高森町	① 町長 ② 予算の適正執行を欠く ③ 委託契約の解除	H19. 12. 20	1	1日 口頭	① H20. 2. 1 ② 却下 ③ 請求理由に根拠がない	無
熊本県	高森町	① 町長 ② 不適正請求の措置要求 ③ 介護報酬の不適正請求	H20. 4. 28	60	1日 口頭	① H20. 6. 18 ② 却下 ③ 請求理由にあたらぬ	無
熊本県	多良木町	① 社会教育関係団体（9団体） ② 団体補助金の支出は憲法第88条違反 ③ 補助金廃止請求	H20. 1. 23	1		① H20. 3. 7 ② 却下 ③ 事実証明書の不備及び住民監査請求の対象外	無
熊本県	多良木町	① 多良木町議会議員（3名） ② 「地方自治法第92条の1」関係私企業の就職の制限に違反 ③ 失職並びに不当支出の損害補填請求	H20. 2. 18	1		① H20. 4. 15 ② 却下 ③ 事実証明書の不備及び住民監査請求の対象外	無
熊本県	多良木町	① 多良木町議会議員（1名） ② 「地方自治法第92条の1」関係私企業の就職の制限に違反 ③ 失職並びに不当支出の損害補填請求	H20. 3. 11	1		① H20. 4. 15 ② 却下 ③ 事実証明書の不備及び住民監査請求の対象外	無
熊本県	相良村	① 相良村長 ② 上水道工事の個人負担金未納分は村条例から村長が補填すべきものであるので請求する。 ③ 村長が補填すべきではないか。	H19. 9. 25	1		① H19. 10. 11 ② 却下 ③ 前回と同一事項、同一事由と判断したため。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
熊本県	相良村	① 相良村長 ② 村道改良工事に伴う付帯工事費の増加分(1,575万円)の支出は、公金の違法な支出である。 ③ 村長は施工業者に対し違法、不当な公金支出を差し控えること	H21.1.13	1		① H21.2.2 ② 却下 ③ 既に債権者に支払済みであり、差止請求の効果がないと判断した。	無
計		19件					有 1件 無 18件
大分県	大分市	① 市長 ② 市営住宅の家賃収入が違法・不当に減額されている ③ 関与した職員に対する損害賠償請求	H20.1.11	2	H20.1.21 14:30～ 請求人の陳述会を開催し、陳述を聴取	① H20.2.21 ② 棄却 ③ 監査対象事項に違法性、不当性は認められない	無
大分県	大分市	① 市長 ② 違法、不当な公金支出(市議会議員に対する費用弁償) ③ 支出相当額の返還を求める等損害を補填する必要な措置及び今後の損害を未然に防止す措置	H20.12.1	2	H20.12.19 14:00～ 請求人の陳述会を開催し、陳述を聴取	① H21.1.19 ② 棄却 ③ 本件支出に違法性、不当性は認められない	無
大分県	別府市	① 市長 ② 報酬の不当利得(勤務時間中の怠業) ③ 市長及び相手方に対する損害賠償請求・是正措置及び再発防止策を講じること。	H20.10.3	4	H20.10.20 意見陳述及び証拠の提出	① H20.11.21 ② 棄却 ③ 違法、不当とする請求人の主張には理由がない	無
大分県	別府市	① 市長 ② 指定管理料の違法・不当支出 ③ 市長及び関係職員に対する損害賠償請求	H20.12.4	3	H20.12.18 意見陳述及び証拠の提出	① H21.1.27 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由が無い	無
大分県	日田市	① 日田市長 ② 赤字事業への支出 ③ 事業に対する赤字の返納か、事業の中止あるいは民間への払下げの申入れと赤字に対する対応への勧告	H20.8.27	1		① H20.9.5 ② 却下 ③ 赤字であることをもって法242条の要件に該当するものではない。	無
大分県	日田市	① 日田市長 ② 印刷物の未配布 ③ 未配布の印刷代の返還	H21.1.21	1	H21.2.23 口頭陳述	① H21.3.19 ② 棄却 ③ 請求に理由がない。	無
大分県	佐伯市	① 市長及び担当職員 ② 里道・水路の管理について(財産の管理を怠る事実について) ③ 違法に埋め立てられた里道・水路の原状回復	H19.4.9	3	H19.4.26	① H19.5.31 ② 棄却 ③ 財産の管理を怠る事実はない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
大分県	佐伯市	① 市長及び担当職員 ② 違法な奨励金及び交付金の支出に伴う不正利得返還請求 ③ 奨励金及び交付金の返還請求	H20. 1. 31	3	H20. 2. 22	① H20. 3. 31 ② 棄却 ③ 奨励金及び交付金の交付に違法性はない	無
大分県	佐伯市	① 市長及び担当職員 ② 違法な奨励金及び交付金の支出に伴う不正利得返還請求 ③ 奨励金及び交付金の返還請求	H20. 2. 15	1	辞退	① H20. 3. 31 ② 棄却 ③ 奨励金及び交付金の交付に違法性はない	無
大分県	佐伯市	① 市長及び担当職員 ② 損害賠償請求権の不行使（財産の管理を怠る事実） ③ 市長に損害賠償請求をするよう求める	H20. 12. 22	1	辞退	① H21. 2. 4 ② 棄却 ③ 財産の管理を怠る事実はない	無
大分県	佐伯市	① 市長及び担当職員 ② 里道の管理について（財産の管理を怠る事実について） ③ 違法に埋め立てられた里道原状回復	H21. 2. 9	1	辞退	① H21. 3. 24 ② 棄却 ③ 財産の管理を怠る事実はない	無
大分県	豊後大野市	① 豊後大野市長並びに総務・産業建設部・建設部職員 ② 国から譲与された豊後大野市の公有財産である里道の保全・管理を怠っている。 ③ 隣接耕作者によって占有された里道を明け渡すよう請求しなかったことは、市が財産管理を怠ったとするものとし、里道の境界を確認し、隣接耕作者からの里道の明け渡しを請求する。	H20. 3. 7	1人	監査委員2名立会いのなか、期日を定め監査事務局に隣接する会議室において請求人に陳述の機会を与えた。時間は、41分で終了した。	① H20. 4. 30 ② 棄却 ③ 境界が不確定の状況で不法な占拠について判断はできず、監査委員が境界を確定することはできない。	有
大分県	由布市	① 市長 ② 市長交際費の違法支出 ③ 支出した交際費の返還	H20. 11. 17	2	H21. 11. 26請求者及び市関係職員立会いのうえ、双方が陳述を行なった	① H21. 1. 14 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	無
計			13件				有 2件 無 11件
宮崎県	宮崎市	① 宮崎市長外 ② 保育料収納事務の怠る事実 ③ 保育料徴収業務の改善を請求	H19. 8. 1	1		① H19. 9. 5 ② 棄却 ③ 理由なし	無
宮崎県	日向市	① 市長 ② 土地建物の売却 ③ 契約の解除等	H21. 1. 29	8		① H21. 3. 19 ② 棄却 ③ 市長が既に監査対象契約を解除している	無
計			2件				有 0件 無 2件

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
鹿児島県	鹿児島市	① 市長 ② 違法又は不当な契約の締結（環境未来館の建設は無駄づかいであり財政に多大の損害を与える） ③ 市長に対し工事の中止を求める	H19.10.4	1		① H19.10.29 ② 却下 ③ 請求期間徒過	無
鹿児島県	霧島市	① 市長 ② 指定管理者候補者選定委員への報償費の支出 ③ 支出の責任を有する者に市に対し損害賠償請求	H19.7.10	1	1日、請求人出頭陳述	① H19.8.27 ② 一部棄却、一部却下 ③ 不当な公金の支出には該当しない	無
鹿児島県	霧島市	① 市長 ② 政務調査費の不当な公金支出 ③ 政務調査費の返還請求	H19.8.20	6	1日、請求人出頭陳述	① H19.10.19 ② 棄却 ③ 違法又は不当な処理・支出には該当しない	有
鹿児島県	奄美市	① 市長 ② 旧住用村の議員8名はH19.6.12で地方自治法93条1で定めている議員の任期4年が切れている。 ③ H19.6.13以降の議員報酬を支出しないこと	H19.6.20	5		① H19.8.15 ② 棄却 ③ 違法性は認められない	無
鹿児島県	屋久島町	① 町長 ② 不当な公金の支出 ③ 町誕生祝賀会出席者の旅費返還請求	H20.1.18	1	H20.2.6 口頭	① H20.3.13 ② 棄却 ③ 裁量権を乱用ないし逸脱した違法及び不当な公金の支出ではない	有
鹿児島県	屋久島町	① 町長 ② 不当な公金の支出 ③ 土地購入代金と公園整備工事代金の返還	H20.6.3	5		① H20.6.30 ② 却下 ③ 請求期間を既に経過しているものと判断	有
鹿児島県	天城町	① 町長 ② 違法な契約の締結 ③ 担当職員及び土地払い下げ委員の告発及び適正価格の追徴措置請求	H19.11.13	11		① H19.12.6 ② 認容 ③ 原野ではなく宅地としての取扱いが適正であり、原野価格として払い下げた額との差額を追徴	無
計			7件				有 3件 無 4件
沖縄県	那覇市	① 那覇市長 ② 那覇市職員措置請求 ③ 不公正価格による公財産の処分	H20.3.5	30	H20.3.11(1日間)、請求人による意見陳述	① H20.3.25 ② 棄却 ③ 請求人らの主張には理由がない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
沖縄県	石垣市	① 市長 ② 市有地の処分に関するもの ③ 市有地の払い下げに関与した市長の損害賠償責任	H19. 4. 9	1	H19. 5. 8に証拠の提出及び陳述の機会を30分与え、テープレコーダーで録音した。	① H19. 6. 7 ② 却下 ③ 請求の期限が1年を経過しており、正当な理由がない。	有
沖縄県	石垣市	① 市長 ② 米原リゾート開発の用地に関するもの ③ 市の行政手続の不備と市長が企業に便宜供与した贈収賄疑惑の解明	H19. 4. 9	1	H19. 5. 8に証拠の提出及び陳述の機会を30分与え、テープレコーダーで録音した。	① H19. 6. 7 ② 却下 ③ 市の財産ではなく、また財務会計上の行為ではない。	無
沖縄県	石垣市	① 市長 ② 市有地の処分に関するもの ③ 市有地の払い下げに関与した市長の損害賠償責任	H19. 11. 20	1	請求人から陳述は行わない旨申し出があったため実施しなかった。	① H20. 1. 18 ② 却下 ③ 請求事項を特定できる具体的な資料に欠ける。	無
沖縄県	豊見城市	① 本市議会の議員 ② 政務調査費の不適切な支出がある ③ 議会における政務調査費報告書の過去1年間の再監査請求及び不適切な支出に対する返還請求	H21. 3. 5	1	1日 監査委員室において、請求にかかる補足説明と追加資料の提示が行なわれた。	① H21. 4. 16 ② 認容 ③ 不適切な政務調査費の講師に対する必要な措置を講ずるよう勧告	無
沖縄県	宮古島市	① 市長、副市長、総務部長他 ② 時間外勤務手当の不当支出 ③ 市長以下関係者に返還を求める	H20. 11. 12	1		① H20. 12. 16 ② 却下 ③ 行為のあった日から1年を経過しているため	無
沖縄県	国頭村	① 前村長及び職員 ② 違法公金支出 ③ 前村長及び職員に対する損害賠償請求	H20. 5. 21	7		① H20. 7. 18 ② 棄却 ③ 請求者の主張に理由がない	有
沖縄県	嘉手納町	① 町長及び町職員 ② 情報公開受付拒否による損害賠償請求裁判で町が支払った弁護士費用及び損害賠償金は違法な支出である。 ③ 当該支出に対する損害賠償を求める。	H20. 6. 4	1	1日：監査委員室にて口頭意見陳述	① H20. 6. 30 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な公金の支出はない。	無
沖縄県	竹富町	① 町長 ② 違法・不当な公金支出（支出の裏付けを欠く） ③ 補助金の全額返還請求	H20. 6. 9	2		① H20. 7. 28 ② 棄却 ③ 違法性が認められないため	無
計			9件				有 3件 無 6件

ウ 法第242条の2による住民訴訟が提起された場合

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
北海道	札幌市	市の条例上、費用弁償についての明確な定義がなく、支給の際に用途を明確にせず、領収書も不要であるということは、第二の報酬であり不当であるとして、市長及び議員に対して損害の返還を求めた	H19.8.24	○								○	○	○		20.3.27札幌地裁一部却下、一部棄却 21.2.20札幌高裁原告一部勝訴 21.3.5本市上告(係属中)	
北海道	函館市	市長に対する、違法支出した費用弁償額1,276万円を市議会議員に対し支払を請求	H20.1.10	○								○				20.9.25函館地裁(請求棄却) 21.3.24札幌高裁(請求棄却)	
北海道	函館市	市長に対する、旧函館検疫所台町措置場賃貸借の違法契約による明け渡し請求	H20.1.18			○				○						函館地裁係属中	
北海道	小樽市	市長に対する新市立病院建設に係る基本設計業務委託契約の解約料(既成部分に係る委託料25,810,048円)の返還請求	H20.10.28	○								○				札幌地裁係属中	
北海道	室蘭市	室蘭市長及び公の施設の指定管理者に対する使用料等の返還請求及び損害賠償請求	H20.7.10	○								○				札幌地裁係属中	
北海道	室蘭市	元職員に対する違法徴収した使用料等の返還請求及び遅延損害金請求	H20.8.15	○								○				21.2.5札幌地裁一部却下、一部棄却 札幌高裁係属中	
北海道	室蘭市	室蘭市長及び公の施設の指定管理者に対する使用料等の不当利得返還請求及び損害賠償請求	H20.12.7	○								○				札幌地裁係属中	
北海道	釧路市	政務調査費返還請求事件	H20.1.22	○								○				釧路地裁係属中	
北海道	釧路市	政務調査費返還請求事件	H20.6.17	○								○				釧路地裁係属中	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
北海道	稚内市	監査委員に対し監査結果の無効確認。議員に対し不当利益の返還請求。市議会議長に対し条例等の修正要求。	H21. 2. 12	○							○						旭川地裁係属中
北海道	滝川市	市長ほか4名に対する生活保護費不正受給に伴う損害金(2億3,886万円)の請求	H20. 7. 11	○	○						○						札幌地裁係属中
北海道	深川市	前市長主導による官製談合に伴う損害金9億1,723万円の請求	H20. 10. 28	○							○						旭川地裁係属中
北海道	八雲町	監査委員に対する住民監査請求却下処分取り消し請求	H18. 12. 18	○					○		○	○					19. 9. 16札幌高裁請求棄却 19. 11. 20上告却下
北海道	倶知安町	前町長に対する違法な支出命令に伴う損害1億3,040万2,000円の請求	H19. 2. 6	○							○	○					19. 7. 27札幌地裁請求却下
北海道	沼田町	町長に対する訴訟費用等負担(784,242円)及び利息の請求	H19. 8. 31	○							○	○					20. 2. 20旭川地裁請求棄却 20. 8. 22札幌高裁控訴棄却
計		15件		14件	1件	1件	0件	0件	1件	1件	14件	3件	4件	1件	0件	0件	
青森県	弘前市	市長に対する議員らの平成17年度政務調査費違法支出の返還請求	H19. 4. 12	○							○						現在、青森地裁係属中
青森県	弘前市	市長に対する議員らの平成18年度政務調査費違法支出の返還請求	H20. 6. 20	○							○						現在、青森地裁係属中
青森県	横浜町	町長に対する補助金返還の履行請求	H21. 1. 26	○							○						現在、青森地裁係属中
計		3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	0件	0件	0件	0件	0件	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置がある場合	監査委員は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
岩手県	滝沢村	村長に対する公金支出差止等請求 (2億1,106万1,723円ほか)	H17.8.19	○							○	○				20.2.29盛岡地裁 請求棄却 20.12.2仙台高裁 請求棄却	
	計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	0件		
宮城県	仙台市	市長に対する議員の海外出張旅費の返還請求を求める	H19.6.6	○							○					H20.12.18仙台地裁 一部認容、一部棄却 現在仙台高裁係属中	
宮城県	石巻市	石巻市長に対する違法公金支出返還請求	H16.1.15	○							○	○				H18.7.27仙台地裁 請求認容 H19.4.20仙台高裁 原判決中控訴人敗訴 部分を取消す(被控 訴人請求棄却) H19.10.26最高裁 不受理	
宮城県	石巻市	石巻市長に対する違法公金支出損害賠償等請求(旧河北町長)	H17.2.28	○							○	○				H20.12.16仙台地裁 請求棄却	
宮城県	石巻市	石巻市長に対する違法公金支出損害賠償等請求(旧石巻市長)	H17.2.28	○							○	○				H20.12.16仙台地裁 請求棄却	
宮城県	石巻市	石巻市長に対する違法公金支出損害賠償等請求(旧河北町長)	H17.3.28	○							○	○				H20.12.16仙台地裁 請求棄却	
宮城県	石巻市	石巻市長に対する違法公金支出損害賠償等請求(旧河南町長)	H17.3.28	○							○	○				H20.12.16仙台地裁 請求棄却	
宮城県	角田市	西根地区振興協議会に交付した補助金が違法であるとして角田市長に対し、補助金の交付決定をした前市長個人に損害賠償(1,762,670円)の請求を求める請求	H20.7.17	○							○					H21.3.30仙台地裁 請求棄却 現在、仙台高裁係属中	
宮城県	多賀城市	公金違法支出損害賠償請求事件	H20.9.4		○						○					H20.12.12仙台地裁 請求棄却 H21.4.9仙台高裁控 訴棄却(確定)	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
福島県	南相馬市	市長に対する市有地無償使用違法確認請求	H21. 3. 3	○						○							現在、福島地裁係属中
福島県	会津美里町	町に対し、町長個人に違法公金支出金（2億2,220万6千円）の返還請求を求める	H20. 8. 28	○													現在、福島地裁係属中
福島県	浅川町	損害賠償請求住民訴訟事件	H20. 8. 11			○											現在、福島地裁係属中
福島県	檜葉町	怠る事実の違法確認請求事件	H16. 10. 21	○				○					○				19. 9. 25福島地裁
福島県	檜葉町	怠る事実の違法確認請求事件	H16. 10. 21	○				○						○		○	19. 9. 25福島地裁
福島県	浪江町	町長に対する損害賠償請求命令請求住民訴訟事件	H19. 1. 25	○													20. 7. 8福島地裁和解
計		8件		7件	0件	1件	0件	2件	0件	2件	4件	0件	2件	1件	0件	1件	
茨城県	日立市	市長に対し、J R日立駅周辺地区整備事業として行う工事の進行及び着工の中止を求めるとともに当該事業に係る委託料等の支出差止を求める	H18. 7. 25	○				○						○			19. 12. 12東京高裁請求棄却
茨城県	日立市	市長に対し、補助金交付団体と連帯して、支出された補助金を市に返還すること等を求める	H19. 11. 22	○				○									20. 1. 17水戸地裁原告死亡により終了
茨城県	土浦市	市長に対する公金支出差止め請求	H17. 12. 26	○				○						○			19. 7. 20東京高裁請求棄却
茨城県	取手市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金（4,578,500円）の請求	H15. 8. 27	○										○			20. 1. 31東京高裁請求棄却
茨城県	つくば市	前市長及び元財務部長に対して平成8年度一般会計における不納欠損の違法確認の請求とそれに伴う損害金（1億2,656万8,031円）の請求	H10. 5. 15	○						○	○			○		○	19. 8. 8水戸地裁請求棄却

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
茨城県	桜川市	県外で行った各種団体の総会や研究会・懇談会及び結婚式の出席に公用車を運転手付で使用したのは違法であり、市長に対し損害賠償又は不当利得の返還請求。(返還請求金額896,960円)	H19.9.19	○							○						現在、水戸地裁係属中
茨城県	桜川市	再生資源ごみの業者への売却代が不正である。また、塵芥処理の重機類の賃貸料が不当に割高である。市長・顧問弁護士・総務部長・収入役事務代理者・副市長・会計管理者・財政課長に対する損害額の返還請求。(返還請求金額4,208,410円)	H20.2.29	○							○						現在、水戸地裁係属中
茨城県	小美玉市	不当却下による損害賠償請求	H20.4.14	○							○						20.5.29 水戸地裁請求棄却
茨城県	大子町	代表監査委員に対する住民監査請求不受理却下に伴う決定取消請求	H19.6.15	○					○			○					19.10.3 水戸地裁請求却下
茨城県	大子町	町長に対する違法契約締結に伴う不当支出金の返還命令請求	H20.7.23	○							○	○					21.2.25 水戸地裁請求却下
茨城県	大子町	町長に対する違法職員研修派遣に伴う損害賠償請求義務付けの住民訴訟請求	H21.2.26	○							○						現在、水戸地裁係属中
茨城県	五霞町	町長に対する違法公金支出返還請求	H20.9.30	○							○						現在、水戸地裁係属中
計		19件		19件	0件	0件	0件	5件	1件	1件	13件	3件	7件	0件	0件	3件	
栃木県	栃木市	入湯税に関する損害賠償等請求義務付けの請求	H19.8.16	○							○						現在、宇都宮地裁係属中
栃木県	栃木市	市長に対する土地契約更新料支出に伴う損害金(21,678,598円)の請求	H20.12.31	○							○						現在、宇都宮地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
栃木県	栃木市	市長に対する違法な補助金支出に伴う損害金（1,256万円）の請求	H20.12.31	○							○						現在、宇都宮地裁係属中
栃木県	小山市	政務調査費不当利得返還請求事件	H20.12.10				○				○						現在、宇都宮地裁係属中
栃木県	大田原市	政務調査費不当利得返還請求事件⇒市長に対し2,454,015円の不当利得返還請求	H20.10.29	○							○						21.4.22宇都宮地裁一部棄却 現在、原告控訴予定
栃木県	さくら市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金（1億2,192万円）の請求	H17.12.14	○							○						20.12.24宇都宮地裁請求認容 現在東京高裁係属中
栃木県	さくら市	違法公費支出（224万円）に対する関係者への返還請求	H19.1.24	○							○						20.8.27宇都宮地裁請求棄却 現在東京高裁係属中
栃木県	那須烏山市	市長に対する地方公務員法第35条及び第36条に違反する行為に伴う損害金（353円）の請求	H20.8.12	○							○						現在、宇都宮地裁係属中
栃木県	高根沢町	町長、予算支出手続決裁者（課長）に対する違法公金支出に伴う損害賠償金（12,616円）の請求	H20.8.7	○							○						現在、宇都宮地裁係属中
栃木県	那珂川町	契約無効確認請求事件	H18.3.9	○							○	○					18.10.25宇都宮地裁却下 19.3.29東京高裁請求棄却 19.9.13最高裁棄却
計		10件		9件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	10件	0件	1件	0件	0件	0件	
群馬県	伊勢崎市	市長及び教育長に対し、違法に支出された費用の返還を請求。	H20.6.30	○							○						現在前橋地裁係属中
群馬県	千代田町	H18.12.27に特別養護老人ホームにs対して支出した3,500万円の補助金は違法な支出であり、町長が町長個人に対して損害賠償（3,500万円）を請求するよう求める。	H19.6.8		○						○						取り下げ
計		2件		1件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
埼玉県	行田市	教育長に対する減免した利用料の請求	H20.10.9	○							○						現在、さいたま地裁係属中
埼玉県	秩父市	市長等に対する工事請負契約に伴う公金支出の損害金の請求	H19.7.24	○							○						現在、さいたま地裁係属中
埼玉県	所沢市	所沢元町北地区再開発事業に係る不当支出の是正を求める措置請求	H20.6.11	○							○						現在、さいたま地裁係属中
埼玉県	春日部市	春日部市土地開発公社に対し債務の請求をするように求める。	H20.9.12			○					○	○					21.5.27さいたま地裁 請求棄却
埼玉県	蕨市	蕨市議会選挙における公営選挙に伴う燃料代支出違法確認請求事件	H20.3.17	○						○	○						H20.8.27 さいたま地裁 請求却下
埼玉県	桶川市	市長、副市長に対する違法公金支出に伴う損害金(7,090,650円)の請求	H20.6.24	○							○						現在、さいたま地裁係属中
埼玉県	蓮田市	市長は、自治員に対し、市条例に基づく報酬等を支出してはならない等の請求	H19.12.28	○				○				○	○				20.7.16さいたま地裁 却下及び棄却
埼玉県	川島町	違法な公金の支出（最終学歴の誤りによる当該職員に支給した給与等）	H19.5.7	○							○						現在、さいたま地裁係属中
埼玉県	大利根町	町長に対する委託料金支払差止、損害賠償及び不当利得返還履行請求	H20.1.25	○				○			○						現在、さいたま地裁係属中
計		9件		8件	0件	1件	0件	2件	0件	1件	7件	2件	2件	0件	0件	0件	
千葉県	千葉市	千葉朝鮮学園振興協議会に対する市長の平成19年度、20年度の負担金の支出が違法であるとして、市長に支出相当額の損害賠償請求を求める。	H20.7.4	○							○		○				21.2.13 千葉地裁請求棄却（確定）

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
千葉県	船橋市	坪井中学校校長は、平成14年度における坪井中学校の入学式、体育祭及び卒業式の際頂戴した祝儀を直ちに調定し、市の収入とすべきにもかかわらず、これを怠り、船橋市に損害を与えた。よって、船橋市長は、坪井中学校校長に対し損害賠償を請求せよ、との判決を求める。	H16.6.16	○													H20.1.25 市の一部勝訴→H20.2.7 市が控訴→H20.6.25 市勝訴→H20.5.7 上告→H21.5.26 上告棄却により市勝訴
千葉県	船橋市	宮本小学校校長他13校の校長は、平成14年度における入学式、運動会、体育祭及び卒業式の際頂戴した祝儀を直ちに調定し、市の収入とすべきにもかかわらず、これを怠り、船橋市に損害を与えた。よって、船橋市長は、宮本小学校校長他13校の校長に対し損害賠償を請求せよ、との判決を求める。	H16.6.23	○													H20.1.25 市の一部勝訴→H20.2.7 市が控訴→H20.10.29 市勝訴→H20.11.11 上告→H21.5.26 上告棄却により市勝訴
千葉県	松戸市	元職員による公金横領事件について、元職員の上司に対し損害賠償請求することを求めるもの	H19.6.6				○					○					20.9.26千葉地裁請求却下
千葉県	野田市	財産（市道）の管理を怠る事実の確認及び市長に対する損害賠償の請求	H19.12.14	○								○	○				21.6.5 千葉地裁一部却下、一部棄却
千葉県	野田市	市長に対する、自治会長会議及び自治会連合会への補助金の支出に伴う損害金（4,463,308円）の請求	H20.1.25	○													現在、千葉地裁において弁論準備手続中
千葉県	柏市	・刑事事件を起こしその後退職した元職員に対し、市長が刑事事件から退職までの間に支給した給与等の不当利得返還請求をしないことについて財産の管理を怠った違法な事実であることの確認 ・市長が元職員に対し不当利得返還請求をするよう求めたもの	H19.8.22	○								○	○	○	○		20.3.18 千葉地裁第3号請求却下 その余請求棄却 20.7.15 東京高裁控訴棄却
千葉県	浦安市	市長に対し違法に支出した政務調査費の返還を求めるもの	H20.6.16	○													21.7.24 千葉地裁請求棄却 東京高裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
千葉県	酒々井町	町長に対する費用負担金請求を怠ることの違法確認等請求	H20.12.18	○				○									現在、千葉地方裁判所係属中
千葉県	大網白里町	町長に対し違法契約（談合）に伴う損害金（46,615,569円）の賠償を求める請求	H19.5.2	○							○	○					21.1.15千葉地裁請求却下
千葉県	大網白里町	町長に対し違法契約（談合）に伴う損害金（46,615,569円）の賠償を求める請求	H20.4.22	○							○	○	○				21.1.27千葉地裁請求却下 21.5.28東京高裁請求棄却
計		11件		10件	0件	0件	1件	1件	0件	1件	10件	5件	6件	0件	0件	0件	
東京都	品川区	区議会事務局長に対する政務調査費返還命令等の必要な措置を講ずることを求める。	H19.6.22	○							○						現在東京地裁係属中
東京都	品川区	区議会事務局長に対する政務調査費返還命令等の必要な措置を講ずることを求める。	H19.7.6	○							○						現在東京地裁係属中
東京都	品川区	区議会事務局長に対する政務調査費返還命令等の必要な措置を講ずることを求める。	H19.7.6	○							○						現在東京地裁係属中
東京都	目黒区	区長に、区長個人に対し、新年会会費111万円余の返還を求める請求。	H19.3.22	○							○	○					21.3.21東京地裁請求棄却 20.7.16東京高裁控訴棄却
東京都	目黒区	区長に、16万円余の政務調査費の返還を求める請求。	H19.1.19	○							○	○					20.3.25東京地裁請求棄却 20.8.28東京高裁控訴棄却
東京都	目黒区	区長に、219万円余の政務調査費の返還を求める請求	H19.3.1	○							○						20.10.7訴え取り下げ
東京都	目黒区	区長に、549万円余の政務調査費の返還を求める請求。	H19.3.23	○							○						現在、東京地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
東京都	目黒区	区長に、469万円余の政務調査費の返還を請求させる請求。	H19. 3. 1	○							○	○				20. 5. 30東京地裁一部棄却、一部却下 20. 11. 19東京高裁控訴棄却	
東京都	目黒区	区長に、区長個人に対し、2,250万円の支払を求める請求。	H20. 6. 6	○								○	○			21. 3. 26東京地裁請求棄却 21. 5. 26控訴	
東京都	渋谷区	渋谷区教育委員会が、訴外学校法人に対してなした、行政財産使用許可処分は、違法であるとして、渋谷区を被告として、処分の取消と、渋谷区長ほか6名に対し、損害賠償請求せよとの判決を求めた事件	H20. 9. 25	○					○		○					現在、東京地裁係属中	
東京都	渋谷区	違法な政務調査費の支出があったとして、渋谷区長が、区議会議員に対し、政務調査費の返還請求することを求めた事件	H21. 2. 26	○												現在、東京地裁係属中	
東京都	杉並区	違法な謝礼及び業務委託費並びに旅費の無効確認並びに区長に対するそれら損害金の請求	H18. 10. 31	○						○		○				20. 1. 10東京地裁一部却下、一部棄却 21. 2. 18東京高裁控訴棄却	
東京都	杉並区	公金の賦課徴収を怠ることの違法確認及び違法な監査の無効確認	H18. 6. 19	○					○	○		○				19. 2. 13東京地裁請求棄却 19. 8. 7東京高裁控訴棄却 19. 12. 6最高裁上告不受理	
東京都	杉並区	施設の目的外使用許可処分の無効確認、財産管理を怠った事実の違法確認及び区長らに対する損害金の請求	H20. 6. 26	○						○	○	○				現在、東京地裁係争中	
東京都	荒川区	区長に対する違法な公金支出に伴う損害金（67,986円）の請求	H20. 6. 18	○								○				21. 1. 30東京地裁請求棄却	
東京都	荒川区	区長に対する違法な公金支出に伴う損害金（1,072,400円）の請求	H20. 6. 18	○								○				21. 1. 30東京地裁請求棄却	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
東京都	荒川区	区長に対する違法な公金支出に伴う損害金（186,447円）の請求	H20.6.18	○							○	○				21.1.30東京地裁請求棄却	
東京都	荒川区	区長に対する違法な公金支出に伴う損害金（421,434円）の請求	H20.6.18	○							○	○				21.1.30東京地裁請求棄却	
東京都	荒川区	区長に対する違法な公金支出に伴う損害金（286,799円）の請求	H20.7.1	○							○	○				21.1.30東京地裁請求棄却	
東京都	荒川区	区長に対する違法な公金支出に伴う損害金（193,048円）の請求	H20.6.18	○							○	○				20.11.14東京地裁請求棄却	
東京都	荒川区	区長に対する違法な公金支出に伴う損害金（205,628円）の請求	H20.6.18	○							○	○				20.11.14東京地裁請求棄却	
東京都	荒川区	区長に対する違法な公金支出に伴う損害金（1,725円）の請求	H20.7.1	○							○	○				20.11.14東京地裁請求棄却	
東京都	荒川区	区長に対する違法な公金支出に伴う損害金（53,683円）の請求	H20.7.1	○							○	○				20.12.25東京地裁請求棄却	
東京都	荒川区	区長に対する違法な公金支出に伴う損害金（1,267,889円）の請求	H20.6.18	○							○	○				20.12.18東京地裁請求棄却	
東京都	荒川区	区長に対する違法な公金支出に伴う損害金（974円）の請求	H20.6.18	○							○	○				20.12.18東京地裁請求棄却	
東京都	荒川区	区長に対する違法な公金支出に伴う損害金（944円）の請求	H20.6.18	○							○	○				20.12.18東京地裁請求棄却	
東京都	板橋区	区長が行った公有地贈与等に対する差止請求等（後に差止請求〈1号請求〉を違法確認請求〈3号請求〉に変更）	H18.6.21	○					○		○	○				21.3.4東京高裁請求棄却	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
東京都	板橋区	区長が行った公有地贈与等に対する差止請求等（後に差止請求〈1号請求〉を違法確認請求〈3号請求〉に変更）	H18.12.22	○				○		○	○	○					21.3.4東京高裁請求棄却
東京都	練馬区	区長に対して、保育園運営業務委託料相当額の返還を請求した事件	H18.6.26		○												20.12.19東京地裁請求棄却（併合審理） 東京高裁係属中
東京都	練馬区	区長に対して、保育園運営業務委託料相当額の返還を請求した事件	H18.6.26		○												20.12.19東京地裁請求棄却（併合審理） 東京高裁係属中
東京都	練馬区	区長に対して、区議会議員選挙における選挙運動用自動車の燃料代返還請求権の行使を求めた事件	H19.12.25		○							○	○				20.6.19東京地裁請求棄却
計		31件		28件	3件	0件	0件	2件	4件	4件	30件	0件	21件	0件	0件	0件	
東京都	八王子市	市長に対する不法占有地の明渡しと不法占有期間の賃借料の徴収	H19.9.10	○							○	○	○				20.9.2東京高裁一部棄却・一部却下
東京都	武蔵野市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金（4,767,000円）の請求	H19.11.2	○									○				20.8.29東京地裁請求棄却 20.12.25東京高裁控訴棄却 21.6.18最高裁上告棄却・上告受理申立て不受理
東京都	調布市	瑕疵物件に係る損害賠償金を業者へ請求しないことに対する違法確認の請求	H20.11.7	○							○						現在、東京地裁係属中
東京都	東村山市	市長に対するごみ焼却施設管理委託の特命随意契約及び部分委託・全面委託に不合理な支出又は違法な支出の返還請求	H15.5.7	○									○				18.11.29東京地裁一部却下、一部棄却 19.12.25東京高裁請求棄却 20.6.5最高裁上告及び上告受理申立て棄却

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
東京都	東村山市	平成18年3月6日の市長の公用車使用が私的なものであるとして市の損害の補填を請求	H18. 6. 16	○							○	○				19. 1. 26東京地裁請求棄却 19. 5. 30東京高裁請求棄却	
東京都	清瀬市	不当利得返還請求	H19. 8. 13	○							○	○				20. 9. 5東京地裁請求棄却 21. 1. 28東京高裁控訴棄却 21. 2. 13確定	
東京都	清瀬市	不当利得返還請求	H20. 1. 10	○							○	○				21. 2. 27東京地裁請求棄却	
東京都	奥多摩町	町長及び副町長に対する東京都へ返還した遅延賠償金（47,465,578円）の請求	H19. 7. 24	○							○	○				21. 3. 31東京高裁請求棄却	
計			8件	8件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	7件	1件	7件	0件	0件	0件	
神奈川県	横浜市	平成15年度におけるA町内会の公益的活動に対する報償費の支出が違法な公金の支出にあたるとして、横浜市長に対し、職員及びA町内会に対する損害賠償請求並びに職員に対する賠償命令をすることを求めた	H16. 3. 4	○							○	○	○			H18. 3. 8横浜地裁一部却下、一部棄却 H18. 11. 29東京高裁控訴棄却 H18. 2. 9東京高裁上告受理申立て却下 H19. 4. 13最高裁上告棄却	
神奈川県	横浜市	平成16年度における各区連合町内会長及び各地区連合町内会長の公益的活動に対する報償費の支出が違法な公金の支出にあたるとして、横浜市長に対し、職員らに対する損害賠償請求及び当該支出の相手方に対する不当利得返還請求をすることを求めた	H17. 6. 23	○							○	○	○			H20. 5. 28横浜地裁一部却下、一部棄却	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
神奈川県	横浜市	平成16年度におけるB区連合町内会の公益的活動に対する報償費の支出が違法な公金の支出にあたるとして、横浜市長に対し、職員に対する損害賠償請求及びB区連合町内会に対する不当利得返還請求をすることを求めた	H17.9.21	○							○	○	○				H20.5.28横浜地裁請求棄却 H21.2.26東京高裁控訴棄却
神奈川県	横浜市	平成16年度におけるA町内会の公益的活動に対する報償費の支出が違法な公金の支出にあたるとして、横浜市長に対し、職員に対する損害賠償請求、A町内会に対する不当利得返還請求及び職員に対する賠償命令をすることを求めた	H17.10.17	○							○	○	○				H20.5.28横浜地裁一部却下、一部棄却
神奈川県	横浜市	B区連合町内会主催の研修旅行に区職員が参加するための市外出張旅費の支出が違法であるとして、横浜市長に対し、職員に対する損害賠償請求及び賠償命令並びに当該支出の相手方に対する不当利得返還請求をすることを求めた	H17.11.24	○							○						H20.5.28横浜地裁請求棄却 H20.11.26東京高裁控訴一部勝訴 H20.12.12被控訴人上告受理申立
神奈川県	横浜市	政務調査費を広報費に使用したことが違法な公金の支出に当たるとした住民訴訟	H19.6.8	○							○						現在、横浜地裁係属中
神奈川県	横浜市	議員の海外視察費返還履行請求住民訴訟	H19.6.19	○							○						H20.10.29横浜地裁請求棄却 現在、東京高裁係属中
神奈川県	横浜市	消防団が受領した寄付金を歳入金収納することなく費消した金員(492,850円)を職員に請求することを怠る事実の違法確認及び当該職員に対する当該金員の請求	H19.6.25	○							○	○					現在、横浜地裁係属中
神奈川県	横浜市	地域集会施設整備補助事業金の返還命令を怠った職員らに対する横浜市長の損害賠償請求不行使による財産管理を怠る事実の違法確認請求事件	H19.7.23	○							○						H20.7.16取下げ

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
神奈川県	横浜市	久保山墓地における墓地の使用許可処分の取消し及び当該墓地の使用に対する返還請求を行うことを横浜市長に対して請求した	H19.9.18	○					○	○		○					H21.7.15横浜地裁請求却下
神奈川県	横浜市	産業廃棄物処理事業に係る負担金の支出及び損失補償の履行を差し止めるとともに、産業廃棄物処理業者に対し監査請求申立の1年前から本訴提起までの間に支出された負担金相当額の不当利得返還請求をするよう、横浜市長に対し求めた	H19.11.28	○							○						現在、横浜地裁係属中
神奈川県	横浜市	平成17年度に主要各党派に交付された政務調査費に係る不当利得返還請求事件	H20.1.22	○								○					現在、横浜地裁係属中
神奈川県	横浜市	横浜市長に対する市有地を不当に廉価にて賃貸したことに伴う損害賠償金(50,753,958円)の請求	H20.6.20	○								○					現在、横浜地裁係属中
神奈川県	横浜市	消防団員活動奨励費を違法に支出したとして、当該奨励費を支出した者らに対する賠償命令(77,060,250円)又は損害賠償(627,926円)の請求	H20.12.22	○								○					現在、横浜地裁係属中
神奈川県	横浜市	横浜市長に対する久保山墓地の墓地使用料の請求を怠る事実の違法確認請求	H21.1.5	○							○						現在、横浜地裁係属中
神奈川県	川崎市	市長の財産管理を怠る事実(第三者が市有地を不法占有)の違法確認請求	H19.2.20	○								○	○				H20.5.14横浜地裁一部却下、一部棄却 H20.11.17東京高裁取下げ
神奈川県	川崎市	市長の財産管理を怠る事実(第三者が市有地を不法占有)の違法確認請求	H19.10.12	○								○					H20.5.13横浜地裁取下げ

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
神奈川県	川崎市	市長に対し、使途基準に違反した政務調査費（4億6965万2611円）の返還を各党派に対して求めることを請求した事件	H19. 12. 25	○							○						現在、横浜地裁係属中
神奈川県	川崎市	市長に対し、まちづくり公社に対する貸付金（27億8100万円）の返還を同公社に求めることを請求した事件	H19. 11. 21	○								○					現在、横浜地裁係属中
神奈川県	川崎市	市長に対し、第三セクターに係る負担金支出及び損失補償履行の差止めを求めること並びに不当利得（2億1600万円）の返還を第三セクターに求めることを請求した事件	H19. 11. 28	○				○				○					現在、横浜地裁係属中
神奈川県	川崎市	市長に対する土地開発公社からの先行取得用地の買戻しに係る損害金（8億3582万5356円）の請求	H20. 2. 15	○								○					現在、横浜地裁係属中
神奈川県	横須賀市	市長に対する違法支払手続に伴う損害金（109,715円）の請求	H20. 12. 17	○								○					現在、横浜地裁係属中
神奈川県	横須賀市	市長に対する違法契約に伴う損害金（29,731,000円）の請求	H21. 3. 5	○								○					現在、横浜地裁係属中
神奈川県	平塚市	承認決裁事務に伴う違法公金支出返還請求事件	H19. 5. 24	○								○					現在、横浜地裁係属中
神奈川県	平塚市	協議会委員報酬の違法公金支出返還請求事件	H19. 5. 24	○				○				○					現在、横浜地裁係属中
神奈川県	平塚市	違法公金支出返還請求事件	H21. 1. 15	○								○					現在、横浜地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置がある場合	監査委員は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
神奈川県	鎌倉市	市長及び収入役に対する損害賠償請求権行使等請求事件	H17. 3. 14		○												【市長部分】 H18. 3. 15横浜地裁一部請求棄却 H18. 7. 27東京高裁控訴棄却 【収入役部分】 H19. 5. 16横浜地裁請求棄却
神奈川県	鎌倉市	市長に対する用地取得費の予算取消請求事件	H21. 1. 26		○			○									現在、横浜地裁係属中
神奈川県	小田原市	建設及び契約の締結の差止め請求	H19. 6. 29	○				○									H21. 5. 27取り下げ
神奈川県	小田原市	違法な補助金交付、負担金交付、土地貸付の締結等の差止め請求	H19. 12. 28	○				○		○							H20. 11. 25取り下げ
神奈川県	相模原市	市関係者及び請負業者に対する違法な公共下水道工事変更請負契約締結に伴う損害金25,697,639円の請求	H17. 3. 15	○													19. 9. 3 和解成立
神奈川県	三浦市	市道整備に係る支出差止等請求	H20. 10. 14	○				○									現在、横浜地裁係属中
神奈川県	三浦市	市道整備に係る支出差止等請求	H21. 1. 9	○				○									現在、横浜地裁係属中
神奈川県	厚木市	議員定数の半減と定例会の回数倍増を求めるもの	H21. 3. 4	○						○		○					H21. 3. 25横浜地裁却下

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
神奈川県	箱根町	開発行為に伴う町有道路使用の同意取消等	H20.6.25	○					○		○						現在横浜地裁係属中
神奈川県	湯河原町	町長に対する不当な財産管理の損害金請求	H20.8.19	○							○						現在、横浜地裁係属中
計		36件		34件	2件	0件	0件	7件	2件	8件	25件	7件	6件	0件	0件	0件	
新潟県	新潟市	違法な委託料の支払いに伴う損害賠償請求事件	H18.11.8	○							○	○					19.7.30新潟地裁請求却下 19.12.12東京高裁控訴棄却
新潟県	加茂市	市長、収入役に対する違法公金支出返還金等請求事件	H16.8.20	○							○						21.3.5新潟地裁請求棄却 現在東京高裁係属中
新潟県	佐渡市	旧両津市が行った簡易水道から上水道への統合整備事業で工事費用を住民に負担させたこと及び補助金支出が違法としてその返還の請求を求めた	H20.4.21	○						○	○						係属中
計		3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	3件	0件	1件	0件	0件	0件	
石川県	金沢市	政務調査費返還請求事件	H20.6.24	○							○						金沢地方裁判所にて係争中
石川県	小松市	公金違法支出損害賠償請求事件	H19.6.7	○							○						金沢地方裁判所にて第一審係属中
石川県	白山市	市長に対する加賀の三羽鳥展損害賠償請求訴訟事件（損害請求額433,945円）の請求	H17.9.29	○				○				○					H18.7.10金沢地裁請求却下 H18.12.20名古屋高裁金沢支部請求棄却 H19.4.17最高裁上告棄却

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置がある場合	監査委員は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
石川県	白山市	市長に対する違法出版物の損害賠償事件（646,000円）の請求	H18.3.18	○							○	○				H19.3.5金沢地裁請求棄却 H19.7.18名古屋高裁金沢支部請求棄却	
石川県	白山市	市長に対する観光ポスター損害賠償訴訟事件	H18.11.10		○							○	○			H19.8.6金沢地裁請求棄却 H19.12.19名古屋高裁金沢支部請求棄却	
石川県	白山市	市長に対する千代尼像の移転及び千代尼節損害賠償事件（1,482千円請求）	H19.1.3	○								○	○			H19.9.21金沢地裁請求棄却 H20.1.28名古屋高裁金沢支部請求棄却	
石川県	白山市	市長に対する損害賠償請求事件（おかえり祭り企画展に関する件）	H19.8.9	○				○							○	H20.10.17金沢地裁一部却下、一部棄却 H21.3.9名古屋高裁金沢支部一審を支持 現在、最高裁係属中	
石川県	白山市	市長に対する住民監査請求取消等を求める住民訴訟事件	H20.10.20	○				○								現在、金沢地裁で係属中	
計		8件		7件	1件	0件	0件	3件	0件	0件	5件	0件	4件	0件	0件	1件	
福井県	福井市	福井市長に対する用地買収に伴う損害賠償金（2億円）の請求	H20.12.27	○												H21.6.3福井地裁請求棄却 現在名古屋高裁金沢支部係属中	
福井県	小浜市	市長に対する違法な契約に伴う損害金の請求	H19.10.4	○								○				地裁口頭弁論中	
福井県	大野市	市長及び設計事務所に対する代金（5,887万8,750円）返還請求	H19.10.9	○											○	現在福井地裁係属中	
福井県	越前市	市長に対する、公金の支出を加害企業に求償することの義務付けを求める請求	H20.7.11	○											○	現在、福井地裁継続中	
計		4件		4件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	0件	0件	0件	0件	0件	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
長野県	白馬村	村長に対して、有限責任中間法人白馬村観光局の事業負担金(1,713,164円)の返還を求めた	H20.5.1	○					○				○				21.1.30長野地裁請求棄却
計		9件		8件	1件	0件	0件	0件	2件	2件	6件	1件	1件	1件	0件	0件	
岐阜県	多治見市	市有地の賃貸借契約を締結しなかったことに関し、当該契約の締結及び使用損害金相当額(1,128,662円)の損害賠償を市長及びA社に請求	H21.3.31	○							○						現在、岐阜地裁係属中
岐阜県	土岐市	財産区管理者に対する違法な工事費用の支出に伴う損害賠償請求等	H21.2.23	○							○						現在、岐阜地裁係属中
岐阜県	土岐市	財産区管理者に対する財産管理を怠る事実に関して、実地調査・撤去請求	H21.2.23	○						○							現在、岐阜地裁係属中
岐阜県	飛騨市	前市長に対する違法な土地買収に伴う損害金(2千万円)の請求	H21.1.21	○							○						現在、岐阜地裁係属中
岐阜県	本巣市	市長に対する損害賠償履行請求	H21.3.17	○							○						現在、岐阜地裁係属中
計		5件		5件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	4件	0件	0件	0件	0件	0件	
静岡県	静岡市	違法な委託契約により支出した委託料について、市長に対し損害賠償請求をするよう求めた事件	H20.10.29	○							○						現在、静岡地裁係属中
静岡県	浜松市	市議会議員のした政務調査費による図書購入が目的外の支出であるとして、当該議員に対する不当利得返還の請求を求めるもの。	H17.12.14	○							○		○				20.12.26 静岡地裁確定
静岡県	焼津市	議長に対する怠る事実の違法確認及び議員報酬(809万2,500円)の返還請求	H20.10.30	○						○		○					21.6.26 静岡地裁
静岡県	湖西市	選挙ポスター作成費において、1枚1,050円を超えて支出した部分は違法である	H20.5.7	○							○						静岡地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
静岡県	伊豆市	市長に対する随意契約締結に伴う損害金(600万円)の請求	H19.9.25	○							○						現在、静岡地裁係属中
静岡県	伊豆市	市長に対する随意契約による市有財産売却に伴う損害金(107,447,651円)の請求	H20.12.22	○							○						現在、静岡地裁係属中
静岡県	南伊豆町	町がバス会社に運行依頼した自主運行バス事業について、バス会社が道路法違反等をしたため、町がバス会社に支払った補助金を町はバス会社に返還請求せよという損害賠償請求	H17.7.27	○							○	○	○				H20.2.29静岡地裁一部却下、一部棄却 H20.7.16東京高裁一部却下、一部棄却 H20.9.29上告却下
計		7件		7件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	6件	2件	1件	1件	0件	0件	
愛知県	名古屋市	監査結果において棄却された部分に相当する不当利得金の返還及びその遅延損害金の請求をすることを求める	H20.4.17	○							○			○			控訴審係属中
愛知県	名古屋市	政務調査費の目的外支出による不当利得返還請求権を時効消滅させた部分に相当する金員の返還及びその遅延損害金の請求をすることを求める	H20.6.16	○							○	○					控訴棄却 上告審係属中
愛知県	瀬戸市	県施設の移管に関する差止請求及び同施設移管後の事業費差止請求	H21.2.27	○				○			○						現在、名古屋地裁係属中
愛知県	知多市	元職員の退職金に係る損害賠償請求権の不履行により市に損害を与えたので、市は市長・副市長・元出納室長に損害賠償を求める請求	H20.10.14	○							○						現在、名古屋地裁係属中
愛知県	尾張旭市	市の環境課職員がレジ袋有料化の啓発事業を行ったことに対して、当該職務行為は違法なものとして、チラシ及び幟の作成費用及び職員人件費の返還を請求	H21.3.19	○							○						現在、名古屋地裁係属中
計		5件		5件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	5件	1件	0件	1件	0件	0件	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
三重県	津市	工事を随意契約により契約したため競争入札により契約したときとの差額を津市長は損害賠償請求せよとの請求	H17.11.4	○							○	○				H19.12.20津地裁請求棄却	
三重県	津市	任用及び勤務延長処分が違法であるとして津市に対しその取消しを求めるとともに、津市長に当該職員に対する平成19年4月以降の給与の支払の差止め及び津市長は支出済みの給与相当額を損害賠償請求せよとの請求	H19.8.13	○				○	○		○	○				H21.2.12津地裁一部却下、一部棄却 H21.7.24名古屋高裁一部却下、一部棄却	
三重県	津市	平成19年度喫煙環境整備事業補助金の執行の差止めを津市長に求めるとともに、津市長は概算払した補助金を損害賠償請求せよとの請求	H19.9.18	○				○			○	○				H20.4.10津地裁請求却下	
三重県	津市	津市長は平成18年度野田池、天神川清掃業務委託に係る支出済みの委託料相当額を損害賠償請求すること及び平成19年度以降の当該委託料の支出に係る津市長への差止め請求	H20.1.4	○				○			○	○				H21.6.25津地裁一部却下、一部棄却	
三重県	津市	津市長は、幼稚園・保育園一元化総合施設を建設するに当たり旧福祉センターの解体費用及び同施設に係る設計業務委託料を損害賠償請求すること並びに津市は同施設に関して公金を支出及び契約を締結等してはならないとする請求	H20.12.9	○				○			○	○				H21.8.6津地裁請求却下	
三重県	四日市市	市長及び調達契約課長に対し、違法、不当な契約及び履行により被った損害賠償金3400万円とH19.12.26から支払までの年5分の遅延損害金の支払を求める	H20.1.23	○							○					H20.10.15取下げ	
三重県	松阪市	市長に対し公金支出、契約の締結若しくは履行、債務その他の義務を負担してはならない	H20.2.29	○				○								20.10.16津地裁請求棄却	
三重県	名張市	社協だより「ほほえみ」に対する費用を市が負担することの違法若しくは不当な公金支出の措置請求	H20.3.19	○							○	○				H20.7.3津地裁一部却下、一部棄却	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
三重県	亀山市	違法な処分は無効確認及び取消差止等住民訴訟事件	H19. 2. 20	○							○	○					20. 2. 27津地裁請求却下 20. 9. 16名古屋高裁請求棄却
三重県	南伊勢町	浮島パーク用地取得にかかる違約金返還金の件	H19. 9. 18		○									○	○		控訴中
三重県	御浜町	町長に対する違法財産管理に伴う損害賠償金の請求	H20. 12. 4	○							○						現在、津地方裁判所係属中
計		11件		10件	1件	0件	0件	5件	1件	0件	10件	5件	4件	0件	1件	1件	
滋賀県	近江八幡市	総合医療センターが締結した委託契約は違法な随意契約による支出であり損害賠償を求める	H20. 2. 8	○							○						大津地裁において係争中
滋賀県	栗東市	新幹線新駅建設に支出予定である約53億の起債行為差し止め請求	H18. 1. 12	○				○						○	○		19. 10. 19最高裁上告棄却
滋賀県	栗東市	新幹線新駅の仮線工事費のために借り入れて支出した費用について、市は市長個人に対し請求し、返済を受けたうえで借入れた金融機関に弁済を求める請求	H18. 12. 6	○							○						20. 7. 18大津地裁和解
滋賀県	甲賀市	委託契約に基づく委託金の返還及び使用許可の取消並びに補助金の返還	H20. 5. 26	○							○	○					20. 11. 13大津地裁請求棄却
滋賀県	甲賀市	公有財産処分に関わって、転売による差益額を市の損害額としてその弁済を求める	H20. 9. 4	○							○						現在、大津地裁係属中
滋賀県	東近江市	市長に対して、不正請求によって交付された補助金の返還請求を求める事件	H19. 6. 4	○							○						19. 9. 6訴訟取下げ
滋賀県	豊郷町	損害賠償請求行為請求事件	H21. 1. 16	○							○						大津地裁係争中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
滋賀県	豊郷町	損害賠償等請求命令請求事件	H21. 3. 27	○							○						大津地裁係争中
計		8件		8件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	7件	0件	1件	1件	0件	1件	
京都府	京都市	スチューデントファイナンスシティパーク事業に係る委託契約について、委託契約の専決権者に対して違法な公金支出に伴う損害2,000万円の賠償命令をすることを求める	H19. 4. 4	○							○						京都地裁係属中
京都府	京都市	平成19年度に地域改善対策奨学金等の貸与者に自立促進援助金を支出しようとしていることが違法であるとして、同年度の支出の差止を求めた	H20. 3. 7	○				○									H20. 6. 5京都地裁訴えの取下げ
京都府	京都市	スチューデントファイナンスシティパーク事業に係る委託契約について、委託契約の専決権者らに対して違法な公金支出に伴う損害2,500万円の賠償命令等をすることを求める	H20. 3. 22	○							○						京都地裁係属中
京都府	京都市	書籍を購入し、無償配布しことについて、専決権者らに対して、違法な公金支出に伴う損害約210万円の賠償命令等をすることを求める	H20. 10. 10	○							○						京都地裁係属中
京都府	京都市	深夜帰宅に係るタクシーチケットの使用について、使用者らに対して違法な公金支出に伴う損害合計約84万円の賠償請求をすることを求める	H20. 11. 6	○							○						京都地裁係属中
京都府	城陽市	不当利得返還請求事件	H20. 12. 19	○							○						京都地裁係属中
京都府	長岡京市	市長に対する廃棄物処理手数料減免証明に伴う損害金の請求	H20. 9. 19	○							○						現在、京都地裁係属中
京都府	京丹後市	市長に対し、違法な補助金交付に係る損害金（1,677万5,000円）の賠償請求	H21. 1. 14	○							○						現在、京都地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	同項第5号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴		
京都府	南丹市	財団法人園部町農業公社への補助金について、平成18年度の支出が違法不当であるとして、南丹市長及び関係職員にその返還措置を求める	H20. 5. 8	○					○								現在、京都地裁係属中
京都府	木津川市	政務調査費の支給に関し、会派に属する議員は月額1万円、無党派議員は月額7千円とすることは違法であり、差額分の返還を求める	H19. 7. 20	○								○					20. 9. 25京都地裁 21. 6. 17大阪高裁
京都府	木津川市	違法、無効な財産の処分、平成19年3月8日に旧木津町が開発事業者との間において締結した協定書により、旧木津町から開発事業者へ無償譲渡した宅地の所有権を回復すること。	H20. 5. 22	○													現在、京都地裁係属中
京都府	木津川市	平成19年4月に執行された木津川市長選挙及び市議会議員選挙において、木津川市議会議員及び木津川市長の選挙における選挙助の公費負担に関する条例により、公費支出された選挙運動用ポスターの作成費用、選挙運動用自動車の使用料、燃料代及び運転手報酬について、違法若しくは不当であるので返還を求める。	H20. 11. 5	○													現在、京都地裁係属中
計		12件		12件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	10件	0件	1件	0件	0件	0件	
大阪府	大阪市	市長に対する違法な補助金の支出に係る損害2億2,000万円の賠償請求をすることの請求	H17. 6. 22	○													H20. 1. 16大阪地裁 請求棄却 H21. 4. 13大阪高裁 和解
大阪府	大阪市	市長に対する違法な退職給付のための公金支出に係る損害約180億円の賠償請求をすることの請求	H17. 11. 30	○									○				H19. 7. 12大阪地裁 請求棄却 H20. 1. 31大阪高裁 請求棄却 H20. 6. 24 上告不受理決定
大阪府	大阪市	市長に対する違法な貸付金の支出に係る損害130億5,680万3千円の賠償請求をすることの請求	H18. 3. 28	○													H21. 3. 18大阪地裁 和解

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	同項第5号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴		
大阪府	大阪市	市長に対する違法な補助金の支出に係る損害4億8,900万円の賠償請求をすることの請求	H18. 8. 30	○							○						H21. 3. 18大阪地裁和解
大阪府	大阪市	市長に対する第3セクターに関する特定調停に係る損害86億2,800万円の賠償請求をすることの請求	H18. 10. 4	○								○					H21. 5. 22大阪地裁請求棄却(控訴状未送達)
大阪府	大阪市	市長に対する違法な補助金交付決定に係る取消及び違法な補助金の支出に係る損害5億9,400万円の賠償請求をすることの請求	H18. 12. 5	○					○			○					H21. 3. 18大阪地裁和解
大阪府	大阪市	市長に対する目的外使用許可に基づく事業の収益金に係る徴収を怠る事実の違法確認及び目的外使用許可に係る使用料の減額に係る損害約1,358万円の賠償請求をすることの請求	H19. 5. 2	○								○	○				大阪地裁係属中
大阪府	大阪市	市長に対する違法な公金支出に係る損害38億3,500万円の賠償請求をすること及び同額の賠償命令の請求	H19. 5. 25	○													H20. 12. 25大阪地裁請求棄却 H21. 7. 8大阪高裁 請求棄却(住民上告)
大阪府	大阪市	市長に対する違法な退職給付のための公金支出に係る損害約300億円の不当利得返還請求及び賠償請求をすることの請求	H19. 11. 6	○													大阪地裁係属中
大阪府	大阪市	市長に対する不当に納入を免れた収益金の支払い請求を怠る事実の違法確認及び損害約5億4,000万円の賠償請求をすることの請求	H20. 3. 4	○								○	○				大阪地裁係属中
大阪府	大阪市	市長に対する違法な補助金支出に係る損害約1,000万円の不当利得返還請求及び賠償請求をすることの請求	H20. 6. 27	○													大阪地裁係属中
大阪府	大阪市	市長に対する生活保護費に係る返還金の遅延損害金の未納付に対する支払請求を怠る事実の違法確認及び損害金の賠償請求をすることの請求	H20. 9. 18	○													H21. 3. 4大阪地裁和解

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
大阪府	大阪市	市長に対する公園工事に係る支出に対する損害約100万円の賠償請求をすることの請求	H20.9.24	○							○						H21.3.12大阪地裁請求棄却 H21.7.1大阪高裁請求棄却(住民上告)
大阪府	堺市	市長に対する、違法、不当な公金(政務調査費)の支出の返還請求	H19.7.17	○							○						大阪地裁係争中
大阪府	堺市	市長に対する、違法契約の解除請求	H20.2.25	○				○				○	○				大阪地裁一部却下、一部棄却
大阪府	堺市	市長に対する、違法契約の解除請求	H20.6.12	○				○									H21.5.14大阪地裁請求棄却 H21.5.27大阪高裁控訴
大阪府	堺市	市長に対する市税の賦課徴収の懈怠の是正要求	H20.8.13	○							○						H21.5.21大阪地裁請求棄却 H21.6.3大阪高裁控訴
大阪府	堺市	市長に対する市税の賦課徴収の懈怠の是正要求	H21.2.11	○							○						大阪地裁係属中
大阪府	堺市	市長に対する国民健康保険料の徴収の懈怠の是正要求	H18.12.22	○					○		○	○	○				H21.1.29大阪高裁一部却下、一部棄却
大阪府	豊中市	財産区代表者としての市長に対する財産区財産の管理を怠る事実の違法確認の請求	H18.12.15	○							○		○				H20.2.15大阪高裁最高裁抗告不許可決定によりH20.3.13に遡って判決確定
大阪府	吹田市	市長に対する学校規模適正化計画に係る差し止め請求事件	H18.9.19	○				○									H19.9取下げ
大阪府	高槻市	自動車運送事業管理者に対する違法確認及び損害賠償の請求	H20.1.15	○							○						大阪地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	同項第5号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴		
大阪府	高槻市	補助金支出の差止め、市長に対する不法行為に基づく損害賠償の請求	H20. 1. 18	○				○	○		○						H21. 2. 5大阪地裁請求棄却 H21. 7. 17大阪高裁一部却下、一部棄却
大阪府	高槻市	市長、歴代の総務部長及び及び連合高槻に対する不法行為に基づく損害賠償の請求	H20. 3. 13	○							○						H21. 1. 29大阪地裁請求棄却 大阪高裁係属中
大阪府	高槻市	自動車運送事業総務課長以上の者に対する自販機手数料収入等の損害賠償の請求	H20. 4. 4	○							○						大阪地裁係属中
大阪府	高槻市	市長に対する違法な有給職免に伴う損害賠償あるいは不当利得返還の請求	H20. 4. 10	○							○	○					大阪地裁係属中
大阪府	高槻市	市長に対する教育委員会の違法な有給職免に伴う損害賠償あるいは不当利得返還の請求	H20. 4. 10	○							○	○					大阪地裁係属中
大阪府	高槻市	水道事業管理者に対する有給職免に伴う損害賠償あるいは不当利得返還の請求	H20. 4. 10	○							○	○					大阪地裁係属中
大阪府	高槻市	市長に対する政務調査費の返還の請求	H20. 5. 13	○							○						大阪地裁係属中
大阪府	高槻市	市長に対する補助金2億5,000万円を支出してはならない請求	H20. 5. 20	○				○						○			H20. 9. 11大阪地裁請求却下
大阪府	高槻市	自動車運送事業管理者に対する違法な有給職免に伴う損害賠償の請求	H20. 6. 23	○							○						大阪地裁係属中
大阪府	高槻市	市長に対する違法な公金の支出の損害賠償の請求	H20. 8. 8	○				○		○	○						大阪地裁係属中
大阪府	高槻市	市長に対する違法な公用車使用の損害賠償の請求	H20. 11. 4	○							○						大阪地裁係属中
大阪府	高槻市	市長に対する公用車使用に伴う損害賠償の請求	H20. 12. 25	○							○						大阪地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
大阪府	高槻市	市長に対する違法な割り増し報酬に伴う損害賠償の請求	H21. 2. 27	○							○						大阪地裁係属中
大阪府	守口市	①市長に対する②互助会の不当利得に係る③返還請求事件	H17. 9. 30	○							○	○					H19. 8. 20大阪地裁請求却下
大阪府	守口市	①水道事業管理者に対する②互助会の不当利得に係る③返還請求事件	H17. 9. 30	○							○	○					H19. 8. 20大阪地裁請求却下
大阪府	守口市	①市長に対する②互助会への補給金に係る③支払差止請求事件	H17. 9. 30	○				○				○					H19. 8. 20大阪地裁請求却下
大阪府	守口市	①水道事業管理者に対する②互助会への補給金に係る③支払差止請求事件	H17. 9. 30	○				○				○					H19. 8. 20大阪地裁請求却下
大阪府	守口市	①市長に対する②違法な公金支出に係る③損害賠償請求事件	H17. 9. 30	○							○	○					H19. 8. 20大阪地裁請求却下
大阪府	守口市	①市長に対する②元職員に対する不当利得返還請求を怠る事実に係る③違法確認請求事件	H17. 9. 30	○						○		○					H19. 8. 20大阪地裁請求却下
大阪府	枚方市	違法な調査のために要した費用（職員の給与）の支出に係る損害（75,100円）についての教育長に対する賠償請求	H15. 6. 25	○							○	○					H17. 9. 8大阪地裁請求棄却 H18. 11. 22大阪高裁控訴棄却 H19. 4. 24上告棄却
大阪府	枚方市	違法な社団法人大阪府市町村職員互助会への補給金の支出に係る損害（約1億8,122万円）についての市長らに対する賠償請求	H17. 6. 6	○							○	○					H19. 8. 30大阪地裁請求棄却
大阪府	枚方市	違法な大阪府市町村職員健康保険組合への負担金の支出に係る損害（約3億2,9729円）についての市長らに対する賠償請求	H17. 7. 14	○							○	○					H19. 8. 10大阪地裁請求棄却

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
大阪府	枚方市	違法な期末手当の支出に係る不当利得（約2,178万円）についての市議会議員に対する返還請求	H17.8.29	○													H18.8.8大阪地裁請求棄却 H18.11.29大阪高裁請求棄却 H20.4.12上告棄却
大阪府	枚方市	違法な給与（特殊勤務手当）の支出に係る不当利得（約718万円）についての職員に対する返還請求	H17.12.9	○													H19.8.20大阪地裁住民側取下げ
大阪府	枚方市	違法な社団法人大阪府市町村職員互助会への補給金の支出に係る損害（約31億9,326万円）についての市長らに対する賠償請求	H18.4.27	○													H19.5.10大阪地裁住民側取下げ
大阪府	枚方市	土木建築工事の入札における談合に係る損害（10億9,000万円）についての市長らに対する賠償請求	H19.12.6	○													大阪地裁係属中
大阪府	枚方市	土木建築工事の入札における談合に係る損害（1,090,000,000円）についての市長らに対する賠償請求	H19.12.6	○													大阪地裁係属中
大阪府	枚方市	土木建築工事の入札における談合に係る損害（27億1,300万円）についての市長らに対する賠償請求	H20.2.29	○													大阪地裁係属中
大阪府	茨木市	市長に対する道路拡幅用地の不法占有に伴う損害金（189万円）の賠償請求	H18.9.22	○										○			H20.3.7大阪地裁
大阪府	茨木市	市長及び水道事業管理者に対する互助会の退会給付金の返還先を職員としたことに伴う損害金（約19億1,936万円）の賠償請求	H18.4.21	○													H20.3.21取下げ
大阪府	茨木市	市長に対する非常勤嘱託員報酬の不当支出に伴う損害金（320万4,000円）の賠償請求	H16.5.14	○										○			H20.5.1最高裁
大阪府	茨木市	市長に対する市営住宅用地不法使用に伴う損害金（2,748万円）の賠償請求	H19.4.13	○										○			H20.8.7大阪地裁
大阪府	茨木市	市長に対する職員厚生会への違法な補助金交付（16年度）に伴う損害金（3,095万8,000円）の賠償請求	H17.6.22	○										○			H20.9.2大阪高裁

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
大阪府	茨木市	市長に対する職員厚生会への違法な補助金交付（15年度まで）に伴う損害金（約2億9,023万円）の賠償請求	H17. 11. 25	○							○	○				H20. 9. 2大阪高裁	
大阪府	茨木市	市長に対する職員厚生会への違法な補助金交付（17年度）に伴う損害金（1,872万1,000円）の賠償請求	H18. 2. 17	○							○	○				H20. 9. 2大阪高裁	
大阪府	茨木市	市長に対する小中学校教職員厚生会への違法な補助金交付に伴う損害金（6,669万6,200円）の賠償請求	H18. 6. 23	○							○	○				H20. 12. 19大阪地裁	
大阪府	茨木市	市長に対する政務調査費の違法な支出分（平成18年度2,153万6,214円）の会派及び議員への返還請求	H20. 6. 25	○							○					大阪地裁係属中	
大阪府	八尾市	朝鮮総連関連施設等に係る平成19年度固定資産税及び都市計画税減免措置の取消	H20. 6. 6	○				○						○	○	H21. 3. 19大阪地裁	
大阪府	泉佐野市	市長に対し違法な公金支出に対する損害賠償	H19. 10. 30	○							○					H21. 4. 16大阪地裁 請求棄却 大阪高裁係属中	
大阪府	寝屋川市	市民から政務調査費について返還請求があったもの	H15. 1. 24	○							○		○		○	H19. 12. 26大阪高裁	
大阪府	大東市	市長に対して大阪府市町村職員互助会の不当利得（1億500万円）を返還請求するよう求めるもの	H17. 6. 8	○				○					○			H19. 12. 6大阪地裁 請求棄却 H20. 10. 30大阪高裁 請求認容	
大阪府	大東市	市長に対する非常勤職員への退職慰労金の支出に伴う損害金（約400万円）の請求	H19. 12. 18	○							○					H20. 8. 7大阪地裁 請求認容 H21. 3. 26大阪高裁 請求棄却 最高裁係属中	
大阪府	大東市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金（4億200万円）の請求および支払差止めの請求	H20. 9. 17	○				○			○					大阪地裁係属中	
大阪府	和泉市	職員互助会退会給付金の支出が違法であるとして、互助会に対する補給金の返還を求める	H17. 7. 15	○							○	○				H19. 12. 20大阪地裁	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置がある場合	監査委員は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
大阪府	和泉市	職員互助会から市への返還金が本来返還すべき額より少額であるとして、その差額の返還を求める	H18.4.21	○							○	○				H19.12.20大阪地裁	
大阪府	和泉市	前市長が登庁していない間の給与支出が違法として返還を求める	H18.6.27	○							○	○				H19.7.27大阪高裁	
大阪府	和泉市	非常勤職員に交付した期末特別報酬について条例の根拠を欠くため市長及び病院管理者個人にその返還を求めるとともに、支出の差止を求める	H20.8.13	○							○					大阪地裁係属中	
大阪府	和泉市	退会給付金制度廃止に伴う返還金を合意充当したことは違法であり、市長及び病院管理者個人にその返還を求めるとともに、怠る事実の違法確認を求める	H21.1.19	○						○	○					大阪地裁係属中	
大阪府	和泉市	市が文化財保護事業用地として取得した土地について、事業に活用されず損失が発生しているものとして、市が市長に対し損害賠償請求を行っていないことが違法であることの確認を求める	H18.9.7	○						○		○				H20.9.19大阪地裁	
大阪府	和泉市	市民の計報情報のFAX提供が違法としてFAX送信の差止めを求める	H18.6.23	○				○				○				H19.12.14大阪地裁	
大阪府	和泉市	監査委員がその職責を果たしておらず報酬が不当利得に当たるとして、その返還を求めないことが違法であることの確認を求める	H18.12.15	○							○	○				H19.12.6大阪地裁	
大阪府	和泉市	W町内会への助成金の支出は、違法・不当な公金の支出であり、町内会へ損害賠償請求することを求める	H21.3.16	○							○					大阪地裁係属中	
大阪府	箕面市	市長及び私人(2名)に対する市長の違法な不作為及び私人(2名)の違法な占有に係る計7,420万円の損害賠償請求	H18.3.14	○							○					H19.10.23 訴訟上の和解	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
大阪府	箕面市	無効な条例に基づく指定管理者の指定及び違法な利用料金収受に係る市長に対する条例の無効確認の請求及び指定管理者の処分取消し請求並びに市長及び法人（1社）に対する4,349万3,000円の損害賠償請求	H18.3.14	○					○								H18.9.14大阪地裁一部却下、一部棄却 H19.9.28大阪高裁控訴棄却 H20.1.31上告受理しない旨決定
大阪府	羽曳野市	元市長及び契約の相手方に対し、不当な土地賃貸借契約及び土地交換契約に係る損害1億4,522万円及び年5分の割合による金員賠償請求、土地賃貸借契約の解除、土地交換契約の無効による登記の抹消など	H16.11.19	○									○				H19.12.27大阪地裁原告一部勝訴 H21.2.24大阪高裁原告一部勝訴 H21.9.24最高裁上告棄却
大阪府	高石市	株式会社A社に対し随意契約による旧高石市公害監視センターの売渡は違法であり、市長に対し損害賠償を請求する	H19.6.18			○							○				H20.12.17大阪地裁
大阪府	東大阪市	市が社団法人大阪府市町村職員互助会に支出した補給金の使用実態は、地方公務員等共済組合法等に違反するとして、市長に対し支出した補給金を互助会に請求するよう求める	H17.10.25	○									○	○			H19.11.22大阪地裁請求棄却 H20.7.16大阪高裁請求棄却
大阪府	泉南市	大阪府市町村職員互助会への補給金は、違法な支出であり返還を求める	H17.8.13	○									○	○			H20.1.18大阪地裁
大阪府	島本町	町長及び関係者に対する、違法な公金の支出に係る返還請求及び支払停止請求	H17.9.9	○					○				○	○			H19.11.22大阪地裁
大阪府	豊能町	町長に対する違法契約締結に伴う不当利得(166万5,300円)の返還請求	H19.6.12	○					○				○	○			H19.11.13大阪地裁2号請求却下、4号請求棄却
大阪府	豊能町	町長に対する違法契約締結に伴う不当利得(83万2,650円)の返還請求	H19.10.1	○					○				○	○			H20.1.25大阪地裁2号請求却下、4号請求棄却

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が勧告又は法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
大阪府	豊能町	町長に対する違法契約締結に伴う損害賠償(3億7,529万3,000円)の請求	H19.12.11	○							○	○					H20.3.18大阪地裁請求却下 H20.10.9大阪高裁控訴棄却 H21.2.5最高裁上告棄却
大阪府	豊能町	町長に対する保険金請求権の不行使に伴う損害賠償(4,812万5,318円)の請求	H20.2.18	○							○						H20.5.29大阪地裁請求却下 H20.9.26大阪高裁一審差戻 H21.5.12大阪地裁請求棄却 控訴審係属中
大阪府	太子町	町長等に対する互助会への補給金の違法不当な公金の支出に係る損害賠償請求	H17.8.13	○							○	○					H19.11.28大阪高裁
大阪府	太子町	町長に対する、互助会会員精算金に対する賦課徴収を怠ったことによる違法確認請求	H19.6.13	○						○		○					H21.2.27大阪地裁
計		87件		86件	0件	1件	0件	13件	6件	14件	72件	###	27件	3件	1件	2件	
兵庫県	神戸市	永年勤続職員に対する旅行券等支給に係る支出についての市長個人に対する損害賠償請求(98,274,500円)	H17.3.14	○							○			○			H19.10.18確定(最高裁)
兵庫県	神戸市	神戸市立学校教職員共済会に対する交付金の支出についての現市長個人に対する損害賠償請求(3億3,579万円)及び前市長個人に対する損害賠償請求(約1億8,239万円)並びに同共済会に対する不当利得返還請求(約5億1,817万円)	H17.8.19	○							○	○	○				H19.8.24確定(神戸地裁)
兵庫県	神戸市	教職員へのトレーニングウェア等支給に係る支出についての現市長個人に対する損害賠償請求(約9億5,265万円)及び前市長個人に対する損害賠償請求(1,963万3,267円)	H17.9.27	○							○			○			H21.3.13確定(最高裁)

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
兵庫県	神戸市	市会議員待遇者に対する優待乗車証等支給に係る支出についての市長個人に対する損害賠償請求（2,486万63,503円）	H18.1.6	○							○			○			H21.3.13確定（最高裁）
兵庫県	神戸市	永年勤続の県費教職員に対する旅行券等支給に係る支出及び教職員共済会に対する交付金の支出についての市長個人に対する損害賠償請求（2,508万83,261円）及び教職員共済会に対する不当利得返還請求（1,918万9,761円）	H18.4.5	○										○			H21.3.13確定（最高裁）
兵庫県	神戸市	市有地について徴収すべき使用料に係る市長個人及び職員個人2名に対する損害賠償請求（415,572,700円）及び事業者に対する不当利得返還請求（417,572,700円）並びに管理を怠る事実の違法確認	H19.4.20	○							○	○		○			H21.5.15確定（神戸地裁）
兵庫県	神戸市	賠償請求を怠っているとされる永年勤続慰安会事業支出に係る損害等についての市長個人及び代表監査委員個人に対する損害賠償請求（4,827万4,500円）及び職員共助組合に対する不当利得返還請求（4,019万5,000円）並びに永年勤続慰安会事業支出（4,019万5,000円）の差止	H20.4.18	○						○		○	○				H20.10.14確定（神戸地裁）
兵庫県	神戸市	市長個人に対する違法契約締結に伴う損害賠償請求（3億1,680万円）並びに請負代金支出の差止請求	H20.6.6	○							○						現在神戸地裁係属中
兵庫県	神戸市	外郭団体に交付した派遣職員人件費に係る補助金及び委託料についての市長個人に対する損害賠償請求（約106億5,428万円）及び外郭団体に対する不当利得返還請求（約106億5,428万円）並びに支出の差止請求（約100億2,057万円）	H20.12.11	○							○						現在神戸地裁係属中
兵庫県	姫路市	姫路市長が職員互助会に対して支出した補助金の返還及び補助金支出の差止を求める	H17.6.28	○							○			○			大阪高裁控訴棄却 最高裁上告不受理（確定）

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
兵庫県	姫路市	旧香寺町長が締結した建設工事請負契約に基づく公金支出の差止を求める	H17.9.30	○				○		○	○		○				確定（神戸地裁）
兵庫県	姫路市	旧家島町長の公金支出が違法であるとして町に生じた損害賠償を請求することを求める	H17.7.25	○							○						大阪高裁係属中
兵庫県	姫路市	旧家島町長が締結した契約に基づく請求権の行使を怠る事実の確認及び権利行使を求める	H21.1.22	○						○	○						神戸地裁係属中
兵庫県	尼崎市	住民訴訟費用返還請求（住民訴訟において支出した弁護士費用の返還）	H19.11.12	○							○						21.5.29大阪高裁控訴棄却係争中
兵庫県	尼崎市	総合センター使用料等返還請求（全額免除している施設使用料及び正当な実費弁償金の徴収）	H19.11.29	○							○		○				20.12.2大阪高裁控訴棄却
兵庫県	尼崎市	総合センター等の建物明渡し等請求（全額免除の施設の明渡しとその間の使用料徴収）	H20.6.3	○							○						21.5.29大阪高裁控訴棄却係争中
兵庫県	尼崎市	今北改良住宅(1)敷地内グラウンドの使用料等返還請求<その3>	H20.10.1	○							○						21.4.17神戸地裁請求棄却係争中
兵庫県	尼崎市	（仮称）新高等学校建設工事請負契約の解除等請求（請負契約解除及び工事代金の支出停止）	H21.1.16	○				○									現在、係争中
兵庫県	西宮市	職員健康保険組合に対する事業主負担のうち、1：1を超えて市が負担した金額の返還を請求	H19.2.16	○							○		○				20.6.12神戸地裁請求棄却
兵庫県	西宮市	市議会の会派及び議員に対する政務調査費の返還請求	H20.6.9	○							○		○				21.3.18神戸地裁請求棄却
兵庫県	西宮市	水路を許可なく占有している者に対する水路使用料相当額に係る損害賠償請求	H20.7.24	○							○						現在神戸地裁係属中
兵庫県	西宮市	市議会議員及び市長に対するタクシー借上料等の返還請求	H20.11.14	○							○		○				21.3.13神戸地裁請求棄却

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
兵庫県	西宮市	市議会の会派及び議員に対する政務調査費の一部の返還請求	H21. 1. 21	○							○						現在神戸地裁係属中
兵庫県	川西市	委託により事業者が排出した発泡スチロールを委託により再資源化处理しているのは、産業廃棄物処理法違反であり、委託料の返還を求める。	H20. 2. 19	○							○						係争中
兵庫県	川西市	不燃性廃棄物運搬業務の契約方法・内容、業務の実施方法は違法な契約の締結・履行であり、それに対する支出は違法な公金の支出である。	H20. 9. 25	○							○						係争中
兵庫県	高砂市	夏季特別休暇、自己啓発研修及び地域手当について給与条例主義に反し違法であるが、市長がこれに基づく返還請求を怠っており、その分につき損害賠償を求める	H19. 8. 24	○							○						第一審係属中
兵庫県	高砂市	退職手当組合への負担金の支出、勤勉手当の基礎額に扶養手当が含まれていること、職員専用駐車場として賃借した土地の賃借料につき、高砂市に損害が生じているとして賠償を求める	H20. 7. 5	○							○						第一審係属中
兵庫県	三田市	市長及び助役に対して、市有財産を廉価な賃料での貸付けたことにより市が被った損害の支払いを求める	H19. 2. 20	○							○						現在神戸地裁継続中
兵庫県	三田市	市長に対して、法定外公共物の管理を怠ったことにより、市が被った損害をその占有者に請求するよう求められた	H18. 2. 28	○							○	○	○				H19. 4. 13神戸地裁一部却下・一部棄却 H20. 2. 26大阪高裁一部却下・一部棄却 H20. 10. 23最高裁上告棄却
兵庫県	三田市	市長に対して、入札に談合があったことにより、市が被った損害を建設業者に請求するよう求められた	H20. 4. 15	○							○		○				H21. 2. 4神戸地裁請求棄却
兵庫県	篠山市	選挙公報の郵送費用として支出した郵便料の支出が違法であるとして、選挙管理委員会委員に対する支払請求を求める 外	H19. 6. 12	○							○		○				H21. 3. 27大阪高裁請求棄却

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
兵庫県	篠山市	非常勤嘱託員への報酬の支払が違法であるとして、市長に対する支払請求を求める 外	H20. 2. 12	○				○		○	○		○				H20. 10. 2神戸地裁請求棄却
兵庫県	新温泉町	湯財産区管理者町長に対する違法な職員の任用、不当な公金支出、報酬受領等	H19. 7. 13	○				○	○	○	○			○			20. 11. 25神戸地裁一部認容
兵庫県	新温泉町	湯財産区管理者町長に対する違法な建物の取り壊し差止め	H20. 7. 3	○				○									20. 7. 14神戸地裁仮差止申立却下 20. 9. 16訴訟取下げ
計		34件		34件	0件	0件	0件	9件	1件	5件	32件	3件	13件	5件	0件	0件	
奈良県	奈良市	環境清美工場3号炉（火格子）の施設点検整備は業者の設計ミスに起因するため業者に対し損害金の返還を請求する	H19. 11. 7	○							○		○				21. 1. 21奈良地裁請求棄却 現在、大阪高裁係属中
奈良県	奈良市	環境清美工場3号炉排ガス施設の点検整備は業者の設計ミスに起因するため業者に対し損害金の返還を請求する	H19. 11. 7	○							○		○				21. 1. 21奈良地裁請求棄却 現在、大阪高裁係属中
奈良県	天理市	財産区のために真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続の請求を怠ることが違法であることの確認と、土地使用者に対し賃貸料を請求する	H18. 4. 8				○				○		○				H20. 8. 27奈良地裁判決
奈良県	橿原市	橿原市延滞税違法減免	H21. 2. 20	○							○						奈良地裁係属中
奈良県	橿原市	ごみ収集等手数料未徴収の損害賠償を求める	H19. 2. 28				○					○					21. 3. 4 奈良地裁請求却下
奈良県	生駒市	市長に対する簡易水道事業への補助金の繰入れ及び人件費の支払に伴う損害賠償の請求	H17. 12. 14	○													19. 10. 3 奈良地裁にて和解
奈良県	生駒市	市長及び前水道事業管理者に対する簡易水道事業への違法な補助金の繰入れに伴う損害賠償の請求	H19. 5. 25	○													19. 10. 3 奈良地裁にて和解

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
奈良県	生駒市	市長に対する東コミュニティ施設用地の取得を差し止める請求	H19.7.3	○				○									現在、奈良地裁係属中
奈良県	香芝市	損害賠償履行等請求	H21.1.7	○												○	現在、奈良地裁係属中
奈良県	平群町	町有地を売却予定価格より安価差額分の返還請求	H20.8.28	○				○									奈良地裁係属中
奈良県	平群町	町有地売却予定価格算定方法に誤り損害を与えた賠償請求	H21.1.20	○				○									奈良地裁係属中
奈良県	三郷町	町長に対する違法委託料支出分（金768万円）及びその金額に対する年5%分の返済	H21.2.3	○												○	係争中
奈良県	王寺町	町が自治連合会に対し平成18・19年度に支出した補助金の一部について、公益性がないため違法とし18年度分は町長、19年度分は自治連合会に対して支払い請求するよう求めた	H19.7.27	○								○	○				20.4.30奈良地裁却下（H18年度分） 棄却（H19年度分）
奈良県	王寺町	町が片岡神社から旧参道（現王寺小学校運動用地）の購入した件は認められないとして、その代金の返還を求めた	H20.10.23	○									○				21.7.23奈良地裁棄却
計		14件		12件	0件	0件	2件	3件	0件	1件	10件	2件	5件	0件	0件	0件	
和歌山県	湯浅町	町長に対する違法採用に伴う公金支出（150万円）の請求	H19.5.25	○									○				20.8.26和歌山地裁請求棄却
和歌山県	すさみ町	町長に対する、町有財産の低額貸付にかかる損害賠償請求	H16.12.29	○									○				19.1.23和歌山地裁請求棄却 19.10.12大阪高裁控訴棄却
計		2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	2件	0件	0件	0件	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
島根県	松江市	市長に対し6会派へ支給した政務調査費の不当利得返還請求	H21. 3. 14		○						○						松江地裁にて係争中
島根県	松江市	不当利得の返還請求の忝り（市議会会派に対する政務調査費の一部）	H21. 3. 14	○							○						松江地裁にて係争中
島根県	飯南町	職員に対する違法性のある覚書に伴う損害金の（1億9千万）の請求	H19. 4. 27	○							○	○					19. 11. 21松江地裁請求却下
計		3件		2件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	1件	0件	0件	0件	0件	
岡山県	岡山市	債務超過に陥ったシルバー人材センターに対して執行しようとしている1億2千万円の運営費貸付金の支出が違法として、当該支出の差止めを請求する事件	H20. 1. 16	○				○									H20. 3. 6原告取下げ
岡山県	岡山市	経営破綻の危機に陥ったシルバー人材センターの経営安定化を図ることを目的として設置された基金造成事業に係る補助金を交付したことに關し、補助金相当額の損害賠償を求めよう請求した事件	H20. 5. 28	○							○	○					H21. 7. 14岡山地裁請求棄却
岡山県	倉敷市	市長に対する市議会会派へ支出した政務調査費（1,623,900円）の返還請求	H19. 11. 21	○						○	○				○		21. 2. 17岡山地裁請求認容
岡山県	倉敷市	市長に対する編入前の旧真備町が任意団体へ支出した補助金（8,280,187円）の返還請求	H20. 10. 15	○						○	○						現在、岡山地裁継続中
計		4件		4件	0件	0件	0件	1件	0件	2件	3件	0件	1件	0件	1件	0件	
広島県	大竹市	違法公金支出損害賠償請求	H18. 3. 10	○							○			○			H20. 3. 15広島地裁一部認容
広島県	廿日市市	市長に対する関係職員への補助金違法支出に伴う損害賠償金の請求	H20. 12. 2	○							○						広島地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
広島県	安芸太田町	不当に支出されたとする補助金全額(1,430万円)を前町長に対して、町へ支払うよう請求	H20.5.26	○							○					20.12.25広島地裁請求棄却 21.5.22 広島高裁控訴棄却 現在、最高裁係属中	
	計	3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	0件	1件	1件	0件	0件	
山口県	美祢市	怠る事実の違法確認請求・損害賠償請求住民訴訟	H19.6.22	○						○	○					山口地裁係属中	
山口県	美祢市	怠る事実の違法確認請求・損害賠償請求住民訴訟	H20.2.4	○						○	○					山口地裁係属中	
山口県	美祢市	怠る事実の違法確認請求・損害賠償請求住民訴訟	H20.9.19	○						○	○					山口地裁係属中	
	計	3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	3件	0件	0件	0件	0件	0件	
徳島県	徳島市	・市長に対する登記手続き及び建物収去土地明渡を請求することを怠る事実の違法確認の請求 ・賃料相当額の請求することを市長に対して求める請求	H19.4.28	○						○	○		○			H21.2.19最高裁上告不受理決定	
徳島県	徳島市	市議会議員に対し違法に支出した政務調査費について不当利得返還の請求をすることを市長に対して求める請求	H19.12.11	○							○					現在徳島地裁係属中	
徳島県	徳島市	職員に対し損害金を請求することを市長に対して求める請求	H20.4.17	○							○		○			H21.1.9徳島地裁請求棄却	
徳島県	徳島市	・市長に対する負担金支出の差止めの請求 ・団体に対する負担金の返還及び職員に対する損害金の請求をすることを市長に対して求める請求	H20.5.30	○				○			○					現在徳島地裁係属中	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
徳島県	鳴門市	貸し付けている土地の賃借料が低額すぎることによって生じた損害の支払いを鳴門市長に請求せよ。固定資産税の課税・徴収をしないことの違法確認、建物の固定資産税500万円の支払いを請求	H19.6.29	○							○	○					H21.6.12徳島地裁請求棄却 現在、高松高裁で係争中
徳島県	鳴門市	特別土地保有税の徴収義務を怠ったとして、市長に対して当該事実の違法確認及び相当額の賠償請求	H16.8.10	○							○	○	○				H20.2.22高松高裁
徳島県	阿南市	市長、担当職員に対する違法・不当な公金の支出に対する返還、支出の差止め、慰謝料の請求	H20.6.24	○				○				○					現在、徳島地裁係属中
徳島県	吉野川市	政務調査費違法支出損害賠償請求	H19.10.5	○								○					現在、徳島地裁において係争中
徳島県	石井町	溶融炉調査研究事業費の支出	H19.7.6	○								○					H20.3.17取り下げ
徳島県	石井町	高川原27号線除草作業委託契約	H20.10.21	○								○					徳島地裁係属中
徳島県	石井町	池田公園駐輪場設置工事	H20.11.17	○								○					徳島地裁係属中
徳島県	石井町	庁舎等公共施設8カ所清掃業務委託契約	H20.11.17	○								○					徳島地裁係属中
徳島県	那賀町	助役・J A阿南に対し、不正な一時借入金の手続きの処理により町に損害を与えたので損害賠償を求める	H20.3.14	○	○							○					徳島地裁係属中
徳島県	上板町	町長はA・Bに対し連帯して損害賠償請求と委託契約の一部差止め	H20.1.15	○				○				○					徳島地裁係属中
計		14件		14件	1件	0件	0件	3件	0件	3件	14件	0件	3件	0件	0件	0件	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置がある場合	監査委員が勧告を法定期間に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
愛媛県	松野町	違法公金支出損害賠償請求（旅費不正受給）	H20.3.28	○				○									21.3.19 訴え取下げ
愛媛県	鬼北町	町有財産の不適正な管理による損害の賠償請求	H20.8.23		○												現在、松山地裁係属中
計		5件		4件	1件	0件	0件	3件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	
高知県	高知市	国保特別調整交付金未請求に係る違法確認及び損害賠償請求（高知市国保特調事件）	H19.8.29	○							○	○	○				20.1.29高知地裁請求却下 20.6.24高松高裁控訴棄却
高知県	土佐町	第3セクターに対する町の出捐金5,000万円、8,000万円の返還を求めるとの請求	H20.6.23	○									○				21.4.28高知地裁請求棄却 現在高松高裁係争中
計		2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	2件	1件	1件	0件	0件	0件	
福岡県	北九州市	前市長に対し公金支出に伴う損害賠償をを求める請求	H20.1.23	○													現在、福岡地裁係属中
福岡県	福岡市	不当な公金の支出について、これを行った職員（当時市長）に損害賠償を請求することを執行機関である市長に対して求める	H18.5.23	○										○			19.4.27福岡地裁原告1名については請求棄却（その他は却下）
福岡県	福岡市	市長に対して、談合企業に対する請求を怠っている事実が違法であることの確認を求める請求	H12.8.3	○											○		18.4.25福岡地裁一部認容 19.11.30福岡高裁請求棄却（21.4.23最高裁談合企業の上告棄却）
福岡県	福岡市	市に対し、財産管理を怠っている事実が違法であることの確認を求める請求	H19.7.17	○													19.4.22福岡地裁請求却下 21.2.4福岡高裁請求棄却 現在、最高裁へ上告受理申立中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
福岡県	福岡市	市長に対して、不当利得返還請求権を行使を怠っているとして請求（政務調査費）	H19.12.28	○							○						現在、福岡地裁係属中
福岡県	小郡市	資源回収奨励金交付禁止請求	H18.4.24	○				○							○		20.10.9福岡高裁 原判決取消し、被控 訴人の請求棄却 現在最高裁係属中
福岡県	前原市	違法公金支出返還請求	H18.9.1	○							○	○					19.10.10福岡高裁
福岡県	前原市	不作為の違法確認請求	H20.12.5	○						○							21.6.30福岡地裁 請求棄却
福岡県	古賀市	市長に対する政務調査費返還請求	H20.7.15		○						○						現在、福岡地裁係属中
福岡県	うきは市	市長に対する公共工事予定金額の増額分の損害請求	H19.5.10	○							○						20.9.18福岡地裁 請求棄却 現在福岡高裁係属中
福岡県	うきは市	市長に対する入湯税未徴収金の損害請求	H19.5.10	○							○	○					20.12.25福岡高裁 請求棄却
福岡県	うきは市	市長に対する市営住宅未徴収金の損害請求	H19.5.10	○							○	○					20.10.24福岡高裁 請求棄却
福岡県	那珂川町	那珂川町の各財産区の財産管理者（現町長）に対して、平成18・19年度に違法な支出を認めた当時の町長個人に対して、損害賠償請求するように求めよ、との訴え	H20.5.7	○							○						係争中（第8回口頭 弁論終了）
福岡県	篠栗町	町長に対する保育料の徴収を怠る事実の違法確認等請求	H18.8.30	○						○	○	○	○				19.10.18福岡地裁 一部違法確認 その余は請求棄却
福岡県	篠栗町	町長外職員2名に対する出張旅費の一部架空請求分返還請求	H18.10.4	○							○	○					19.11.13福岡地裁

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	同項第5号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴		
福岡県	篠栗町	町長に対する石像再建事業補助金の不正支出に対する損害賠償請求	H18.10.25	○							○		○				19.10.18福岡地裁
福岡県	篠栗町	町長に対する町立児童館設計等の不正支出に対する損害賠償請求	H19.5.9	○							○	○	○				21.1.30福岡地裁 一部却下、一部棄却
福岡県	篠栗町	町長に対する町観光協会補助金の違法支出に対する損害賠償請求	H19.6.28	○							○		○				20.3.21福岡地裁 請求棄却 20.11.20福岡高裁
福岡県	篠栗町	町長に対する町民体育館駐車場の不正売却に対する損害賠償請求	H19.8.9	○							○		○				20.3.14福岡地裁
福岡県	篠栗町	町長に対する町立小学校給食室工事監理料不正支出に対する損害賠償請求	H19.8.20	○							○	○					20.7.17福岡地裁
福岡県	篠栗町	町長に対する学校運動場用地の違法貸付に対する無効確認等請求	H19.12.27	○					○		○	○	○				20.11.28福岡地裁 一部却下、一部棄却
福岡県	篠栗町	町長に対する給食室工事費不正支出に対する損害賠償請求	H20.2.8	○						○	○	○	○				21.1.30福岡地裁 一部却下、一部棄却
福岡県	篠栗町	町長に対する町への遺贈資産に関する職務を違法に怠る事実確認請求	H20.4.23	○						○		○					20.11.11福岡地裁
福岡県	水巻町	町長に対する占用許可処分無効確認等請求住民訴訟	H19.12.3		○				○								19.12.3福岡地裁 19（行ウ）第63号 現在、係属中
福岡県	遠賀町	町長に対する交際費の支出に伴う不当利得返還請求	H20.9.17	○							○						福岡地裁係属中
福岡県	遠賀町	町長に対する補助金支出に伴う損害賠償請求	H20.11.14	○							○		○				21.6.30福岡地裁 請求棄却
計		26件		24件	2件	0件	0件	1件	2件	6件	20件	5件	13件	2件	1件	0件	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
佐賀県	唐津市	航空写真撮影業務及びデジタルオルソン作成業務契約が違法であり、市長に対し損害賠償を求める	H20.4.30	○							○						佐賀地裁係属中
佐賀県	唐津市	固定資産評価土地評価統一及び情報管理システム導入業務委託契約が違法であり、市長に対し損害賠償を求める	H20.7.22	○							○						佐賀地裁係属中
佐賀県	唐津市	平成19年度固定資産土地評価統一調査業務委託契約が違法であり、市長に対し損害賠償を求める	H20.7.22	○							○						佐賀地裁係属中
佐賀県	伊万里市	違法不当な財務会計行為による損害賠償の請求について	H20.4.2	○							○						佐賀地裁係属中
佐賀県	有田町	町長に対する違法契約締結に伴う支出金の返還請求	H20.8.19	○					○		○					○	21.1.31佐賀地裁判決確定
計		5件		5件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	4件	1件	0件	0件	0件	1件	
長崎県	長崎市	違法、不適正な会計処理に係る幹部職員及び関与した市職員に支出した全額の返還請求を市長に請求	H19.9.7	○							○						長崎地裁係属中
長崎県	五島市	市長及びA社に対する移設費相当損害金の請求	H20.4.25	○							○						現在、長崎地方裁判所で係属中
長崎県	西海市	合併前の旧構成町長の不当な公金の支出（条例に基づかない臨時職員の退職慰労金の支出）に対する損害賠償請求履行請求	H18.6.26		○						○			○			20.3.26 福岡高裁判決確定（最高裁上告棄却）
長崎県	佐々町	町長個人に対する双方代理違反に伴う損害金（800万円）の請求	H18.11.20	○							○			○			H20.1.15長崎地裁判決確定
長崎県	佐々町	町長に対する違法支出に伴う損害金（10,580,251円）の請求	H19.2.20	○							○	○					H19.12.25長崎地裁

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
長崎県	佐々町	歴代の元町長、前町長、現町長に対する違法徴収、賦課漏れによる損害金（706,477,000円）の請求	H21.1.23	○							○						現在、長崎地裁係属中
	計	6件		5件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	6件	1件	0件	2件	0件	0件	
熊本県	天草市	天草切支丹館解体工事に係る公金支払差止等請求	H19.12.28	○							○	○					21.6.12熊本地裁
	計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	0件	0件	0件	
大分県	佐伯市	高齢者社会福祉施設の業務委託終了後の利用者引き抜き行為について	H19.5.2	○						○							19.7.23 訴訟取下げ
大分県	佐伯市	法定外公共物である里道・水路の管理の違法性について	H19.6.29	○						○		○					H21.6.23大分地裁 請求棄却
大分県	豊後大野市	隣接耕作者によって占有された里道を明け渡すよう請求しなかったことは、市が財産管理を怠った。	H20.5.30	○						○							21.3.18 訴訟取下げ
	計	3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	
宮崎県	清武町	町長の違法不当な公金支出に伴う損害金（700万円）の請求	H18.4.7		○				○						○	○	H20.2.6福岡高裁宮崎支部 請求認容
	計	1件		0件	1件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	
鹿児島県	枕崎市	政務調査費返還履行請求（政務調査費の使途目的に反するとして政務調査費の返還について争うもの）	H19.5.25	○							○						H21.3.27鹿児島地裁 原告一部勝訴 現在、福岡高裁宮崎支部にて係属中
鹿児島県	霧島市	政務調査費返還履行請求	H19.11.16	○							○						現在、鹿児島地裁係属中
鹿児島県	屋久島町	屋久島町長に対する支出金返還請求	H20.4.14	○							○	○					20.9.16鹿児島地裁

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置に不服がある場合	監査委員は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
鹿児島県	屋久島町	屋久島町長に対する損害賠償確認及び返還金請求	H20.7.31	○							○						現在、鹿児島地裁係属中
	計	4件		4件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	4件	1件	0件	0件	0件	0件	
沖縄県	那覇市	那覇市長翁長雄志に対し、金48億6,612万円支払うよう請求することを求める	H20.4.16	○							○						那覇地裁係属中
沖縄県	石垣市	市有地の払い下げに関与した市長の損害賠償請求	H19.7.5	○							○	○					19.12.19那覇地裁請求却下
沖縄県	国頭村	前村長及び5人の職員に対する違法支出金の損害賠償請求	H20.8.14	○							○						現在、那覇地裁係属中
	計	3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	1件	0件	0件	0件	0件	
	合計	468件		441件	19件	4件	6件	66件	23件	63件	389件	61件	146件	19件	5件	11件	